

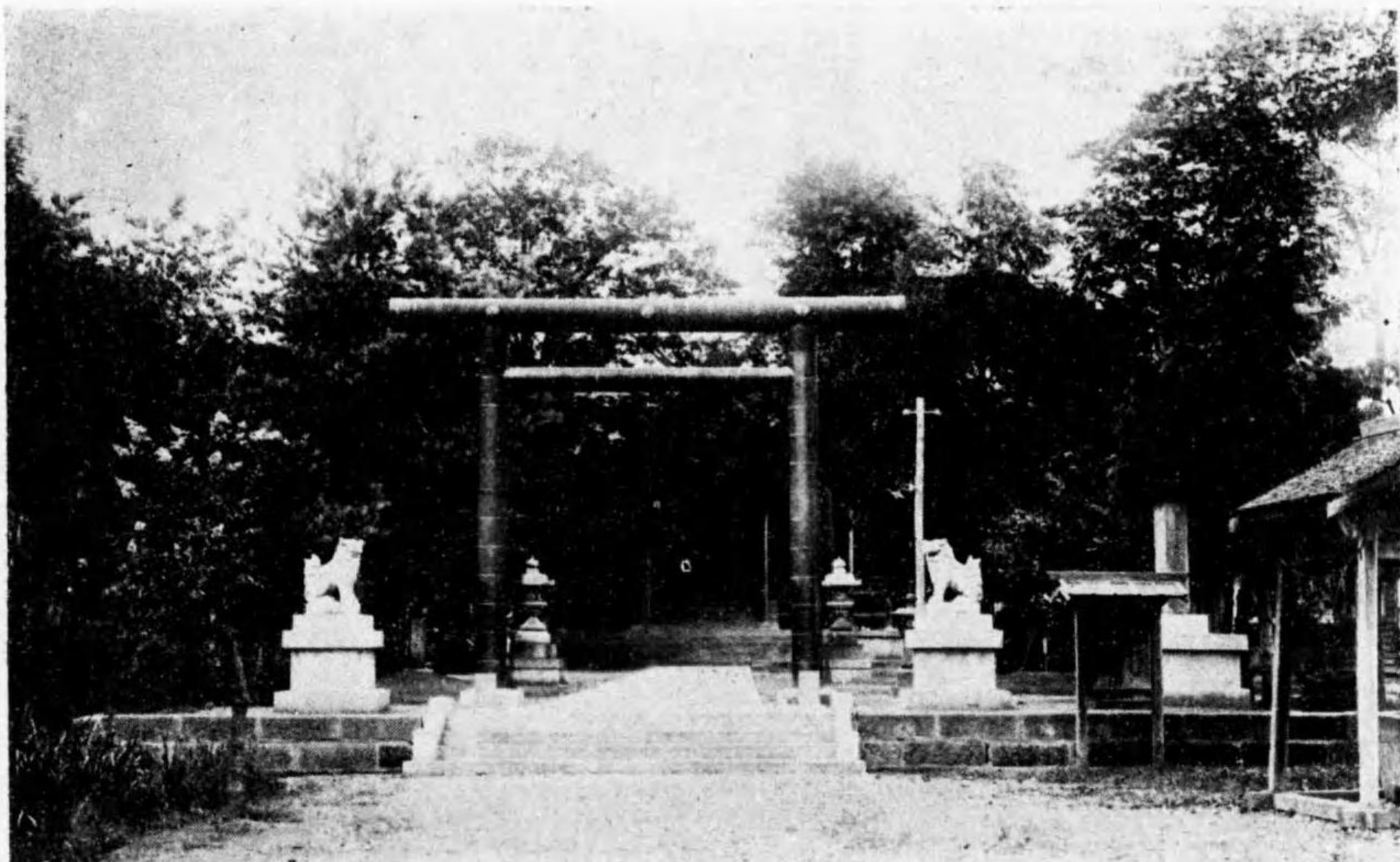


社殿側面

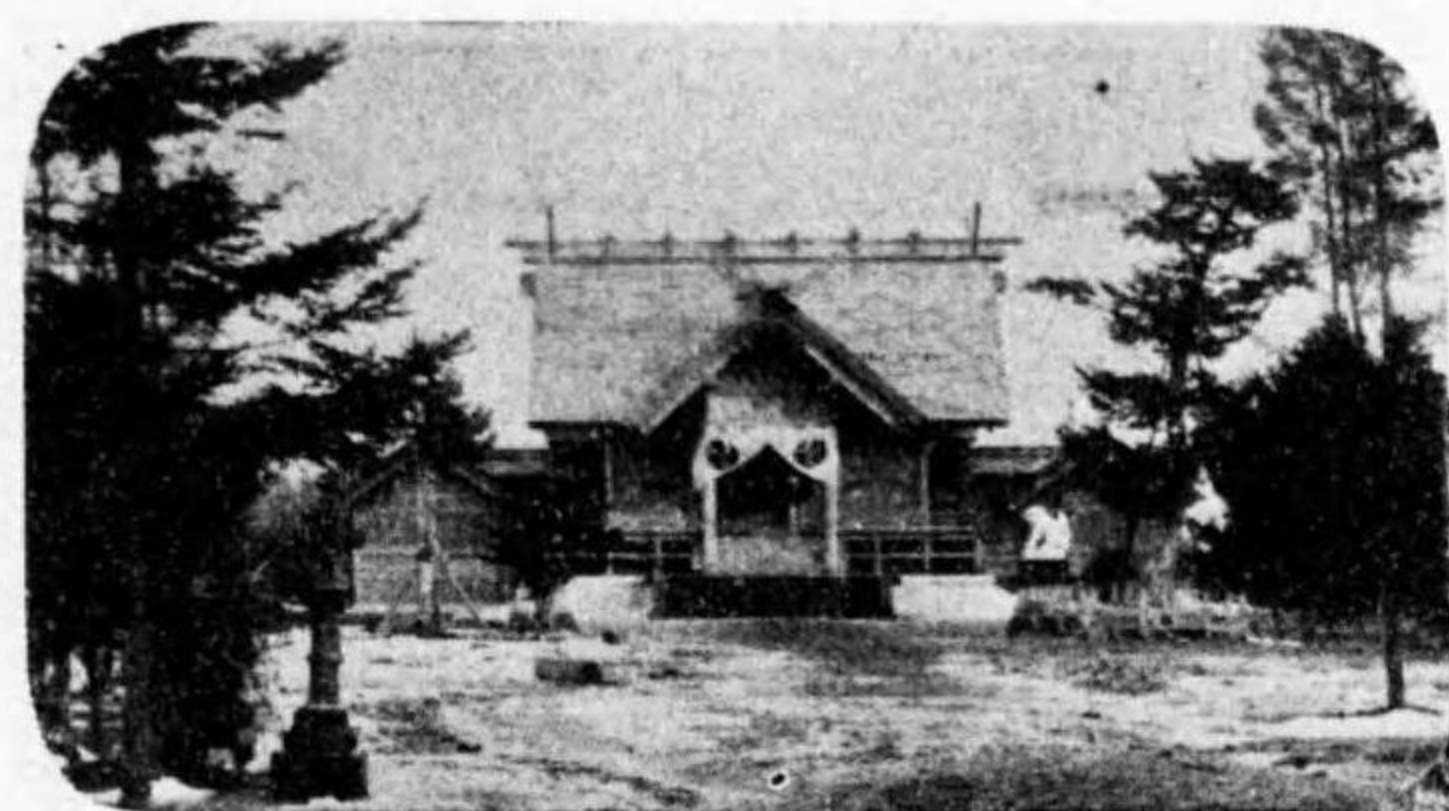
- 一、境内地 岩見澤市街地南方鳩丘と稱する高臺に位し緑樹の間には數種の櫻ありて花の頃杖を引く人多し。社殿の前方一の鳥居前には一萬一千町歩の水田を養ふ北海土功組合の灌漑溝あり川幅十間餘の清流を距て、町公園豫定地に接し二千六百八十三坪及附屬地千坪あり。
- 一、寄進 境内地二千五百坪、石黒長平。大鳥居(花剛石)三谷八兵衛。大鳥居(軟石)山口由太郎。銅鐵御神馬 三谷榮次郎 橋本元藏、河原吉太郎、河原長藏等。其他青銅燈籠、石燈籠、高麗等奉納多數あり。
- 一、開村紀念碑 明治十七、八年來住者當時の史を刻したるものにて境内に在り。
- 一、財産 土地九町五反歩並に預金壹萬五千圓あり。
- 一、社職 現社司植田昇、皇典講究所の出身 非常時局に際會し皇道の宣揚に盡しつゝあり。
- 一、附屬團體 奉齋青年會 例年御神輿渡御に奉仕。稚兒神樂 大祭に奉仕。

北海道空知郡美唄町鎮座
縣社 空知神社

- 一、祭神 天照皇大神 大己貴神 少彥名神 大山祇神 倉稻魂神 埴安姫神
- 一、由緒 明治二十四年屯田兵特科隊を募集せらるゝに當り、當地に騎砲工の三隊を設置し各縣より應募したる四百戸の移住者を屯營せしめ開拓と國防との任務に従事せしめたるに開村し、以來四ヶ年を以て兵村を完成したり。同時に神社を創祀し、明治二十七年社殿落成し奉齋す同三十四年九月公認を受け、同四十四年十二月村社に列し、大正十一年八月社殿改築。同十四年二月郷社に列格。昭和八年八月十二日縣社に列せらる。
- 一、祭典 例祭 九月十一、十二日 神幸祭は十一日にして元屯田隊に因み當日は數十名の青年騎馬隊執槍佩劍の武裝にて祭列の前後を護衛奉仕し尊嚴壯烈の氣宇に充つ。
- 一、社殿 神明造三十二坪 其他建造物 神輿殿六坪、社務所(木造平屋銅板葺)五十坪、社司住宅木造平家亞鉛板葺三十六坪、其他二十四坪。
- 一、境内及社有地 境内 二千三百七十坪 宅地 二千三百五十坪、山林 七反七畝歩、畑三町三反歩。
- 一、氏子數 五千八百戸
- 一、神職 社司 從七位 石井良韜 社掌 正八位 橋本不二政



境内の櫻花



社殿正面

北海道空知郡砂川町字砂川鎮座

郷社 砂川神社

一、祭 神 天照皇大神 豊受姫大神 大國主大神

一、由 緒 明治三十三年十一月創立。大正四年四月十五日村社に昇格。同年九月四日神饌幣帛料供進指定せらる。昭和五年一月二十二日郷社に列せらる。

二、祭 典 祈年祭 三月二十七日 例祭 八月二十六日

一、社 殿 (神明造) 本殿 五坪五合 渡殿 二坪二合五勺 幣殿 六坪 神饌所 一坪 祭具所 四坪 衣紋所 四坪 奏樂所 一坪三合三勺 傳廊 二坪九合九勺 拜殿 二十一坪二合二勺 向拜殿 二坪二合五勺

一、境 内 一町歩(免租地) 境外隣接地 二町一反六

一、財 産 畑地 八町九段歩

一、氏 子 數 郵便貯金 (現在) 四千圓也

一、神 職 社司 宮内秀善

山形縣東山郡大郷村大字船町二十三番地に生る、代々神職たり。明治三十九年三月十日郷里船町村社八幡神社々掌に補せらる。大正五年二月渡道、大正六年三月岩内町縣社岩内神社々掌。大正七年五月幌別郡幌別村郷社幌別神社々掌。大正八年十一月村社砂川神社々掌に補せられ、昭和五年一月砂川神社郷社に昇格と同時に同社々司に補せられ今日に至る。

空知郡瀧川町字一ノ坂鎮座

郷社 瀧川神社

一、祭 神 天照皇大神

一、創 立 明治三十九年五月四日

一、祭 典 春季祭 六月九、十、十一日

例祭 八月二十三日(二十二日 宵宮祭 二十三日、二十四日神幸式あり)

一、社 殿 神明造 本殿、幣殿、拜殿、神饌所

社務所等總建坪九十六坪七合五勺

一、社 有 地 二町六反五畝余歩

一、氏 子 瀧川町一圓 二千五百戸

一、境 内 社 稻荷神社 祭神 稻荷大神

一、神 職 社司 石丸幸雄 社掌 石丸了亮



石狩國夕張郡由仁村裏三百二十一番地鎮座

郷社 由仁神社

一、祭 神 天照大神

配祀 大己貴大神 八幡大神

一、由

緒 當神社は明治二十五年由仁村を置かると共に神社なきを遺憾とし佐藤宇八、諸橋龜吉、外山信治、菅原要太郎、後藤友太等發起して今の伏古通りに當地方開拓守護神として無願小社殿を新營し、天照大神、大己貴大神を奉祀し同年四月十二日遷座祭を兼ね祈年祭を執行す。

祭事は元庄内の藩士佐藤宇八これに當り爾來同人は初代神主として同神社に奉仕せり之れ由仁神社の創始なり。尋て明治三十年五月八日今の中市街中央に移轉遷座祭を執行し、明治三十六年十二月一日公認せられ、翌三十七年九月十二日現位置に社殿を造營奉遷す即現在の御神殿なり。明治三十九年九月十四日伏見、山形兩郡落民の希望を入れ八幡大神を合祀して三柱の大神となす。明治四十四年十二月二十九日村社に列せられ大正元年三月十四日神饗幣帛料を供進指せられ、大正六年七月廿四日現位置に造營成り遷座祭を執行す即現在の拜殿これなり。同年九月四日例祭日變更の件開届けられ爾今毎年九月二十一日を以て例祭日と定む。大正十三年五月七日内務省北社第八號を以て郷社に列格せらる。

一、祭 典 祈年祭 四月二十日

例 祭 九月廿一日 幣帛供進使參向

新嘗祭 十月廿三日

春祭及創立紀念祭 四月十一日

月並祭 毎月二十一日

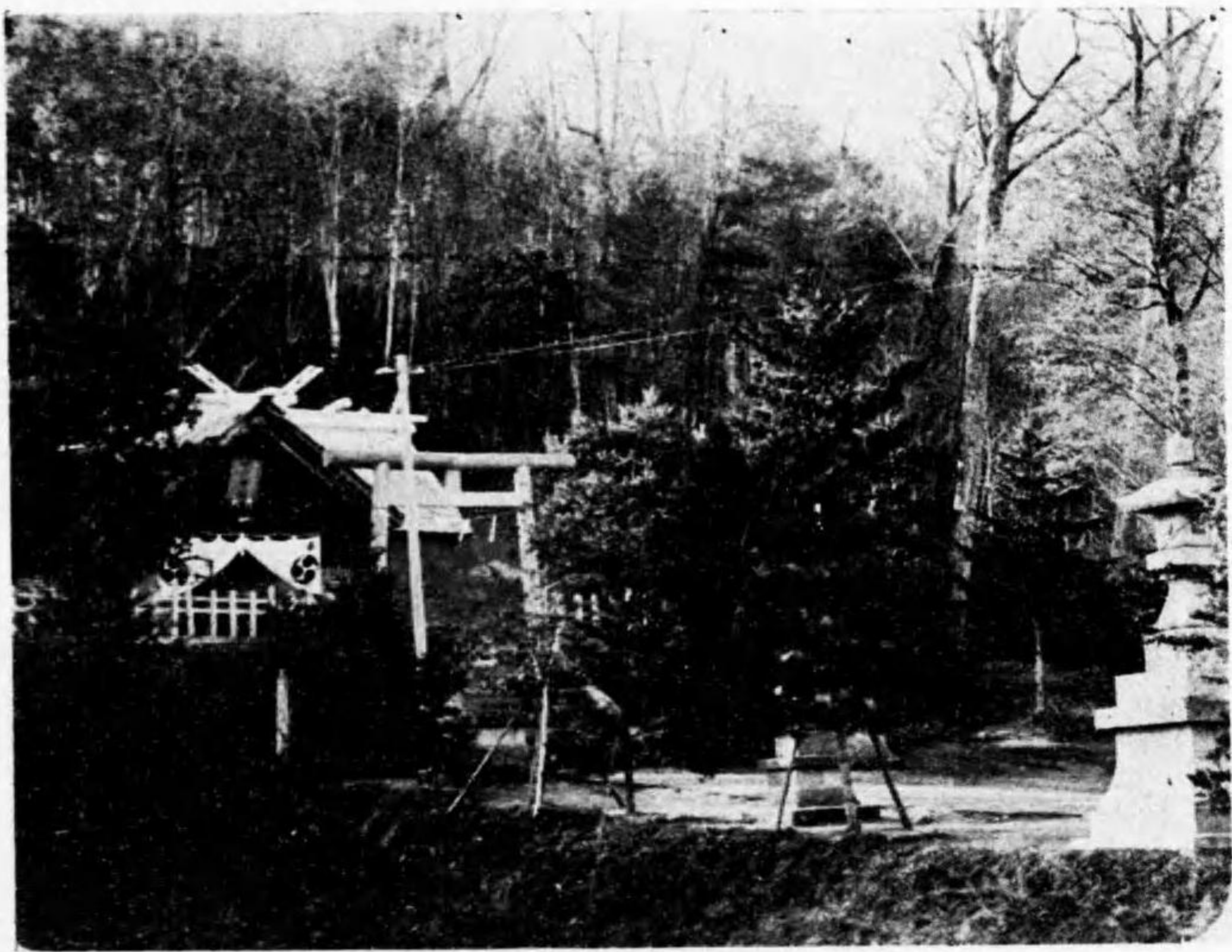
その他公式祭典は曆表の通り執行す

殿 社殿は神明造にして御神殿七坪、幣殿八坪

拜殿十五坪、向拜二坪、神饗所二坪、神輿殿四坪

その他社務所四十七坪、備品倉庫七坪を有す。

一、社



一、境内地 由仁市街地を離る、西方高丘に位置し松、柏、櫻、楓樹等の老木多く高燥清閑の境にして花の頃杖を引く者多し、公園豫定地に隣接し、境内一千坪及附屬地三千三百七十坪を有す。

一、社有地 宅地 二千五百八十坪 畑 十町二反歩

一、基本財産 郵便貯金 八百二十圓

一、氏子戸數 由仁村一圓千六百戸

一、神 職

社掌 自明治三十六年十二月一日至大正十三年九月廿日 初代 佐藤宇八

社司 自大正十三年九月二十一日至昭和五年二月十三日 二代 佐藤智久

社掌 自大正十四年九月廿日 至昭和五年二月十三日 在 佐藤智久

社司 自昭和五年二月十四日 至 現 在 佐藤智久

一、功 勞 者 諸橋龜吉、吉崎良亮、佐藤宇八。

一、寄 進 物

燈籠 一對 時價一千三百圓 札幌 大島喜一郎

同 一對 同 三百圓 札幌 吉崎良亮

同 一對 同 二百圓 消 防 組 員

鳥居 同 同 四百圓 札幌 吉崎良亮

鳥居 同 同 三百圓 伊 藤 幸平

手水鉢及手舎 時價二百圓 伊 藤 幸平

神輿並に附屬品 時價二千圓 伊 藤 幸平

石段並に敷石 時價三千圓 伊 藤 幸平

唐獅子一對 時價四百圓 伊 藤 幸平

一、附屬團體 郷社由仁神社協賛會

樺戸郡月形村字知來乙二六一ノ二一 鎮座

村社 樺戸神社

一、祭 神 大國魂命 大名貴命 少彦名命

一、由 緒 明治三十一年十月十日創立出願

同三十三年八月二十三日許可せられ、大正

十一年五月九日村社に列格、同十一年六月

四日神饗幣帛料供進神社に指定せらる。

一、例 祭 八月二十四日

一、社 殿

本殿 一間四尺一 拜殿 三間一

一間三尺五寸 拜殿 二間半

一、境 内 一千坪

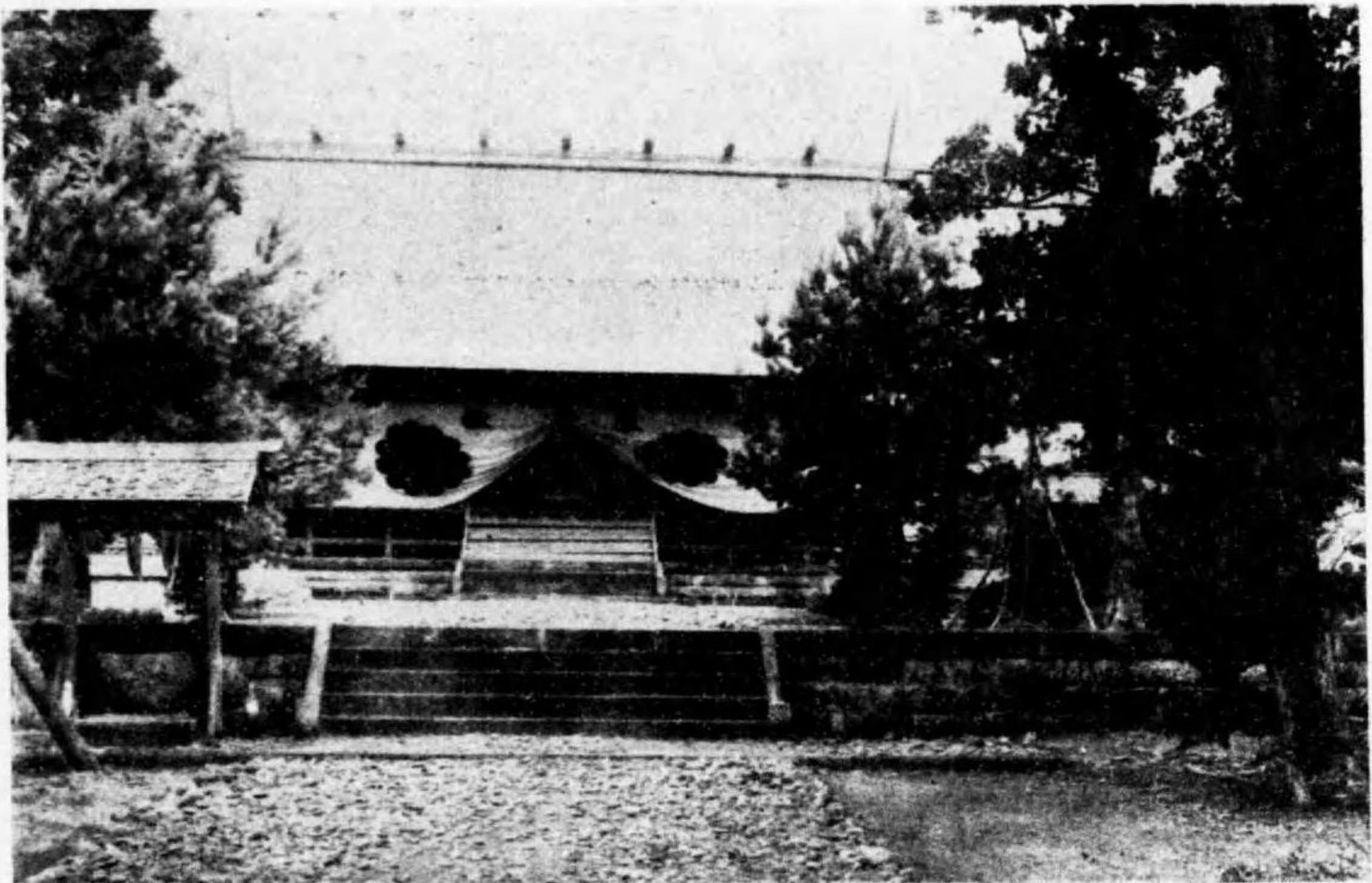
一、氏 子 六百戸

一、神 職 佐藤智久(御社由仁神社々司兼務)

雨龍郡一已村鎮座

郷社 大國神社

一八四



一、祭 神 大國主大神 天照皇大神

一、由 緒 明治三十年屯田兵當時開村紀念標を練兵場に建立せしに始まり爾來柏山儀市小祠を設け神事を司掌せしに人心歸依するもの四百余戸となり、同三十八年八月出願、同三十八年十一月七日創立許可せらる。

同四十三年三月十二日落成の旨届出。同四十三年十一月十日境外地三十四町歩増加届出。同四十三年十月社務所建築追認出願、同四十四年十二月三日許可。大正元年九月三日村社に列し、大正十一年六月二十四日郷社に列格す。昭和三年六月二十九日社務所改築出願、同三年七月二十八日許可、同九年三月十五日竣工す。

一、例 祭 九月七日

一、社 殿 本殿、拜殿、社務所

一、境 内 四百六坪

一、氏 子 六千戸

北海道深川町鎮座

郷社 深川神社

一、祭 神 大國主大神 神武天皇 配座梨木ノ神
緒 明治二十八年八月深川町市街未だ人煙稀少にして僅に二十戸内外の商家點在せる頃移住民崇敬の神社無きを遺憾とし上中福男、浦典相、東武、瀧口專之助、堀藤五郎、大塚直吉、北倉文五郎等發起し寄附金を得て今の仲町五、六丁目間に一小社殿を造營し畝火樞原神宮御祭神神武天皇別格官幣社梨木神社大神を奉祀し同年八月二十日遷座祭を舉行す。元大和の國十津川の郷土浦典相祭事執行し爾來同神社主たり。尋て明治三十二年八月仲町三、四丁目間に奉遷、同三十五年五月二十一日出雲大社御祭神大國主大神を合祀す。同三十六年六月花園町西側に遷じ奉り、踰へて同三十八年八月現在地の内七百二十坪を菊亭修季侯爵より寄附せられ此處に遷し奉る。大正三年十一月十四日創立許可、同九年九月村社に昇格、同年十月九日神饌幣帛料供進指定せられ、昭和六年五月二十九日郷社に列格せらる。

一、祭 典 例 祭 八月二十日 幣帛供進使參向
(神幸式あり)

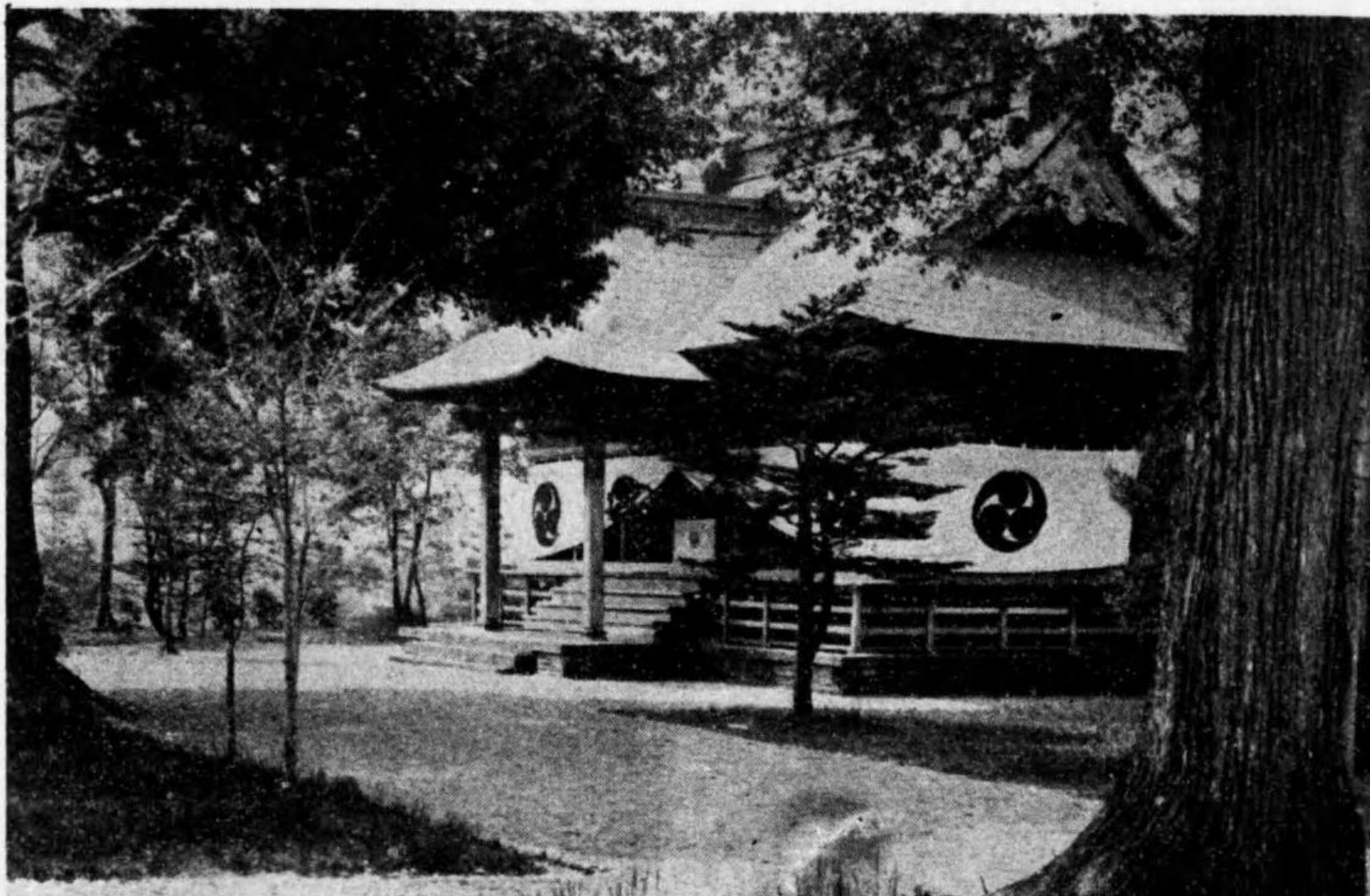
一、社 殿 月次祭 毎月一日

一、境 内 本殿(神明造)大正四年八月六日造營
拜殿(入母屋造)大正六年七月四日造營

一、社 有 地 千九百七十八坪
境内一圓大樹繁茂し此地方稀に見る森殿なる神苑なり。

一、氏 子 宅地三十六百廿一坪、畑五町六段九畝五歩
深川一圓及第六區(千六百餘戸)

一、神 職 初代浦音吉は先考浦典相が創建以來奉仕の後を繼ぎて大正三年神社創立許可と同時に初代の社掌に補せらる。大正十三年其の息浦武四郎後を襲ひ尚昭和六年郷社に列格せらるゝや初代の社司たり。



一八五

雨龍郡雨龍村鎮座

郷社 雨龍神社

一、祭

神 天照皇大神
應神天皇 蜂須賀家政
松平康長

一、由

緒 明治三十三年十月十五日移住民二百七十戸にて出願、同三十四年四月四日創立許可せらる。同三十五年九月二十六日社殿建築完了届出大正四年六月二十五日祭神變更並に社號を雨龍神社と改稱方出願、同年七月八日許可を得。大正六年六月三十日村社に列す。大正十四年四月十日



樺戸郡新十津川村鎮座

郷社 玉置神社

一、祭

神 天照皇大神 國常立尊
伊弉諾尊 伊弉册尊 神日本磐余彦尊

一、由

緒 元奈良縣吉野郡新十津川村式外郷社玉置神社の分靈を奉齋す。明治二十七年六月二十四日本村字上徳富シヌ島に假社殿を設置し、同三十年三月二十八日出願同三十年八月二十四日創立許可せらる。同三十四年四月二十五日社殿造營落成す。大正四年十二月二十一日村社に列し、同五年一月十五日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和五年八月十一日郷社に昇格、同九月十一日供進指定せらる。

一、例

祭 九月二十七日

一、社

殿 本殿、幣殿、拜殿、社務所

一、境

内 五千坪

一、氏

職 子 二千七百七十三戸
社司 山田市太郎 社掌 藤原忠光

例社境氏神

祭神增加出願、同年四月二十九日郷社に列格す。
四年八月二十九日
祭殿 九月十五日
本殿、幣殿、拜殿、社務所
職子内殿 九月十五日
社司 九百五十戸
多羅尾金之助 崇敬者 五千四百二十六人

空知郡栗澤村鎮座

郷社 栗澤神社

一、祭

神 天照皇大神 大國主命
應神天皇

一、由

緒 明治二十七年九月一日栗澤村第三部に奉祀せしを以て創始とし、明治三十四年八月九日創立許可せられ栗部神社と稱し奉る。明治四十四年九月十一日現在の鎮座地に奉遷し、明治四十五年六月二十五日栗澤神社と改稱し奉る。大正八年九月十六日村社に、昭和九年十一月二日郷社に加列せられ、同年同月二十日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

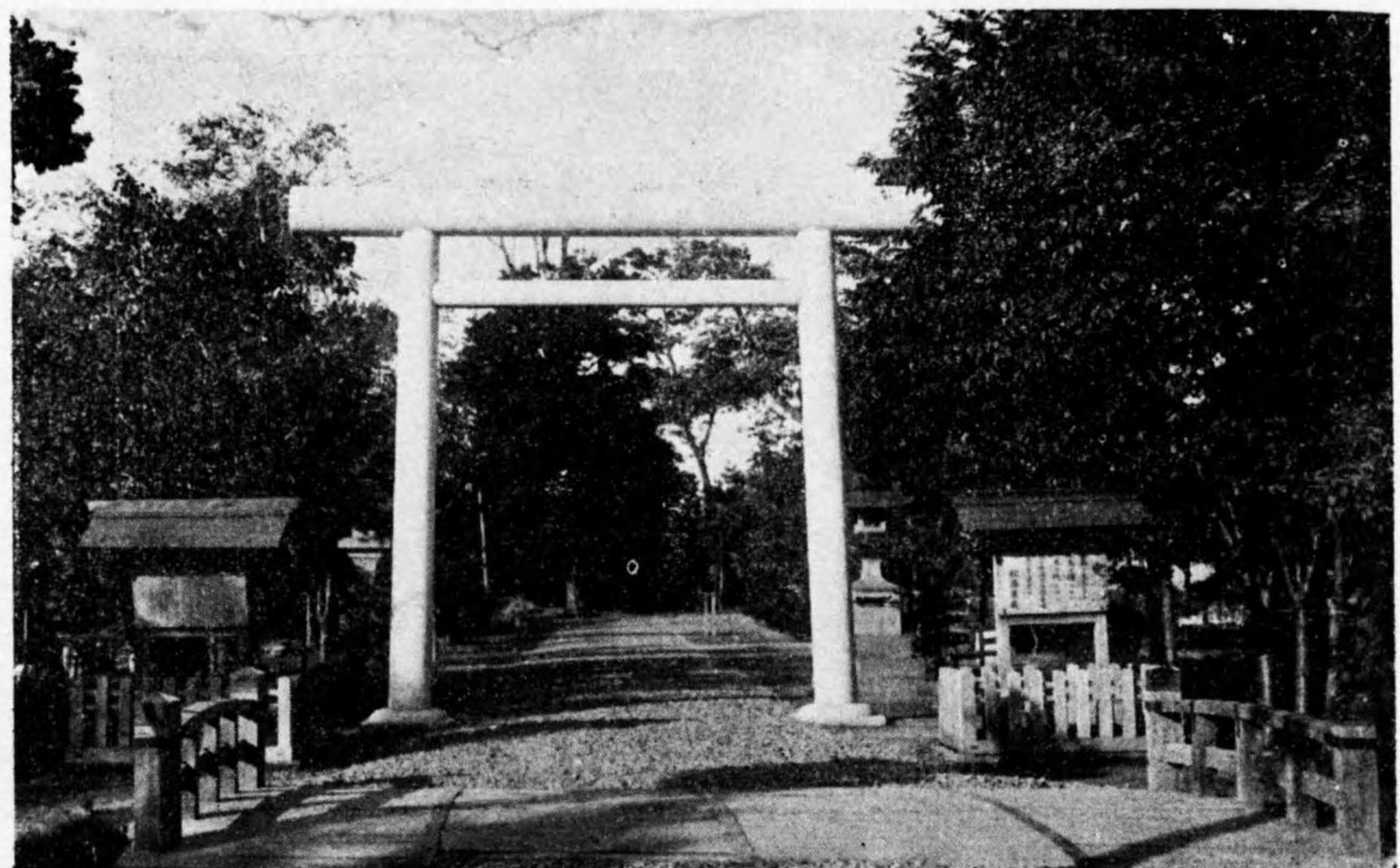
一、祭典

例祭 九月十八日 神幸式あり

月次祭 毎月一日

一、社殿

昭和九年の御造營に係り神明造なり
總建坪 四十五坪九合
神輿殿 八坪七合五勺



第一鳥居



社 殿

社務所及附屬建物 八十六坪余

一、境 内地 三千六百十六坪

社境は數百年を経たる老樹鬱蒼と蔽ひ繁り泉水あり、池亭あり、社宇壯嚴、蓋し稀なる神苑と云ふべし。

一、財産社有地

田 五町歩

殖民社

畑 二反六畝歩

清真布

現金 二千圓

一、氏 子 栗澤村一圓 三千三十戸

一、神職並に社務員

社司 石橋七藏

社掌 林理作 外に伶人四名

巫子五名 氏子總代十名 世話人若干名。



社司 石橋七藏

空知郡三笠山村大字市來知村鎮座

村社 市來知神社

一、祭 神 天照皇大神

合祀 豐受姬大神 大山祇大神

一、由

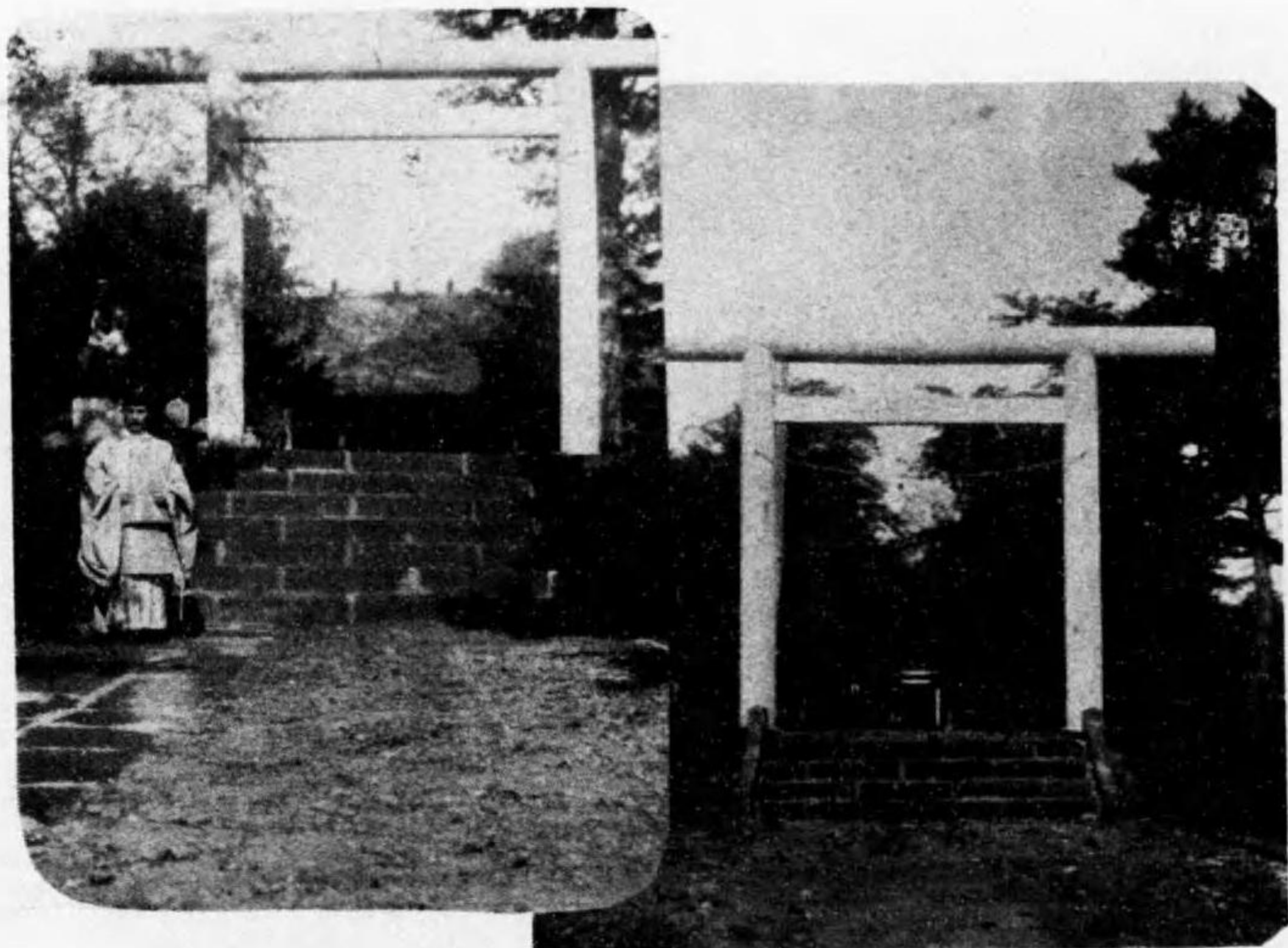
緒 天照皇大神は村民一般平素信仰する處、合祀豐受姬大神

大山祇神は當村の地勢山を負ひ野を帯びて山野大いに開くを以て其の業の安全を祈らむが爲め、右御祭神を假に奉安崇敬し來りたるが村勢の發展と共に信徒増加するに及び村中協議の上明治二十一年五月中出願、同二十一年十月十日創立許可せらる。翌二十二年六月造營落成す。地所は空知監獄署用地を借地中の處明治二十一年五月官地拂下方出願し、同二十二年十月十日許可せられたり。同二十六年一月六日社殿火災に罹り焼失す、舊圖に依り再建同年七月一日落成す。大正五年六月本殿改築、神饌所、玉垣等の新築に着手、同年九月四日落成す。大正九年五月四日昇格申請、同年九月六日村社に列せられ、同年十一月六日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、社 殿 本殿、幣殿、拜殿、神饌所、社務所

一、境 内 小高き丘陵地に位し境内廣濶、鬱蒼たる樹林を繞らし森嚴なり。

一、神 職 社掌 渡邊芳吉



第一鳥居及參道

第二鳥居より

空知郡三笠山村大字幌内村炭山鎮座

村社 幌内神社

- 一、祭 神 大國主大神 大山祇命 鹿屋野比賣大神 相殿 上津姫命 下津姫命

一、由

緒 明治十三年五月十二日當礦探炭事業開始と同時に伊豫國一ノ宮大山祇神の御分靈大山祇神、上津姫神、下津姫神を勸請奉齋し金箔塗り横巾四尺長十二尺の神額額面を奉納す。村民の尊榮益々加はり明治三十四年、社號公稱申請の議起り其の申請に當り炭礦鐵道會社取締役井上角五郎、高島嘉衛門に謀り、更に尊嚴なる御祭神の奉齋を仰ぐこととなり、東京なる出雲大社教分院に於て千家管長齋主となり、大國主神、大山祇神、鹿屋野姫神の三柱を白木總檜神明造の神輿に奉戴し海陸護衛の上御渡行當地着鎮座祭を執行す。同三十四年四月創立出願、同四月二十日村社に列せらる。大正十一年十一月二十五日昇格出願、同十二年一月十六日村社に列せらる。

二、祭

御 外曆表恒例祭 五月十一日、十二日（十二日神輿渡殿） 神明造（征章） 本殿二坪 幣殿五坪 渡廊長五十尺 拜殿十二坪 神饌所二坪二合五勺 社務所（平家）三十八坪二合五勺 神輿庫六坪 物置（二棟）六坪

三、境

境内 九百坪 外に境外地（御神園）千八百坪 社境は礦山と相對する稍々高き山の中腹に位し、全山古木老樹鬱蒼と茂り起伏する丘陵背後に連り、峽谷あり清流あり眺望風光共に絶佳、神域亦森嚴なり。

四、氏子

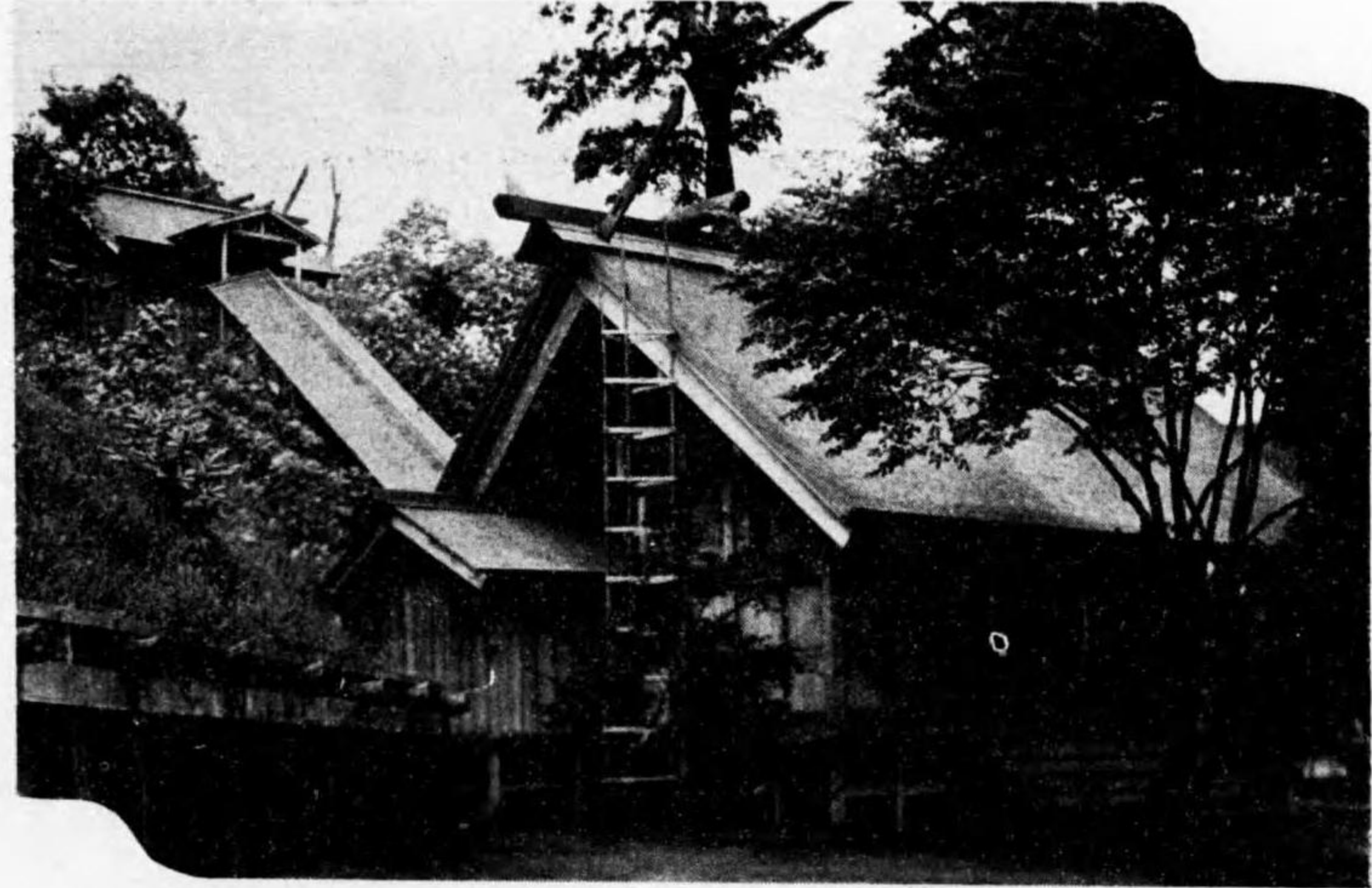
基本財産 現金並有價證券 金四千二百五十圓（昭和十年一月）右は明治三十五年四月永續基本財産として金參百圓也時の炭礦重役米倉清族の特志寄附に據るものなり。

五、附設事業

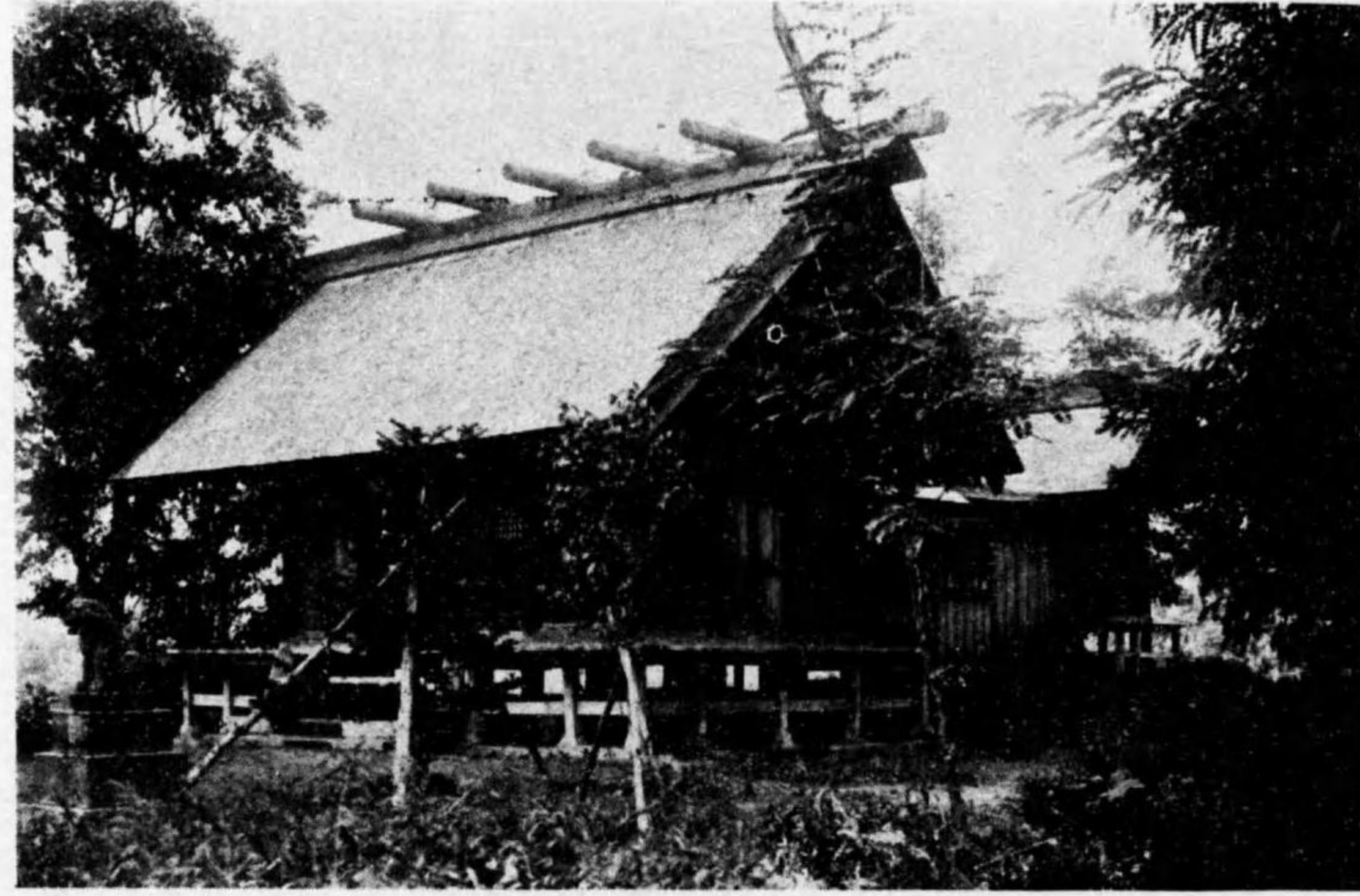
概内神社敬神講社 大正二年五月創設、毎月十二日夜講員一同行次祭を合せて執行し精神修養の講演を爲し敬神崇祖の信念を強化す。講員百八十名。同社中より神輿殿獻納其他に依り神職會長より表彰せらる。同社中より樂人六名を出し各祭典に奏樂奉仕す。

六、氏子組合

大正十年一月一日創立、神社の經費を支出す。



幾春別神社



空知郡三笠山村大字幾春別鎮座

幾春別神社

- 一、敬神 組會長 橋本萬なり。 神講婦人會 昭和七年三月創立、毎月一日月並祭に次で開催敬神崇祖に關する講演を爲し敬神徳行の普及を圖る。講員八十名あり。
- 二、職 初代社掌 田頭和左工門。二代社掌 菊田徳太郎。三代（現在）社掌 山形友藏、奉仕實に明治三十八年九月二十日より現今に至る三十一年余に亘り、神社奉仕の功勞者として表彰感謝狀を受くること前後八回に及ぶ。
- 三、氏子總代（現在）橋本萬、能勢莊吉、蜂谷吉三郎。

一、由

緒 大國主大神 大山祇大神 鹿屋野姫大神 明治十五年當炭山探炭事業開始と同時に大山祇神を奉齋し無類神社として一般の崇敬する處なりしが、明治三十六年九月十二日創立出願同年十月二十日創立許可せらる。明治三十六年九月十二日申請に當り、炭礦鐵道株式會社專務取締役井上角五郎、高島嘉衛門に謀り更に尊嚴なる御祭神の奉齋を仰ぎ、東京なる出雲大社教分院に於て千家管長齋主となり大國主神、大山祇神、鹿屋野姫神の三柱を奉齋す。白木總檜神明造の神輿に奉戴し海陸護衛の御渡行申請の運びに至る。社の御齋神と同様なり。昭和十年二月村社昇格申請の運びに至る。

二、祭

例祭 五月十一日、十二日 其他曆表に依る 恒例祭執行 月次祭 一日

三、社

神明造征章 本殿二坪 拜殿八坪七合五勺 幣殿四坪 渡廊四坪 社務所（平家）二十八坪 物置（平家）十二坪

四、境

境内 一町歩 市街地の東方山上にあり樹木茂り 風致に富み森嚴なり。

五、社有財産

一、境外地及宅地 七反八畝二十七歩 一、現金 壹千圓 境外地及宅地料一ヶ年 金百六十圓

六、氏子

職子 八百戸 崇敬講社二百戸あり 前社掌藤井高義は明治四十一年より奉仕せるも大正六年七月死去に依り、大正六年十一月五日兼務社掌山形友藏拜命して今日に至る（職員佐藤平治在住日常奉仕せり）。

七、氏子總代

十四名あり。昭和九年六月氏子組合なるものを創立し神社の經費を組合より支出す。組會長は窪田俊彦なり。

空知郡美唄町大字沼貝村字光珠内鎮座 村社 沼貝神社

一、祭 神 八幡大神

一、由 緒 明治二十四年當村光珠内に屯田砲兵隊配置されて以來同二十七年迄毎年三十戸づゝ、移住せしめ軍事と開拓とに従事したるが、當村産土神なきを遺憾とし時の隊長が軍神として八幡大神を勧請したるが創始にして明治四十三年二月二十六日創立出願、同四十四年三月三十日許可せらる。同四十四年五月三十一日落成の旨届出。昭和二年十月二十日昇格出願同三年七月二十七日村社に列し、同年九月十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和九年八月三十日社殿改築の件出願、同年十月十一日許可を得改築す。

一、例 祭 九月二十日

一、社 殿 本殿 一間半 拜殿 三間 間 向 拜 八間 尺

一、境 内 一千五十坪

一、社 有 地 原野 四町六反二畝二十二步

一、氏 子 二百十五戸

一、神 職 石井良輔（縣社空知神社々司兼務）

夕張郡長沼村鎮座（長沼市街地より東方約五丁 由仁驛より二里、夕張線長沼驛より二里）

村社 長沼神社

一、祭 神 大國魂命 大己貴命 少彥名命

官幣大社札幌神社の御分靈を勧請す。

一、由 緒 三年七月創立許可、村社に列せられ、同時に神饌幣帛料供進の神社に指定せらる。本村に現在水田五千町歩余、畑三千六百町歩余の純農村にして今向水田の擴張を計畫中あり。年々共に目覺しく發展しつつあるは偏に本村の總領守の御加護に寄るところとして氏子の崇敬日に加はり、先年氏子笹川スミ氏は約三百圓の工費を以て社號標を寄進さるあり、目下壹萬數千圓を以て社殿改築の議既に成り、又本年約壹町歩の境内附屬地の擴張と共に尙三ヶ年計畫にて内外の整備を完了すべく目下氏子を擧げて努力中なり。

一、祭 典 例祭九月十五日（十四、十五、十六の三日間 神輿村内渡御あり）。

一、社 殿 本殿四坪六合 神明造にして尾張國伊藤源右工門の設計に成り、屋根は伊勢神宮御用材にして札幌神社御用材を譲受けたる由緒あるものにて極めて結構壯麗なり。本殿以外の外の建物は正二年以來の假建築にして目下改築計畫中既に去月改築の認可を得たり。

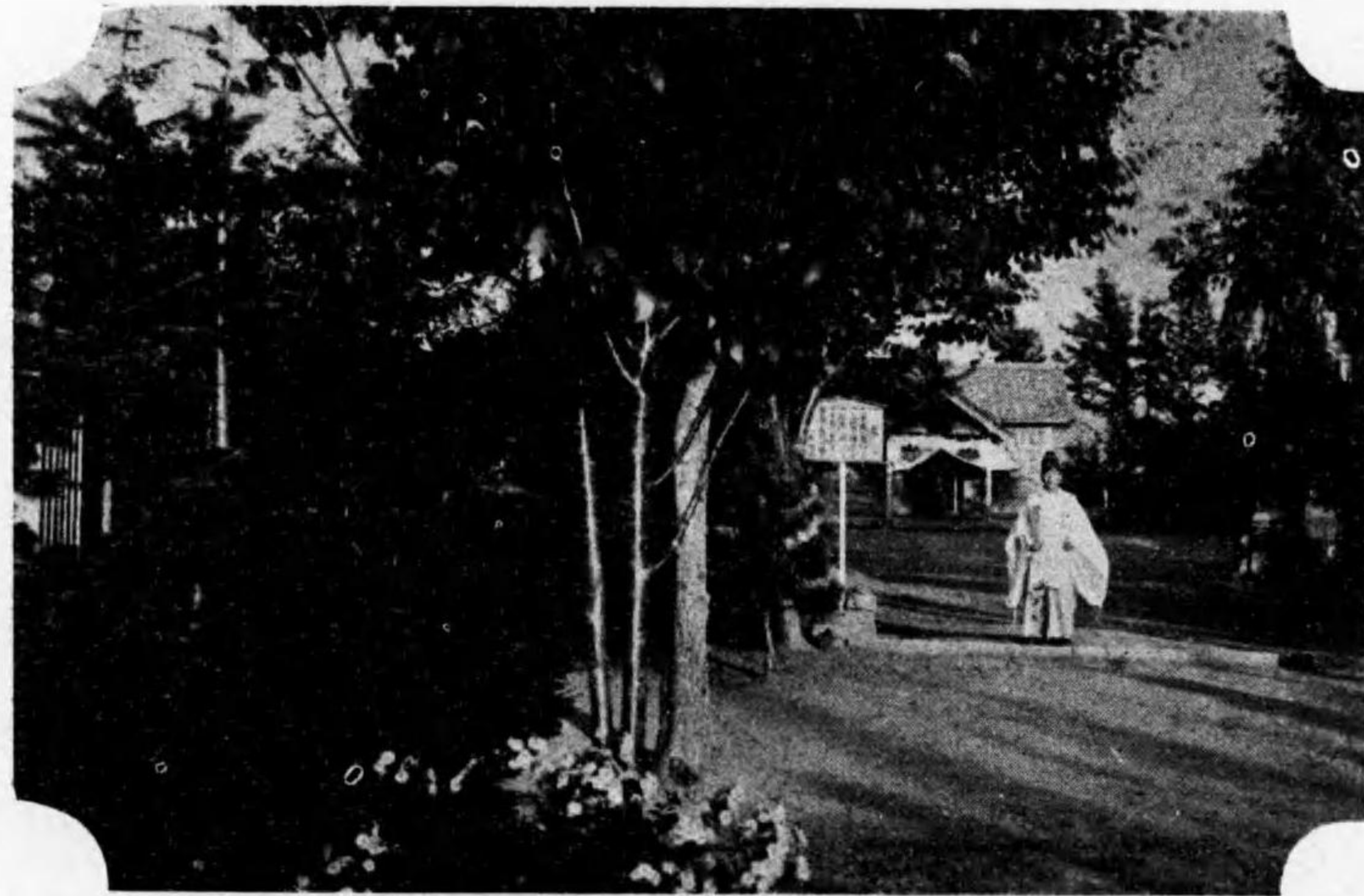
一、境 内 三、二百坪 參道二反五畝十歩（巾八間、長九十五間） 境外地（境内接續地）九反五畝十二歩。

社境は後方馬道山原始林を背景にし、前方數千町歩の沃野を望み大鳥居より百間の參道を通じて境内に入る。近來氏子よりの献木多く年毎に風致を増し、擴張社地壹町歩の神社整備の上は一大聖地を現出すべく着々進捗中なり。

一、氏 子 長沼村一圓 二千百余戸

一、氏 子 總 代 社掌 菅原勝見（現在）

一、實 物 花山芳藏、道井宗次郎、越路市平、南部善忠、東重次郎、角谷卯之吉、高松半平、銘刀 菊一源雷金道の作一振（氏子吉井喜二奉納）、備前長舟兼光の作一振（氏子平林徳道奉納）



空知郡幌向村南拾五線西八番地鎮座

村社 幌向神社

神 天照皇大神、八幡大神、伊弉彥大神、白鳥大神

一、由祭

緒 幌向村地方開拓守護神として、明治二十六年宮城縣角田の舊藩主石川邦光宮城縣伊具郡角田村社御分靈八幡大神を、明治二十九年新潟縣西蒲原郡松長村の住人松井倉藏、新潟縣國幣中社御分靈伊弉彥大神を、明治三十年三重縣津市の住人板垣登夫、伊勢大神宮より天照大神の御分靈を受け、他郷里より大々氏神として各部落に御分靈を奉祀なしたるものを創始とし、以來無類神社として祭祀せるものなるを、明治四十三年十一月十六日創立許可を得て社殿の一新改築をなし、大正八年九月二十九日境内地を現在地に定めて合祀創立出願と共に社殿の新築をなし、大正八年九月二十九日移轉改築の許可を受け、工費金四千五百七拾貳圓を以て本殿拜殿を新築し大正九年一月十七日合祀の許可あり。同年八月十六日一隣社格を昇進して村社に列す。同年十月二十二日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和七年一月二十日工費五百五拾圓を要して社務所を建築落成せり。

一、社祭

儀 例祭 九月十五日 外四月十五日の春祭、毎月十五日の月次祭を行ふ
本殿 間口一間半 奥行一間 拜殿 間口六間 奥行四間半
渡殿 間口一間 奥行一間半 社務所 間口六間半 奥行三間半

一、境内地及社有地

境内地 一千八百七坪 社有地 七町三反五畝四歩（田及畑地）

附記

境内地の整備は氏子並に各団体の努力奉仕に依り常に其美を擧げ、參道の改修神社林の植樹手入狛犬等の寄進ありて全く一變し神威亦大に揚る。
境内は一帶高層の地にして幌向市街東方に位し、東北は零號を以て栗澤村に接し、東南は夕張の流域を狭みて長沼村に對し、西南は江別川を隔て、廣島村に界し、西北は村界南六線を以て江別町に隣接す。前方遙に樺前手稻の高峰を眺め東南は馬道の連峯四時葉樹鬱蒼にして北方は石狩の廣野を一眸に收め、東北は久徳の連山を隔て、夕張の連峰に接し展望頗る佳絶風光明媚なり、櫻樹並繁茂し春は櫻花に秋は紅葉錦繡を綴り四時觀光の地たり。

石狩國夕張郡角田村字アノ口五十八番地鎮座

村社 角田神社

一、祭神 天照皇大神、大己貴神、少彥名神

一、由緒

角田村草創時代より守護神にして明治二十二年創建。明治三十四年二月十四日創立出願。同年七月五日創立の儀開届けらる。明治三十四年九月十五日新築落成。明治四十三年二月十五日移轉改築。出願同年五月二日許可、明治四十四年三月十日改築落成届出。同日社格昇進出願。大正二年十一月十五日村社に列せられ、同年十二月二十六日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、祭典 祈年祭四月十五日、例祭九月十五日、新嘗祭十一月二十三日

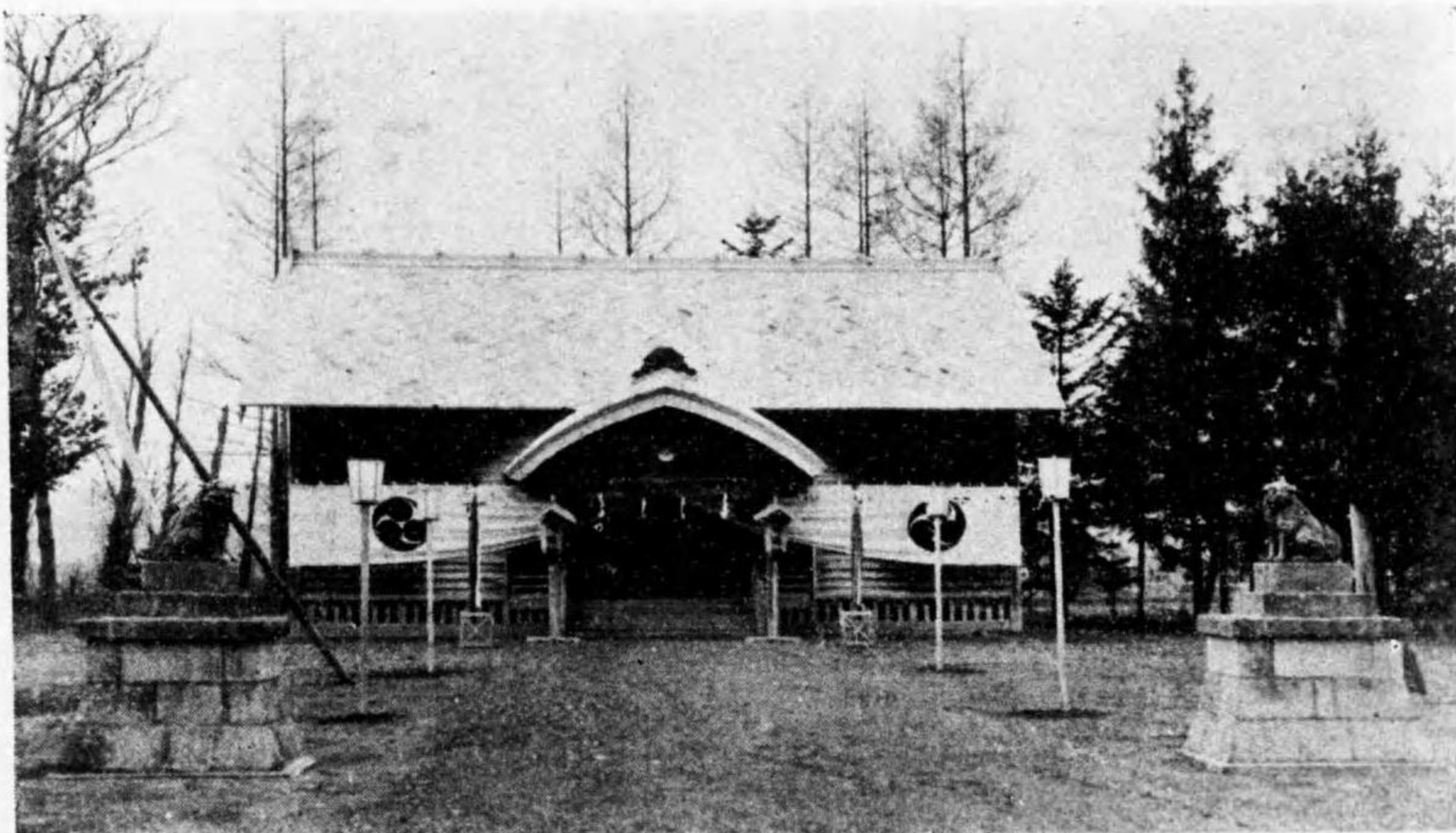
一、社殿 神殿二坪二合五勺 幣殿十坪五合 拜殿二十二坪 神饌所三坪 奏樂所三坪

一、社有地 向拜五坪 手水舎 社務所 田地 二町五反歩 畑地 十五町歩 宅地 百五十坪

一、基本金 五百圓也

一、總代 職子 角田村一圓 社掌 林 理作 國廣與吉、鷺尾傳太郎、則武巖雄、山田新右衛門、兩角保次、内田直一、石川豊治、小林新吉、今井武

一、寄進物 土地六反二畝十五歩男爵高木兼寛、大鳥居（銅板張）氏子中、石燈籠一對福井正之、石燈籠一對愛國婦人會角田村會員、石燈籠一對仙北運吉、手水鉢一對三田喜一郎、大額一面佐倉農場主、社號額一面兩角信次、狗犬（銅造）一對氏子中、狗犬（四國産花崗石造）一對吉田茂市、手水鉢（天然岩目方千貫）一基角田村青年團大井分支部、大水松中添惣太郎。



空知郡江部乙村一八四三ノ二鎮座 村社 江部乙神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 明治二十七年五月一日一府十九縣より屯田兵召募に應じ移住したる四百戸の屯田兵及家族にして當時將校の賛成を得て假神殿を建立し江部乙神社と稱し奉齋し守護神と仰ぎ祀る。明治三十年神殿及拜殿を改築し同時に宇治山田神宮奉齋會より御神靈を勸請崇敬し來り既に六百余戸を有する村落にして公認にあらざる爲め大正二年六月二十六日創立出願、同三年三月六日許可せらる。同四年六月創立完了の旨届出。大正六年九月七日村社に列せらる。昭和七年七月十四日畑五反歩を境地内へ編入方出願、同八年一月九日許可を受く。

一、例 祭 九月 七日

一、社 殿 神殿、拜殿、幣殿、陸橋。

一、境 内 千五百坪

一、氏 子 六百七戸

一、神 職 社掌 石九重雄

北海道兩龍郡秩父別村鎮座

村社 秩父神社

一、祭 神 天照皇大神 大國魂神 大己貴神 少彥名神

一、由 緒 本村の開拓は明治二十八年五月十五日及同二十九年四月の兩度に於て、屯田兵第一中隊の二ヶ中隊を編成駐屯したるに始まり、蒼土を以て今日の美田と化すに至り、茲に開拓四十周年を閉す。本社は明治二十八年九月十五日日本村開拓の守護神として元練兵場西北隅に奉祀せしを以て創始とす。同三十年十一月三日現位置四三〇三番地に社殿を建設して奉遷す。同四十年七月二十二日創立許可あり。大正二年十月十五日村社に昇格し。同年同月二十日神饌幣帛料供進指定せらる。

一、祭 典 例 祭 九月十五、十六日(十五日)幣帛
供進使參向神幸式あり

月次祭 毎月十五日
開村記念祭 毎年五月十五日

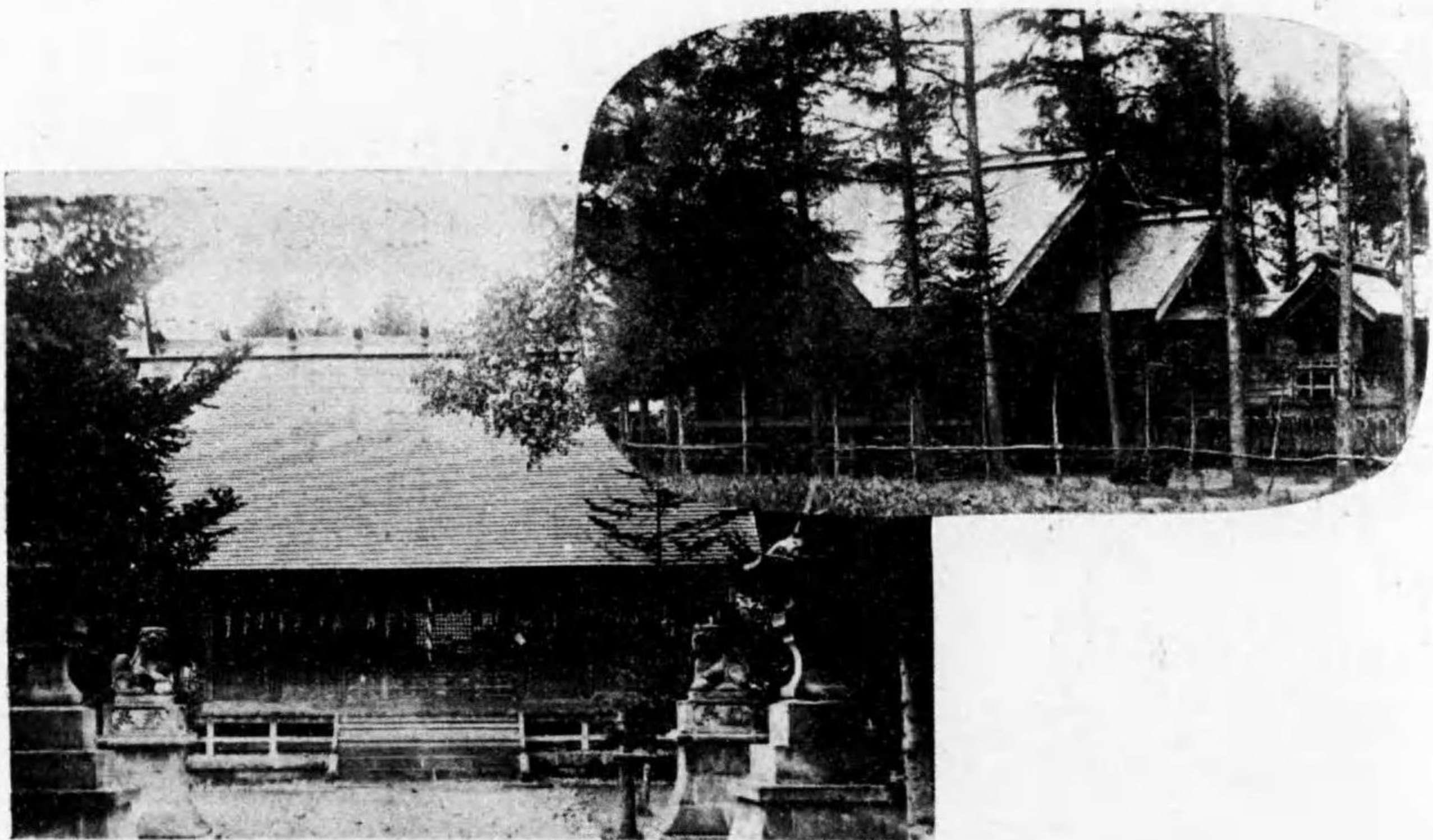
一、社 殿 本殿(神明造) 明治三十六年十一月三日御造營、拜殿(神明造)元平家造にして明治三十七年四月三日御造營、大正八年九月十四日改築神明造に改む。

一、境 内 一千七百三十七坪

一、社 有 地 水田四町二反七畝七步(秩父別村四〇八六―七番地)畑四町一反六畝二十七步(秩父別村一八七番地及一五〇―一五五番地)

一、氏 子 秩父別村一圓 戸數壹千戸

一、神職及創立者 社掌(現在三代)勳八等山口多藏、初代 宮崎政輔、二代 浦音吉(兼務)、神社創立委員 大隅和太郎、齋藤傳治、尾崎又吉、宮崎政輔の五名。



兩龍郡北龍村字和三五ノ三鎮座

村社 眞龍神社

一、祭 神 天照皇大神 應神天皇

一、由 緒 明治二十六年吉植庄一郎以下少數の移民千

葉縣印幡郡より移住當時、現在のヶ所に右二柱御祭神合祀の木碑を建立、越へて同三十一年六月十五日祠堂を設け爾來村民尊嚴し來りたるが、茲に村中協議の上大正十一年六月五日創立出願、同十三年十一月二日許可せらる。昭和二年一月十四日村社に列す。

- 一、例 祭 九月十日
- 一、社 殿 本殿、拜殿
- 一、境 内 六百坪
- 一、氏 子 三百五十戸 崇敬者 百五十戸
- 一、神 職 社掌 金山辰五郎

兩龍郡北龍村字沼田八〇ノ五鎮座

村社 北龍神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 明治二十五年沼田喜三郎本願寺

農場開墾會社を組織し少數の移民富山縣より移住の當時字ハトバに小祠を建立奉齋す同四十四年現在の地へ奉遷、爾來毎年九月十日を例祭日と定め祭祀を營み來りたるが大正十一年創立出願同十四年三月二十日許可せらる。昭和二年五月五日村社に列す。

- 一、例 祭 九月十日
- 一、社 殿 本殿、幣殿、拜殿
- 一、境 内 九百六十坪
- 一、境外 地 畑六町二反九畝十六歩
- 一、氏 子 二百戸
- 一、神 職 社掌 金山辰五郎

兩龍郡多度志村字タドシエナイ百六十四番地ノ三鎮座

村社 多度志神社

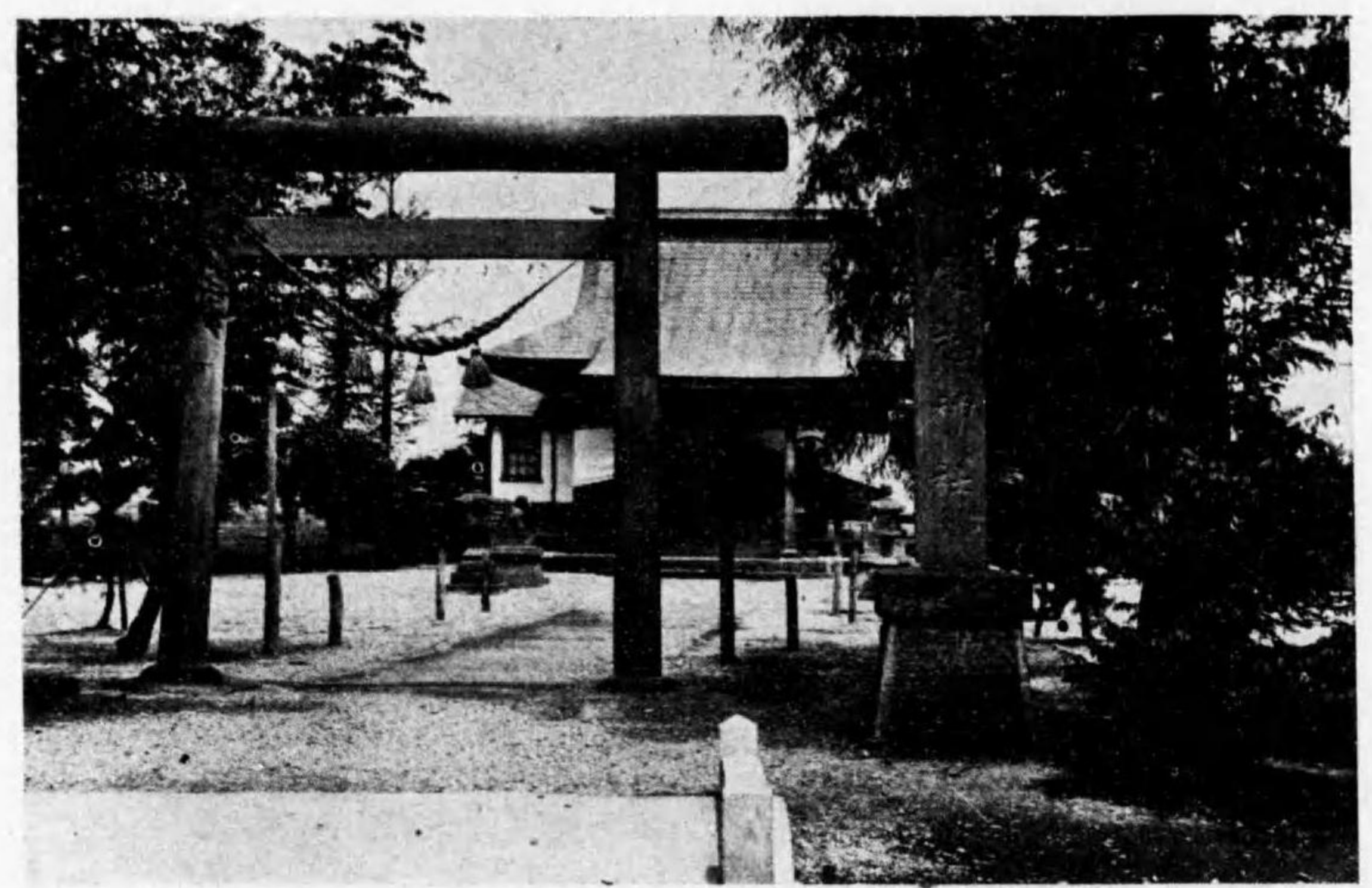
一、祭 神 菅原朝臣道真公

一、由 緒 明治二十九年本村移住の濫觴たる兵庫縣人石橋米吉、菅原道真公の像を奉安奉祀し、後有志相議りて官幣中社北野神社の御分靈を拜受し社殿を建設して奉齋す。全村民の崇敬するところとなり、大正十四年四月十五日創立出願、大正十五年七月十二日許可せられ。昭和三年三月三日村社に列格。昭和三年四月十五日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和五年御影石鳥居社號標の献納、昭和九年皇太子殿下御降誕奉祝事業として村産御影石玉垣献納等あり、内容外観全く整ひ神威彌々揚る。

- 一、祭 典 例祭 九月八日 祈年祭 四月二十五日
- 一、氏 子 九百戸 多度志村一圓面積十六方里
- 一、神 職 社掌 大西保利
- 一、氏子總代 (昭和九年九月現在)

白山勝四郎、星川辨吉、狩野卯吉、川田三治、鎌倉大之丞、黒川新太郎、大川友之、中村朝吉、寺本仙次郎

以上



雨龍郡沼田村字ボンニタシベツ三十九ノ一鎮座

村社 共成神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 本神社を中心とする地方の内、東豫、安達の地は夙に明治二十八、九年の開發に成り、當時より小祠を建立して

天照皇大神を祀り、又字中越、中島、奔、奔仁、奔々等の部落にも各々小祠を建立し祀りたるが御祭神の何れも天照皇大神なるに依り一同協議の結果、右各社併合の上一社出願に決し、昭和二年十二月二十五日創立出願、同三年四月十二日許可せられ、同三年十一月二日村社に列格。同四年六月十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、社 殿 本殿、拜殿、幣殿

一、境 内 九百十三坪

一、氏 子 三百二十三戸

一、神 職 浦武四郎 (郷社深川神社々司兼務)

雨龍郡幌加内村字幌加内市街豫定地四千九百八十二番地鎮座

村社 幌加内神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 明治三十五年當時幌加内方面部落民相謀り、其の中心地たる宇新成生に神祠を建立し天照皇大神を祭祀し、毎年一回例祭を行

ひたる宇新成生に神祠を建立し天照皇大神を祭祀し、毎年一回例祭を行ひ、方面に分類し、各方面任意に神祠を設くることとなり、即ち本社は其の北部に属するものにして大正七年幌加内市街附近に建立、爾來毎年二回例祭の外臨時祭典をも行ひつゝありしが、逐年交通機關の完備と村勢の進展に伴ひ祭典とすべく、大正十五年八月神社創立の儀出願、昭和五年四月十五日許可せられ、昭和六年八月建築完了したるものなるが、昭和七年本村を貫通する幌加内線鐵道の完成に依り、村勢の異常なるが、昭和七年秋の増進に伴ひ神社施設完備道の完成に依り、維持經營の基礎確立し、益々神恩と神徳の欽仰するの厚きを加ふに至り、昭和九年五月社格昇進の儀出願、同年九月十三日村社に列せられ今日に及べり。

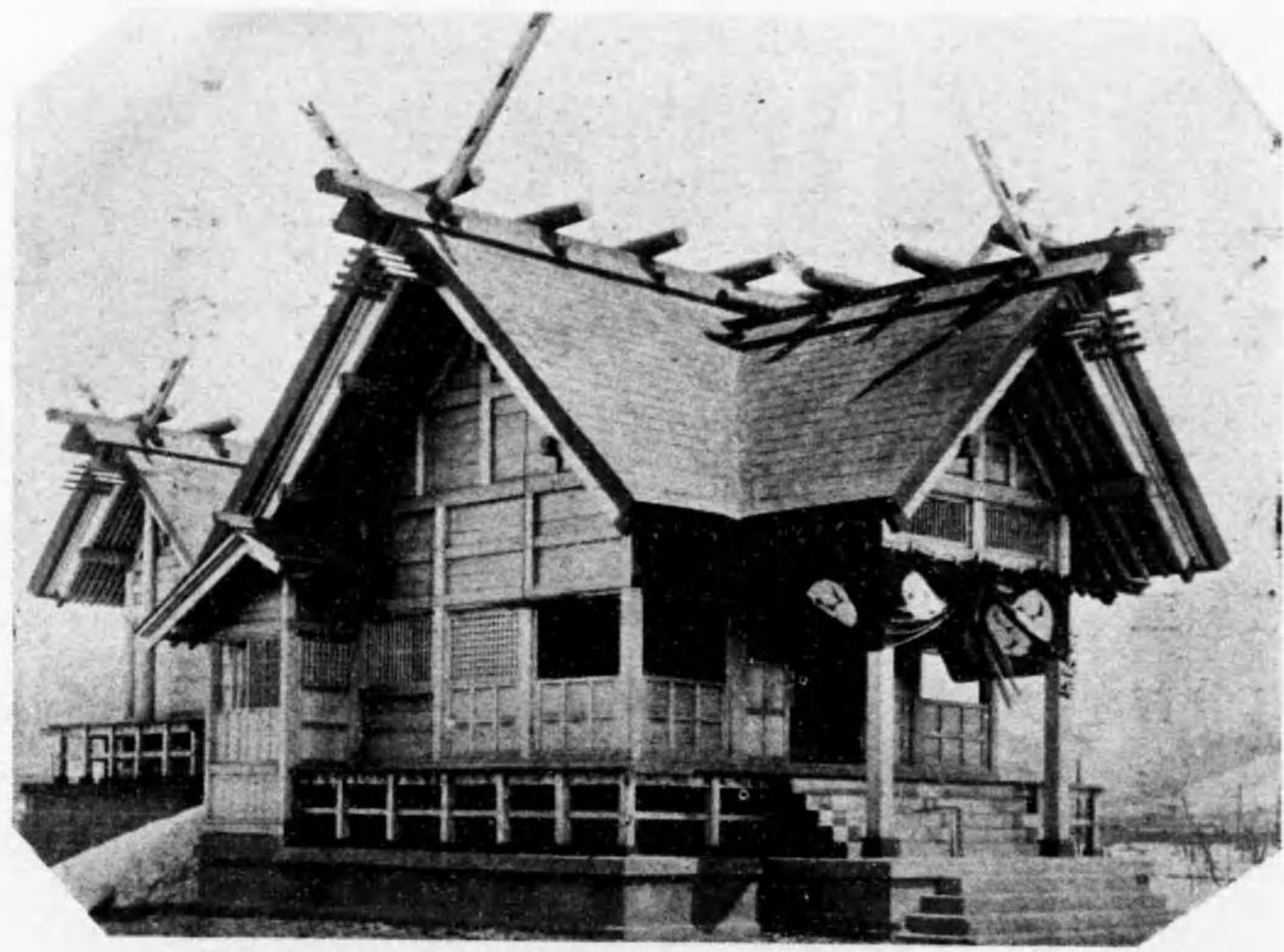
一、社 殿 例祭九月十五日 祈年祭四月十五日 月次祭毎月十日 (神明造銅板葺) 本殿二坪二合五勺 拜殿十二坪

一、境 内 地 六百九坪 原野九町四反四畝歩 宅地九百十八坪(七百分)

一、基本財産 土地九町七段四畝十八歩(時價四、五〇六圓)

一、氏子總代 職子 幌加内村一圓 千六百二十二戸

初代 浦武四郎(深川神社々司兼務) 二代(現在)社掌 齊藤兵三郎 昭和七年十一月十一日より奉仕す。
創立當時 中川隆、長尾宇八、玉置竹松、杉坂源藏 齊藤庄太郎、内山將夫、佐藤初藏。
現在 齊藤庄太郎、末神市太郎、松坂源藏、玉置竹松 石神又三郎、佐藤初藏、内山將夫。以上



空知郡歌志内村字炭山鎮座 村社 歌志内神社

一、祭 神 大山祇命 大國主命 茅野主神

一、由 緒 信仰者尊敬の爲め明治三十三年四月十二日創立出願、同三十五年三月三十一日許可せらる。同四十二年三月二十三日祭神合祀出願、同年六月五日許可合祀す。昭和九年三月從來の拜殿腐朽甚しく改築並に幣殿、神庫新築出願、同年四月十日許可、同年九月二十六日竣工す。昭和九年十月二十三日村社に列し、同九年十一月二十日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。同年九月二十四日階段新築出願、同十年一月十五日許可せらる。

- 一、例 祭 九月十七日
- 一、社 殿 神殿、幣殿、拜殿、神庫
- 一、境 内 五百坪
- 一、氏 子 三百五十戸
- 一、神 職 先代新井關次郎の後を襲ぎて、新井清現任社掌たり。

空知郡砂川町字奈井江鎮座

村社 奈井江神社

一、祭 神 天照皇大神 豊受姫命 大國主命

一、由 緒 明治二十五年十一月當村落の移住僅に四十戸なりし頃小祠を建立して奉齋したり。爾來二十有六年を経て五百余戸となるに及び村中協議の上大正九年十月十七日創立出願、同十一年三月四日創立許可せらる。昭和八年三月十八日社殿移轉並に廊下社務所新築出願、同八年四月十三日許可、同八年八月二十一日竣工。昭和八年十二月十一日村社に列格。同九年一月二十六日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

- 一、例 祭 九月十二日
- 一、社 殿 本殿、拜殿、幣殿、廊下、社務所
- 一、境 内 一町四反一畝十六步余
- 一、社 有 地 畑四町九反一畝十四步余
- 一、氏 子 七百九戸
- 一、神 職 宮内秀善(郷社砂川神社々司兼務)



空知郡美唄町字茶志内鎮座

茶志内神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 當村は明治二十四年屯田工兵隊設營に依り開村し、越えて同二十五、六、七の三ヶ年毎年三十戸づゝの公募屯營に依り村落をなすに至れり。當社は其の開村の間もなく明治二十五年に小祠を建立奉齋し氏神として尊崇したるものなり。大正二年一月十日創立出願、同二年三月十日許可せられ、同年四月十日落成す。昭和四年五月二十二日境内地四百坪増加出願、同六年六月二日許可せらる。爾來村民の崇敬深く社有地の奉納より鳥居、狛犬、石燈籠等の奉納者多く目下村社に昇格の手續中に屬す。

一、例 祭 九月十七日

一、社 殿 神明造 神殿、拜殿、向拜、廊下

一、境 内 八百坪

一、社 有 地 五町七反八畝二十五步

一、氏 子 字茶志内一圓

一、神 職 石井良韜(縣社空知神社々司兼務)

一、氏子總代 落合繁松、高須實太郎、草地幸太郎、辻脇磯太郎、高橋忠太郎、好川善左衛門、齋藤眞一、佐本軍次。以上



夕張郡長沼村字ボロナイ鎮座(長沼市街地より南方三里 三川驛より一里十五町)

幌内神社

一、祭 神 譽田別命 豐受姬命 大宜津姬命

一、由 緒 明治三十年四月創建、明治四十三年十二月創立出願、同十四年五月創立許可。爾來長沼村南部の鎮守として崇敬年と共に加はるに至れり。

一、社 殿 本殿二坪 幣殿四坪 拜殿十二坪 何れも流造にして本殿を除く社殿は大正十五年四月の改築にかゝる。

一、境 内 二段歩 一、社有地 六町步(畑、山林)

神域は馬追山腹にあり、西にオサットー、マオイトーの二大沼を望み風光頗る佳し。附近に「イメ」の古蹟ありてメンヘル(立石)等出づ。

一、氏 子 百二十戸

一、創立總代 平冲又作、大熊竹次郎、富士長次郎

一、神 職 初代社掌 溝口五左工門、現在社掌 菅原勝見(長沼神社社掌兼務)

一、氏子總代 (現在) 縫田與藏、平冲初五郎、池下久次郎、早川磯。



雨龍郡沼田村字沼田八十四番地ノ四百十鎮座
沼田神社

二一〇

一、祭
由

神 天照皇大神

緒 明治二十八年本村開發と同時に宇高臺に奉祀せるを、後ち地方の發展に伴ひ沼田市街地南通に奉遷、昭和三年神社創立を願、年を越えて社殿建築の官許を得市街地の西北端高丘清淨の地三千六百坪を相し工費一萬五千圓を計上して社殿御造營を企圖したるが累年の凶作と不況の爲めに一舉完成を遂ぐる能はず、御本殿及幣殿の工事のみに止めたるが、基礎工事の堅牢と材料の嚴撰、作工の精巧に力を盡し、本殿三坪幣殿九坪に對し工費六千圓を投じ昭和六年九月竣功したり。殘餘の拜殿、向拜、祓殿、神饌所、神樂殿、社庫、社務所は第二期事業として繰延べることとなりたり。



沼田神社本殿

一、祭典 例祭 九月九、十日 祈年祭 四月二十五日

月次祭 毎月一日

一、境内地 七百坪
一、境外地 (外苑) 二千九百坪
一、氏子 六百戸

職 初代社掌 地原松之助
明治十年鳥取縣高郡正條村に産る。十八才にして屯田兵に志願渡道江部乙に移住す。沼田村に書記として勤績。大正八年より昭和五年迄前後十二年間江部乙、沼田村に書記として勤績。江部乙村々會議員、基本財産取扱委員、婚嫁葬祭委員等に歴任、區長を勤むること十二年に及べり昭和七年四月道廳社司社掌試験に合格。同八年五月二十一日當神社々掌に補さる。

祭神	鎮座地	社格	社號
大山祇命、草野比賣神、大國主神	夕張郡夕張町	郷社	夕張神社
天照皇大神	空知郡芦別村	村社	芦別神社
譽田別命、大國主命	樺戸郡浦臼村	同	鶴沼神社
徳川家康、池田忠繼、外三神	岩見澤町東村	無格社	東神社
大己貴命、天活玉命、五十猛命	空知郡栗澤村礪波	同	礪波神社
北野天満天神、大己貴命、外二神	同 郡同村茂世丑	同	茂世丑神社
天照皇大神	同 郡美唄町峯延	同	峯延神社
天照皇大神豊受姫大神大國主大神	同 郡三笠山村幌内萱野	同	三笠神社
天照皇大神、大山祇命	同 郡赤平村上赤平	同	赤平神社
天照皇大神	夕張郡角田村雨煙別	同	雨煙別神社
天照皇大神、八幡大神、日本武尊	同 郡同 村繼立御料地	同	繼立御料神社

◇社殿の形式

我が國神社建築の特徴とするところは、輪廓は直截簡明で、繁縟な裝飾的手法を濫用せず全然植物性材料のみによつて造營するにある。所謂大社造大鳥造、住吉造、神明造がこれである。佛教渡來後佛教建築の影響を受けしと雖も我が國民は其の天賦の才能を以て、支那趣味の形式手法を換骨脱胎して、別に一種の靈妙なる國民の様式を大成したのである。春日造、八幡造、流造、日吉造、祇園造、吉備津造、香椎造、權現造即ち之れである。

◇鳥居

形狀は古くは直線形、材料は皮剥丸太(黒木)を用ひたるも後世佛寺建築の影響を受け曲線を採り、或は扉を附し、材料も朱塗、鍍金金具、石、青銅などを用ゆるに至れり。
 黒木鳥居、神明鳥居、鹿島鳥居等前者に屬し、八幡鳥居、春日鳥居、稻荷鳥居、權現鳥居、明神鳥居等後者に屬す。

北海道神社數

官幣大社	一社
國幣中社	一社
縣社	一四社
郷社	六六社
村社	二七四社
無格社	一四一社
合計	四九七社

樺太神社數

官幣大社	一社
縣社	三社
無格社	一〇二社
合計	一〇六社

~~~~~

|        |      |
|--------|------|
| 北海道寺院數 | 一〇八五 |
| 同 神道教會 | 七五九  |
| 同 基督教會 | 一七〇  |
| 樺太寺院   | 五九   |

(昭和十年四月末調)

# 上川地方



北海道旭川市神樂岡鎮座

縣 社 上 川 神 社

一、祭 神 天照皇大御神 大已貴大神 配祀九柱

一、由 緒 明治二十六年七月上川地方開拓守護の神社として義經臺

に奉祀せしを以て創始とし、同三十一年七月六日七條通八丁目に奉遷し  
踰へて同三十六年一月二十六日創立許可ありて此年六月宮下通の忠別に  
遷し奉る。同三十九年十一月村社に陞格し、同四十年六月神饌幣帛料供  
進指定せられ、大正四年六月郷社に、同十二年十二月十八日縣社に加列  
あらせられ、同十三年六月六日神樂岡に奉遷す。

一、祭 典 例 祭 每年七月二十一日(二十一、二十

月次祭 毎月一日、二十一日

講社大祭 毎年五月十五日、九月十五日

一、社 殿 本宮は神樂岡に頼宮は常盤公園千鳥ヶ島に大正九年七月

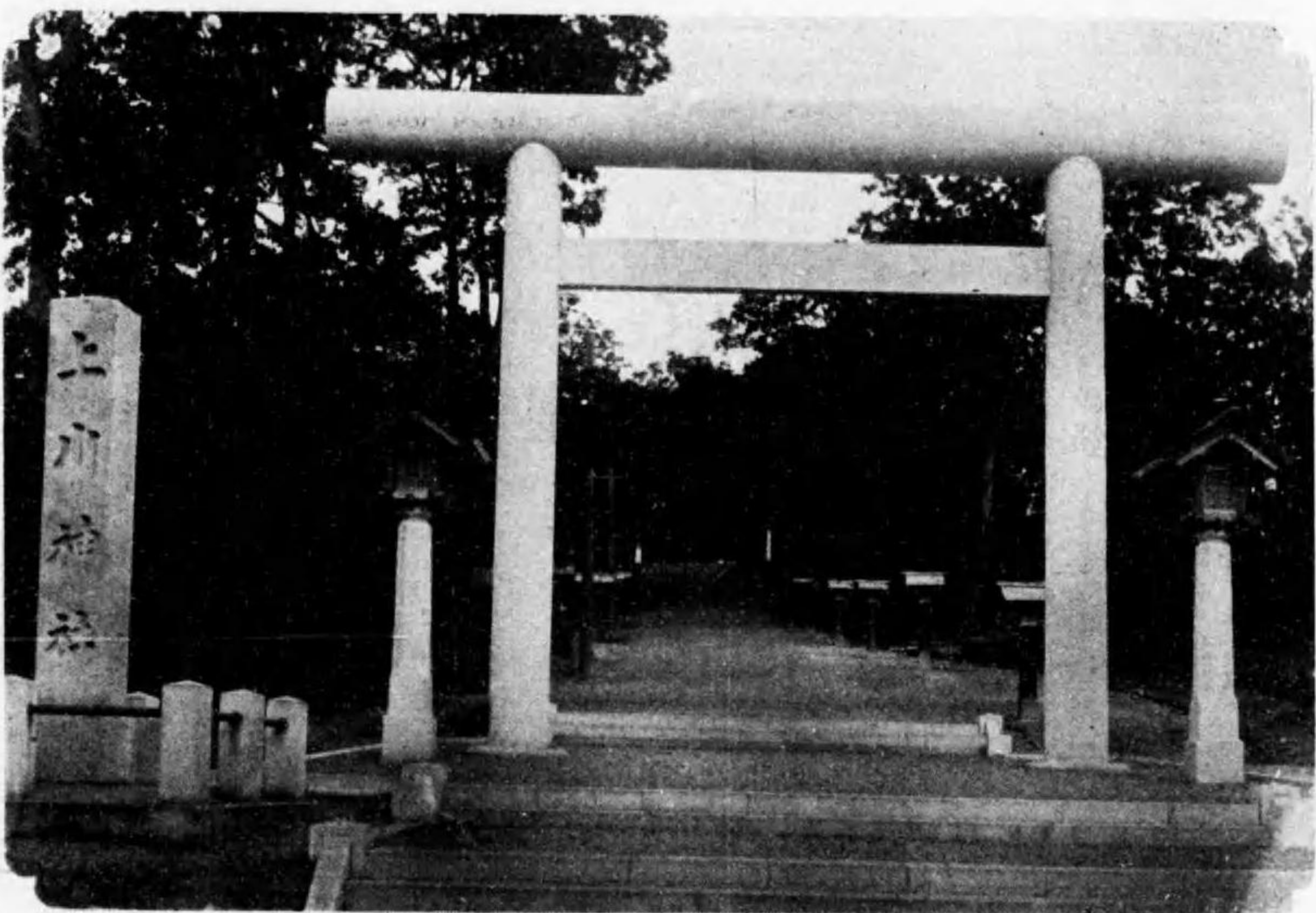
より昭和三年九月に至る滿八ヶ年間に工費金三十万圓を  
以て御造營を爲す。銅板葺神明造なり。

一、境 内地 神樂岡 五町八段九畝十步

一、社 有地 (イ)旭川市一條通二十一、二十二丁目、南一  
條二條三條二十一、二十二、二十三丁目ノ内  
六千三百五十八坪

(ロ)旭川市大町十丁目 二段六畝步

一、氏 子 旭川市一圓



道 參 及 居 島 大 一 第





社

殿

一、附設事業

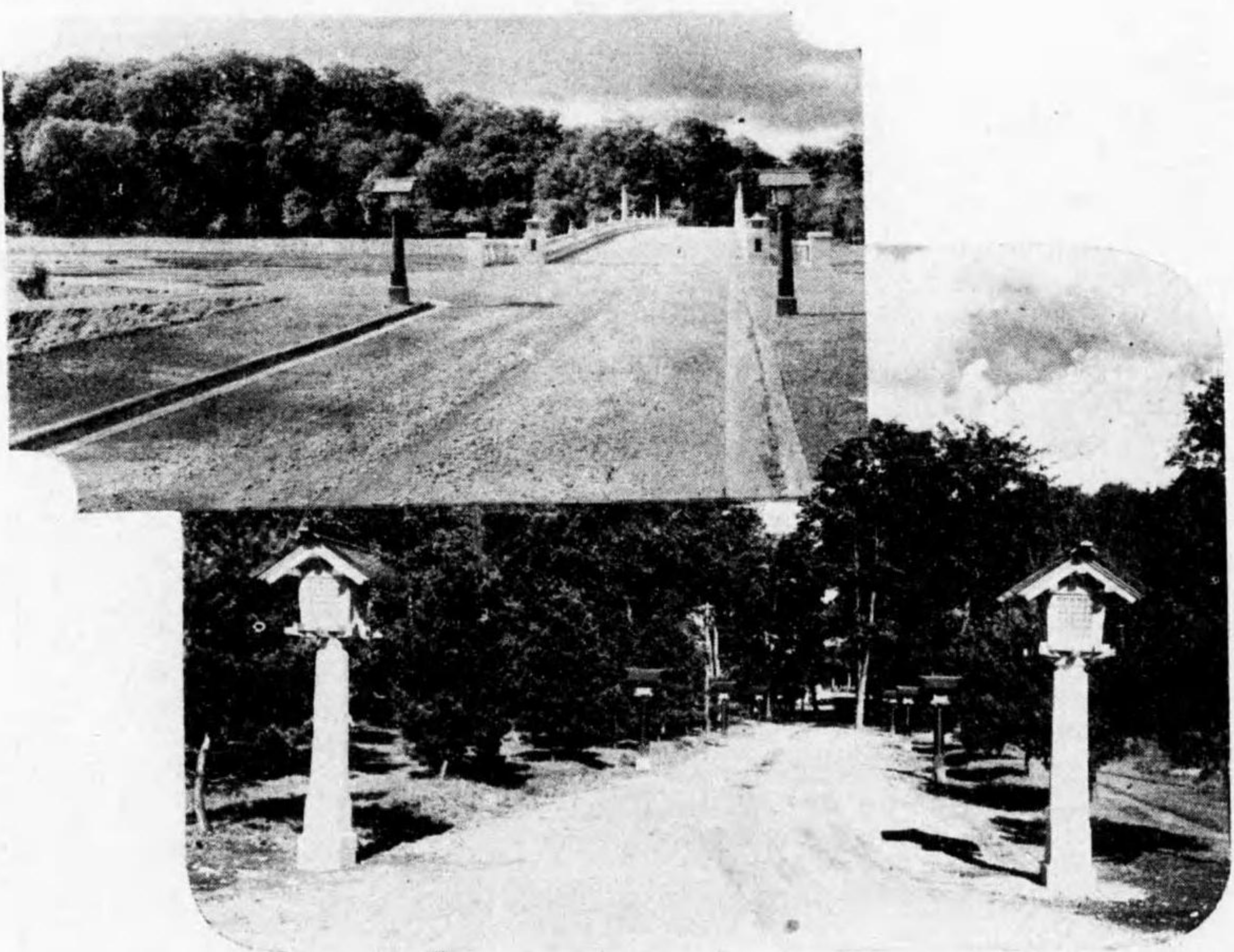
- イ、御役青年會 大正七年四月創設し御神幸式を壯重股盛ならしむ。
- ロ、月次祈願講社 大正十年四月の創設にして氏子をして神社に近接する機會を設け、敬神觀念の涵養に資するも同時に社務員を増員採用して神勤を圓滑ならしめ、神祇文庫設立の目的にて神祇關係の書類の購入を爲しつゝあり。
- ハ、奉齋婦人會 大正十五年五月創設し神社の御調度裝飾品類を補給献進し雅樂部を設けて舞樂、倭舞、神樂獅子舞等を行ふ。
- ニ、朝拜會 昭和三年四月創始し毎朝神拜式に臨み健康保全と精神修養とに資す。
- ホ、長生會 昭和五年一月創始し當年四十二歳の男子を正會員とし、前年入會の者を特別會員として、年頭に新年祈請祭を行ひ幽冥の神助を蒙りて不老長生を冀ひ、會員相互の親睦と心身の修養とを計るを以て目的とす。
- ヘ、其他 神社永續資金、社殿造替資金、社會教化資金造成二百十年計劃及燈明料奉納のすゝめ等あり。

一、社

境

神樂岡は旭川市の南にあり丘上一帯に柏の大樹茂り丘麓忠別の清流奔馳して風光明媚の所、東旭川、永山、當麻、鷹栖、東鷹栖、東川、比布、神居、神樂の諸村はもとより大雪山國立公園地帯の遠景亦一眸の下に聚り旭川の炊煙眼下に横たはる眺望絶佳。原語に「ヘツチエウシ」と言ふ囃子の義なり。古昔神あり此の岡に來りて音楽を奏せしかば土人相集ひて打ち囃しつゝ舞踊せりと故に此の名あり。明治二十二年此の丘を以て上川離宮の豫定地に宣達あらせ給ひ、四十四年九月には長くも大正天皇東宮に涉らせ給ふの日行啓あらせ給へり。此の地一帯は上川世傳御料地なりしも、此の内約六町歩を大正九年上川

参道



神樂橋

一、神樂岡碑

神樂岡碑は大正十四年五月畏くも 大正天皇大婚二十五年の盛儀を迎へ奉りて此の岡が 明治大帝の叡慮を以て北海離宮の御豫定たる旨宣達せしめ給ひしこと、世傳御料地に定め給ひしこと、大正天皇太子にましまして行啓あらせ給ひしこと、上川神社社地に編入せられしこと等の記念として建設するところなり。

歌碑は明治二十一年九月永山武四郎將軍初めて此の岡に登りて、

「上川の清き流れに身をそゝぎ

神樂の岡に御幸仰がん」

の詠にして男爵永山武敏の揮毫なり。下欄に建設賛成者の名を刻す。

材は仙臺石にして、本碑は丈ケ十三尺、巾五尺、厚一





尺。歌碑は丈ケ十二尺、巾四尺五寸、厚七寸あり。神樂岡本宮前苑、一の鳥居の右側に基礎を天然石を以て山形に積み上げ其の上に本碑を建て、其の右側後方に歌碑を建つ工費五千五百圓は建設會員の醸出に據る。

碑文(撰文)は前北海道廳長官池田秀雄題額(揮毫)は前宮内大臣男爵一木喜徳郎、本文筆者は縣社上川神社社司柴田直胤なり。山田斌専ら事務を行へり。

一、參道及神橋 宮下通十六丁目より神樂岡に通ずる約七町の參道及神樂橋は昭和九年七月二十日竣功。兩側に神明形燈籠八拾基を立て連ぬ。

一、鳥

居 一の鳥居として信州三留野産花崗石を以て建造し總て通し物にして石質優良色合一定無底神明形小叩仕上げなり、其の大きさに於て全國稀有のものと稱せらる。

桂真々(四間) 高サ(五間) 直經(二尺七寸) 笠石長サ(七間) 直經(三尺一寸五分) 總重量六八、二五〇斤(一八、四〇〇貫) 經費一萬二千圓は篤志家旭川市一條通四丁目松山三郎の寄進するところなり。

一、創立者及神職

創立委員石田太一、堀井民三、秋山清美、豫約神職柴田善直の創立する所にして、初代神職柴田善直は明治二十六年より奉仕し、三十六年創立許可せらるゝや、社掌に補せられ、後ち郷社に昇格するや初代社司たり。現社司柴田直胤は大正六年父業を襲ひて二代目社司たり。社務員十余名にて奉仕す。

上川郡永山村鎮座  
郷社 永山神社

一、祭 神 天照皇大神 大國主神 永山武四郎

一、由 緒 道内有數の米産地にして且つ模範村たる當村は明治二十三年九月置村せられ、時の屯田兵司令官永山武四郎將軍自ら其の姓を冠して村名となし、翌二十四年九月屯田兵二ヶ中隊の移住を以て殖民の嚆矢とす。本神社は其の屯田兵移住に際し、松野壽の創建するところにして、爾來開拓の守護神として舉村尊崇し來り、同三十年十二月創立出願し、翌三十一年一月八日創立許可せらる。同時に社殿を造營す。大正三年神饌幣帛料供進神社に指定せらる。同十年社殿改築落成。同十一年八月十六日郷社に昇格。同年永山武四郎命を合祀す。當村は道内模範町村にして特に精神涵養に重を置き敬神思想熾なるものあり。

一、例 祭 七月一日、二日

一、社 殿 神明造 本殿三坪(透椽共二間四方) 渡殿三坪 幣殿六坪 拜殿十五坪 神饌所三坪(外に廊下)

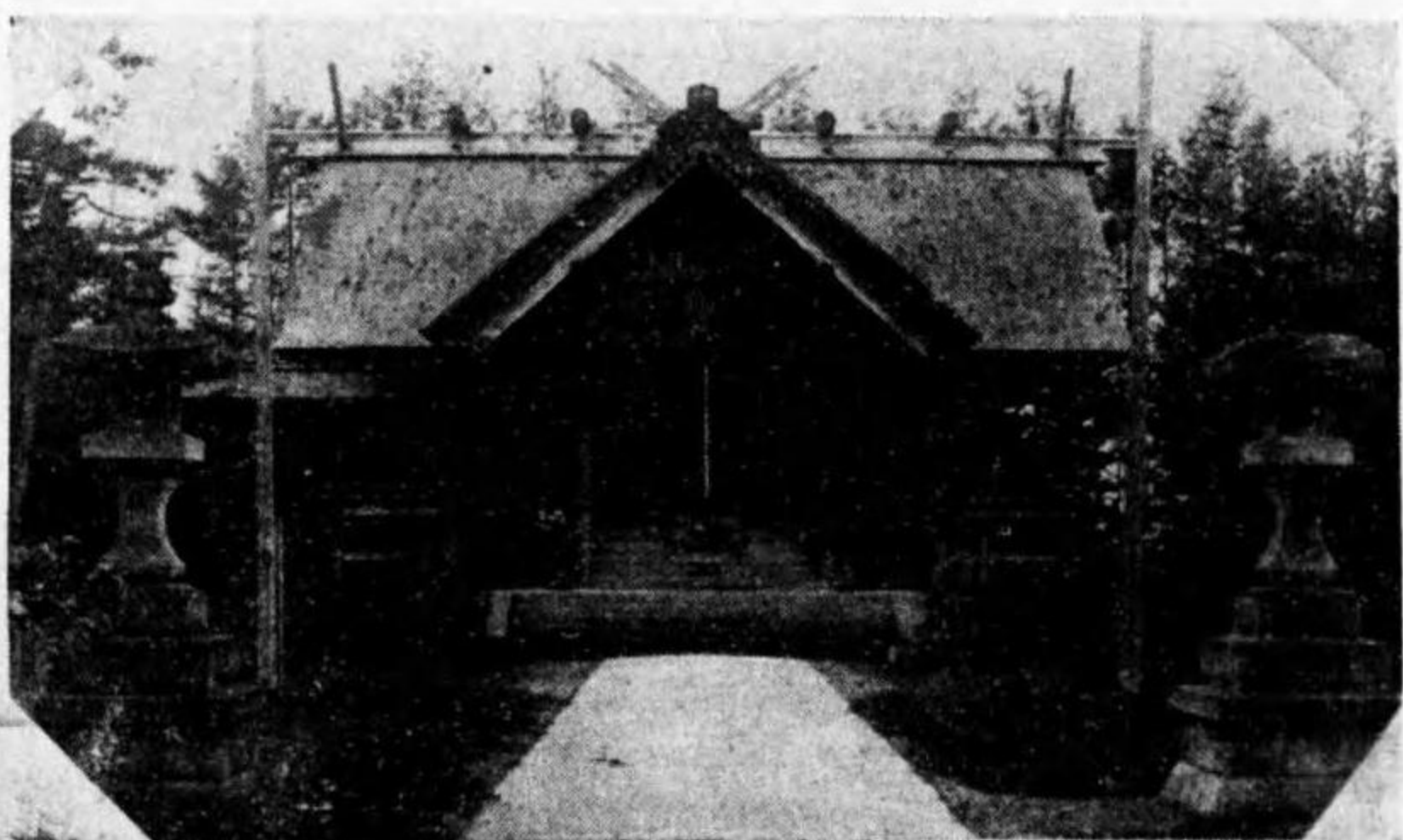
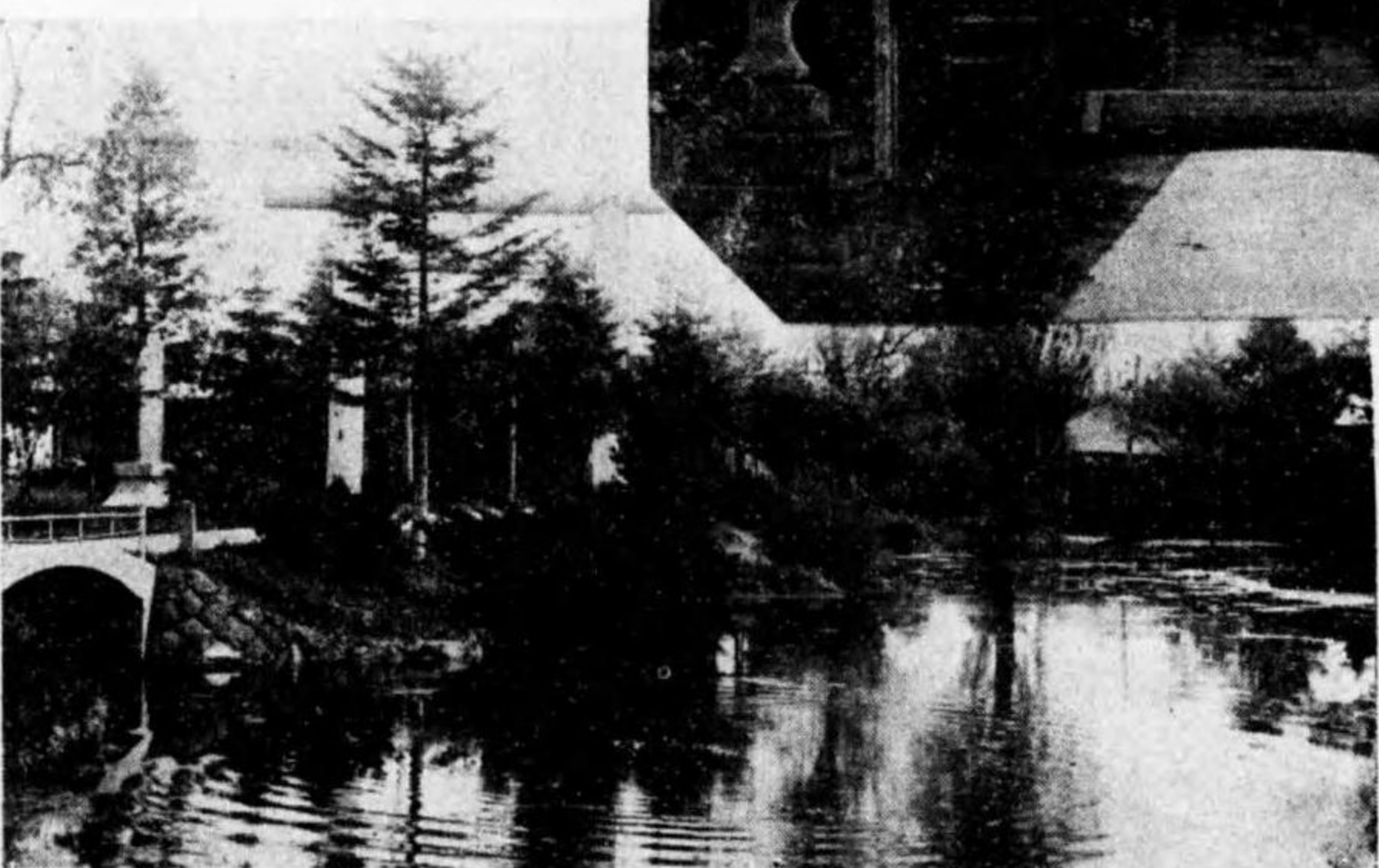
一、境 内 一町五反歩 社境は廣潤にして老松、檜等樹木密生し池には清水満々として溢れ清淨神嚴の氣満つ。

一、社 有 地 一町五反歩 (水田)

一、氏 子 千二百七十戸

一、社 職 社司 松野慶範 岡山縣大智村鎮座八幡神社神職の家に生れ、本神社に奉仕すること實に四十有六年に及べり。

一、社 實 永山將軍着帶の軍刀及軍帽。同將軍愛用の日本刀一振 永山男爵家奉獻。





# 上川郡東旭川村鎮座 郷社 旭川神社

一、祭 神 天照皇大神

緒 當村は明治二十五年屯田兵京都府民初め愛媛、香川、鹿兒島、大分、滋賀、富山、岐阜、秋田、青森等の各府縣より移住し開拓に當り開村したるが、當時より本村の氏神として尊崇するところにして、明治三十年十一月二十五日創立出願、同三十一年一月八日許可せられ、社殿を造營し、同三十二年三月二十八日伊勢神宮より御神璽を勸請、村名を以て社號とし旭川神社と稱す。同四十四年八月二十七日村社に列し、大正十一年八月十四日郷社に昇格。昭和二年六月二十日社殿改築出願、同年八月五日許可、昭和六年二月十六日完成せり。

一、例 祭 八月十五日

一、社 殿 本殿方一間 拜殿五間半―三間半 幣殿二間―二間半 外に神饌所、衣紋所、社務所。

一、境 内 一 千 坪

一、氏 子 九百七十四戸

一、神 職 社司 芦原邦夫

境内は老樹鬱蒼と蔽ひ繁り森嚴なり。

## 上川郡東鷹栖村鎮座

### 郷社 鷹栖神社

一、祭 神 大國魂大神 大己貴大神 少彥名大神

一、由 緒 大正二年創立。大正五年村社に列し。大正十一年郷社に昇格。

一、例 祭 八月二十日

一、社 殿 本殿六坪六合五勺(大正二年改築) 幣殿六坪 拜殿二十八坪(明治三十九年第七師團より寄進の木材にて造營す) 神饌所三坪外に社務所 尙社殿は近く改築造營の計畫あり。

一、境 内 二千五百坪

社境は旭川市西方近文の丘上にあり。境内廣潤、柏、櫻、松等の古木老樹鬱蒼と茂り森嚴にして眺望絶佳。

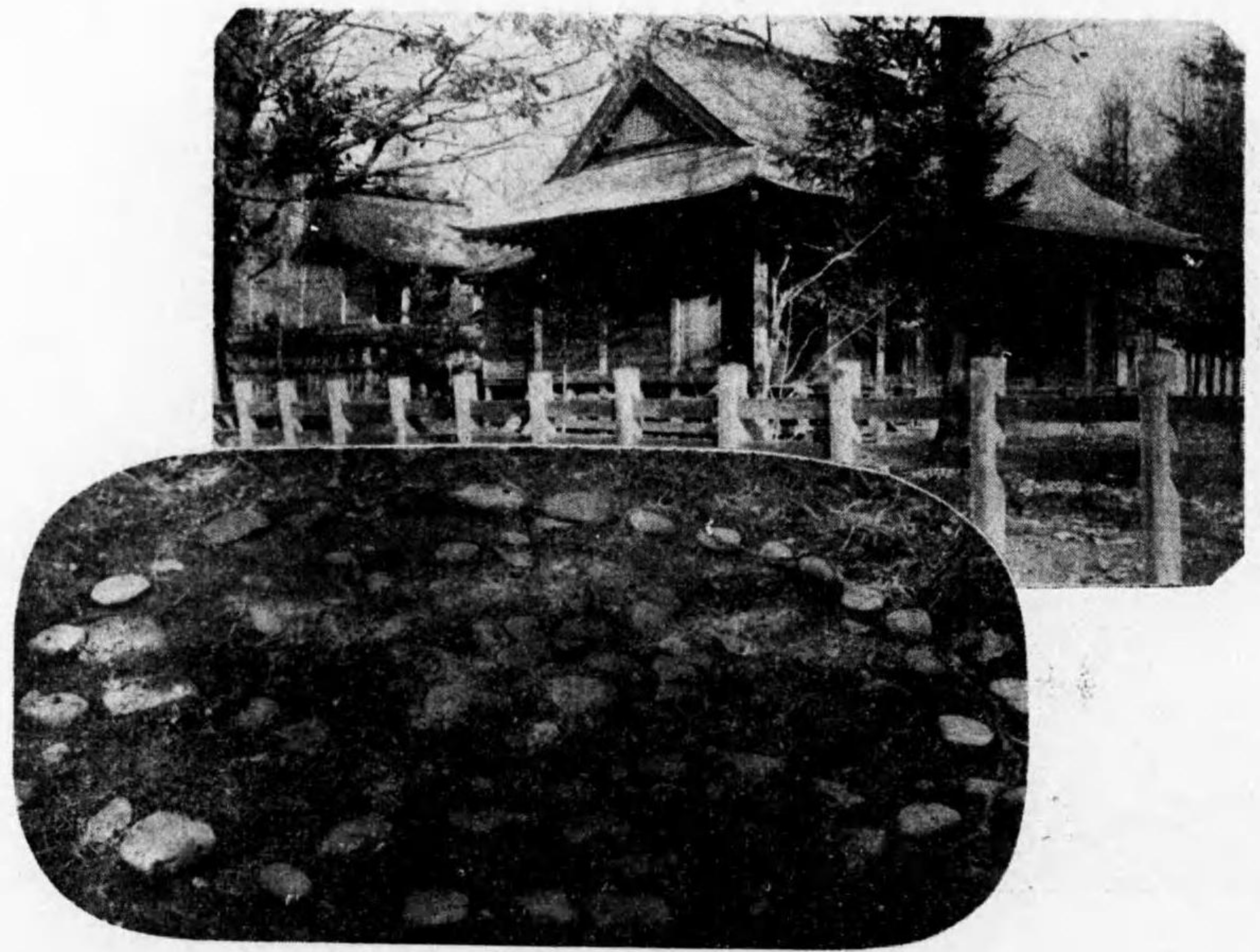
一、境 外 地 九 町 步

一、社 有 財 産 十五町步(水田) 三千二百戸 東鷹栖村、鷹栖村、江丹別村 一圓

一、創 立 者 及 神 職 社 司 五十嵐盛一、創立者にして奉仕今日に至る。

一、先 住 民 の 遺 蹟

本社の拜殿左側に在り、中央に直径約三尺九寸の圓形に川原石を敷き之を圍繞するに一系列の布石を以てし其の周圍約二十一尺余、東西直径七尺、南北直径六尺三寸にして、布石は多く欠失されたるを以て想像復原す。用石は現在地上に露れたるものは六十四ヶなり。蓋し宗教的遺構たるべし。



先住民の遺蹟の跡



### 北海道名寄町高臺鎮座

## 郷社 名寄神社

- 一、祭 神 天照皇大神 大日貴大神 大國御魂大神 少彥名大神

一、由 緒 大正六年六月十九日創立出願、同年十二月十七日許可ありて、天據國上川郡名寄地方開拓守護の神社として名寄町字名寄高臺に奉祀せしを以て創始とし、同時に村社に陞格し、同年同月二十六日神饌幣帛料供進指定せられ、同十一年十月七日郷社に加列あらせらる。

一、祭 典 例祭 毎年八月五日(五日、六日は神幸式あり) 月次祭 毎月一日、五日 講社祭 毎年六月一日、九月十日

一、社 殿 本宮は名寄町高臺に、頼宮は同町四條通二丁目、大正七年三月五日を以て御造營を爲す。本宮は流造り、頼宮は神明造りなり

一、境 内地 名寄町高臺三反三畝歩、社境は丘陵地にあり、高臺公園之れに續き檜、榎松、櫻等の樹木鬱蒼と茂り風光絶佳、神域森嚴なり。春花の頃は花客雜沓して賑盛を極む。

一、社 有 地 名寄町字クウカルシユナイ六町三反十一歩

一、氏 子 名寄町一圓 三千戸

一、神 職 社司 近藤幸太郎

一、附屬団体 月次敬神講社、昭和八年四月の創設にして同九年一月認可、氏子をして神社に近接する機會を設け、敬神思想を熾んらしめ皇運の無窮と邦家の隆昌とを祈り併て家門の繁榮と身心の安全等を祈請す



### 上川郡神居村字雨紛鎮座

## 村社 雨紛神社

- 一、祭 神 天照皇大神 大日貴大神 少彥名大神

一、由 緒 明治二十六年の創始にして、大正四年九月二日創立出願 同五年五月一日創立の許可あり。昭和三年十月十日昇格出願、同四年七月十二日村社に列格せらる。

一、例 祭 九月一日

一、社 殿 本殿(神明造)三坪二合五勺 拜殿(入母屋造)十二坪 其他建物 社務所 鳥居 社號標

一、境 内 一段六畝二十歩(神居村雨紛六百八十九番地ノ二) 五町三段四畝十七歩(神居村雨紛六百八十九番地ノ一) 三町八段八畝六歩(同六百九十番地)

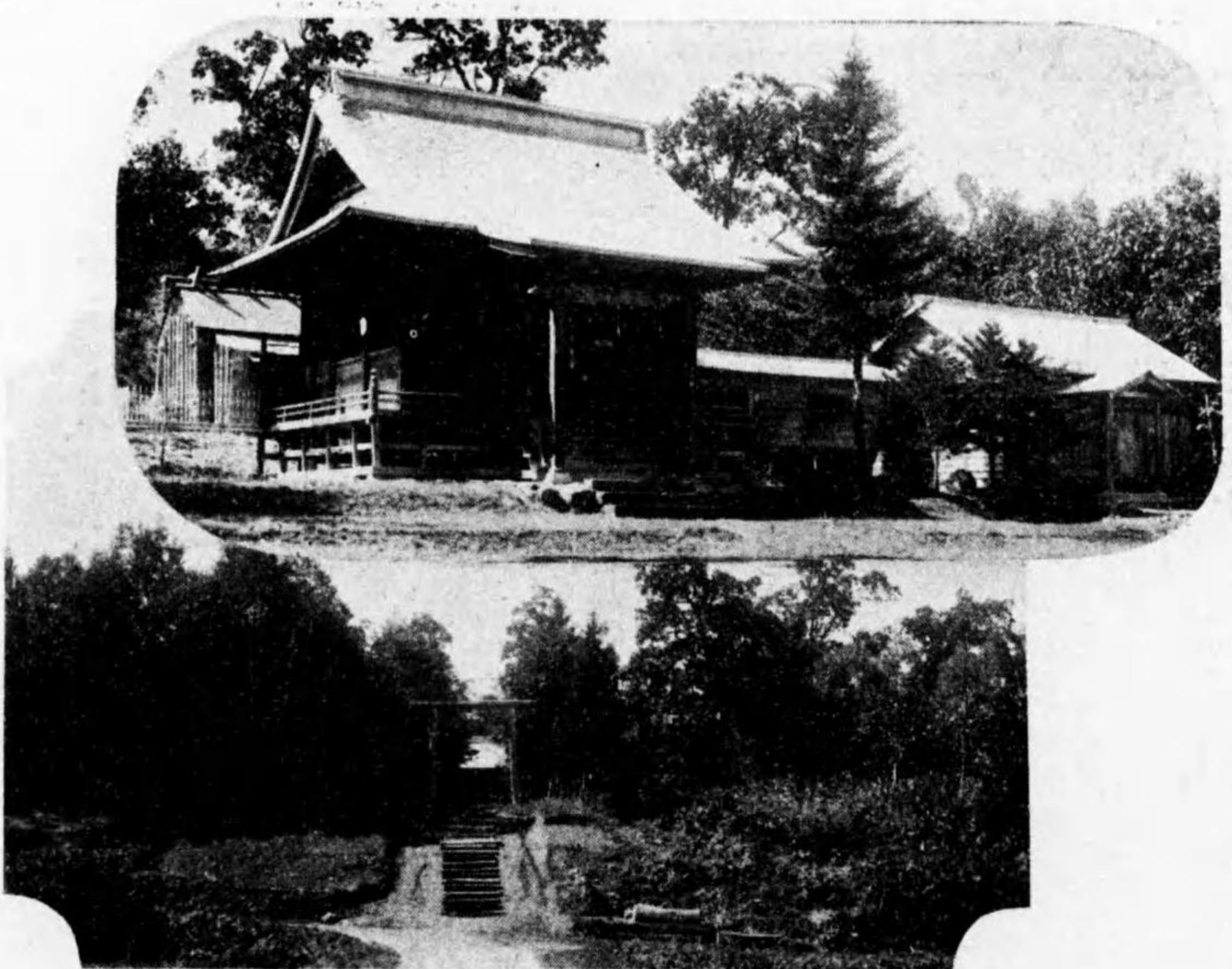
一、現 金 一千一百三十圓也

一、氏 子 二百五十戸

一、創立發願者總代 野村吉之助、館入榮次郎、上樂鶴次郎。

一、神 職 初代社掌柴田善直、二代現社掌柴田直胤 (縣社上川神社社司兼務)

一、氏子總代 (現在)坂上貞吉、林和平、稻垣龜次郎。





上川郡鷹栖村十四線三號鎮座

### 村社 北野神社

一、祭 神 天照皇大神 大己貴神 少彥名大神  
北野大神

一、由 緒 明治三十二年移住以來村民假殿を建立奉齋し、春秋の祭祀を営み尊崇し來りたるが、大正四年一月四日創立出願、翌五年五月一日許可せられ、同七年十二月三日落成の旨届出、昭和五年七月十二日村社に列し、同年十一月神饌幣帛料供進神社に指定せらる

一、例 祭 八月 四 日  
一、社 殿 神殿、拜殿  
一、境 内 五百 坪  
一、氏 子 三百三十五 戸  
一、神 職 五十嵐盛一 (郷社鷹栖神社々司兼務)

二二三

上川郡神樂村字西神樂鎮座

### 村社 神樂神社

一、祭 神 天照皇大神 八幡大神 春日大神  
一、由 緒 明治三十七年遷拜所を設け三神を祀る。大正七年八月二日創立許可。同年八月十二日村社に列し同日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、例 祭 九月二日  
一、社 殿 本殿、拜殿、社務所、取次所  
一、境 内 四千七百二十五 坪  
一、氏 子 六百九十七 戸  
一、神 職 社掌 池上諦治郎

上川郡東川村字忠別鎮座

### 村社 東川神社

一、祭 神 天照皇大神 大己貴神 少彥名大神  
一、由 緒 明治二十八年八月開村し、同三十三年八月一日村中にて奉齋す。大正八年五月五日創立出願、同年六月十八日村社に列し。大正九年二月五日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、例 祭 八月二十五日  
一、社 殿 本殿、拜殿、向拜、社務所  
一、境 内 千五百 坪  
一、氏 子 千三百 戸  
一、神 職 社掌 佐々木茂秀

上川郡士別町字士別四三九番地鎮座

### 村社 士別神社

一、祭 神 天照皇大神  
一、由 緒 明治三十二年屯田兵移住當時より奉齋す。大正七年十月一日創立出願、同八年五月二十三日創立許可、同時に村社に列格せらる。大正八年七月十三日神饌幣帛料供進指定神社となる。昭和五年七月總工費三萬圓を以て社殿改築成る。昭和八年十二月二十六日建物變更追認出願、同九年一月九日認可ありたり。

一、祭 典 例祭 七月十五日  
一、社 殿 神明造 本殿 四坪、拜殿 三十三坪、向拜 三坪八合五勺、幣殿 五坪、渡殿 二坪五合、神饌所 五坪、衣紋所 五坪、社務所 三十坪、手水舎 二坪。  
一、境 内 四町八段五畝十六歩、(一萬四千五百六十六坪)  
隣接社有地 山林四町五畝十歩。

一、社 有 地 五町三段四畝四歩(田、畑及原野)  
一、氏 子 二千四百 戸  
一、神 職 社掌 佐藤鐵雄

神域は士別町の中央に位する小高き丘陵地にあり、境内廣潤にして隣接社有地東方に續き柏、楓、白樺等の老木の中に、櫻、松、椴松、唐檜、落葉松等繁茂す。東に北見國境の連山を望み、西に劍淵川を隔て、音根別、雨龍の山々を瞰る。南は坦々劍淵村より、北は渺々天榿の清流を狭みて下士別、多寄方面の美田を一眺に收む。風光絶佳、また神域として森嚴なり。明治三十二年屯田兵九十九戸移住せるに因みて九十九山の俗稱あり。

二二三





### 上川郡劍淵村字北兵村鎮座 村社 劍淵神社

一、祭 神 大國主神 大己貴神 少彥名神

一、由 緒 明治三十二年七月陸軍屯田歩兵第三中隊本部及第三、四中隊の兩兵村を設置せられ戸數三百六十九戸移住、當時産土神無きを憂ひ一同協議の上神殿及拜殿を建築し前記三柱の大神を奉齋し以て當村の守護神と仰ぎ奉れり。以來年々を閱するに二十余年續々として移住者を増し其の間字和寒を分村したるも今や戸數千六百余戸あり、尙年々移住者を見つゝある頃、然かも公認神社の未だ無きを以て大正八年五月三十日創立出願す、同九年三月四日許可せられ、同年四月九日村社に列し、大正十三年五月一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。其の後尙分村の温根別村創設に寄り氏子五百三十戸減少す。

一、祭 典 例祭七月十二日 祈年祭二月十七日 新嘗祭十一月二十三日 月次祭毎月一日

一、社 殿 本殿拜殿兼用 社殿は近く改築の計畫あり。

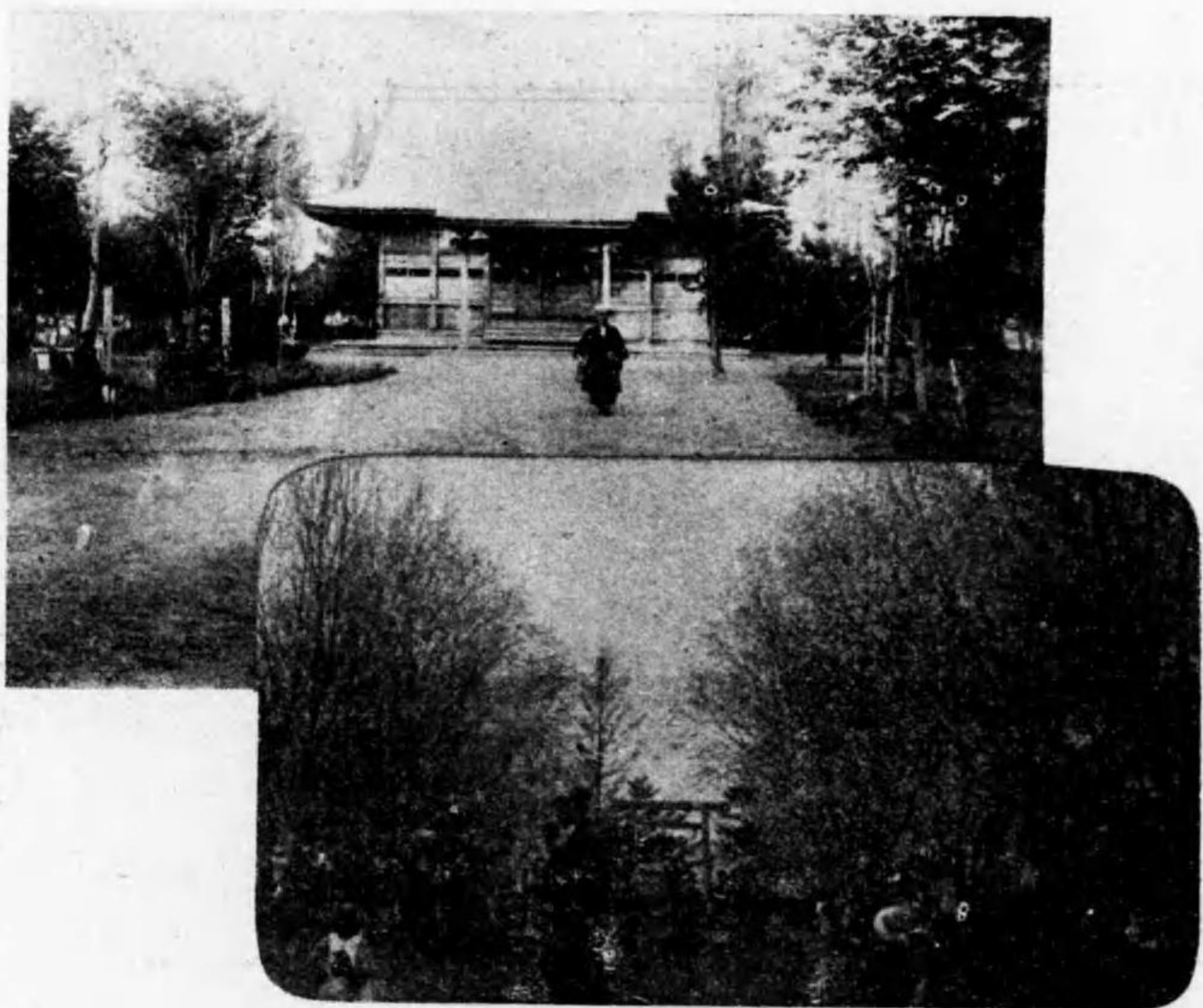
一、境 内 七百坪 高燥にして全村を一眸に收むるを得べく、境内には檜の老樹、雁皮等の大木蔽ひ繁り森嚴なり。

一、社 有 地 附屬地四町三反歩(天然造林) 畑地三町歩

一、氏 子 千三百戸

一、神 職 社掌 高島權七

境内觀櫻會



社殿正面

### 上川郡東神樂村鎮座 村社 東神樂神社

一、祭 神 天照皇大神 大國主大神 少彥名大神

一、由 緒 上川郡神樂村東神樂村に於て明治二十七年戸數五百五十五戸當時遙拜所を設け奉祀したるを、大正五年七月神社創立許可せられ同六年六月村社に昇格、同時に神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、社 殿 本殿 幣殿 拜殿 社務所

一、境 内 二萬四千二百五十四坪

社境は義經臺と稱する小高き丘陵地にして松、杉、櫻等の大木鬱蒼と蔽ひ茂り廣潤幽邃、殊に櫻樹の樹齡古く株數多ければ春の花期には遠近より觀賞の客雜沓して股賑を極む、蓋し當地方稀に見る神域にして且つ名所なり。

一、基本財産 水田 十四町歩 現金 一千四百圓

一、氏 子 一千三百余戸

一、神 職 創立當時より一代社職西崎幾三郎奉仕、昭和三年五月死亡に依り其の長子西崎近美二代を襲きて現任社掌たり。

一、氏子總代 松浦徹太郎、藤田榮治、水上桑藏、の三名熱誠以て奉仕し、外神社委員二十四名ありて諸般の經營の衝に當れり。



### 上川郡上士別村鎮座

## 村社 上士別神社

一、祭 神 天照皇大神 健御加豆智命 應神天皇

一、由 緒 明治三十五年、中士別十線東三番地（分村前八百太、

山下徳藏の兩名徳島縣海部郡中氣頭村々社八幡神社の御分靈健御加豆智命、應神天皇の二柱の神を勧請し小祠を建設し部落の守護神として奉齋したるを以て創始とす。次で同三十九年上士別村千百八十番地小野幾太郎愛媛縣新居郡角野村々社内宮神社の御分靈天照皇大神を勧請し合祀す創始の小祠は中士別十二線に在りしを十六線に移轉鎮座し、後上士別十八線北三番地に移轉鎮座せり、之れ現今の地なり。昭和二年三月三十一日創立許可、同三年十一月十三日村社に列せらる。

一、例 祭 九月五日、六日

一、社 殿 本殿、幣殿、拜殿、神饌所

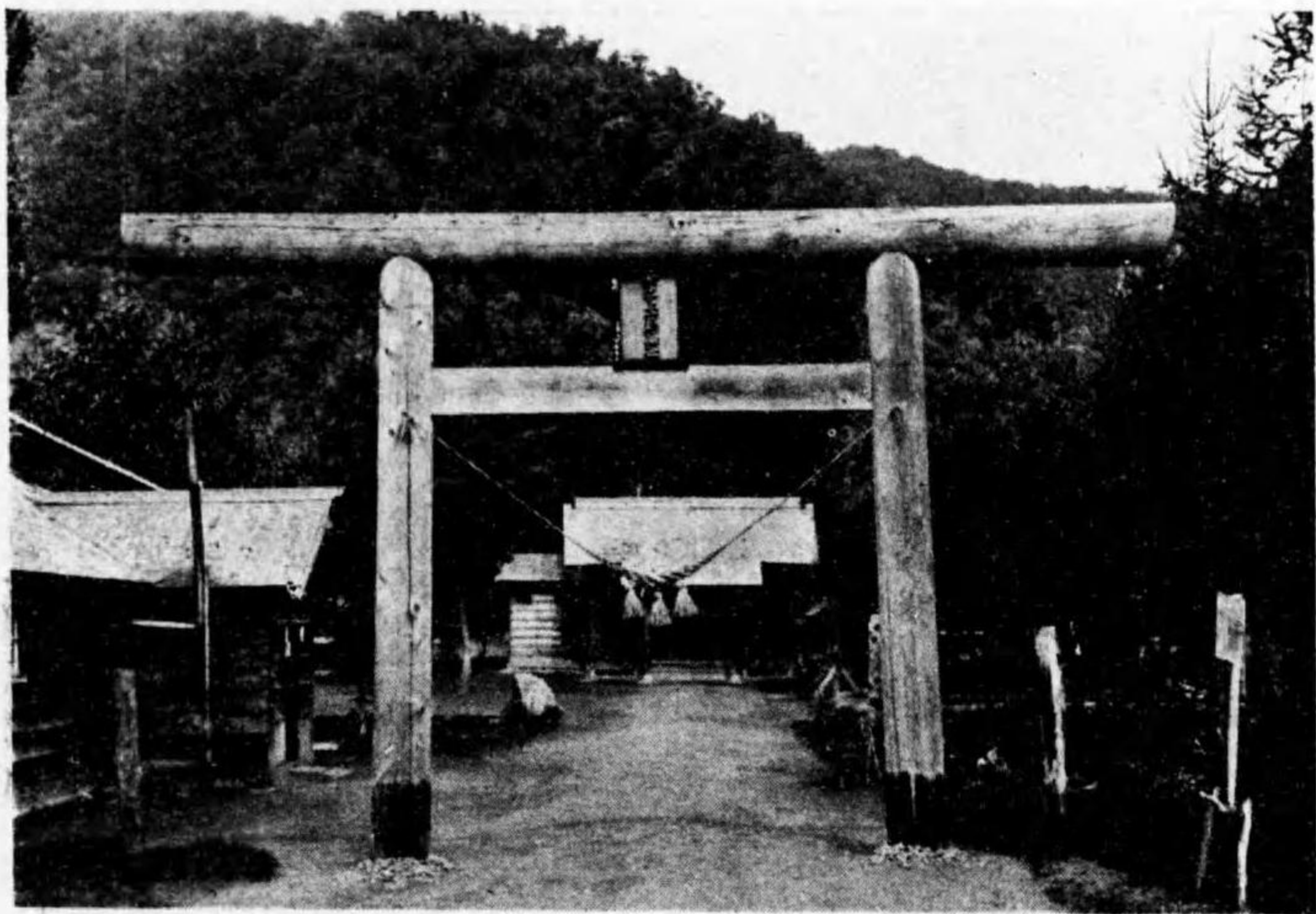
一、境 内 七百五十坪

社境は平地にあるも廣潤にして櫻、松、落葉松、柳等の樹木に圍繞せられ森嚴なる神域なり。

一、社 有 地 原野三町四反七畝二十五步 畑三町八反二畝十五步

一、氏 子 千二百六十九戸

一、神 職 社掌内田吉次郎 本神社に奉仕實に二十有年余に及べり。



## 上川郡多寄村三十四線西一番地鎮座 村社 多寄神社

祭 神 天照皇大神 大己貴命 少彥名命

由 緒 明治三十一年頃は移住者二三百戸に過ぎず、三十三年二三の團體七十余戸の移住者あり。同三十四年十月十五日現今の社地を相し

原始其儘に區劃を施し小宇を創建し右三柱の御祭神を奉齋したるに始まる。同三十七年七月十日を恒例大祭日を舉行することに決す。大正二年六月三十日社殿の改築造替竣工す。同十三年攝子宮殿下御渡邊紀念に諸般の計畫を樹て村社に昇格を出願、同年四月十七日創立許可と同時に村社に列格す。同年六月八日初代神職田中謹一就任し、越えて十月社務所住宅二千三百圓の工費を以て成り、同時に幣殿、渡殿、神饌殿、祝祠殿等完成す。昭和五年六月五日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

例 祭 七月十日

社 殿 本殿、拜殿、幣殿、渡殿、神饌所、三十坪  
社務所 二十八坪

境 内 千五百坪 社境は高地ならざるも原始其儘の檜の老樹、楓、樺、落葉松等鬱蒼として聳立し森嚴の氣満ち風致に富む。

社 有 財 産 水田五町步 現金六百圓

氏 子 一千戸

神 職 社掌 田中謹一 京都の産、京極中學を卒業、皇典研究所に學び、小學校教員を振出しに北海道廳に奉職、官を辭して父祖の遺志を繼ぎ大正十四年一月社掌を拜命本社に奉仕今日に至る。附屬團體瑞穂青年團の團長、敬神教化皇道宣揚瑞穂修養團の團長として思想善導に盡しつゝあり。

境内神社 稻荷神社 當社は明治廿五年天據上川北部開拓の當時産業祖神として多寄村三十四線多寄神社の境内地に奉齋小宇を造營して天據上川北部の總鎮守として崇敬厚かりしが遠近よりの參拜者今にして絶えず。



社 殿



境 内

境内神社稻荷神社







中川郡美深町字ピウカ原三三五ノ二八鎮座

村社 美深神社

一、祭 神 天照皇大神 豊受姬命

一、由 緒 美深の開村は明治三十三年にして同三十六年住民七八十

戸に及び、村民協議の上、同年九月八日美深川右岸の丘上を下して社地とし社殿を建立右祭神を勧請したるに始まり、同三十八年祭典を六月十五日、九月十五日の兩度と定め村民挙げて祭典を執行し來りしが、村勢の發展と共に氏子千七百五十五戸に達するに及び大正十年十月二十六日創立と同時に村社昇格出願、同十一年三月三日創立許可と同時に村社に列し、同十一年八月三日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

昭和六年四月八日神社の尊嚴保持上建物（本殿・拜殿・附屬廊下）設計變更追認申請、同七年四月七日認可。同七年十月二十二日神輿庫建設追認申請、同年十一月二十六日認可せらる。

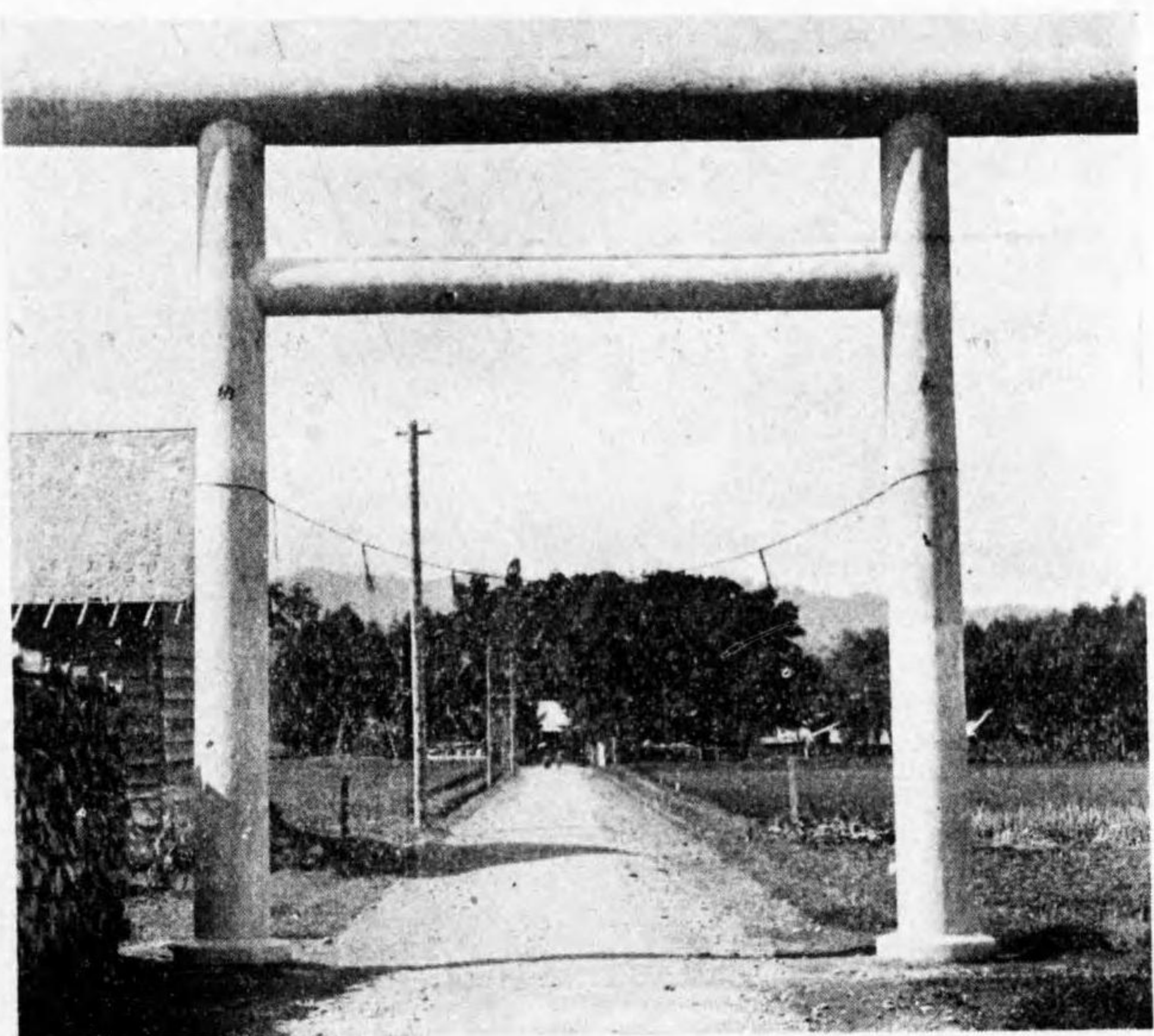
一、例 祭 九月三日 神輿渡御祭あり

一、社 殿 本殿四坪 幣殿五坪 拜殿十七坪 神饌所 一坪

神輿庫六坪 社務所三十坪

一、境 内 一千三百八十坪 隣接境外地 一千六百二十

十坪（宅地）



道 参

社境は廣大なる地域を有し櫛の老樹多く、落葉松、櫻等の樹木鬱蒼として蔽茂り森嚴閑寂の境地なり。中にも社頭神木としたる五百年余を経たらむ櫛の老樹あり。

一、社 有 地 畑五町歩 原野十町歩

一、氏 子 千八百戸

一、神 職 （現任）社掌 幕内次郎

一、氏子總代 （現在） 宮原憲治郎、千葉藤吉、和田勘七、

伊藤圓次郎、小栗勝次郎、武井主馬吉、山北清太郎、以上何れも夙に敬神の念厚く多年に亘り熱誠以て神威の高揚に盡しつゝあり。

一、寄 進

一、境内地 一町歩 美深町 宮原憲治郎奉納

一、境外地 原野十町歩 函館市 和田治郎奉納

一、同 畑地五町歩 美深町 島田長太郎奉納

一、社務所 一棟 同 幕内平次郎奉納

一、神輿一輦 札幌市 地崎宇三郎

一、大鳥居（鐵骨コンクリート造）一基 美深町 堀捨次郎奉納

一、貌狗一對 美深町 笠松與三郎、和田勘七、伴忠三郎奉納

一、石燈籠一對 美深町 柳生太平夫妻奉納

一、手洗舎一式 同 高野重信奉納

一、制札 美深町 南青年團奉納

尙境内に美深町建立の忠魂碑其他あり。



社 殿



### 上川郡神居村鎮座 村社 神居神社

- 一、祭 神 天照皇大神 大己貴大神 少彥名大神
- 一、由 緒 明治二十七年高宮與七郎、大河内三千太郎、掛場吉右工門、疋田新助等相謀り小祠を建て、鎮守と爲し、神職柴田善直を聘して祭事を營むこと三十余年、昭和三年十月十日創立出願し、同年十一月七日許可せられ、昭和四年一月二十一日昇格申請し、同年八月二十九日村社に列せらる。

- 一、社 殿 (神明造) 本殿 二坪八合 拜殿 十八坪三合
- 一、境 内 五畝歩 (神居村伊ノ澤七二九ノ二)
- 一、社有地 三町六反四畝十歩 (同上) 二反一畝十八歩 (美瑛町) 二町四反五畝二十八歩 (忠別太)
- 一、氏 子 五百十七戸
- 一、神 職 初代社掌 佐々木戊秀 二代現社掌 柴田直胤 (縣社上川神社々司兼務)
- 一、氏子總代 (現在)掛場吉右工門、高倉常次郎、石坂初次郎。



### 上川郡愛別村下愛別鎮座

### 村社 愛別神社

- 一、祭 神 伊邪那諾命 伊邪那美命 天照皇大神 天之忍穗耳命 邇々藝命 穗々出見命 鷓鴣草葺不合命 大産靈命 彌都波能賣命 稚産靈命 埴山毘賣命 速玉男命
- 一、由 緒 明治四十二年五月愛別榎本菊松外數名の者相謀り和歌山の縣邊町鎮座の關鶴神社の前記御祭神の御分靈を勸請し同村東端の景勝の地を卜して小祠を建立し本村の産土神とし奉祀し毎年六月例祭を執行し來り。昭和三年十一月五日創立出願、同四年五月十四日創立許可せらる。同年社殿改築落成。同五年十月十五日村社に昇格。同六年四月十四日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。
- 一、祭 典 例祭 六月二十五日、六日
- 一、社 殿 神明造 神殿二坪二合五勺 幣殿一坪五合 拜殿十二坪 神饌所一坪 社務所二十坪
- 一、境 内 一千坪 社境は市街東方高丘一名蓬萊山の半腹にあり全山櫻、柏、落葉松等の密林にして樹間遊歩道あり展望あり直下を流る。石狩川の清湍、延びては蜿蜒愛別平野を流過して翠層雲峽へ走り藍蒼白雲を帯びたる大雪山の眺望雄大にして佳絶なり。
- 一、社有地 十五町歩(山林)
- 内拾町歩近藤新十郎、岡本幸助兩名の寄附にかゝる。
- 一、氏 子 千二百戸
- 一、神 職 初代齋藤正縣、襲ぎて二代齋藤正光現任社掌たり。
- 一、氏子總代 (現在) 秋山信之進、前山末吉、植本榮一、山本喜藏 尾野鶴松、岡田庄次郎、以上



上川郡上川村字ルヘシヘ千百七十三番ノ

八鎮座

# 大上川神社

一、祭 神 天之御中主大神 天照皇大神 神八井耳命

一、由 緒 明治三十九年有志相謀り景勝の地を下して社殿を建立奉

齋す。大正十四年七月社殿の改築をなす即ち現社殿之れなり。爾後二十  
有余年村内大雪山、層雲峽の開発に伴ひ移住民増加するに及び昭和六年  
八月五日創立出願、同七年七月二十一日許可せらる。同八年五月十日完  
了の旨届出。當村は昨年指定せられたる大雪山山國立公園の中心地帯に  
位し然かも天下の奇勝層雲峽の翠巒の發する所にして其の入口並に大雪  
山の登山口に當り村勢の發展目を逐ふて著しく、近き將來に於て神社の  
擴張經營亦期して待つべきものあり。

一、社 殿 本殿、拜殿、幣殿、向拜、社務所。

一、境 内 千五十坪

一、氏 子 千百戸

一、神 職 社掌 森田長平



上川郡士別町字中士別九線鎮座

# 中士別神社

一、祭 神 天照皇大神 譽田別命

一、由 緒 明治三十五年當地方原野開拓の初期に當り當時の移住者

奥野小四郎、前八百太、大西常治、柴山市太郎等一同と相議り九線に神  
祠を建設し右二柱の御祭神を奉齋し年々例祭を奉仕し來り、爾來年々戸  
口の増加すると共に開墾の業も大いに進み、同三十七年に至り奥野小四  
郎は所有地五段歩を寄附し之を神社境内に充て、氏は協心戮力費用を  
據出して建坪十五坪の社殿を建立せり。尙奥野小四郎は所有地畑地二町  
歩及五段歩を基本財産として寄附し、氏子亦財産造成に努め、同三十八年  
には方十五尺の神殿及二間に三間の幣殿を造營し、越へて四十二年十月  
二十日神社創立を出願す、同四十三年五月二十五日創立許可せられ、上  
士別神社と稱す。其後植樹、參道及橋梁の改修、社務所の修繕等を爲し  
大正六年二月大鳥居を建設、同年奥野小四郎の寄附にて神殿の玉垣改築  
廊下及神饌所の増築等成る。後ち上士別村分村に伴ひ社號を中士別神社  
と改稱今日に至る。

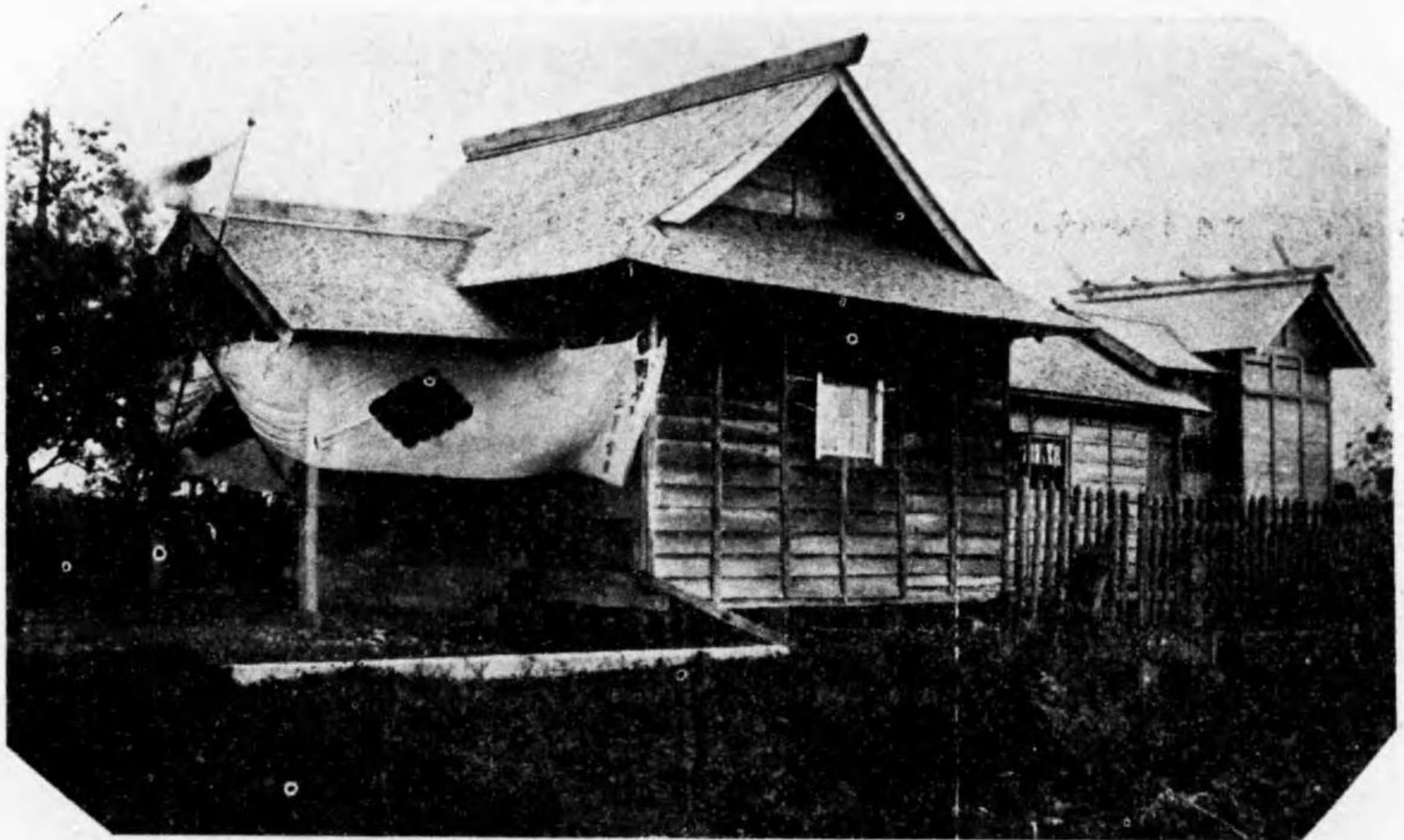
一、社例 祭 九月十一日 本殿二坪二合五勺 幣殿六坪 廊下二坪五合

一、境 内 千五百坪 拜殿十八坪 向拜三坪 社務所十坪

一、社 有 地 二町五反歩(水田及畑) 赤松を初め榎松、櫻、落葉松、水松、柳等繁茂し森嚴なる神域なり。

一、氏 子 百三十戸

一、神 職 佐藤鐵雄 (郷社士別神社々司兼務)



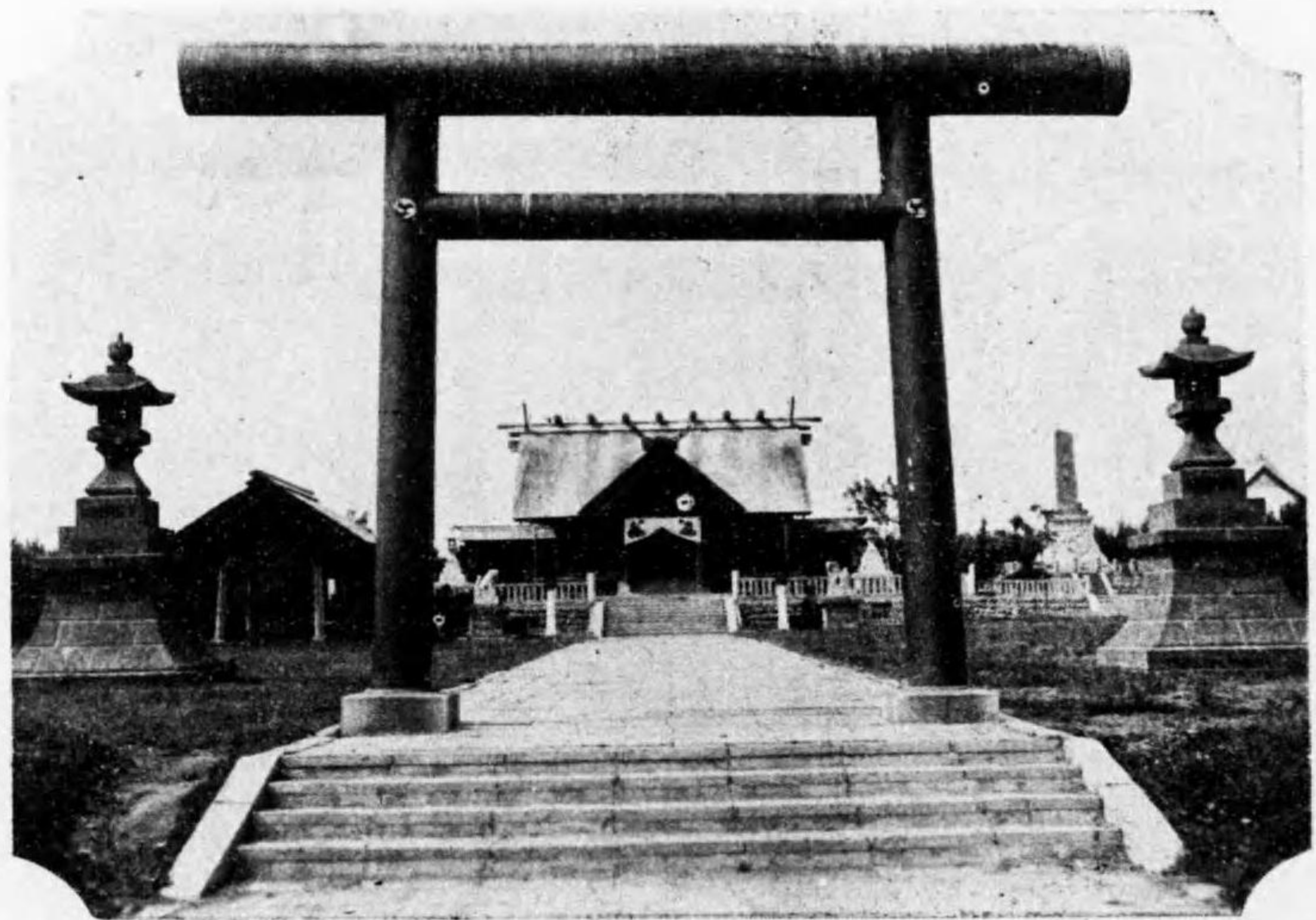


| 祭神              | 鎮座地      | 社格 | 社號     |
|-----------------|----------|----|--------|
| 天照皇大神、八幡大神、春日大神 | 上川郡當麻村   | 郷社 | 當麻神社   |
| 大國魂命、大己貴命、少彥名命  | 空知郡下富良野村 | 村社 | 富良野神社  |
| 天照皇大神           | 同 郡上富良野村 | 同  | 上富良野神社 |
| 天照皇大神、大國魂尊、少彥名尊 | 同 郡中富良野村 | 同  | 中富良野神社 |
| 天照皇大神、外四神       | 上川郡美瑛村   | 同  | 美瑛神社   |
| 天照皇大神、外三神       | 中川郡中川村   | 同  | 中川神社   |

### 留萌、宗谷地方



留萌、宗谷、岬、大



天鹽國留萌郡留萌町大字留萌村字留萌原野二  
線六番地鎮座

郷社 嚴島神社

一、祭神 市岐島姫命

一、由緒

創立年紀詳ならずも、天明六年當時の支配人渡島國松前郡福山の住人栖原彦右工門なるもの安藝國佐伯郡嚴島神社の御分靈を勸請奉齋したりと云ひ傳ふ。天鹽北見兩國中の神社の濫觴にして留萌郡開拓最初の神社なり。寛政年中運上家を置かれしより同所に於て奥蝦夷地鎮護の神と奉祀せり。萬延元年留萌郡は庄内藩の領地となり明治三年山口藩の領地となりしも、營繕祭祀の諸費は一切藩費を以て支辨奉齋したる事は古老の口碑に明瞭なり。其後九年神社格付社と届出公稱す。明治二十九年六月三十日郷社に列せらる。同三十九年十一月十三日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。年次市街發達し人戸稠密となりて境内地として不適富且つ狹隘にして、社殿も亦腐朽したれば之が改築の機運動き神社造營會組織せられ、四ヶ年繼續事業として金五萬圓を以て移轉改築の議成れり。移轉地は留萌町都市計畫の中央高臺にして勝臺に富み神社敷地として最も適當なりと全町民の切望する處に據り、大正三年三月二十九日移轉改築の許可を得て造營竣工し、大正十四年九月十六日此地に奉遷鎮座し今日に至れり。社境は諸般の整備成り、高燥廣潤、全市街を瞰下一眸にし右に山河、左に日本海の展望雄大にして神域として眞に適切なり。

一、境内坪數 二千九百坪

一、社殿 神明造 本殿、幣殿、拜殿、神饌所、社務所

一、氏子戸數 三千二百戸

一、神職 社司 鳥海宗太



### 增毛郡增毛町稻葉町四十九番地鎮座 郷社 嚴島神社

一、祭 神 市杵島姫命 保食神

一、由

緒 文化十三年丙午年七月松前郡福山住人伊達林右工門勸請するところにして、文久元辛酉五月再建せらる。明治九丙子年郷社公稱。明治二十九年十一月二十八日社殿移轉願出、許可を得て、同三十二年八月三十日移轉落成す。同三十六年八月二十日改築願出、同年十二月二十四日許可、翌三十七年四月三日落成遷座式を舉行す。同四十二年一月十一日社務所増築進認を願出、同一月十四日聽届けらる。同四十二年一月十一日同町大字増毛村無格社稻荷神社を合祀の儀出願、同年二月十八日許可、同三月十四日合祀済。

合祀神社 稻荷神社 祭神 保食神

文久辛酉五月伊達林右工門勸請す。

一、例 祭 七月十三日

一、社 殿

本殿 五尺九寸四分 向拜五尺二寸出 附屬野板屋 三間二尺 拜殿 三間半 附幣殿 二間半  
四尺八寸六分 社務所 八間 下屋 三間半 一間

一、境 内 四百五十坪

一、氏 子 二千二百戸

一、神 職 社司 小林吉郎

### 苫前郡羽幌町鎮座

### 郷社 羽幌神社

一、祭 神 豊御食津能神

一、由

緒 明治十九年の頃初めて富羽幌に漁民僅か十數戸在り、當時漁場内に一小社を建て、稻荷大神として尊崇し來りたり。次で漁場の發達に伴ひ移住者續々と増加するに至り此の一小社を氏神と稱へ鎮護の神として祭祀し明治二十二年社殿を改築し祭典等を執行したり。同二十七年初めて市街地設置せられたるを以て市街地の淨地を選定して此の社を移轉し、同三十年苫前村より分離し戸長役場設置と共に一神社の確立を要望し、敷地の無償附與を得着々準備の上、同三十三年現在の地に移轉し、翌三十四年羽幌神社と公稱出願す。斯くして翌三十五年二級町村制施行と同時に社殿の改築を爲し、諸般の完成を見たるは同三十八年なり。越へて四十二年四月一級町村制を布かれ自治の發展を見るや神社亦翌四十三年六月二十五日村社に列格す。大正六年九月再び社殿の増改築を爲し境内の擴張等大いに努め、同十年町制施行と共に神社の内容外觀全く改まるに至り、同十三年五月三十日郷社に列格せられ以て今日に至る。常に當神社は自治の發達と終始し、神社中心一町村一神社の定を現はし諸種の報告祭、神社崇敬の良風は管内各町村に率先するところ多し

一、社 殿 (神明造亞鉛葺) 本殿方一間半

幣殿 間口四間 拜殿 間口五間半 (濱椽、向拜付) 社務所 五十五坪

幣殿 奥行二間 拜殿 奥行四間半 (濱椽、向拜付) 社務所 五十五坪

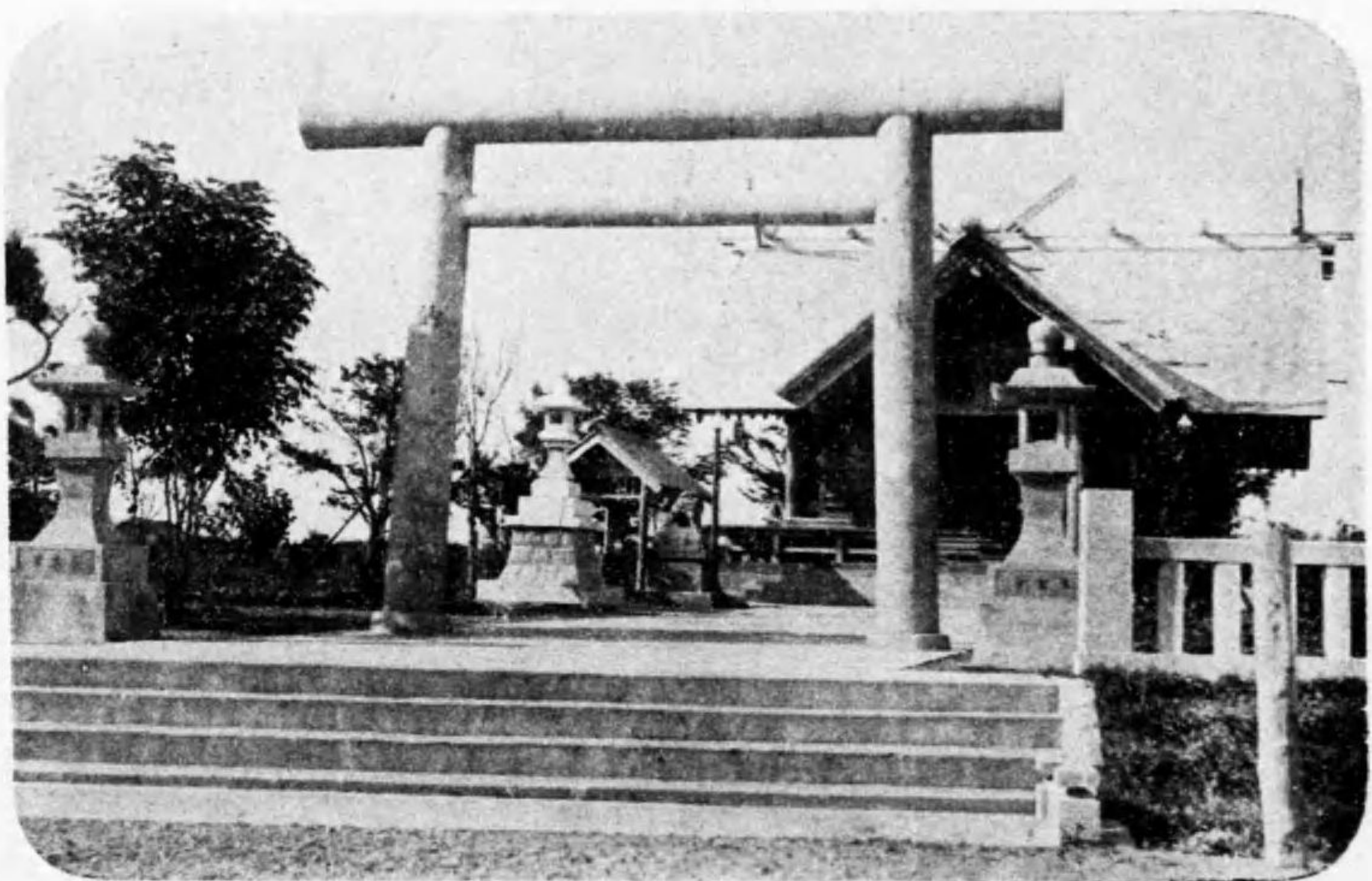
一、境内施設 開拓碑(石造)一基、狛犬一對、石燈籠三基、社號標、

一、境 内 二千坪

一、社 有 地 畑地九町六反七畝三步

一、氏 子 數 一千四百戸

一、神 職 社司 佐藤荒三





留萌郡留萌町大字三泊村五六ノ三鎮座

村社 稻荷神社

一、祭神 保食神

一、由緒 明治五十年松前郡下及部村平民阿部四郎治勸請するところにして、明治十二年村社と公稱す。明治三十七年四月十九日火災に罹り社殿焼失す。同四十二年十月二十八日再建を願出、同年十一月四日許可あり、同年十二月十五日落成す。大正十三年二月境内地鐵道敷地に付四畝歩賣却の件願出、同年三月二十九日許可せらる。大正十三年八月十日移轉の儀出願、同月二十三日許可あり、同十四年十月二十日完了。昭和九年四月十日神饗幣帛料供進神社に指定せらる。

一、例祭 六月二十五日

一、社殿 本殿、拜殿

一、境内 百六十八坪

一、氏子 三百四十六戸

一、神職 社掌 烏海宗太 (郷社嚴島神社々司兼務)

留萌郡留萌町大字禮受村字ビラ九十  
三番地鎮座

村社 嚴島神社

一、祭神 市杵島姬命

一、由緒 天明六丙午年松前郡福山平民栖原彦右工門の勸請するところにして、明治十二年村社と公稱す。大正八年七月舊七番地は鐵道敷地となりたるを以て、同年七月二十八日許可を得て現在地畑五畝六歩を買受け同年九月五日移轉落成し届出づ。

一、例祭 八月十五日

一、社殿 本殿九尺十二間 拜殿三間十二間

一、境内 百五十六坪

一、氏子 百四十五戸

一、神職 社掌 烏海宗太 (郷社嚴島神社々司兼務)

天鹽國苦前郡苦前村字山ノ上鎮座

村社 嚴島神社

一、祭神 市岐島姬命 保食神 毘平命

一、由緒 天明六丙午年七月興蝦夷地(天鹽國以北)トマ、イ、現今の苦前郡の支配人當地方開拓の際創建奉齋したるものにして、爾來當時の運上家役所に於て一切の費用を奉祀し來り、文化九年八月社殿を再建す。萬延元年郡區改正に依り苦前郡と稱し、同時に庄内藩の領地となり、次に明治三年水戸藩の領地となり、常時藩費を以て一切の修及祭祀を管み苦前郡の總領守として奉齋す。明治四年開拓を置かれ、格別由緒ある神社なれば、郡中の一宮と仰ぎ翌五年より郡中各村に經費を賦課せり。明治八年村社として、移轉新築の議せり。比の市街を以て現在の高燥なる地を相け且つ、移轉新築の議せり。大正三年出願、同年六月二十三日許可を得、翌四年六月二十三日落成し奉齋す。然して社殿境内の諸整備成り内容外觀全く改まり神威彌々高きを加ふに至れり。

一、祭典 例祭 七月七日 (神幸式あり)

一、社殿 月次祭 毎月一日 恒例祭典 歴表に依る

一、社殿 本殿 八坪一合二勺(千鳥破風入母屋造) 幣殿 六坪

拜殿 三十二坪五合二勺 手水舎 二坪 社務所 二十四坪

住宅 十三坪五合 其他工作物(鳥居建上げ二十四尺)、制札、社號標、石燈籠、狗犬、等

一、境内 社境は苦前村の中央岬丘上にあり、背面は稍々小高くて樹の密林なり、初夏の候には附近一面濱茄の草花園をなす。高燥にし柏一名柞々岡又は海望臺の稱あり。東南には苦前大原野展開し、西北は日本海に臨み、天寶、焼尻の兩島目睫の間に横はり、遙かに海上利尻富士を望む、風光絶佳。

一、社實 一、薙刀二振 (在銘丹波守吉道) 一、長鎗二振 (作者不詳)

一、神職 社掌 關佐助(現在)





增毛郡增毛町大字別刈村鎮座

### 村社 惠比須神社

一、祭 神 事代主命

一、由 緒 天明戊申年六月の創立、明治九丙子年村社公稱す。明治三十九年十二月境外附屬地として土地取得の旨同十年六月二十二日届出。同四十四年九月二十日日本堂増築を願出、同月二十六日許可あり、同年十月十六日落成届出。

一、例 祭 七月二十日

一、社 殿 本殿九尺一三間 拜殿三間一三間半

一、境 内 八十九坪

一、氏 子 四百十九戸

一、神 職 社掌 駒木六郎

增毛町大字阿分村タントシナイ二百五十二番地鎮座

### 村社 稻荷神社

一、祭 神 保食神

一、由 緒 明治二十七年阿分村々民協議の上山城國伊紀郡官幣大社稻荷神社より御分靈を勸請し、有志の寄附金を得、同二十七年十一月六日創立出願、同二十九年六月三十日許可せらる。同三十四年七月三日建築物落成す。同四十一年五月三十日附屬建物追認の儀出願、同年七月八日認可を得。同四十三年六月二十五日村社に列せらる。大正八年八月二十日境内地の四畝二十二歩鐵道省へ賣却の件許可を受く。

一、例 祭 七月十日

一、社 殿 本殿、拜殿、神輿舎、社務所

一、境 内 二百九十六坪

一、氏 子 二百四十九戸

一、神 職 社掌 三浦吉太郎

留萌郡鬼鹿村大字鬼鹿村鎮座

### 村社 嚴島神社

一、祭 神 市杵島姬命

一、由 緒 天明六丙午年松前郡福山平民栖原彦右工門の勸請するところにして、明治十二己卯年村社と公稱す。明治四十一年二月一日許可を得て大字天登雁村より大字鬼鹿村へ遷座し今日に及べり。

一、例 祭 六月十七日

一、社 殿 本殿、拜殿兼用 五間一七間 向拜 二間一三尺

一、境 内 一千坪

一、氏 子 四百七十三戸

一、神 職 社掌 瀧川康麿

苫前郡苫前村大字力晝村鎮座

### 村社 稻荷神社

一、祭 神 保食神

一、由 緒 萬延元庚申年五月創立。明治九丙子年村社に列す。

一、祭 神 七月二十五日

一、社 殿 本殿、拜殿(兼用)

間口三間、奥行四間

一、境 内 三十三坪

一、氏 子 五十戸

一、神 職 社掌 關佐助

(苫前村嚴島神社々掌兼務)



天鹽郡遠別村字遠別五百八十六番地ノ七鎮座  
村社遠別神社

一、祭神 武甕槌命 齋主命 天津兒屋根命 比賣神

緒 明治二年秋水戸藩權太防衛の爲め藩吏を天鹽に駐在せしめたる頃、遠別河口附近の樹木鬱蒼たる路傍の大樹の下  
の洞穴に、神祠鳥居を有し天神祇地を祭祀せる土八數名が索居漁獵を生業となし居りたりと云ふ。明治中葉の頃富山縣  
人泊勝太郎なる者移住に際し神宮太麻を奉持して此の洞穴に安置し祭祀せるに始まり、漸次村落を形成するに至りて原  
野西一線南三番地に奉遷し村民尊崇春秋の祭祀を營み來りたるが、大正四年先帝陛下御即位の大典を擧げさせられ、こ  
れを紀念せむ爲め有志相謀り、官幣大社春日神社を營み來りたるが、大正四年先帝陛下御即位の大典を擧げさせられ、こ  
の發展と共に崇敬全村に亘るに及び境内、社殿の狹隘を告げ大正十一年八月二十五日現在地に社殿を建立奉遷す。村民  
一舉同十四年五月十日神社創立を由願、昭和二年五月五日許可せられ、同五年十二月一日創立完了届出。昭和六年十月十  
五日村社に列せられ、同七年八月二十五日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、祭典 例祭 九月十五日 祈年祭 四月十五日

一、社殿 (春日造) 本殿三坪 渡殿三坪 拜殿十二坪 其他水舎、鳥居等

一、境内 一町三反二畝十歩

一、基本財産 土地 十一町一反五畝七歩

一、氏子 八百五十戸 遠別村一圓

一、神職 社掌 猿子政一 昭和七年十月十八日附奉職今日に至る

一、氏子總代 紙谷榮太郎、相内茂三郎、三浦吉右衛門、村上由松、林與三兵衛

何れも敬神の念厚く人格識見卓越せる徳望家にして總代たること創立當初より今日に及び一般氏子の信望厚し。

一、寄進物 一、大幟一對宛 山崎三藏、水野松右工門、澤田千太郎、日下部政次郎、内山佐太郎。一、錦旗一對 品田治平

一、紅白旗一對 廣瀬乙吉 一、大眞神一對 吉田忠好 一、金幣一基 相内茂三郎 一、賽錢櫃一基 秋山すて  
一、御本殿用御翠簾御幌 遠別市街婦人會 一、渡殿用御幌一張 紙谷榮太郎

祭神 鎮座地 社格 社號

市杵島姫命 天鹽郡天鹽町 郷社 嚴島神社

市杵島姫命、琴平神 苫前郡焼尻村 村社 嚴島神社

市杵島姫命 同 郡天賣村 同 嚴島神社

事代主命 増毛町舍熊村 無格社 舍熊神社

大己貴神、少彦名命 同 町別刈村 同 三吉神社

豊受姫命 苫前郡初山別村 同 稻荷神社

品陀別命、息長帶姫命 天鹽郡幌延村沙留 同 八幡神社

天照皇大神、軻遇突智命、保食神 同 郡同 村幌延 同 幌延神社







### 禮文郡香深村富士見ヶ岡鎮座 村社 巖島神社

一、祭 神 市杵島姫命 事代主命 三吉大神

一、由

緒 遠く文化元年の昔、禮文島二代目請負人岡田半兵衛の市杵島姫命を奉遷し辨天社として崇め祀りたるに起因し、明治九丙子年開拓使廳の時代に於て村社に列せらる。同二十八年現位置に移轉遷座。同三十九年神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、例祭日 七月十五日（十四日宵宮祭、十五、六日神輿渡御）

月次祭 毎月一日 十五日

敬神婦人講社祭 毎月十五日

一、社 殿 本殿（間口二間） 通殿（間口二間）

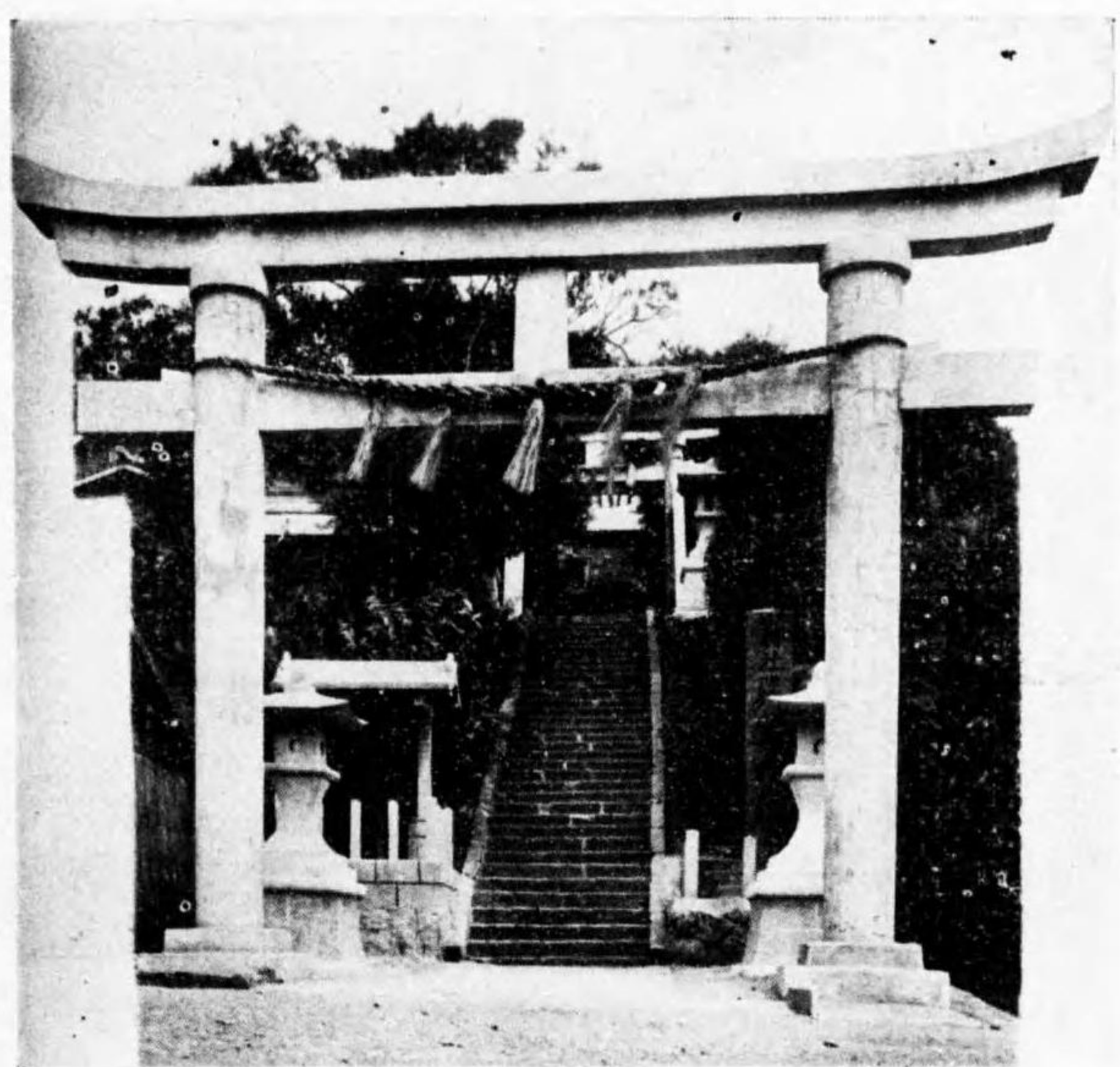
拜殿（間口三間半）

一、境内地 一千五百五十九坪三合二勺

一、氏子數 八百三十七戸

（昭和九年四月一日現在）

一、神 職 社掌 常盤井武四郎



### 禮文郡船泊村大字船泊鎮座

### 村社 禮文神社

一、祭 神 天照皇大神 配祀 大海積大神 言代主大神

一、由

緒 文久三年の頃より青森縣人秋田佐吉及田中太四藏等、本村茂尻湖の主神を意味して大沼神社と稱し湖邊の一隅に小祠を建設し尊敬し來り、後村内人口増加に伴ひ一般該神社を氏神と仰ぎ崇敬するに至りたるも未だ祭神不詳なりき。明治三十二年中更に天照皇大神、大海積大神、言代主大神を祭祀し禮文神社と改稱、同三十二年十一月五日創立出願、同三十四年一月三十一日創立許可せらる。同三十五年五月十二日村社に列し、神饌幣帛料供進神社に指定せらる。船泊村一圓の守護神として尊崇厚し。

一、祭 典 例祭 七月五日、六、七日 渡御祭あり

月次祭 毎月一日 十五日

一、社 殿 本殿、幣殿 二間 拜殿 五間

一、境内地 六百十坪

一、社有地 畑一町三反六畝四歩 雜種地一町六反二六歩 原野六反六畝二歩

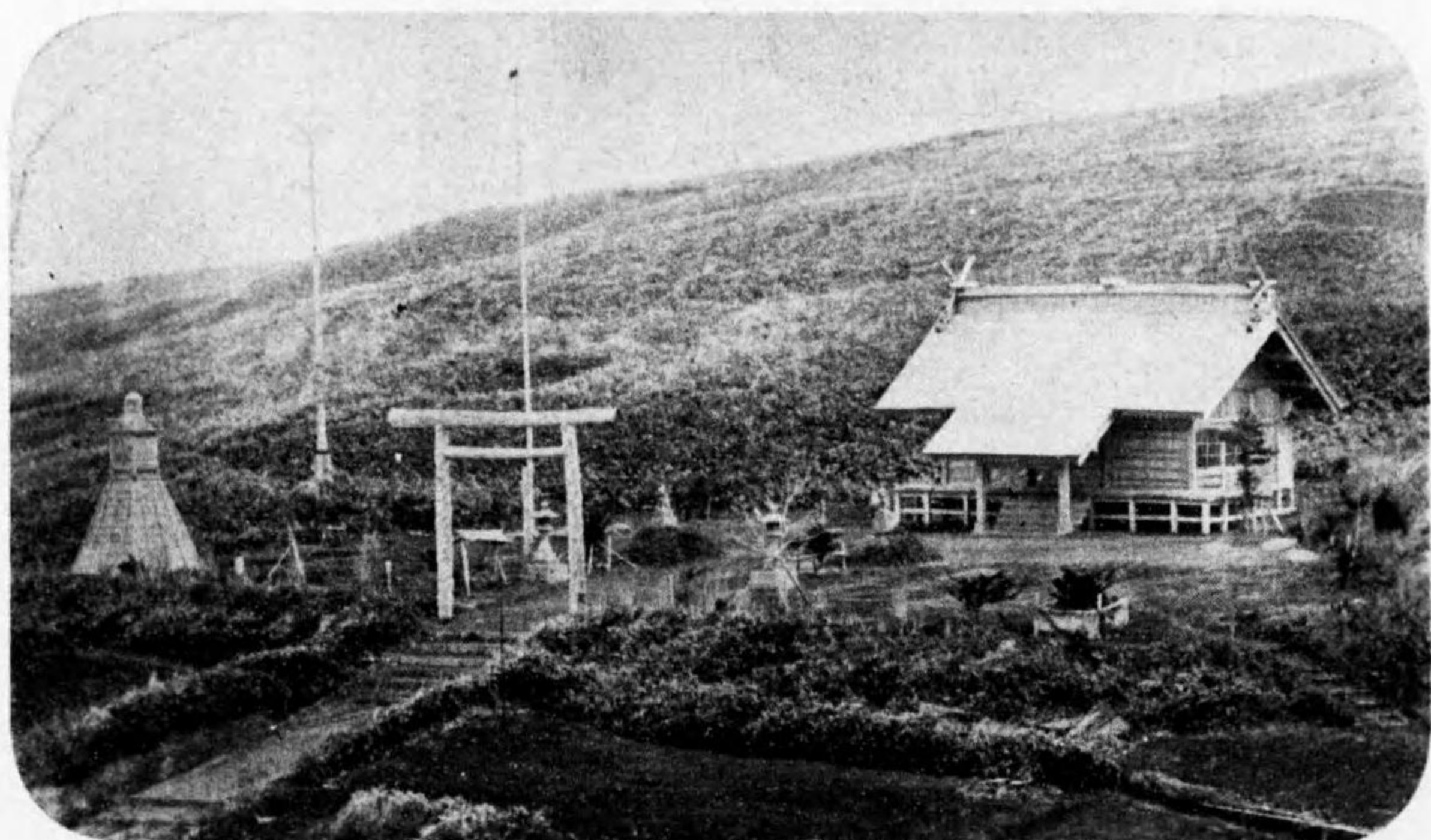
一、基本財産 二千四百五十圓（昭和八年度）

一、氏子數 五百二十五戸

一、神 職 初代 土井三郎平、現在社掌 勝沼辰之助

一、氏子總代 中村榮藏、中島永松、中村義一、以上多年に亘り神社の爲めに盡瘁あり。外に神社委員六區十六名ありて神社の經營に當りつゝ、あり。

一、社 實 劍一振 銘陸奥大榎橋盛宗作 延寶三天巳卯八月吉辰作





# 利尻郡鬼脇村鎮座 村社 北見神社

一、祭 神 天照皇大神、豊受大神 大山祇神 大海積神

緒 文政八年幕府の漁場請負人藤野喜兵衛當地へ勸誘し私社として信仰せしが、追々人口増加に伴ひ村民之を産土神と仰ぎ爾來村内發展と共に村民一同協議の上一社創立の議起り、明治三十二年七月十一日創立認可を得。同三十四年十月三日社殿建築落成。同三十七年六月三十日境内地増加の件出願。同四十三年六月二十五日村社に列せられ、神饌幣帛料供進神社に指定せらる。大正三年十月十日社殿腐朽且つ狹隘を感じたるを以て移轉並に新築の件許可を得て着工、同五年十月十八日落成の上正遷宮祭執行。昭和六年七月御影石造り大鳥居、石燈籠一對及コンクリート玉垣、軟石玉垣等の寄進あり、内容外観全く一新し神威彌々揚る。

一、祭 典 例祭 六月二十三日 齋宮祭、二十四、二十五日 神輿渡御(從來は七月十五、六、七日なりしが昭和八年變更認可を受く)

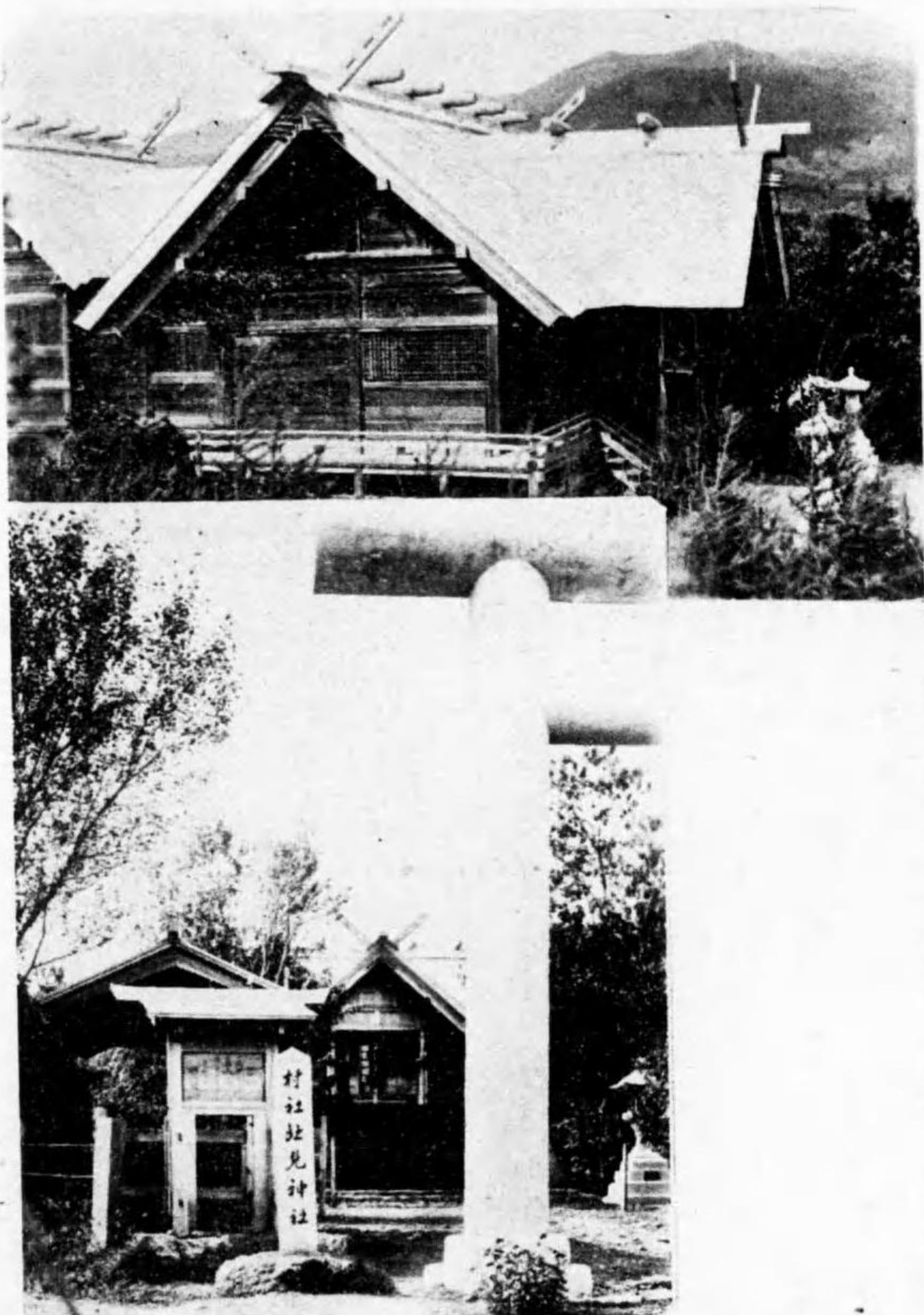
一、氏子 數 七百戸

一、境内地 二千八百五十九坪

一、境外地 七百四十三坪

一、歴代神職

- 社掌 星野十九七 (自明治三十六年六月至同四十二年四月)
  - 同 土井三郎平 (自明治四十二年五月至大正四年七月)
  - 同 村林準橋 (自昭和五年七月至昭和六年七月)
- 現代社掌 古館辰夫 (自昭和六年十二月)



## 利尻郡沓形村鎮座

# 村社 北見富士神社

一、祭 神 大山祇命 豊受姫命 木花咲夜姫命

市杵島姫命

一、由 緒 當社は沓形村草創時代よりの守護神にして、沓形港西の岬にある高さ五丈餘の大岩石に幅九尺奥行七間餘の巖洞あり其の中に小祠を建立し又其の傍の岩上に六尺四方の社殿を建て北見富士権現と稱へ漁場の鎮護として奉齋したり。其後移民増加し村落を形成するに及び明治二十六年八月九日火災に罹り社殿を焼失す。同三十三年四月二日四方の社殿を再建奉遷す。同三十九年九月二十日火災に罹り社殿を焼失す。同四十一年五月二十一日火災に罹り社殿を焼失す。昭和七年十二月一日火災に罹り社殿を焼失す。昭和七年十二月一日火災に罹り社殿を焼失す。昭和七年十二月一日火災に罹り社殿を焼失す。

一、例祭 日 六月二十五日 (二十四日宵宮祭、二十五、六日神輿渡御祭を行ふ)

一、社 殿 神明造 本殿二坪 渡殿二坪 幣殿三坪 拜殿二十四坪 向拜三坪 神饌所四坪 其他工作物 手水舎一坪五合 社務所四十五坪 通廊下十一坪 鳥居一基(鐵筋混泥土造人造御影石仕上) 高麗犬一對 石燈籠一對

一、境 内 八百三十七坪

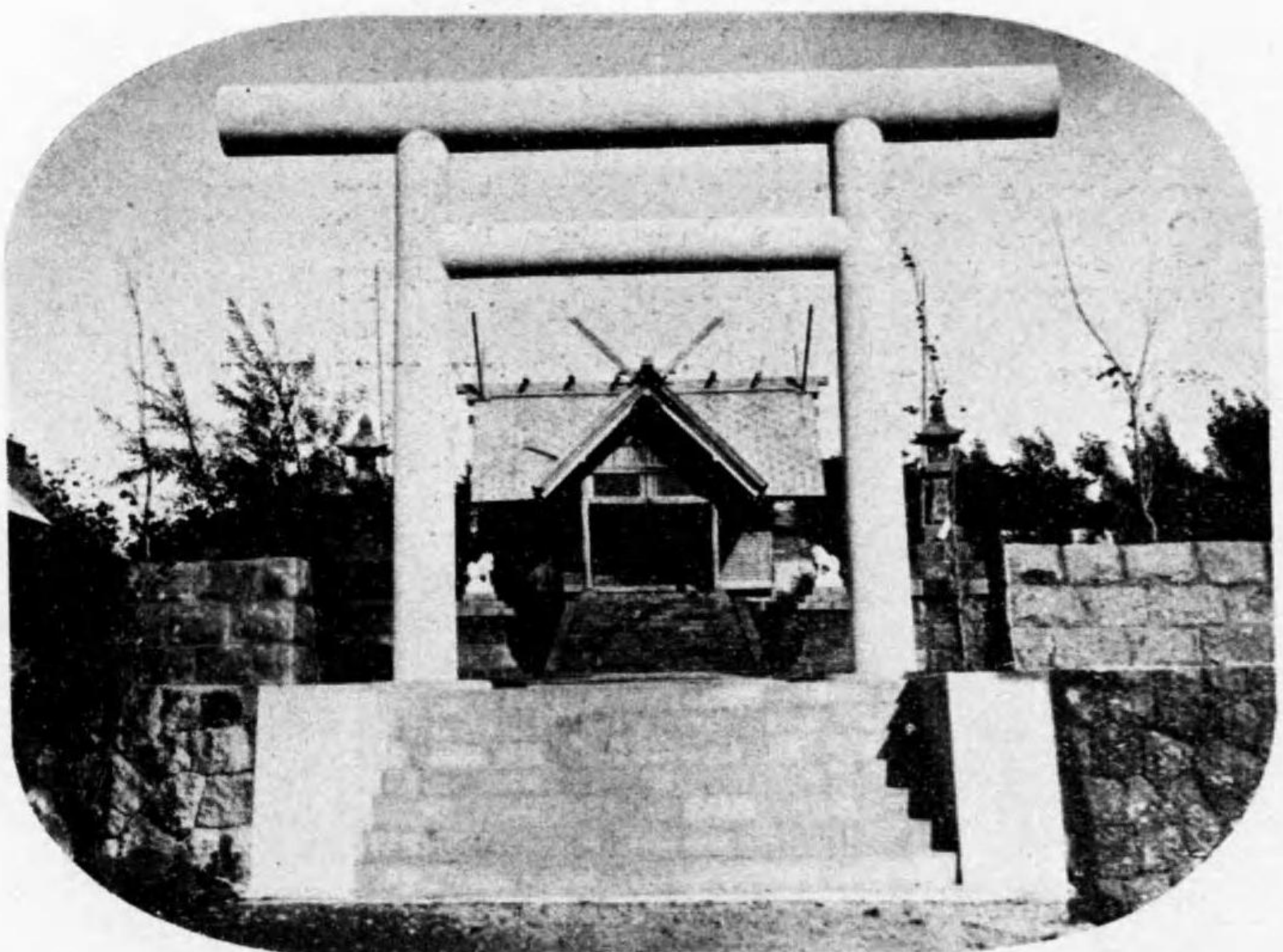
社境は市街の高臺にあり境内及背面(公園豫定地隣接す)は綠葉樹繁茂し本殿後方高く秀峯利尻富士聳立す。海岸の景又見るべきものあり。

一、社 有 地 宅地二千五百七十坪 畑地七反八畝四歩

一、氏 子 數 八百七十戸

一、神 職 祭神 大綿津見神 大物主神 社殿六坪(流造)大正九年十月一日改築 初代社掌 齋藤敬光 明治四十三年三月二十日死亡。次代社掌 常盤井武胤 大正九年九月二十一日死亡。現在社掌 常盤井武知

一、氏子總代 十名 神社委員四十名なり。









枝幸郡枝幸村大字枝幸村鎮座  
村社 嚴島神社

一、祭 神 市杵島姬命

一、由 緒 創立年紀詳ならず、明治九年村社公稱。大正九年二月二十五日境内地制限外設定並に枝幸村大字枝幸村字エサシ五百三十六ノ五、五十六ノ二に移轉新築出願、同十二年十二月三日許可、昭和五年三月十日完了届出。昭和五年五月七日附氏子數訂正届出。

一、例 祭 七月十五日

一、社 殿 本殿、拜殿、幣殿、神饌所、祓所兼神樂殿、社務所

一、境 内 千五百坪

一、氏 子 千四百八十二戸

一、神 職 社掌 古屋盛信

宗谷郡稚内町大字コエトイ六百二十一番地鎮座

聲問神社

一、祭 神 天照皇大神 保食神 綿津見大神

一、由 緒 明治二十三年有志相謀り計畫したるも僅かに二三十戸に過ぎざりければ希望を實現する能はず、明治二十五年七月一日小字を字ウエンノチに建立三柱の祭神を祀る。爾來數年後には百戸となり、同二十九年社地の貸付を得、同三十一年三月七日創立出願、同三十一年六月九日許可せらる。同三十四年十月十日建物落成。同年十二月二十三日宗谷支廳より社地付與の許可を得たり。

一、例 祭 六月十五日

一、社 殿 本殿五坪 拜殿十二坪 神饌所六坪 社務所十二坪 廊下二坪

一、境 内 六百二十八坪

一、氏 子 百三十一戸

一、神 職 社掌 山田采麿



### 枝幸郡中頓別村字中頓別鎮座 村社中頓別神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 昭和三年十月十日創立出願、同四年一月八日許可せられ、同五年二月十八日完了の旨届出。昭和五年三月三十一

日村社に列し、同年五月四日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、社 殿 本殿、幣殿、拜殿、神饌所、社務所

一、境 内 七百坪

一、氏 子 一千五十戸

一、神 職 社掌 高畑重光

#### 祭 神

倉稻魂命、外四神

大綿津見命、大山祇命、豊受比賣命 同 郡鴛泊村本泊

大綿津見命、豊宇氣姫命、大山祇命 同 郡杵形村美也古呂

#### 鎮 座 地

利尻郡鬼脇村

#### 社 格 社 號

無格社 利尻神社

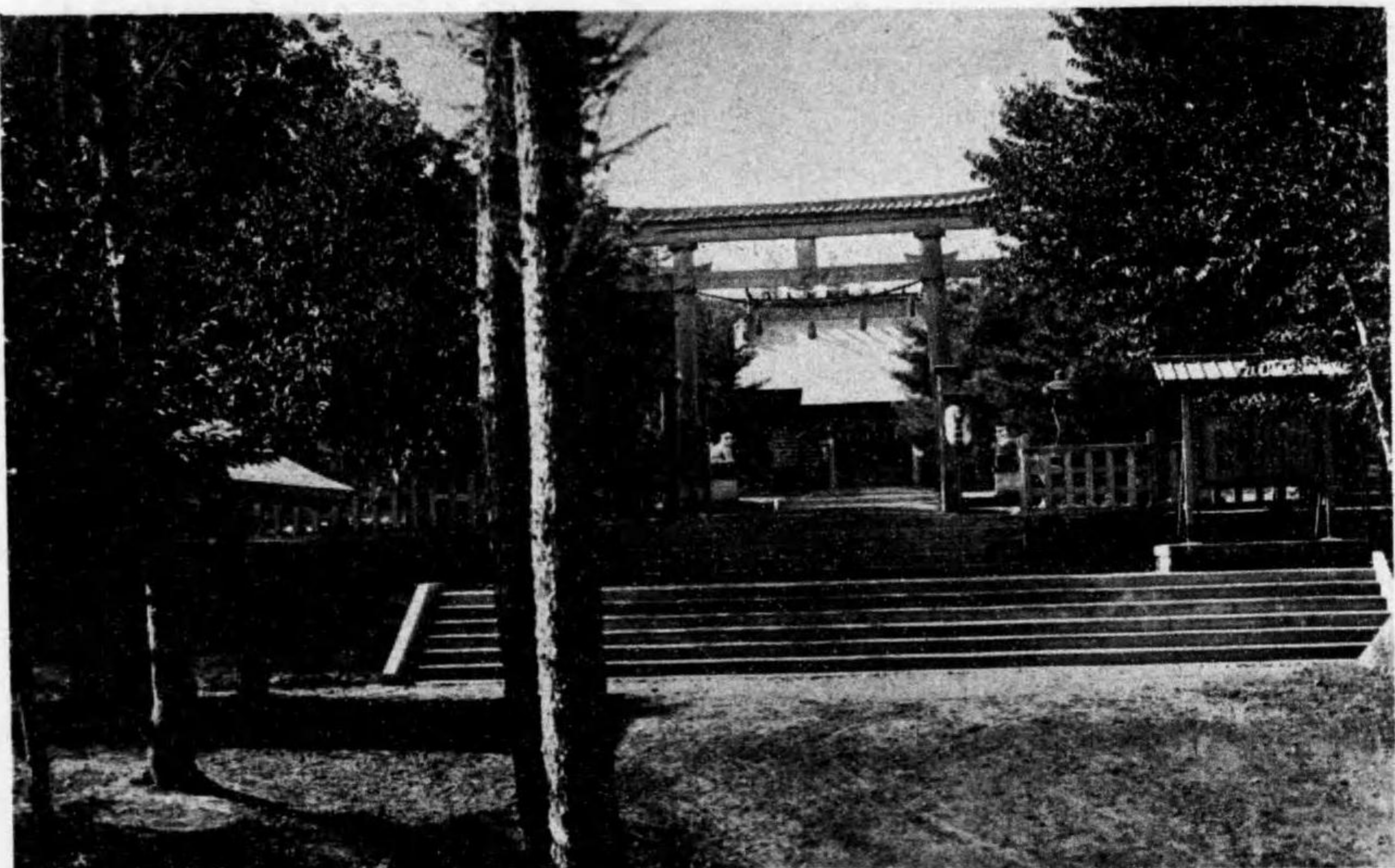
同 北海富士神社

同 利尻廣嶽神社

## 網走、十勝地方



縣志十部 祀式



社 頭

北見國網走郡網走町鎮座

郷社 網走神社

一、祭 神 田心姫命 市杵島姫命

一、由 緒 文化九年近江の人藤野四郎兵衛氏網走河口に創建して漁

場の鎮護をなし、明治の聖代に至りて移民漸く來住し村落を形成するに及びて、村民は藤野家に請ひて地方鎮守の産土神と仰ぎ奉り、明治四十年六月三十日公許を得。大正十二年五月二十五日郷社に列せられ、同年七月二十四日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和九年八月八日縣社に列せらる。北見沿岸住民の崇敬厚く大祭には遠隔の地より參拜する者多數に上り廣く北見の國一の宮と尊稱す。

一、祭 典 祈年祭 二月十七日

例 祭 八月十五日(引續き神幸式あり)

新嘗祭 十一月二十三日

月次祭 毎月一日、十五日

一、社殿及工作物

本 殿(流造屋根銅板葺)四坪 渡 殿 二坪二合五勺

幣 殿 十四坪 拜 殿 二十坪 向 拜 三坪

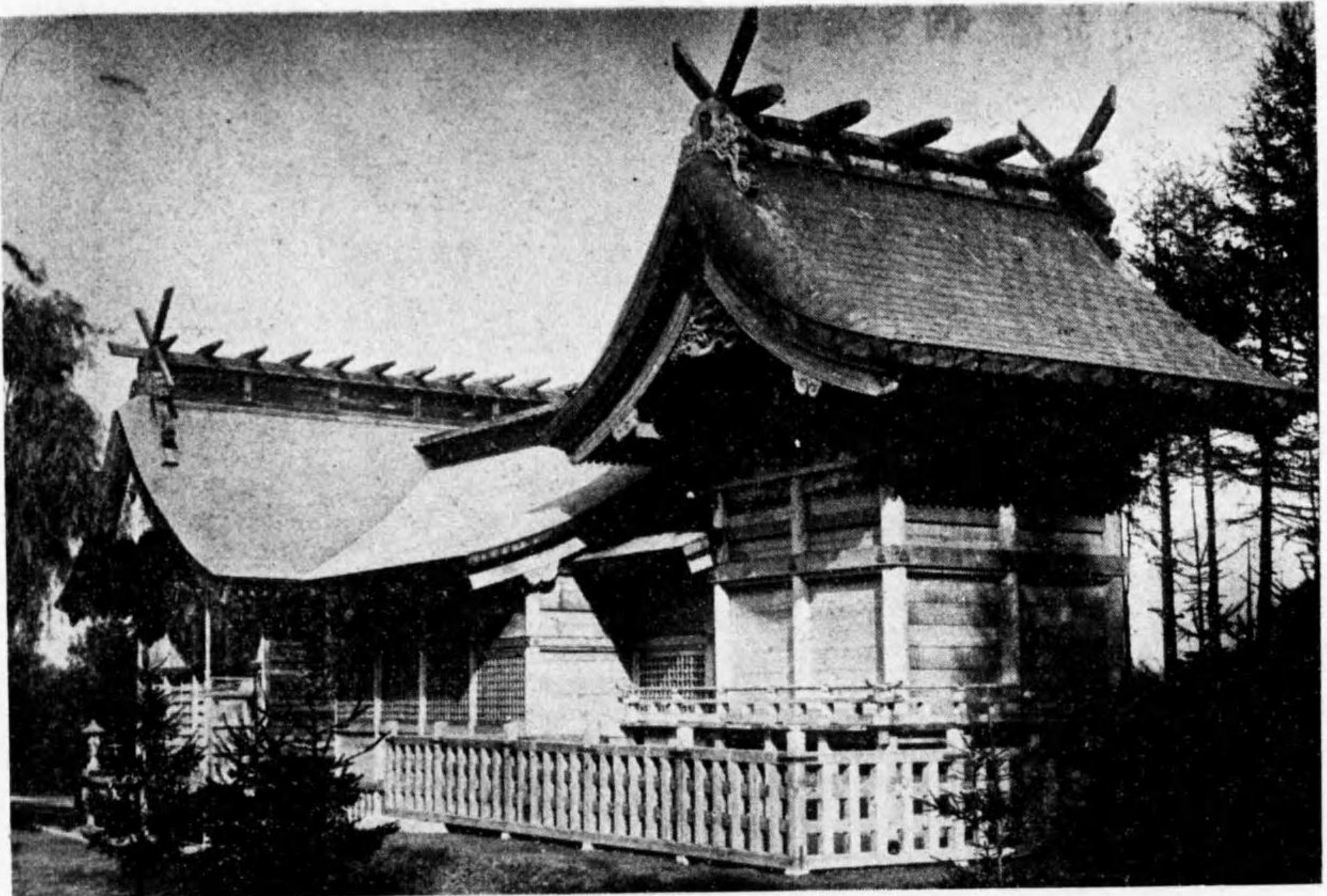
神饌所 八坪二合五勺 神樂殿 十坪

手水舎 一坪七合五勺 社務所 六十五坪五合五勺

神職社宅 三十三坪

鳥居三基 石造獅子狛犬一對 石燈籠二對 其他





社 殿

一、境内外地

境内地 千五百坪 接續社有地 一町九段一畝十五歩  
 境外社有地 十四町六段四畝二三歩

社境は網走市街中央より南登の丘上に位し、町公園豫定地に隣接し、松杉、樺等の樹林の中に社宇いとも莊嚴に立つ。境内には櫻樹を多く栽植す。前方瞰下網走市街を越えてオホツツク海の眺望展け風光絶佳、四時參拜に杖を曳く者絶えず。

一、寶物及貴重品

乃木將軍御眞筆 二幅。相州住行光作短刀 一口(脇屋元支廳長奉獻)  
 外三点何れも神社寶物臺帳に登錄せらる。別に貴重品として文政年間より明治初年までに奉獻せられたる扁額十數面を藏す。

一、主なる寄進 基本財産金壹萬圓

大鳥居(コンクリート造)壹基(參道) 同 吉野恒三郎  
 社務所 壹棟 同 人  
 手水舎 壹棟 木下八郎右衛門  
 燈籠(花崗石造) 壹對 中村嘉助  
 大鳥居(コンクリート造)壹基(六條通) 小池武 大崎和吉  
 以下七十八名

一、御料水 境内接續社有地に、攝政宮殿下大正十一年七月網走に行啓御料水の井戸あり、清冷甘露の良水を湧出せり。

一、神職 社司 金田茂一 昭和九年二月着任、神社として三代目なり。  
 社掌 高橋三代吉 大正十四年十二月以來奉仕  
 出仕 河井政司 昭和七年一月以來奉仕

北見國紋別郡紋別町鎮座  
 郷社 嚴島神社

一、祭 神 市杵島姫命

一、由 山某當地漁業請負人たる時、藩邸私祭の御祭神を請ひ北邊鎮座の神とし奉齋して當時辨財天と稱す。文化五年に至り近江國の住人柏屋善兵衛(後苗字帶刀を許され藤野姓を冒す)當場所の請負人となり同人の尊崇するところとなり爾來代々相襲き祭祀を營み屢々修理等加へ明治九年四月十七日藤野氏私財を嚴島神社と改稱す。社殿腐朽しれば明治九年四月十七日明とせり。明治七年四月二十日當時松前郡山崎町住の藤野伊兵衛より近江國愛別郡下村の住人に於て當時松前郡山崎町住の藤野伊兵衛に依り一切を讓渡してより、爾後祭祀及營繕修補等は郡内崇敬者の協力に依り支辨し郡内の總鎮守として崇敬したり。北見國最古の神社として創立願、同三十年三月一日創立許可せられ、同二十九年内閣府の北見國一宮と稱し、同三十二年四月二十一日類焼に罹り社殿全部焼失す。同年假落成届出。許可得て大正五年一月二十五日移り社殿全部落成す。同年七年三月一日村社に列格せられ、昭和三年十月三十一日郷社に列す。

一、例 祭 八月十五日

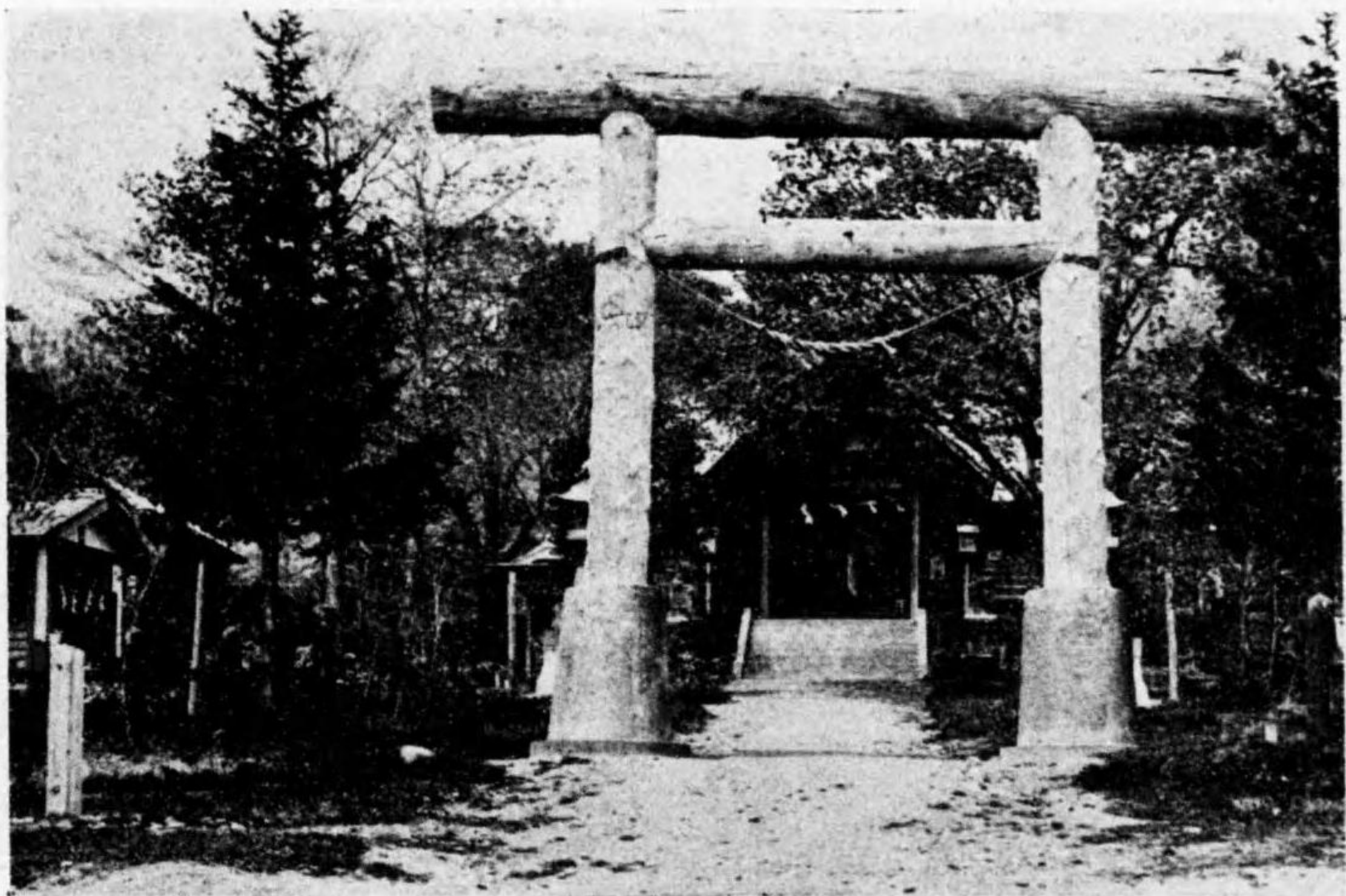
一、社 殿 神明造 本殿一坪 同 向拜一間  
 拜殿十二坪(三方巾三尺五寸) 同向拜二間半  
 廊下一間 神饌所三坪 同土間一間 手水舎一間二尺  
 社務所三十坪 其他工作物 神輿庫十坪、鳥居、石燈籠等

一、境 内 七百六十七坪

社境は市街背後高臺丘陵地にあり、巨木老樹の中に櫻樹多し、春の頃となれば杖を曳くもの絶えず。

一、氏 子 千六百三十八戸 崇敬者 八千四十三人

一、神 職 社司 西川俊康(現在)





### 網走郡美幌町大字美幌鎮座

## 村社 美幌神社

一、祭 神 天照皇大神 天手力雄命

一、由

緒 當美幌町は往昔山網走と稱し、函館藤野家北見開發の命を承け、文政年間網走の漁業を營み漁具の材料を求めんとし網走川を丸木舟に掉し溯航したが和人の足跡を印したる嚆矢と謂ふべく、爾來中絶し明治五年再び漁業を網走に開きたる藤野喜兵衛漁業の材料を求めんとして年々五六月の交船に寄りて來往す、舊土人僅かに蔬菜を培ふのみなりしが越えて明治十六年土人救濟事務所を開始し西田喜之助赴任農事を獎勵統轄し、同二十年五月救濟事務所を廢し戸長役場を置き大字美幌、活波、達姫、磯木、古梅、杵端邊を統轄す。當時戸數十六、一去一來常住者無く、同三十六年初めて鳥取縣より十三戸團体移住し戸隱神社を信仰し同三十七年假殿を建立し祭神天手力雄命を祀り美幌神社と稱す。爾來村内唯一崇敬社たり。逐年當地方大平野の開發に伴ひ移住者激増し戸數二千百十三、人口一万五千二百一十一人に達し商估殷盛を極め自治村の基礎漸く定まりたるを以て一同協議の上社殿を造建し二柱の御祭神を以て村の守護神を定め大正八年六月九日創立出願、同九年九月十六日許可せらる。大正九年十二月十一日村社に列し、同十年九月四日神饌幣帛料供進神社に指定あらせらる。

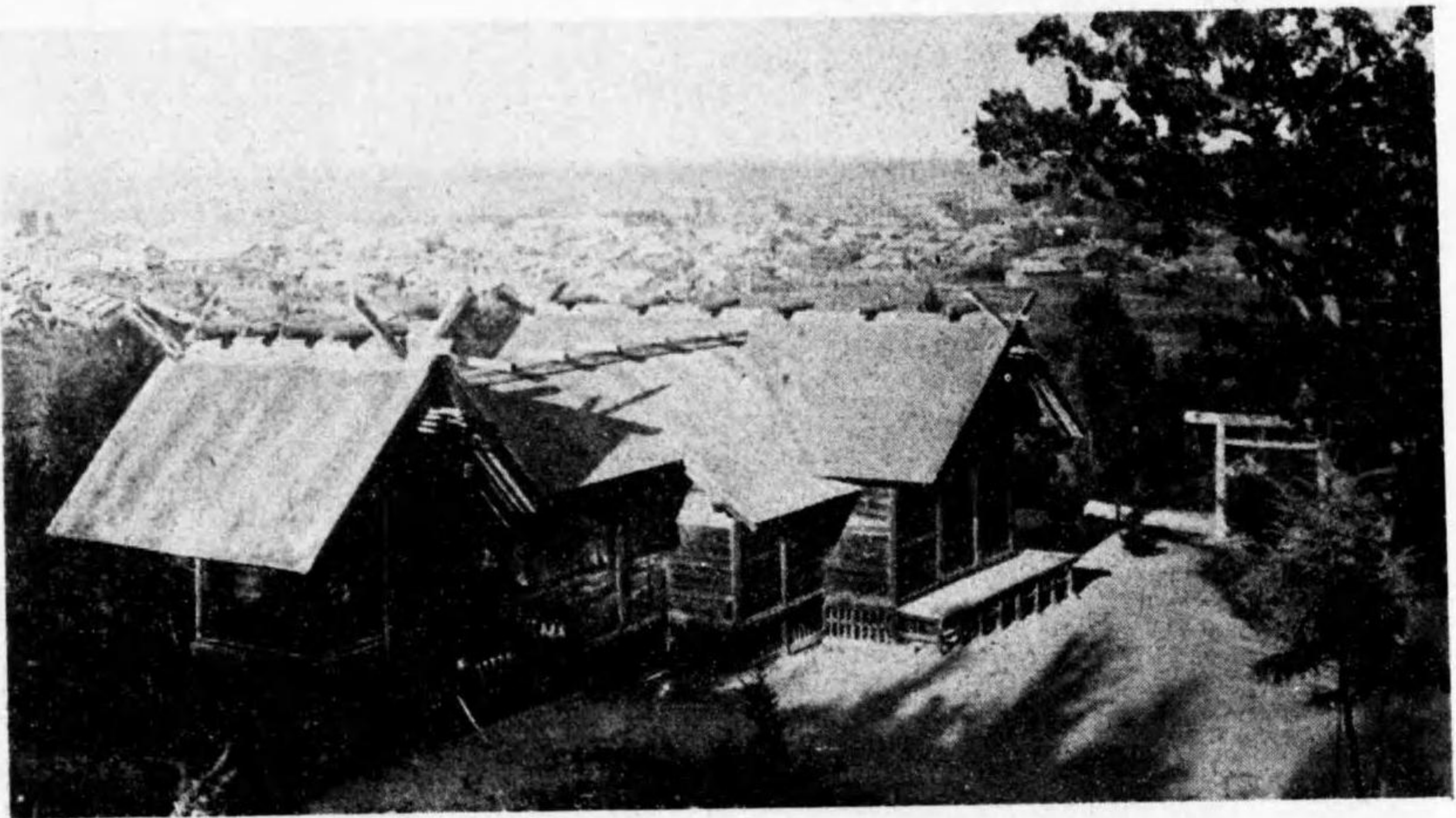
一、例 祭 春祭 六月十五日 秋祭 九月五日

一、社 殿 本殿、幣殿、渡殿、拜殿、神饌所、社務所

一、境 内 三千坪

一、氏 子 二千二百一十一戸

一、神 職 社掌 三澤新之助 同 阿部新七



### 野付牛町東六丁目鎮座

## 村社 野付牛神社

一、祭 神 天照皇大神 住吉大神

一、由

緒 明治三十年四月下旬屯田兵第四大隊東部屯營と同時に大除長歩兵少佐小泉正保、當野付牛の鎮守として伊勢神宮より稱號護國神社を勸請し、同年八月二十四日祭典執行、齋主網走神社職及參列者松本六右衛門、今福六郎、古田榮助、那須金松等進饌後取の補手を務めた。其後毎年五月十日と九月十日の二回の祭典を執行す。同三十八年戰役記念として現在の公園地南端より今の境内に移建、遷座祭を同三十八年五月九、十日の兩日舉行す。大正二年故熊谷福武、住吉大神を勸請奉齋し自ら齋主となり毎年例祭を執行す。大正七年故熊谷福武、須吉吉と議りて相馬神社を勸請合祀し、同年、社格出願に當り造營の計畫成り町補助として五千圓の寄附し、同一年、社格出願に當り同計畫に熊谷福武基本財産として原野五町歩寄附し、同一年九月八日落成、同五年五月社務所落成、同四年四月社殿改築に着手、同九年八月落成、同日村社に列格出願、同十年四月九日村社に列せられ、同十三年八月六日神饌幣帛料供進神社に指定せられたり。

一、祭 典 例祭 九月十四日、十五日 春祭 六月十四日、十五日 祈年祭 二月十七日 月次祭 毎月一日、十五日

一、社 殿 本殿三坪 幣殿九坪五合 拜殿三十五坪 向拜九坪

一、境 内 社務所八十五坪 神樂殿九坪 住宅二十一坪 五百八十八坪 那須貞吉の寄附。參道百九十六坪。

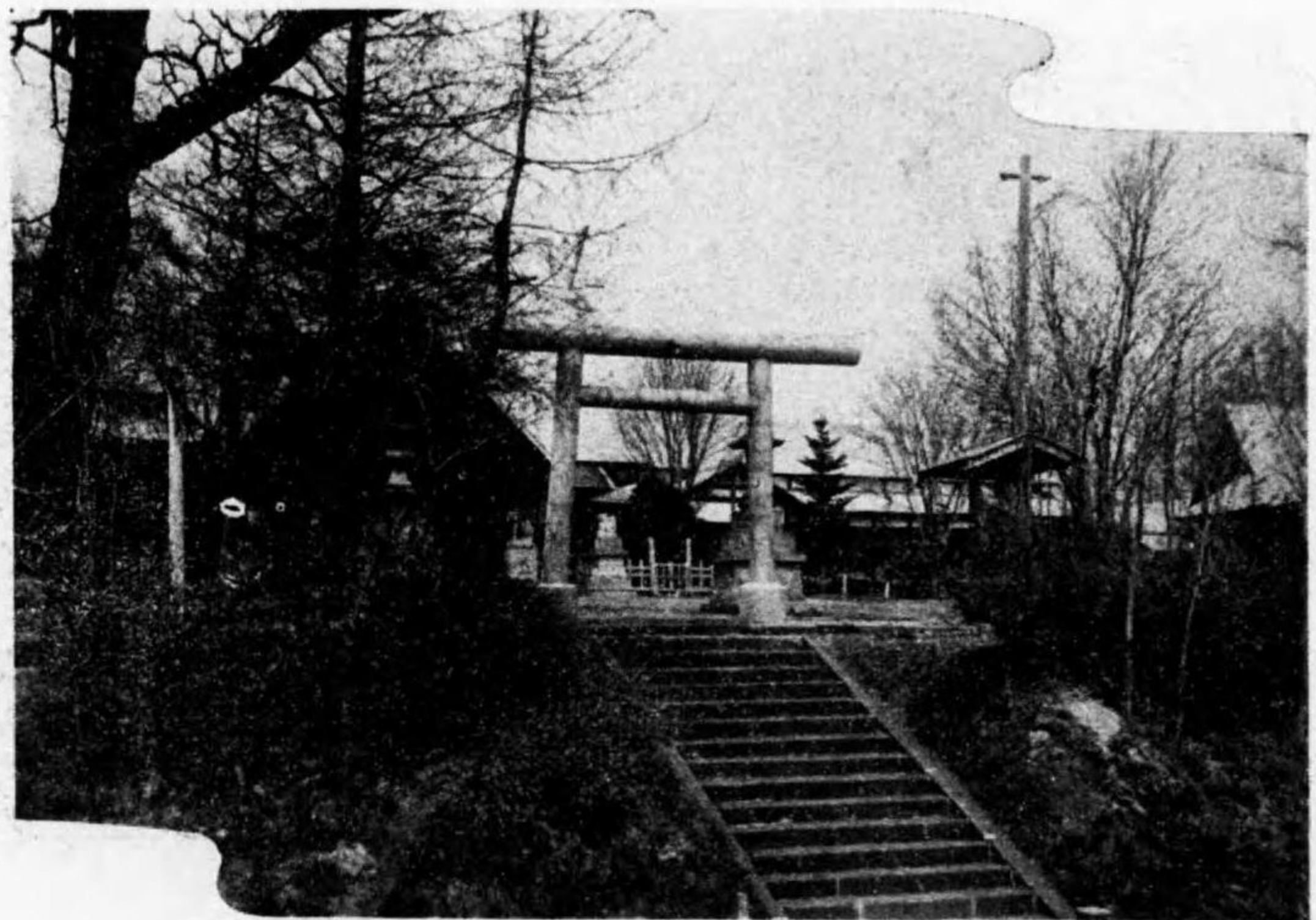
一、氏 子 原野 五町歩(山林) 熊谷福武寄附

一、氏 子 野付牛町一圓 熊谷芳吉(二代)

一、氏 子 社掌 太田熊太郎、田中金藏、馬場昌久、美濃輪文太郎、植松保雄

一、氏 子 副總代人 菊田與市、三田村嘉作、以上七名

一、寄 進 門。石燈籠一對 扇谷トモ。石造狛狗一對 西出五三郎。石造狛狗一對 横田留六、石田石工。六尺金燈籠一對 齊藤孟男。參道石階段 鈴木義春、岡村八十八奉納等の外多々あるも略す。









### 紋別郡遠輕村鎮座

## 村社 遠輕神社

一、祭 神 天照皇大神 品陀別尊 健御賀豆智命

健速須佐之男命

一、由

緒

明治三十年開墾の和人初めて移住し、主として山形縣及新潟縣より三百人入地して以來内地各地より移民相踵ぎ人口増加し村落を成すに至れり。明治三十七、八年役の祈願の爲め前記祭神を勧請の上村民相謀り社殿を建立奉齋し、當村總鎮守と崇敬す。大正十二年十一月九日創立出願、翌十三年七月十七日許可せらる。大正十四年十月十三日村社に列す。昭和五年十一月十九日創立當時の境内坪數千五百坪は千坪の誤りなるを以て訂正す。

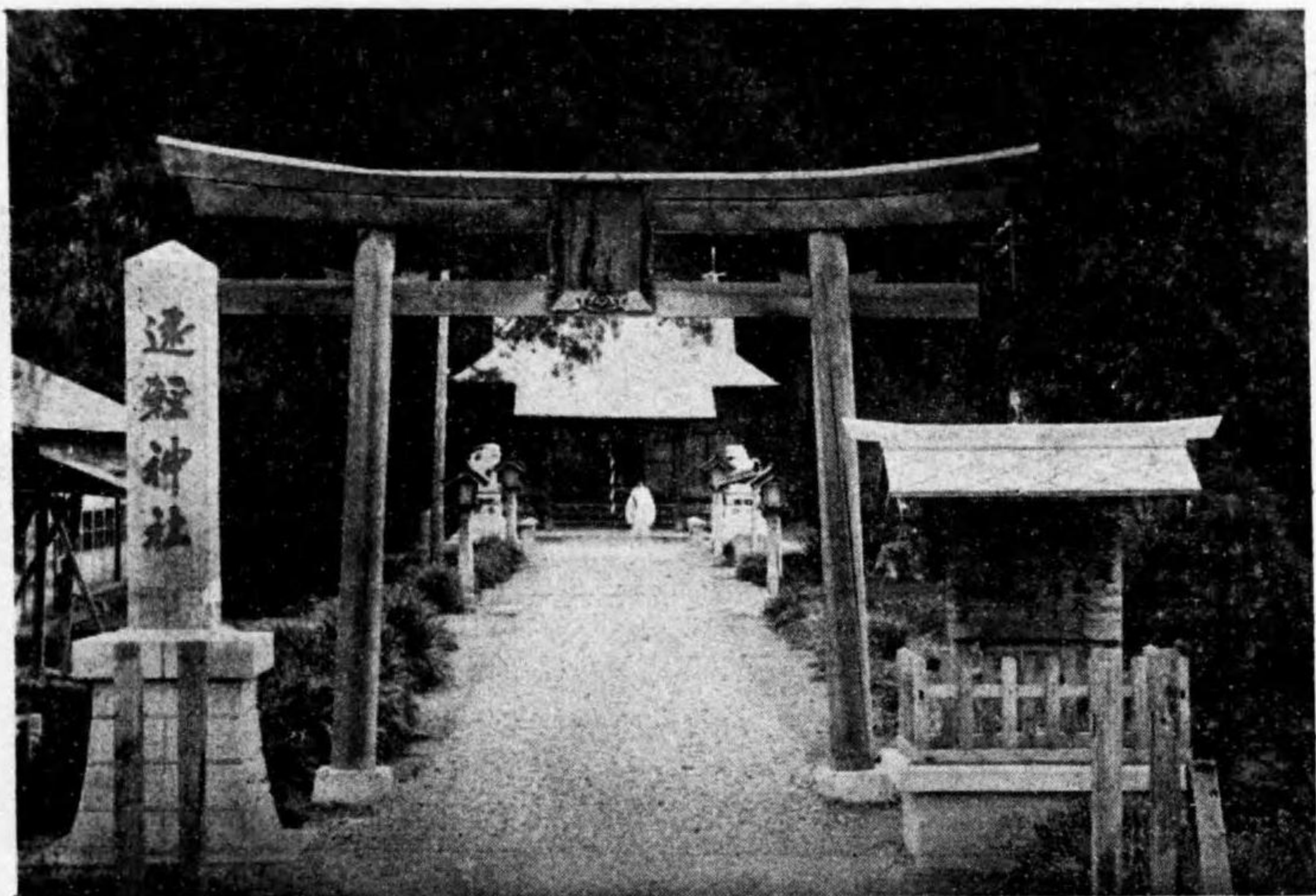
一、例 祭 七月十七日

一、社 殿 本殿、拜殿、幣殿、社務所

一、境 内 四百十六坪

一、氏 子 遠輕村一圓、千七百戸

一、神 職 社掌 照井幸助(現在)



### 北見國常呂郡留邊藁町字留邊藁五百九番地ノ四鎮座

## 村社 留邊藁神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由

緒

明治四十五年七月三十日、明治大帝崩御あらせられし際部落有志(當時は野付牛字留邊藁部落 齊藤喜一郎、千葉新太郎、佐竹喜太郎、二瓶喜一郎、黒田四郎、光永勝助等相謀りて現在の箇所に遙拜所を設け部落民一同遙に哀悼の意を表し奉り夫れより此地を記念として小祠を建て、天照皇大神の神靈を奉齋し神徳を仰ぎ尊崇して年次祭典を執行せり。大正四年分村武華村を存置され、次で大正十年留邊藁町と改稱せらるゝに至りて地方の開発、住民の増加と共に崇敬益々厚く即ち現在の社殿を建設して村社創立を熱望し、町民督として之れが準備を爲し大正十四年七月二十五日出願、同十五年八月三日許可を受け、同年九月十日創立完了せり。昭和二年一月七日村社に列格し、同年一月二十八日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、祭 典 例祭十月一日 月次祭毎月一日、十五日

一、社 殿

神明造 本殿 方九尺 拜殿 四間一四間 濱縁三方附巾 五尺 向拜間口二間 奥行一間五尺。

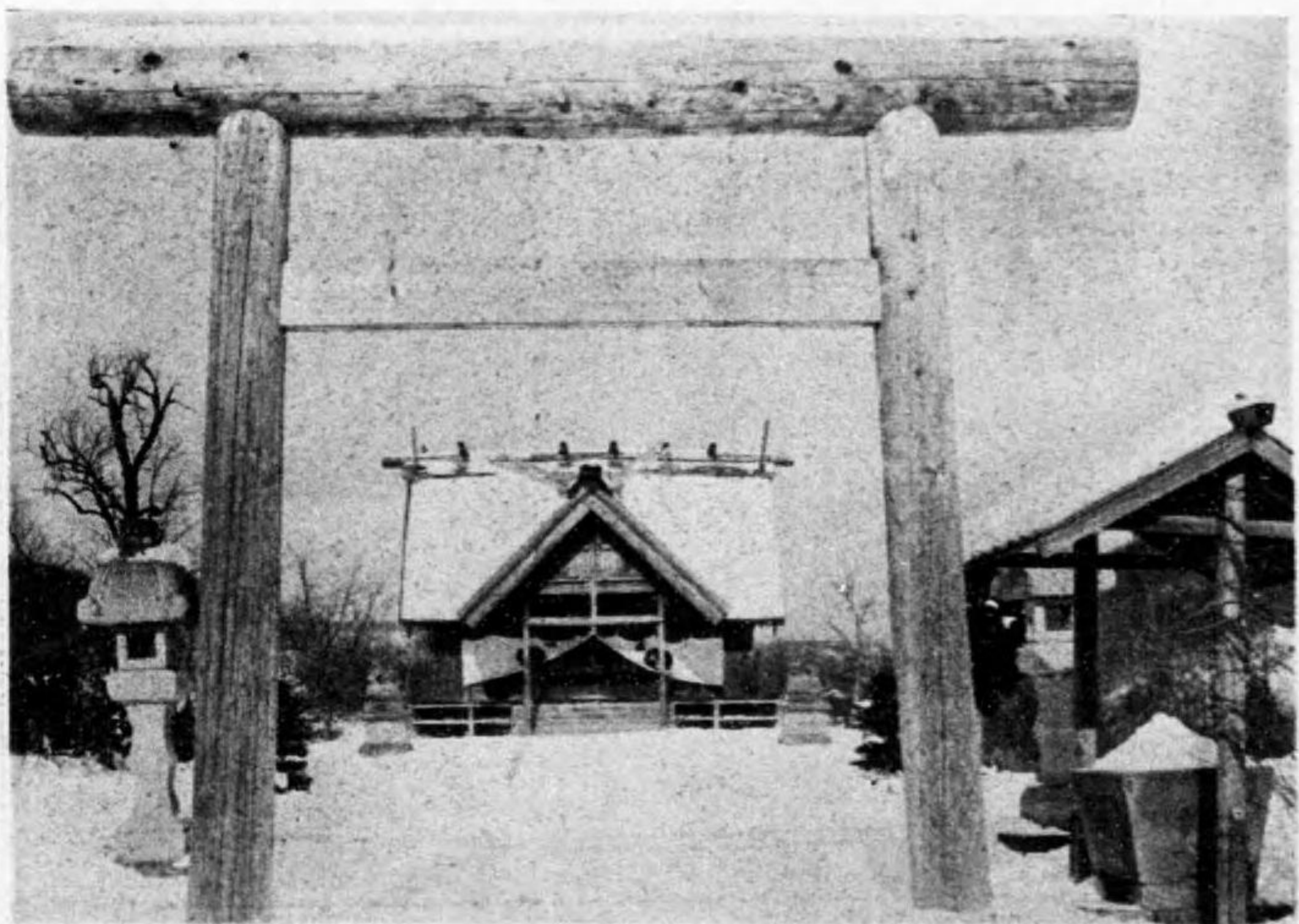
一、境 内 一千八百六十三坪

社境は市街の東北高臺の丘陵地にあり背後に翠巒を繞らし、前面脚下を武華川の清流流廻し勝地留邊藁公園は社地の西方に續き變化に富める一帶の眺望絶佳なり。

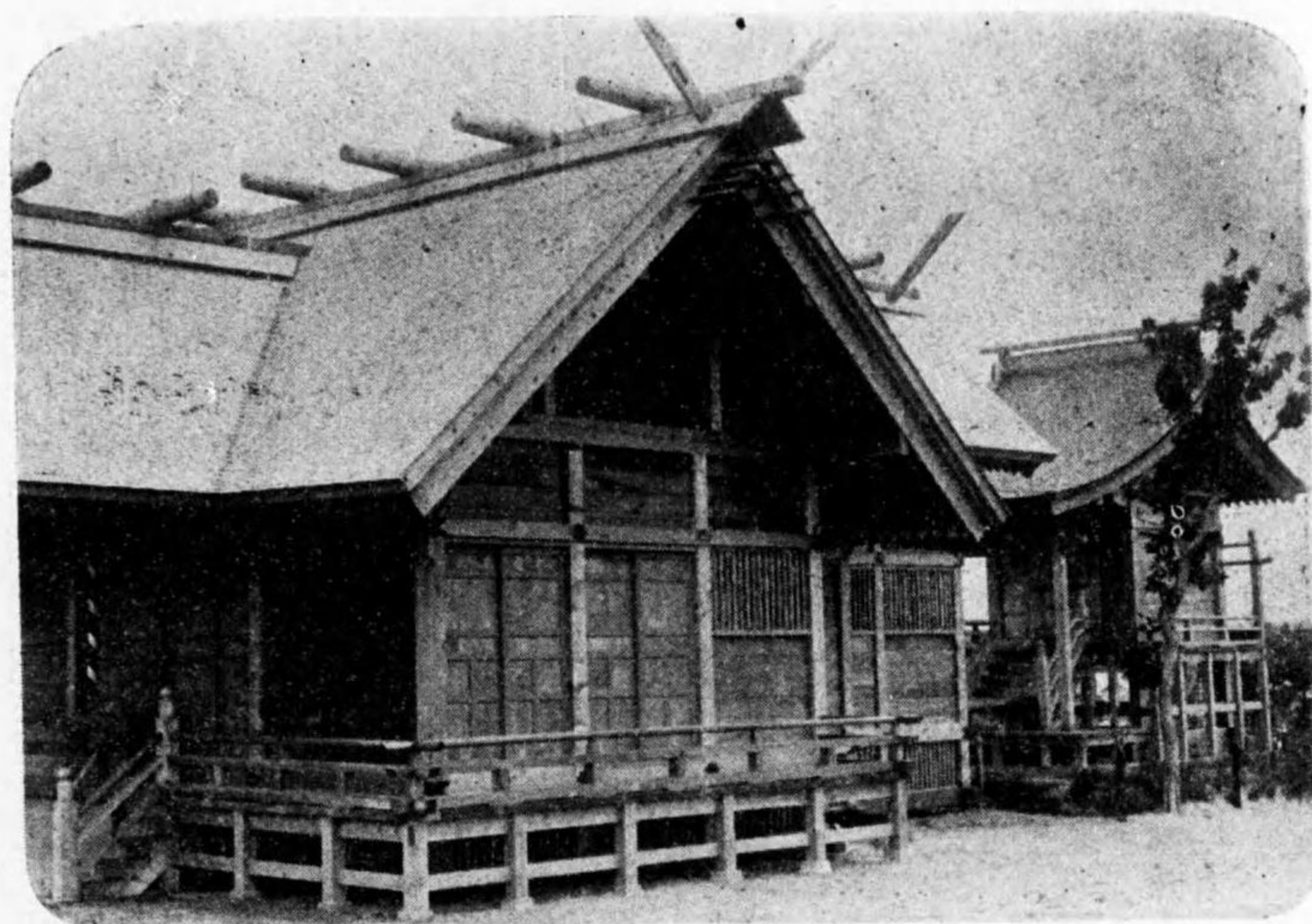
一、基 本 財 産 五町〇一歩

一、氏 子 職 掌 荒木萬太郎

一、氏 子 總 代 七名







斜里郡斜里村字斜里二三八四番地鎮座

村社 斜里神社

一、祭 神 天照皇大神 住吉大神

緒 寛政年間斜里領請負人村山傳兵衛なるもの、土人に漁業の法を指導誘掖し大いに土人を使役し居りたるが、土人をして善化せしむ可く常に敬神の道を教へ居たり、爲めに寛政八年八月私費を投じて一社宇を建設して、天照皇大神、住吉大神の二柱を奉齋し守護神と仰ぎたり。爾來歳を閱するに實に百三十年有年、其後村の發展急激にして、殊に大正八年小清水村を分村するに至りて殆んど面目を一新するの氣運に會し、村民崇敬の中心たるも公認なきを遺憾とし茲に大正十二年七月十六日附創立並に村社に昇格を出願、昭和二年四月十二日創立許可せられ同年十一月十二日村社に列せらる。

一、祭 典 例祭 八月二十一日 二十一日、二日神輿渡御あり 月次祭 毎月一日

一、社 殿 本殿（流造）三坪七合五勺、幣殿（神明造）四坪五合 拜殿（神明造）十五坪、向拜 四坪、渡殿 四坪

一、境 地内 四百五十六坪

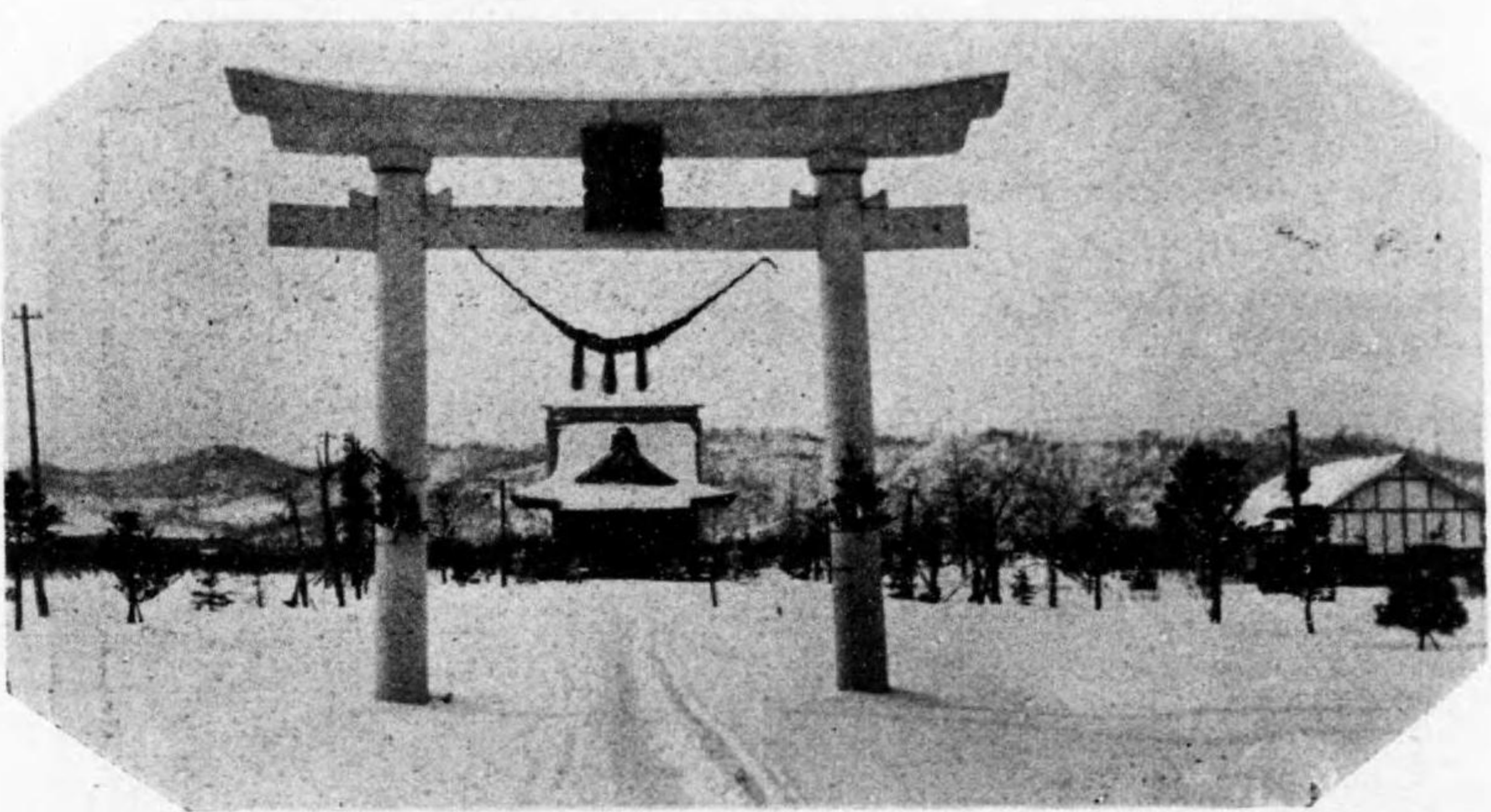
一、境 外 六反一畝十六歩

一、氏 本財 畑十五町歩

一、氏 職子 二千五百戸

一、氏 子總代 藤井音吉、羽廣二吉、藤澤純一、久保繁太郎 以上（現在）

一、寄 進 一、畑五町歩 西村楠松寄附。一、畑五町歩 小林吉喜 寄附。一、畑五町歩 尾崎天風寄附。一、鳥居一基 吉川寛泰納。一、燈籠（花崗石高一丈九尺）一對 越後縣人會奉納。



紋別郡上湧別村百八番地鎮座 村社 上湧別神社

一、祭 神 大國魂神 大己貴命 少彥名命

緒 明治三十年五月二十九日屯田兵制の許に二百戸の移住あり、同年十一月三日（當時の天長節）本村の中樞たる中央練兵場の隅に一木碑を建立し、大國主命を祀り幣帛を捧げて祭典を行ひたるに始まり、爾來毎年同月同日祭典を行ひ來りしが、大正十年七月十五日、聖上、攝政宮に在らせられ本道行啓を紀念とし茲に神社を建立し、大正十五年九月二十九日（屯田兵移住記念日）を例大祭として祭典を行ひ來れり。之れ現在の神社にして、昭和三年五月創立許可。昭和八年九月三十日村社に列せられ、同年十一月二十二日神輿幣帛料供進神社に指定せらる。

一、社 例 祭 九月二十九日 流造 本殿（銅板葺）三坪六合七勺 拜殿（鉛板葺）三坪 殿（鉛板葺）三十三坪七合五勺 社務所（葺葺平家造）三七坪 一合五勺

一、境 地 舊練兵場跡にして廣潤なり、參道は縣道に接し入口には花崗石の大鳥居あり、境内及境外には花園あり神池あり廣大なれば四時散策に適す、上湧別競馬場隣接す。また境外には開村記念碑、忠魂碑、屯田兵制の昔を偲ぶ當時官給の兵屋一棟記念館として其儘現存する等あり。

一、社 有 地 境外接續地四町歩余 水田二十余町歩 畑地二十余町歩 未墾地二十余町歩 水田及畑地には十數戸の小作人入地し居れり。

一、氏 職子 職掌 清水彦吉 一千二百戸

一、氏 子總代及功勞者 功勞者枚舉に遑あらずと雖も、新野尾、酒井の兩村長を初め氏子有志の敬神の念特に厚く常に青年を指導し社事に盡す其の事績顯著なるものあり。氏子總代は現在七名、更に準總代五名を舉出す、何れも熱誠以て盡力しつゝあり。

一、寄 進 幸次郎奉納。水鉢 早川一家八名奉納。石燈籠御影石造高八尺參對 高柳金五郎。前川永三郎。中島村吉等奉納。狛犬一對 庄田万里。早川市右工門奉納。眞禰臺（高一丈余）熊澤助三郎奉納。



### 常呂郡常呂村大字常呂五番地ノ二鎮座

## 村社 常呂神社

一、祭 神 建速須佐之男神 大綿積神 鹽土翁神

一、由

緒 當村の開港沿革を詳かに知るに由なきも舊土人の口碑に依れば、寛政年間斜里場所の運上屋設置せられ文化五年近江の人柏屋喜兵衛(後藤野姓を繼ぐ)其の請負人として本村に來り、明治二年の嚆矢とす。當時海邊一帯には舊土人の居住する者多かりき、明治五年開拓使を置かれ國郡の分割を定められしより常呂郡に屬し、小祠を六年の頃より内地人の來住するもの漸く多きを加へ、現在の地に小祠を建設し、船魂大神を尊崇して村落の増加と共に神威顯著なるものあり依來す。爾來村の上大正七年社殿を造營し、更に昭和三年六月拜殿其他を修築して猶篤志家より境内地及基本財産土地寄附の申込ありたるを機とし、茲に全村鎮守の神社として昭和三年十月十日出願、昭和四年五月二十七日立許に列せられ、昭和五年十二月八日創立完了す。昭和七年十月二十七日村社に列せられ、昭和八年一月十九日神饌幣帛料供進指定せらる。

一、祭 典

例祭 九月十四日、十五日、十六日  
春祭 (中祭) 四月十九日、二十日、

一、境 内

六百坪 高丘地にして風光明眉

一、基本財産

畑地十五町七反六畝十四步

一、氏子數

常呂村一圓 九百戸

一、神 職

社掌 三角 武(現在)

一、氏子總代

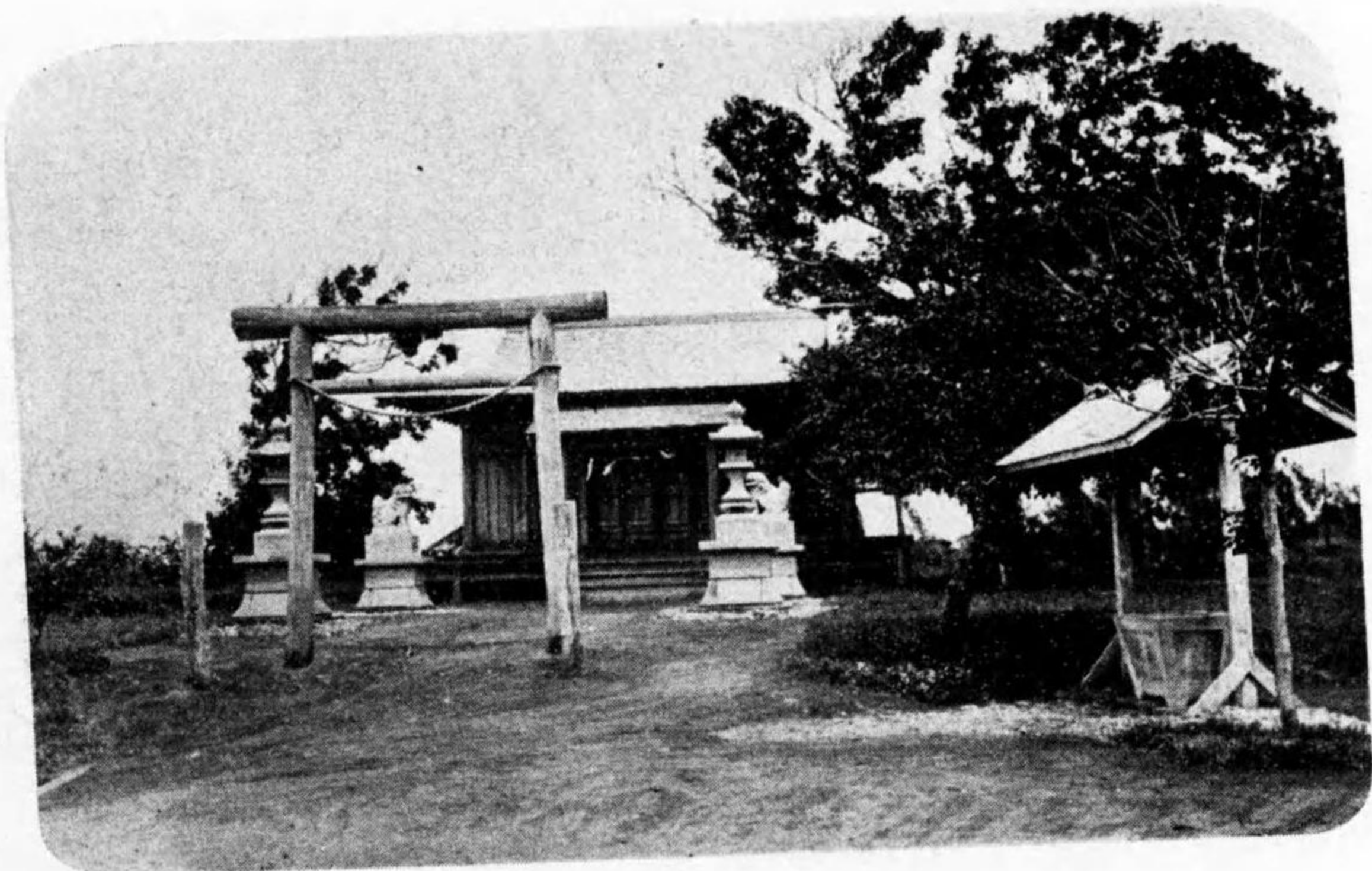
中野廣平、高橋仙藏、岡崎文吉、植松直次郎、高橋万藏  
森本丑太郎、小笠原三平。

一、功 勞 者

故上杉眞治、故新谷徳治、故小林國藏、故稻田勘二等  
夙に敬神の念厚く多年神社の爲めに盡瘁せる功勞者なり

一、附屬團體

敬神會



### 北見國常呂郡端野村千八百十一番地ノ一鎮座

## 端野神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由

緒 端野村は明治三十年六月、同三十一年九月移住の屯田兵村にして、當時屯田兵第四大隊第一中隊と稱し戸數二百戸兵役を兼ね開拓に従事す。同三十一年九月常呂郡常呂村より分村して野付牛外一ヶ村戸長役場を端野村説教所内に置き、明治三十二年四月野付牛村に移廳開廳の結果、行政區域は野付牛一ヶ村戸長役場に屬するも兵村は一般に時の大隊長の指揮命令の下に兵農に従事するを以て任に當りたり。然るに移住日向淺きを以て何れの中隊に於ても未だ神社なく祭禮執行上に支障あり、協議の上時の大隊長陸軍歩兵中佐小泉正保に指示を仰ぎ其の命に依り御祭神に天照皇大神を奉齋することに決したり。有志相謀り明治三十三年八月假宮を建立し毎年九月十五日例祭を執行し來りたり。大正十四年三月三日創立出願、昭和二年四月一日創立許可せらる。尙年々移住者増加發展し一大村を成すに至り村民の敬神の念亦熾にして目下社殿改築及昇格出願の計畫中に屬す。

一、例 祭 日 九月十五日

一、氏 子 一千五十戸

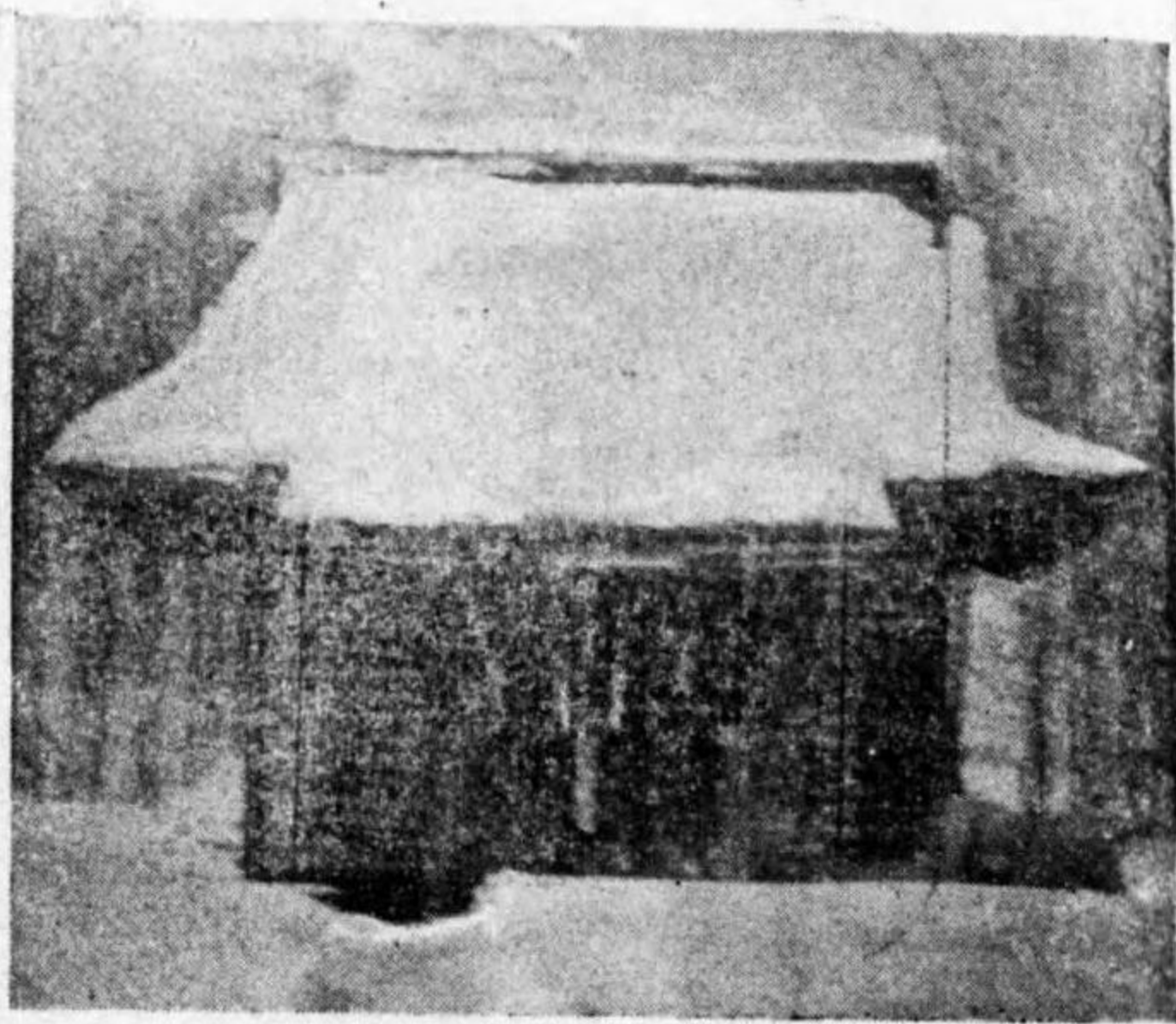
一、神 職 初代社掌 山田義勝 (自昭和二年五月廿九日 至同四年末)

二代社掌 照井幸助 (自昭和五年年初 至同八年三月)

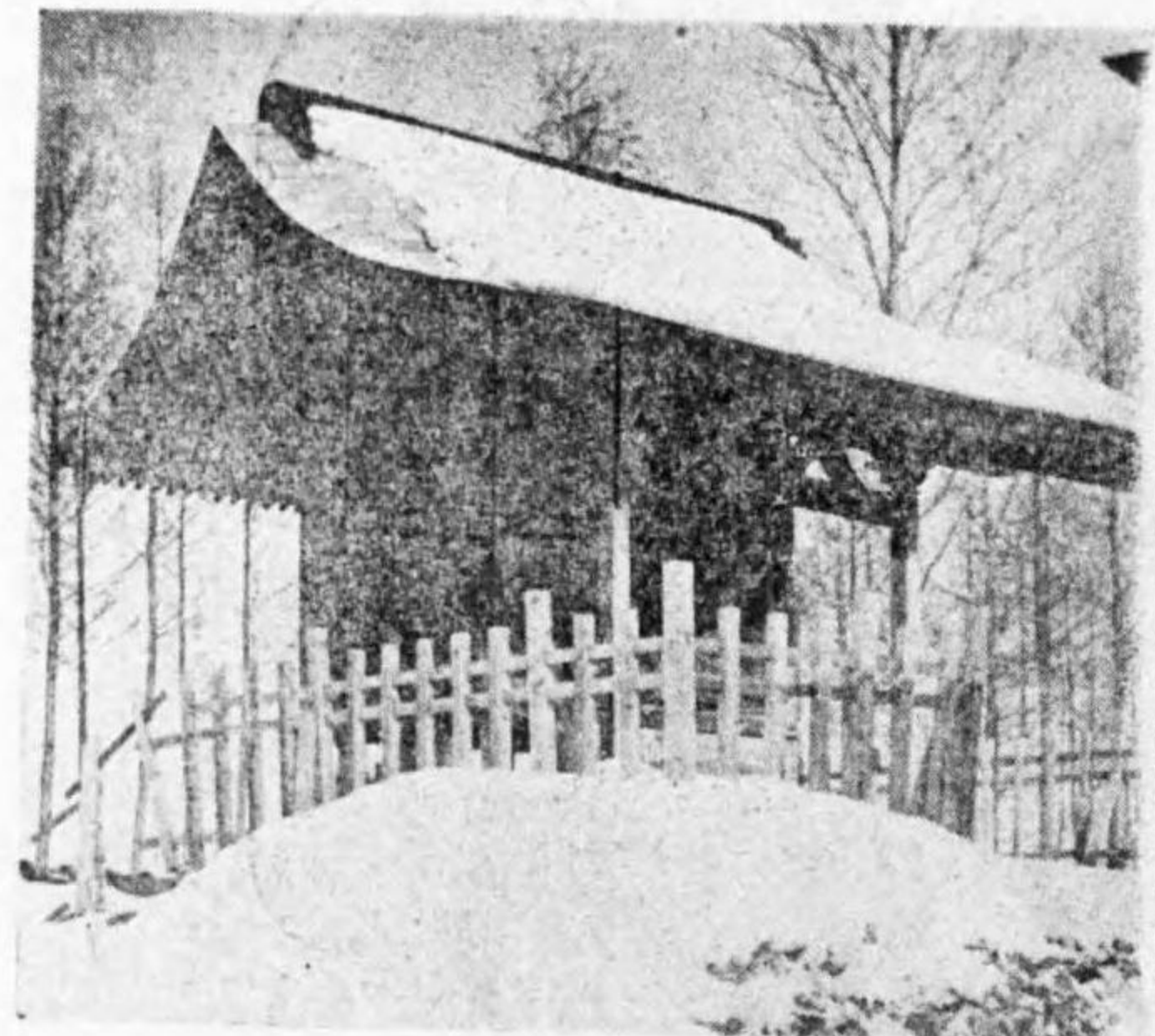
現在社掌 堀澤久穂 (自昭和八年八月三十日 至現在)

一、氏子總代 寒河江直助、尾谷清作、井關保次郎、

中村市三郎。



拜 殿



本 殿













なし同二十一年五月更に合祀の儀許可せらる。  
稻荷神社 祭神 保食神  
由緒 天保六年三月十六日神祇伯家勸請と記録し曾て境内の一社宇なりしが、明治十六年社殿破壊に付假りに本社へ合祀し來りし處同二十一年五月更に合祀の儀許可せらる。

一、祭典  
例祭 九月二十一日渡御祭あり  
祈年祭 五月五日  
月次祭 毎月五日

一、社殿  
本殿一坪七合五勺 幣殿四坪  
五合 拜殿十五坪 神饌所一坪七合五勺  
神輿殿八坪 社務所三十六坪

一、境 内 一千坪 境外地 一町歩(山林風致林)  
一、社有財産 十六町八反歩(畑) 八百二十坪(宅地) 建築物家屋二棟(建坪四十八坪)

社境は市街の西部丸山の中腹にあり前面は公園地に接續し背後は屹立せる山に圍繞せらるる全山の密林には自然生の櫻樹多く公園地の櫻と相俟つて花の名所として知らる。境内には桂の老樹(凡そ三百年を経たる)あり。風光に富む。

一、氏子 廣尾村一圓 千六百戸

一、寶物 江戸轡軒使近藤重藏の碑文額 壹面

一、神職 社司(現三代目) 加藤辰藏 初代岡和田寛利 二代荒井重知

一、氏子總代及功勞者

故山崎金助、本間宇兵衛の兩名は多年神社の爲めに盡瘁し其の功跡からず依て道廳及支廳等より表彰せらる。

現在總代 本間宇兵衛、須田庄七、高橋文太郎、橋政吉、嶋谷榮藏、遠藤安藏  
吉田熊吉 以上七名



廣尾港二見岩

### 帶廣市伏古北一線西五十六ノ乙鎮座

## 村社 伏古神社

一、祭神 大國魂神 大己貴神 少彥名神 譽田別神

一、由緒 明治二十七年の春、笹島次郎、宮崎獨卑等發起し北一線西五十二番地に小祠を建立奉齋したりしが、後此は民有地に編入せられたる爲め同五十四番地に移遷、更に大正二年九月現在地を相し一祠を建立遷座したり、即ち伏古神社の前身なり。然るに當時戸數僅少にして區域廣汎なり、爲め南方の伏古市街にも明治三十九年頃一祠の時八幡神社と稱し、初め南六線西七十五番地にありしを、明治十二年南三線七十二番地へ移遷、更に翠山大街西七十四番地へ移遷す。此の八幡神社に合併したる一社あり、同三十四年合併し、同四十年七月北一線西七十三番地に創建せられ、同四十三年合併す。當時の世話人曰く、下宇太郎、松浦惣作等なり。

一、社殿 本殿、拜殿、神饌所、寶物室、向拜、社務所、手水舎  
一、境 内 一千三十坪  
境内は鬱蒼たる密林大樹に蔽はれ森嚴の氣宇に滿つ。

一、氏子 三百余戸  
一、神職 大野吳朗 (縣社帶廣神社々司兼務)





### 河西郡川西村字川西一線三十番地ノ二鎮座 村社 川西神社

一、祭  
一、由

神 大國魂神 大己貴神 少彥名神  
緒 當村民右三柱の祭神を開拓の守護神として崇敬すること厚く、大正六年八月十七日村  
中にて創立を願願、同七年九月三日許可せられ三柱神社と稱す。大正十三年一月二十二日  
大正村より分村し川西村と變更され且つ字買買村を字下川西に變更す。昭和八年五月十日  
社務所營繕(昭和七年施工)追認を願出認可せらる。昭和九年八月二十八日村社に列し、同  
月三十日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和十年二月四日社號三柱神社を川西神社と  
改稱許可せらる。

祭 四月十五日、九月三日

殿 本殿、拜殿、神饌所、幣殿、神樂殿、社務所

内 千五百坪

子 川西村一圓

職 社掌 南原耕作

一、例  
一、社  
一、境  
一、氏  
一、神

### 河東郡音更村市街東一線二十番地鎮座

### 村社 音更神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由

緒 明治三十三年九月伊勢神宮の大祭を奉齋して音更神社と  
稱し、元仁禮子爵經營に係る音更農場内に奉祀す。同三十四年音更村成  
立と共に音更神社と改稱し現在の地に社殿を建設して遷宮奉齋せり。同  
四十年神饌幣帛料改築し、大正十一年、今上陛下攝政宮に座し、時、本村へ  
行啓あらせられたるを紀念する爲め、延長四十尺のコンクリート階段(御  
神坂)造營。昭和三年八月拜殿を新築せり。同五年六月音更神社創立の件  
許可せらる。同八年四月村社に列せられ、同年六月神饌幣帛料供進神社  
に指定せらる。

一、祭 典 例祭 九月十七日 外曆表に依る恒例祭

一、社 殿 本殿一坪九合 幣殿三坪 拜殿二十一坪五合

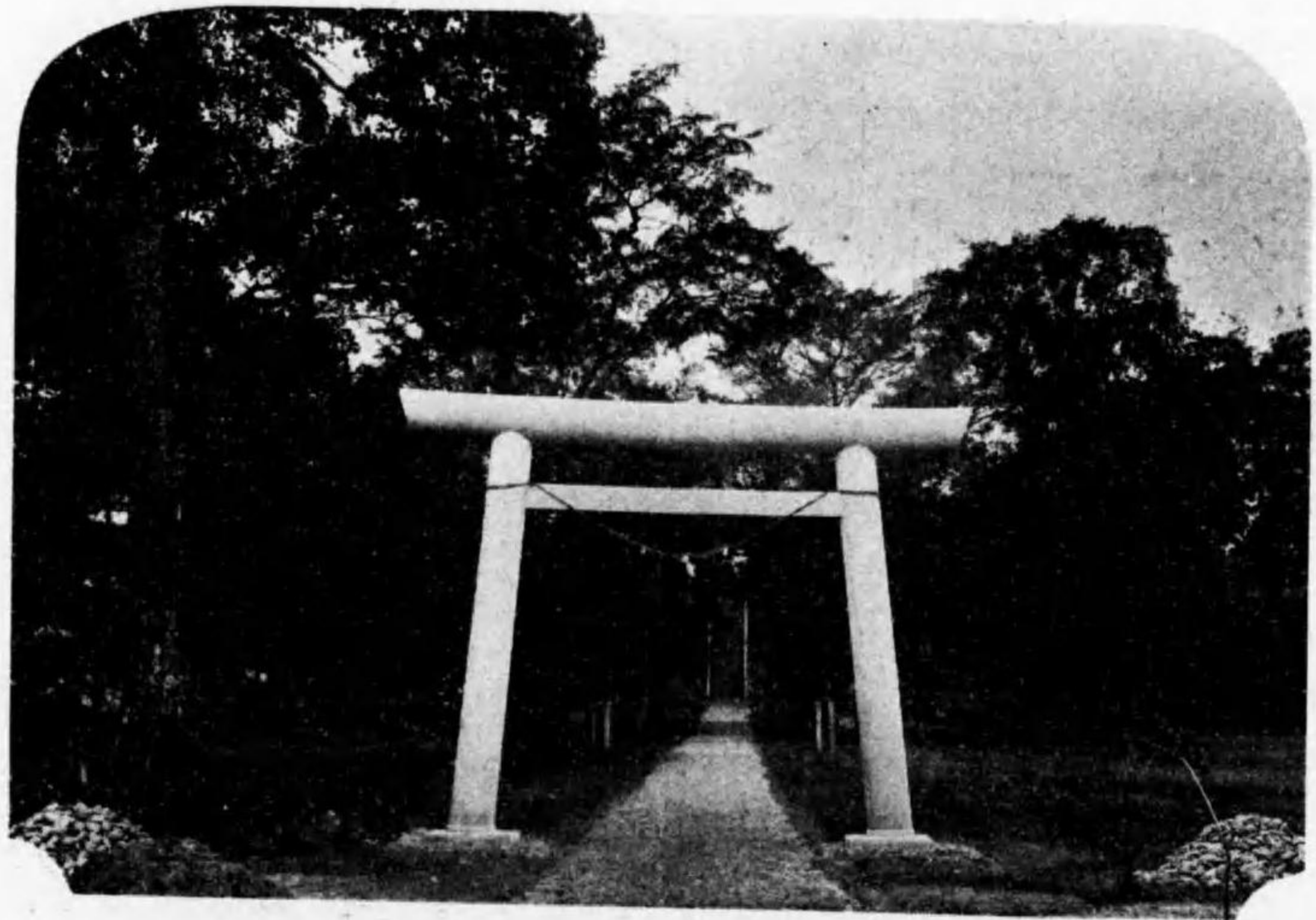
一、境 内 境内地及隣接社有地、總面積壹萬五千坪

社境は音更村役場所在地たる村中橋、音更市街の西方丘陵地にあり。境  
内地に隣りて村民の遊覽に供せる交樂園あり。境内高燥廣潤、楡、柏、榆  
楓等の老樹森立点在し、加ふるに高丘あり峽谷あり、小森林あり清流あ  
り、小舟を浮べる程の清水池等ありて宛然一大遊樂園を成し頗る風光に  
富み且つ十勝平野の展望豊かなる所なり。又昔アイヌの十勝種馬所へ行啓  
の際御立所として奏請したるヶ所あり。自然の風致を存じ四季の眺望  
ヤシコツウナイ(土人語)の城趾あり。又昔アイヌの十勝種馬所へ行啓  
を念にし且つ四面平坦地味肥沃なる村内の田園を一望にす蓋し神社敷地  
として莊嚴他に類少し。

一、氏 子 六百戸

一、職 社掌 佐々木清之助

一、氏 子 總代及功勞者 氏藤太郎、高橋富之助、齋藤常吉、古屋傳次郎、金  
子幸三郎等夙に敬神の念厚く多年神社の爲めに盡瘁し其の功績顯著なる  
ものあり。  
現在氏子總代 三田米作、尾崎喜治郎、原尾常次郎、鹽野茂松、鈴木市太郎  
武智和平、笠原熊四郎、有田喜代平、高橋富之助、平山三四七、以上  
一、寄進 物 一、御弓矢、御鉢、木村新藏奉納 一、石燈籠一對 氏藤太  
郎、高田芳太郎奉納 一、石燈籠一對 有田喜代平奉納。





河西郡大正村大字幸震二百六十八番地  
ノ二鎮座

村社 大正神社

神 天照皇大神

一、祭  
一、由

緒 大正十年二月役場所在地たる大字幸震村有志相謀り部落民の醸金と夫役とに依り字札内東一線百番地に翌年七月社殿を建立奉祀し幸震神社と稱し八月二十五日祭典を執行したり。當村の人口年々増加し大正十三年二月其の一半を割き川西村分村す、母村たる大正村幸震神社創立當時よりの氏子たる大字幸震村、大字賣買村の一部及大正十五年四月より村界變更に依り新に編入せられたる上途別、似平、サラベツ原野住民と共に村民一致村社として同年五月一日創立出願昭和二年十一月十二日許可せられ、同四年四月三十日完了の旨届出。昭和五年二月十九日村社に列す。同五年三月十日社號を大正神社と改稱方申請、同年五月十七日許可あり。同五年五月四日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和八年七月十日境内地鐵道線路に參道を遮斷せられ且つ社殿正面の鳥居前方十五間のヶ所に停車場設置されたれば幸震二百六十八番地ノ二へ移轉の上改築を出願、同八年八月三十一日許可あり、同九年七月二十七日竣工奉遷す。

一、例 祭 九月八日

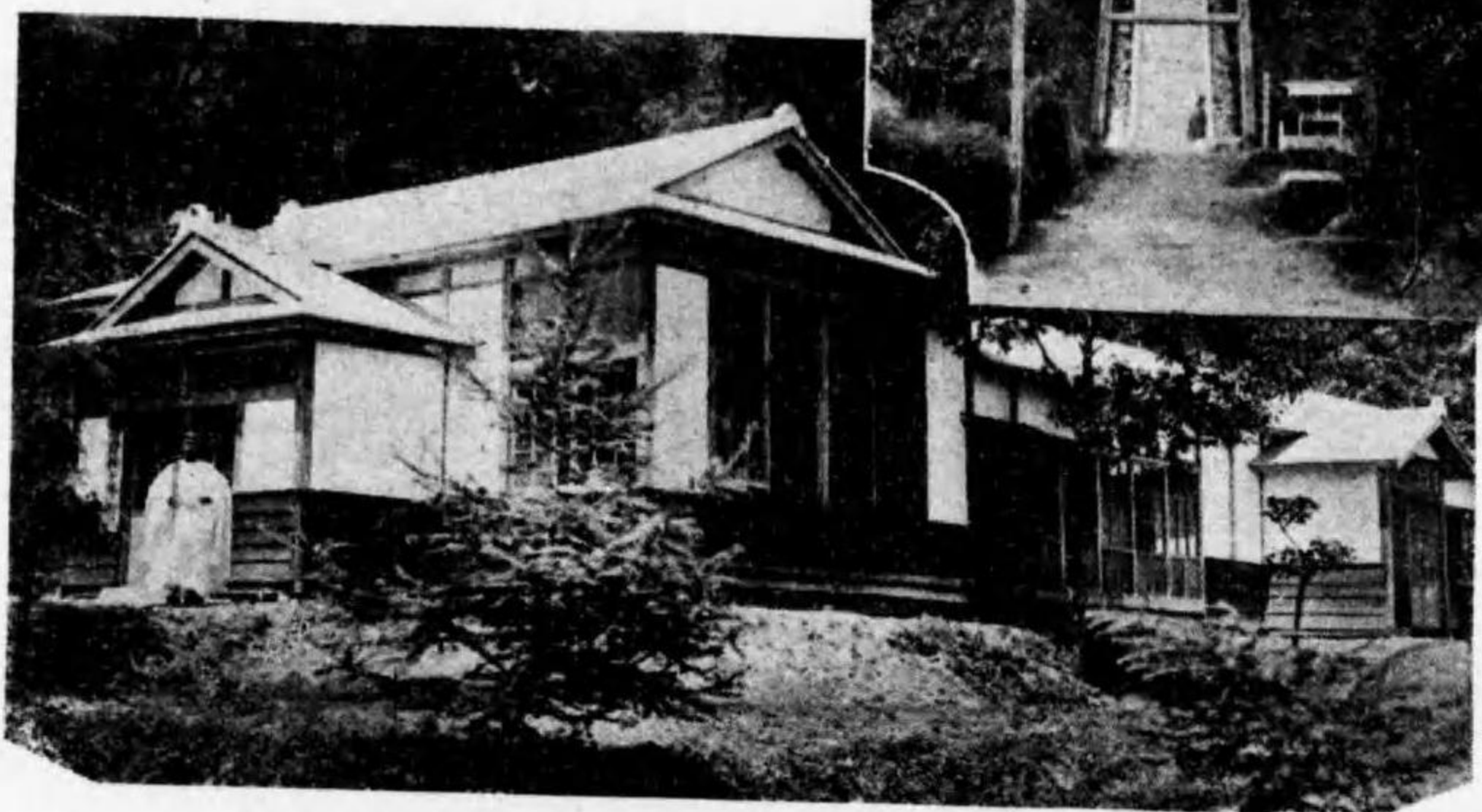
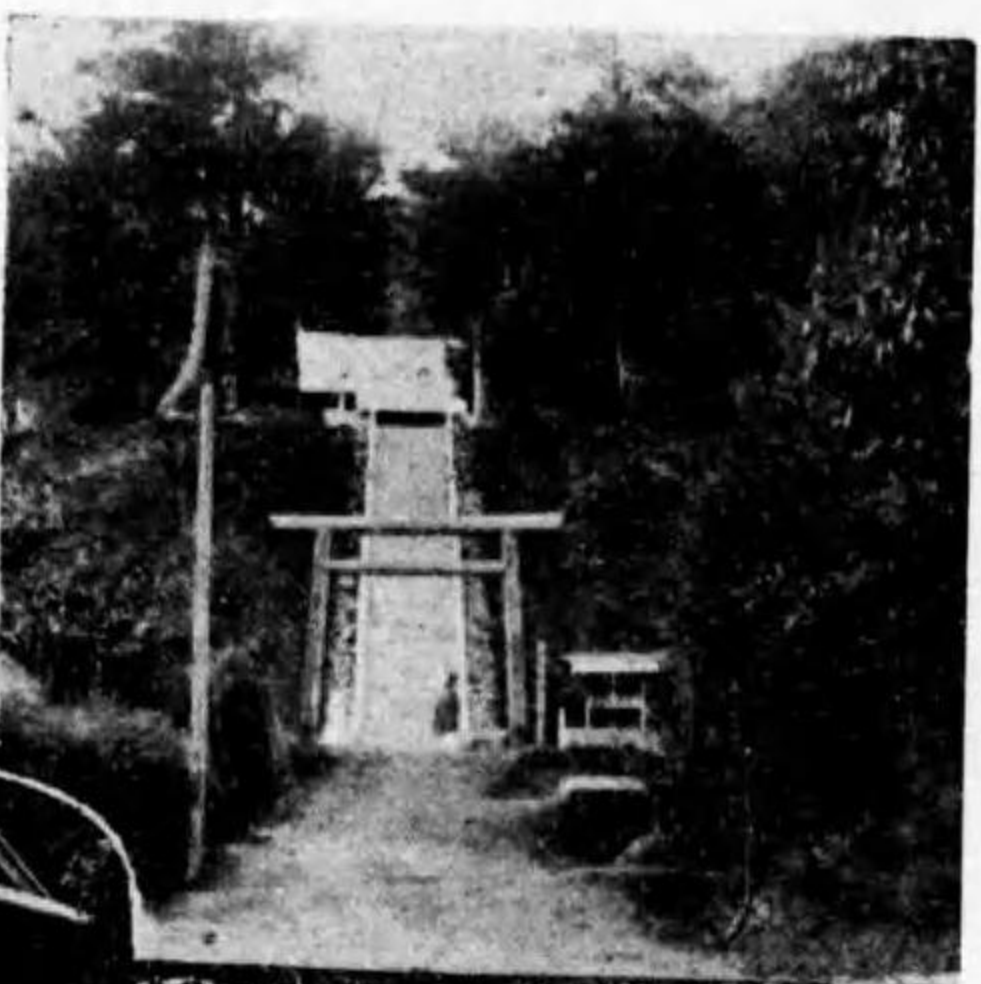
一、社 殿 本殿、拜殿、幣殿、向拜、神饌所、奏樂所

一、境 内 七百坪

一、氏 子 一千四十戸

一、神 職 大野吳朗 (縣社帶廣神社々司兼務)

第二鳥居より社殿正面を望む



社務所

十勝國上川郡新得町新得山鎮座

村社 新得神社

一、祭 神 天照皇大神 合祀 大己貴命 少彥名命

一、由 緒 當町は明治三十三年約三十戸の來住ありてより年々其數を増加し遂に現今の町制施行に至る實に急速の發展と云ふべく、同三十六年住民玉川半兵衛、岡田善造、太田才太郎を初めとし敬神者協力し五穀豊穡村鎮護の神として創立出願、同年八月二日創立許可せらる。昭和二年一月二日より社掌森本市太郎自費を以て上京内務省へ出張し神社昇格の運動をなす等大いに努むるさゝりあり、昭和四年十月二十六日村社に昇格せらる。同時に社殿、社務所等の改築落成す。

一、社 殿 (神明造)本殿一坪 幣殿六坪 拜殿十五坪  
社務所四十坪五合

一、境 内 三千坪 社境は新得山の中腹にあり、鳥居、參道、コンクリート階段其他整備され境内後方は密林に圍繞せられ前方脚下を清流横切りて頗る風光に富む、又新日本八景の一たる狩勝峠の麓に位し眺望の雄大佳絶なる、探勝の客絶へさる所以なり。

一、社 有 地 畑五町歩 山林二十五町歩余

一、氏 子 一千二百戸

一、神 職 社掌森本市太郎 創立以來の神職なり。

一、氏子總代 早坂菊次郎、市場元吉、北久松、高井善一

一、寄 進 小松金八、丹崎龜吉、平槌五郎 以上

參道階段コンクリート造(工費約一千五百圓)は最近敬神家有志の寄附に依りて造成せられたり。



河西郡芽室村大字芽室村字芽室基線西百四十番地鎮座

村社 芽室神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 明治三十、三十一年の間に和人数十戸移住開墾の業を進む、住民の崇敬する天照皇大神を祭神とし同三十二年十月部落民の總夫役を行ひ基線西百三十九番地に二十坪程の社殿を建立して奉齋し芽室神社と稱す、同年十一月一日祭典を行ひ爾來毎年例祭を執行す。同四十四年氏子の醸金及夫役に依り基線西百四十番地をトし新に社殿を造營して奉遷す。大正十三年六月十四日創立出願、同十三年九月二日許可せられ同時に村社に列格す。昭和九年九月十日社殿改築、倉庫新築追認を願出同月十五日聽届けらる。

一、例 祭 九月十日

一、社 殿 本殿、拜殿、社務所、倉庫

一、境 内 四千七十四坪

一、氏 子 一千八百戸

一、神 職 社掌 森本常太良

帶廣市南二條西六丁目九、十一番地鎮座

三吉神社

一、祭 神 大己貴神

少彦名神

三吉大神

一、由 緒 明治三十九年八月鈴木虎之助現在の境内地に神祠を建立奉齋したるに創まり、昭和六年十月二十五日創立出願、同八年十二月五日許可せらる。昭和八年四月三日市制施行せられ帶廣町より帶廣市に編入せらる。

一、神 職 社掌 赤澤末吉

十勝國中川郡池田町大字川合字利別太南四線東二十九番地ノ八鎮座

村社 池田神社

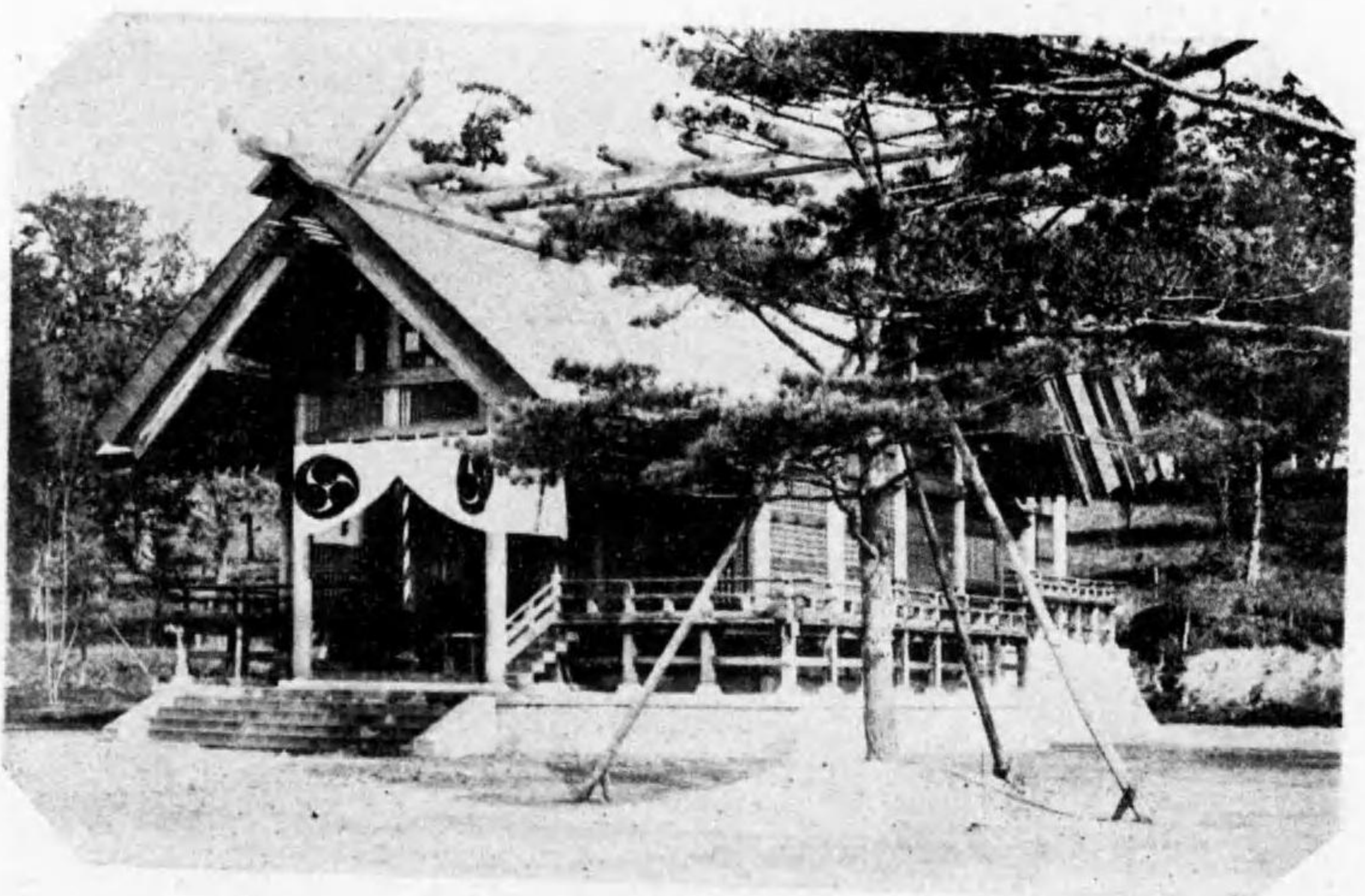
一、祭 神 大國魂大神 大名貴大神 少彦名大神

一、由 緒 明治十二年和人一戸初めて入地以來同二十九年に至る間僅かに十數戸に過ぎざりしが同年未開地貸付せらるゝや移民遽に増加し一村を形成するに至れり、逐年開墾の實舉がり土地肥沃にして五穀豐穰す、村民安堵し等しく御神徳を欽仰神明の御加護を感謝せざるなし、於茲同三十四年八月守護神奉祀の議熟し有志相議りて社殿を建立奉齋し同年九月祭典を執行したるに始まり、毎年六月十五日と九月十五日を例祭日と定め來りたり。大正十年六月三十日創立並に村社昇格出願、同十一年創立許可と同時に村社に列し、神饌幣帛料供進神社に指定せらる。昭和五年十月七日土地交換の上鎮座地移轉並に社殿其他改築を出願、同六年四月十一日許可、同年十一月落成と共に遷座す。昭和七年十二月八日社務所、社宅、物置建築出願、同七年十二月二十七日認可、同八年四月二十八日竣工す。同七年十二月八日境内地擴張の件出願中の處同八年三月三十日許可せらる。尙今秋例祭迄に池田町長故田中武治奉納の御影石大鳥居、現道會議員山本與七郎奉納の御影石大常夜燈、池田農場長故久鳥重義奉納の制札等落成すべく内容外觀共に改まり神威益々揚るに至る。

一、祭 典 例 祭 九月十五日 (十四日宵宮祭)

祈年祭 二月十七日

新嘗祭 十一月二十三日





村社池田神社々掌 岩崎英夫



十勝郡浦幌村下頃部三四二ノ二、三 鎮座

無格社 浦幌神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 大正十一年五月六日社殿を新築し、天照皇大神を奉齋す。昭和三年三月三十日創立出願、昭和五年九月十九日許可せらる。

一、例 祭 九月二十日(十九日宵宮祭)

一、社 殿 本殿(神明造)一坪 拜殿(平屋造)十五坪 神饌所一坪五合 奏樂所一坪五合

一、社有地 三町九反六十五步

一、氏 子 千二百五十戸 浦幌村一圓

一、神 職 社掌 岩崎英夫 (村社池田神社社掌兼務)

一、功勞者 神社創立功勞者 久保田要吉

一、氏子總代 久保田要吉、黒川常行、飛田辰次郎、千葉運之丞、鹽村治吉

奏樂所一坪二合五勺

神明造り屋根椼葺にして工費壹萬參千八百五拾余圓を要せり。

一、境内外地 三千四百坪

一、社有財産 畑六反五三八 原野四町三反三二二

一、氏 子 二千二百二十五戸 池田全町 (面積三八一・七五平方軒)

一、神 職 社掌岩崎英夫 外に見習社務員背古英夫 小山滿奉仕す。

一、氏子總代 (現在)山本與七郎、佐藤三四八、村瀬繼次、北與五郎、島木悅藏

一、寄進物 石燈籠一對 富士製紙池田工場従業員一同。石造手洗鉢一個 山口宗市。石燈籠一對 尾川誠術。狗犬一對 安部清三郎、片岡百藏外六名。

一、社 境 池田驛を去る北方六丁、高台の丘陵地にして清見ヶ丘公園に接し風光優佳なり。

上川郡清水村鎮座

村社 清水神社

一、祭 神 大國魂神 大名持神 少彦名神

一、由 緒 明治三十一年未開地の貸付を受け香川縣人谷本氏の來住を初めとし、和人の入地漸次増加し村落を形成するに至り、明治三十三年一祠を建立し開拓の守護神として三柱の祭神を奉齋す。大正六年神殿を新築し上川郡人舞村字ベケレベツ第二線六十八ノ二へ奉遷す。大正十一年八月二十八日創立出願、同十二年二月十七日許可せられ、昭和二年八月二十九日村社に列す。昭和二年九月村名人舞村を清水村と改稱す。昭和六年四月三十日社務所營繕追認願出、同年七月十八日聽届けらる。

一、例 祭 九月二十日

一、社 殿 本殿、拜殿、社務所

一、境 内 六百六十六坪

一、氏 子 四百十四戸

一、神 職 社掌 村上竹四郎



# 上川郡清水村字熊牛六三ノ五鎮座 大勝神社

一、祭

神 大國魂神 大名牟知命 少彦名神

一、由

緒 舊稱人舞村は明治三十一年に開村し地味肥沃にして豊穰有數なる一大村さばなれり、其の開墾途上に於て明治三十七年部落民有志相謀り一祠を建立して地方開拓の守護神として三柱の祭神を奉齋す。大正元年九月一日十勝開墾株式會社より本神社敷地並に其本財産の寄附を受け其の中央南位の高丘地を下し社殿を建立遷座し、毎年六月十五日を例祭日と定め祭祀を營み來り、大正十二年二月十五日創立出願、同十三年三月三十一日許可せらる。

一、例

祭 九月十五日

一、社

殿 本殿、拜殿、社務所、手洗舎

一、境

内 六百九十坪

一、氏

子 三百十戸

一、神

職 社掌 村上磯松

## 十勝國浦幌村字下頃部八十一番地鎮座

# 常室神社

一、祭

神 大國魂大神 大名貴大神 少彦名大神

大國魂大神は國土を主宰し給ふ國魂を祭らせ給ふ神なり。大名貴大神(大國主命とも稱(奉る))は我が豊原瑞穂國を開拓經營しし神功高く神徳盛なる神なり。少彦名大神は大名貴大神と共に戮力して開國大成の功績を建て若生畜産の爲に疫病醫藥の方を定め給ひし神なり。御三神は國土經營の祖神として拓殖の範を垂示し給ふ神なれば官幣大社札槻神の御祭神と仰ぎ奉る。當村草創の移住民札槻神を尊敬すること厚く明治三十一年三月六日字常室に石井源次郎外五十五名相謀りて木標を建立し、同九年八月六日假殿を建設して右三柱の御祭神を奉祀す。大正八年社殿を造營の上同年九月二十九日創立出願、同十年十月十三日許可せらる。昭和八年一月二十日幣殿、神饌所建設追認出願、同九年二月十五日擬届けらる。同九年九月屋根葺替をなす。

一、祭 典 例祭九月六日(五日宵宮祭)

祈年祭 四月六日 新嘗祭 十二月六日

一、社 殿 新明造(葺葺) 本殿二坪二合五勺 拜殿十坪 幣殿四坪五合 渡殿一坪五合 神饌所一坪五合

一、境 内 五反歩

一、財 産 山林五町歩 畑四町五反歩  
右財産は浦幌村中川北松の寄附するところなり。  
現金壹千五百圓

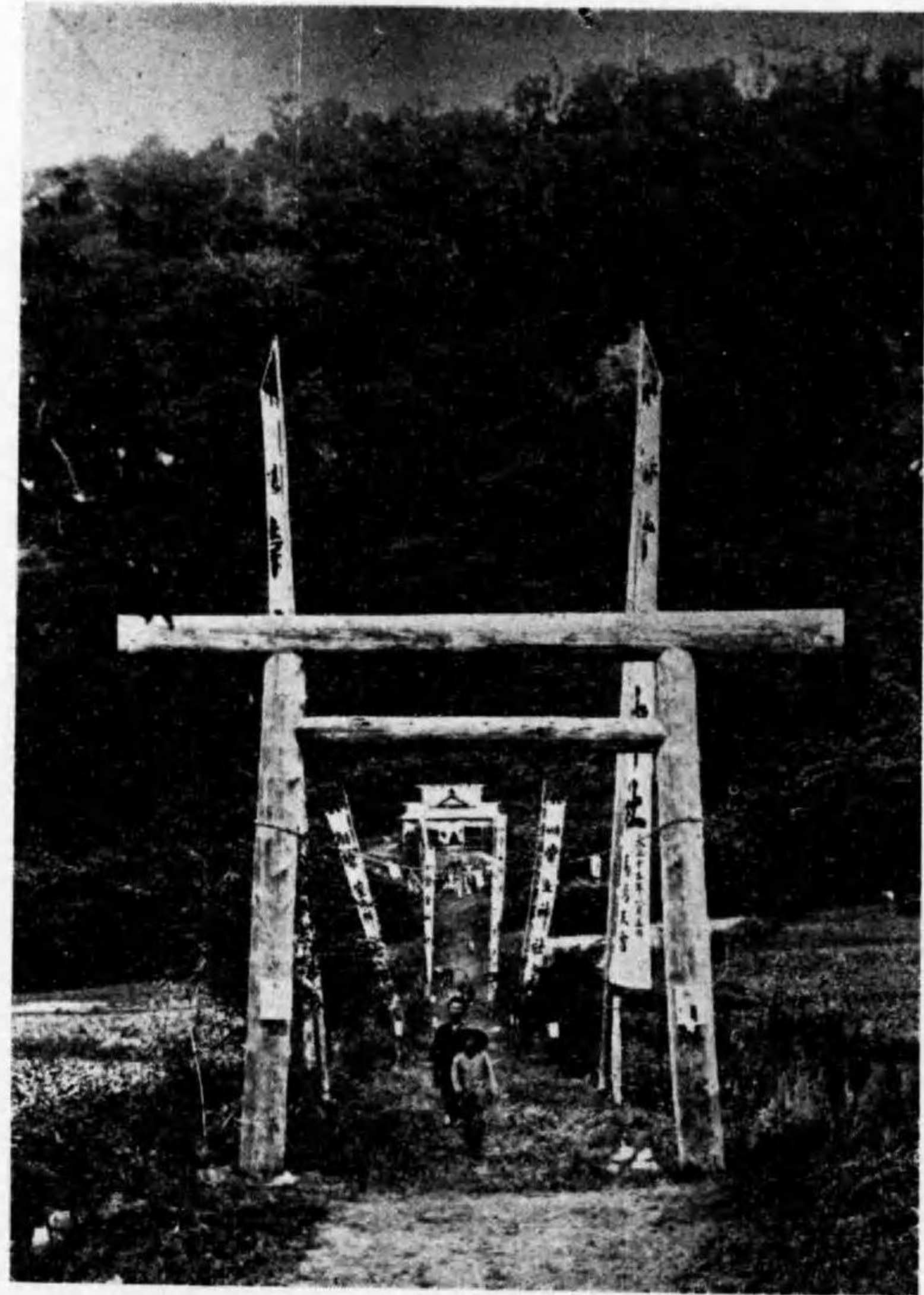
一、氏 子 百五十戸 常室區一圓

一、神 職 社掌 岩崎英夫(村社池田神社兼務)

一、功 勞 者 飯山伊平  
永年當神社の爲めに盡瘁し其の功績顯著なるものあり。

一、氏子總代 (現在) 飯山伊平、藤川留吉

馬場金之助





網走地方

祭神

天照皇大神  
天照皇大神、外三神  
市杵島姬命  
天照皇大神、大國主命、外三神  
大國魂命、大己貴命、少彥名命

鎮座地

常呂郡置戸村  
同 郡佐呂間村  
紋別郡雄武村幌内  
同 郡渚滑村  
同 郡西興部村

社格社號

村社 置戸神社  
無格社 佐呂間神社  
同 幌内嚴島神社  
同 渚滑神社  
同 西興部神社

十勝地方

大物主命  
天照皇大神  
伊弉諾神、伊弉冊神、天照皇大神  
保食神  
天照皇大神大名貴大神少彥名大神  
天之御中主大神、外二神  
二宮尊德  
天照皇大神  
月夜見命  
天照皇大神

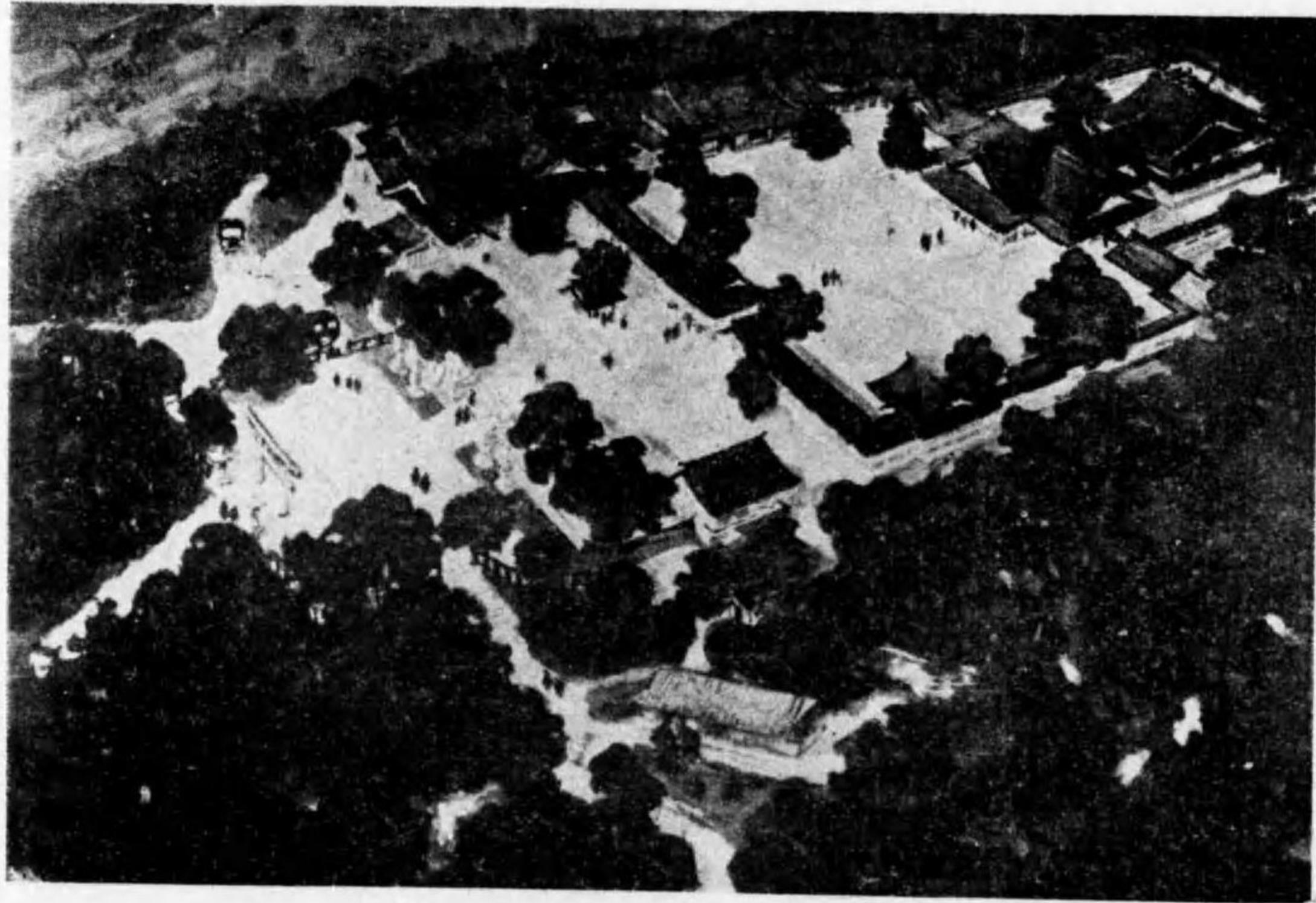
中川郡幕別村  
河東郡音更村  
同 郡鹿追村  
十勝郡大津村  
河西郡芽室村  
中川郡本別町  
同 郡豐頃村  
同 郡幕別村白人  
河東郡音更村下音更  
同 郡同 村同

村社 金刀比羅神社

同 東士幌神社  
同 鹿追神社  
同 稻荷神社  
無格社 西士狩神社  
同 中村神社  
同 報德二宮神社  
同 白人神社  
同 東士狩神社  
同 然別神社

膽振、浦河地方





(圖取見畫計營造社神幡八社縣蘭室)

膽振國室蘭市泉町鎮座

縣社 八幡神社

一、祭

由 祭 神 譽田別命 保食神 琴平神

緒 明治六年八月創立、明治八年郷社に列し、大正十三年八月十四日縣社に昇格、同十七日神饌幣帛料供進を指定せらる。昭和六年十二月炎上したれば假殿を建て遷座し、目下造營計畫成り既に第一次工事は工費拾余萬圓を計上し着工され進捗中なれば竣工の曉は土地の景勝と相俟ちて一大偉觀たるべし。

二、神氏例

職子祭 八月十五日  
室蘭市一圓  
社司 佐藤守雄  
員多數奉仕す。 社掌 奈良瑞穂 外社務

室蘭市崎守町百八十七番地鎮座

郷社 崎守神社

一、祭

由 祭 神 保食神

緒 創立年紀不詳、明治八年郷社公稱。大正十一年迄は元室蘭村一番地(四十八坪)に鎮座ありたるが長輪線鐵道敷設に際し境内地の買収交渉に應じ、大正十一年八月許可を得て室蘭市元室蘭村字モロランに依り崎守町百八十七番地と變更す。昭和十年一月八日神饌幣帛料供進に依り崎守町百八十七番地と變更す。昭和十年一月八日神饌幣帛料供進に依り崎守町百八十七番地と變更す。

二、神氏例

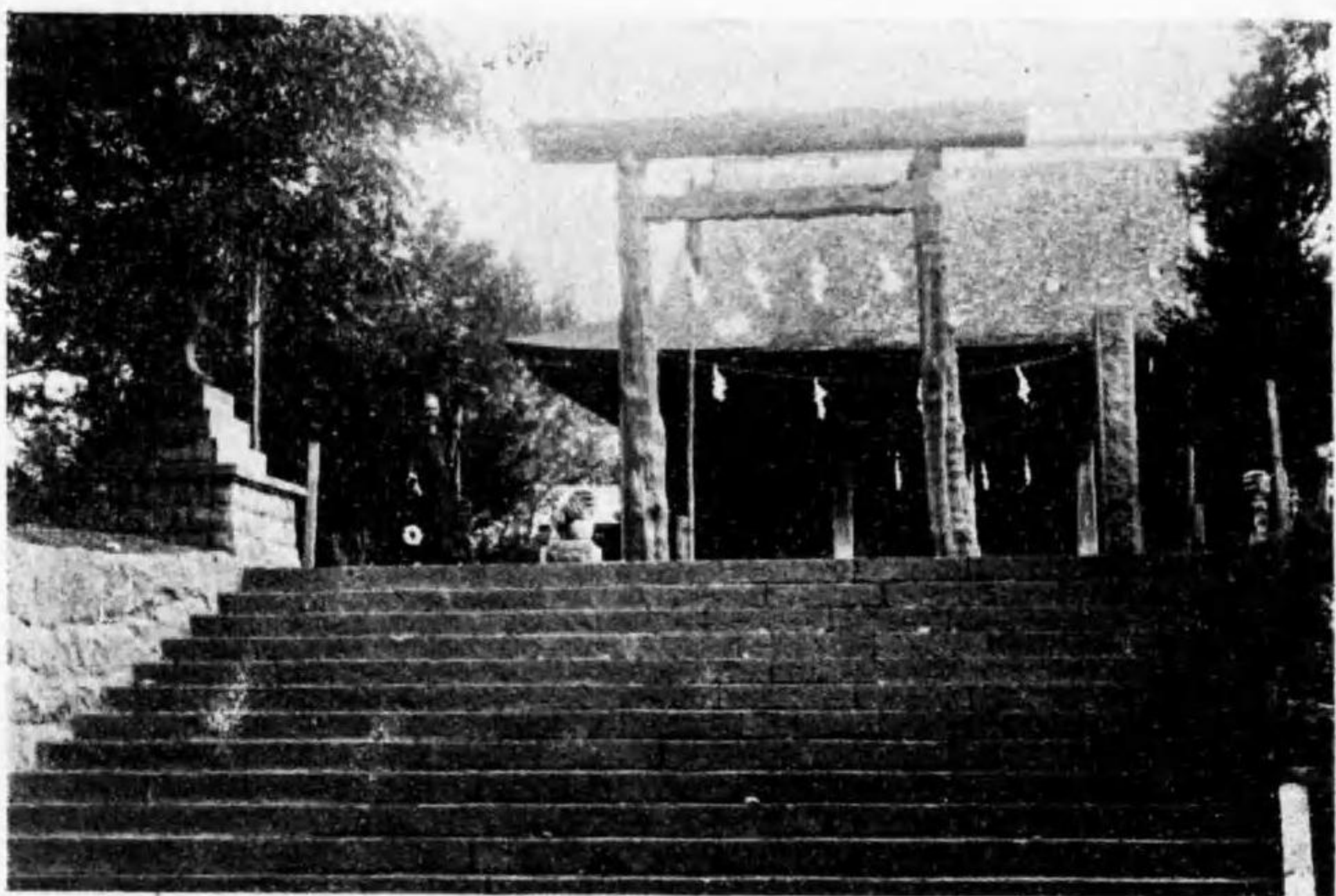
祭 九月九日  
殿 本殿、拜殿  
内 六百六十六坪  
職子 崎守町一圓  
佐藤守雄(縣社八幡神社々司兼務)



### 膽振國勇拂郡苦小牧町鎮座 郷社 樽前山神社

- 一、祭 神 茅野姫命 大山祇命 久久能智神
- 一、由 緒 創建の年紀詳ならず、從來樽前村に奉祀せし神社を明治八年九月苦小牧へ移轉し勇拂白老、千歳三郡の郷社として安置す。大正四年十月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。大正十年五月一日苦小牧町大火に類焼し、後社殿其他造營計畫進み諸整備殆ど成り近く縣社昇格出願の準備中に屬す。

- 一、例 祭 七月十五日
- 一、社 殿 本殿、幣殿、拜殿、神饌所、社務所、其他
- 一、境 内 九百八十九坪
- 一、氏 子 苦小牧町一圓
- 一、神 職 社司 田川 淨 社掌 阿部三馬太



### 膽振國有珠郡伊達町鎮座 郷社 鹿島國足神社

- 一、祭 神 武甕槌神 經津主命 幸魂命
- 一、由 緒 明治二年伊達邦成有珠郡支配を命ぜられ宮城縣宇田、亘理兩郡の舊臣を率ひて當地に移住し開墾の業を進む。遂次同六年迄移住者相踵ぎ遂に五百余戸に達す。明治八年七月時の開拓使たる伊達邦成公が開拓の守護神として舊藩盤城國亘理郡鎮座延喜式内鹿島天足別神社の右三柱の御分靈を勸請し、村民と協力新殿を建立の上明治九年四月八日(移住到着の日を卜し)邦成自ら齋主となり、開拓使主典田村顯允副齋主となり祠官黒野時中奉仕し遷座大祭を執行せり。遷座當初より郷社を公稱し、鹿島國足社と稱す。元東紋髓櫻小路の山地に鎮座ありたる所明治四十一年九月現在地に奉遷す。昭和八年(開拓五十年紀念)に本殿拜殿を改築同年九月落成し遷座祭を舉行せり、以て今日に至る。

- 一、祭 典 例 祭 四月八日(七日宵宮祭)
- 臨時例祭 九月十四日、十五、十六日渡御祭、特殊祭事武者行列あり。
- 一、社 殿 本殿三坪 幣殿三坪 拜殿三十坪 神饌所、手洗舎
- 一、境 内 七反六畝二十五歩 境内は針葉樹の密林に蔽はれ櫻樹を栽植す、廣濶にして森嚴なり。開村紀念碑、忠魂碑等の建設あり。
- 一、社有財産 不動産見積金額一萬二千圓 現金三千五百圓
- 子 二千五百戸 伊達町一圓

- 一、寶 物 一、大鏡一面(裏五七桐模様三ツ徑一尺三分) 銘天下一清水丹後守 明治八年伊達男爵奉納
- 一、太刀(小身三尺五寸)河内大榎藤原國定の銘 明治年間年月不詳田村顯允奉納
- 一、大鈴(周二尺余)明治十年西南役凱旋の口 屯田兵豫備兵百五十五名奉納
- 一、銀盃(五七の桐紋入經二寸三分)吉岡宗雲齋又長翁齋の銘 同上屯田兵奉納



### 膽振國幌別郡幌別村字ニナルカ四ノ二鎮座

## 郷社 刈田神社

一、祭 神 保食神 合祀 日本武尊

一、由 緒 創立年紀不詳、明治八乙亥年郷社に列す。

大正十四年一月十九日幌別村字ハマ七十番地より同村字ニナルカ四番地ノ二へ移轉改築出願、翌十五年七月十二日許可、昭和八年四月二十三日移轉完了の旨届出づ。

一、社 殿 神殿、拜殿、社務所

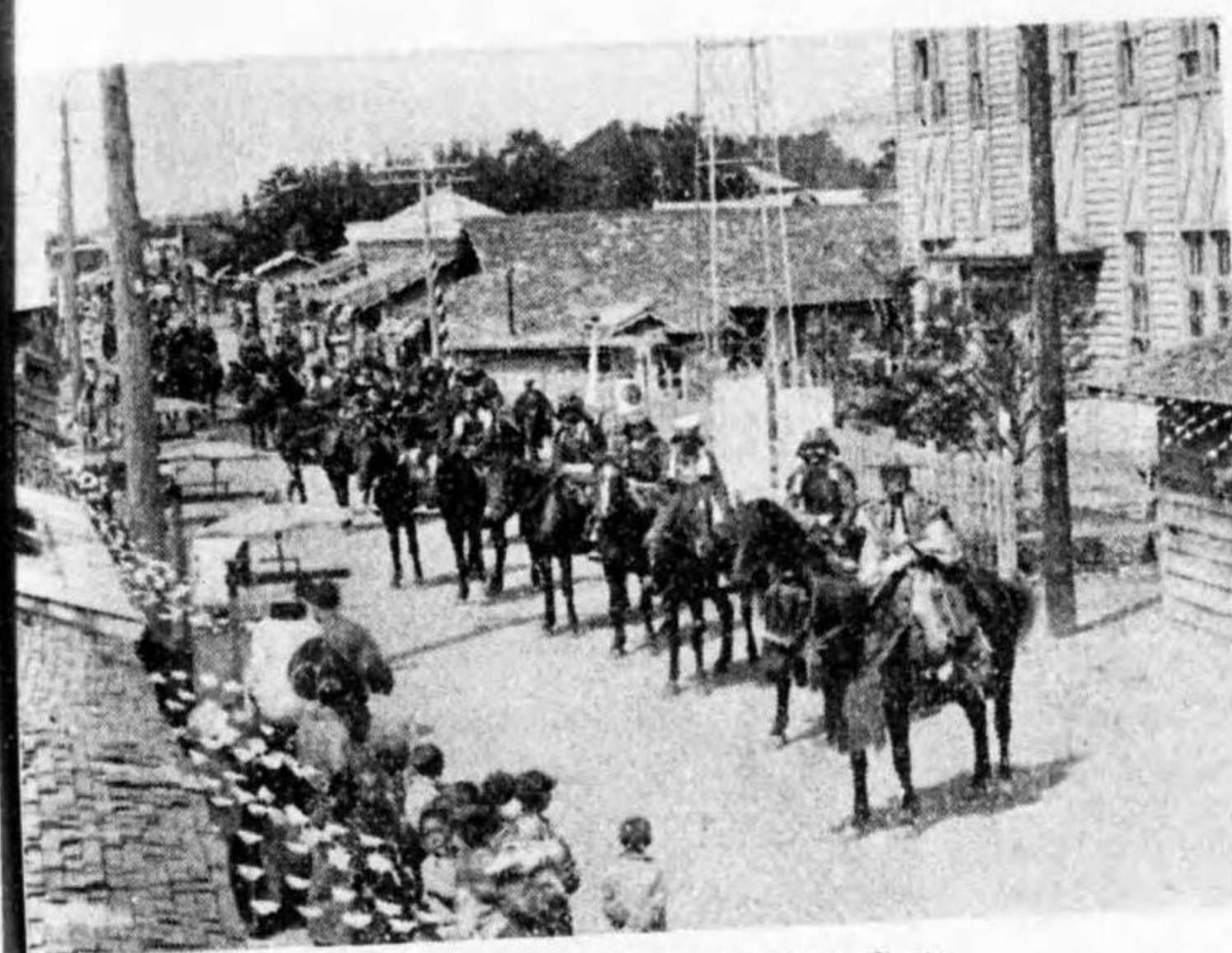
一、境 内 四千五百坪

一、氏 子 六百戸

一、神 職 社司 大西音松



翁允顯村田同爵男達伊者勞功拓開



列行者武祭大社神足國島鹿

一、日露戦利品砲彈 寺内正毅大將奉納

一、神 職 初代黒野時中の後を襲ぎ

て二代現任社司黒野良象奉仕實に

四十有余年、息桃太郎は社掌たり

一、功 勞 者 星野駒治 氏子總代として奉

仕すること實に廿二年、其の功顯著なるもの

あり、北海道神職會廳振地方會長より表彰せ

られ置時計壹個を賞與せらる。

荒勇之助、宮崎萬、渡部要三郎、笹木

壽助、太刀川善治、伊藤政治郎、故赤

塚杉太郎、増岡重平

一、氏子總代 (現在)

星野駒治、太田小一郎、

佐藤勇喜

一、寄進物 一、鳥居一基 増

岡重平(先代)奉納

一、狗犬一對 伊達川婦人會

一、石燈籠一對 村有志

一、社號標 澤村政吉 同ッノ

一、社號標 若林ハツ奉納等

### 白老郡白老村五十一番地鎮座

## 郷社 八幡神社

一、祭 神 譽田別命 相殿 倉稻魂命 市杵島姫命

一、由 緒 白老村草創の守護神にして由緒詳ならざるも、萬延二年

漁業家野口又藏翁の心願にて譽田別命を勧請し其の時代より八幡神社と稱するに至りたり。然るに其の以前は辨天様と稱し祭神は倉稻魂命、市杵島姫命を奉齋せし由口碑に傳はりて右三柱を以て祭神とし白老、敷百二十五戸あり慶々靈顯現はれ崇敬益々加はり明治四十一年頃は氏子數五百起り大正四年白老村四十八番地より現在地に移轉新築の上奉遷す。境内の落葉松は枯死甚しき爲め昭和九年地味に適したる低地にヤチタモ高地には榎松を植樹し内容外觀漸く改まり神威高きを加ふるに至れり。(掲載の寫眞は大正六年撮影のものなり。)

一、祭 典 例 祭 五月十四、十五日

秋例祭九月十四、十五日 月次祭一日、十五日 外大中小祭曆表に依る。

一、社 殿 日吉造(銅板葺) 本殿一坪余 幣殿三坪七合五勺

拜殿十三坪五合 手洗舎、倉庫、社務所

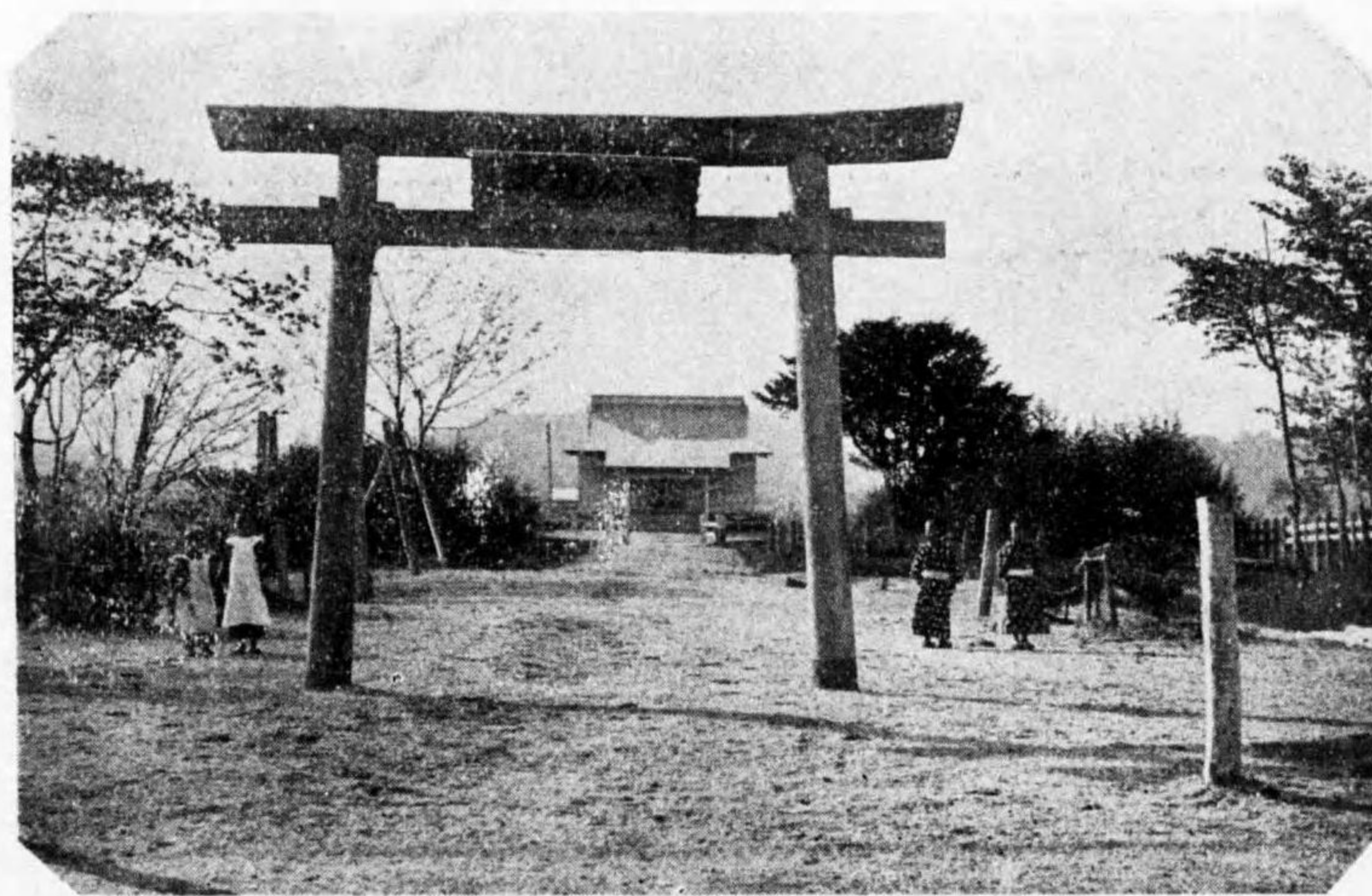
一、境 内 一千三十坪

一、社有財産 土地五千四百八十五坪 現金七百圓 (年々積立つあり)

一、氏 子 一千二百戸

一、神 職 社司 鈴木健治 明治四十一年十月三十日補命奉仕今日に至る。

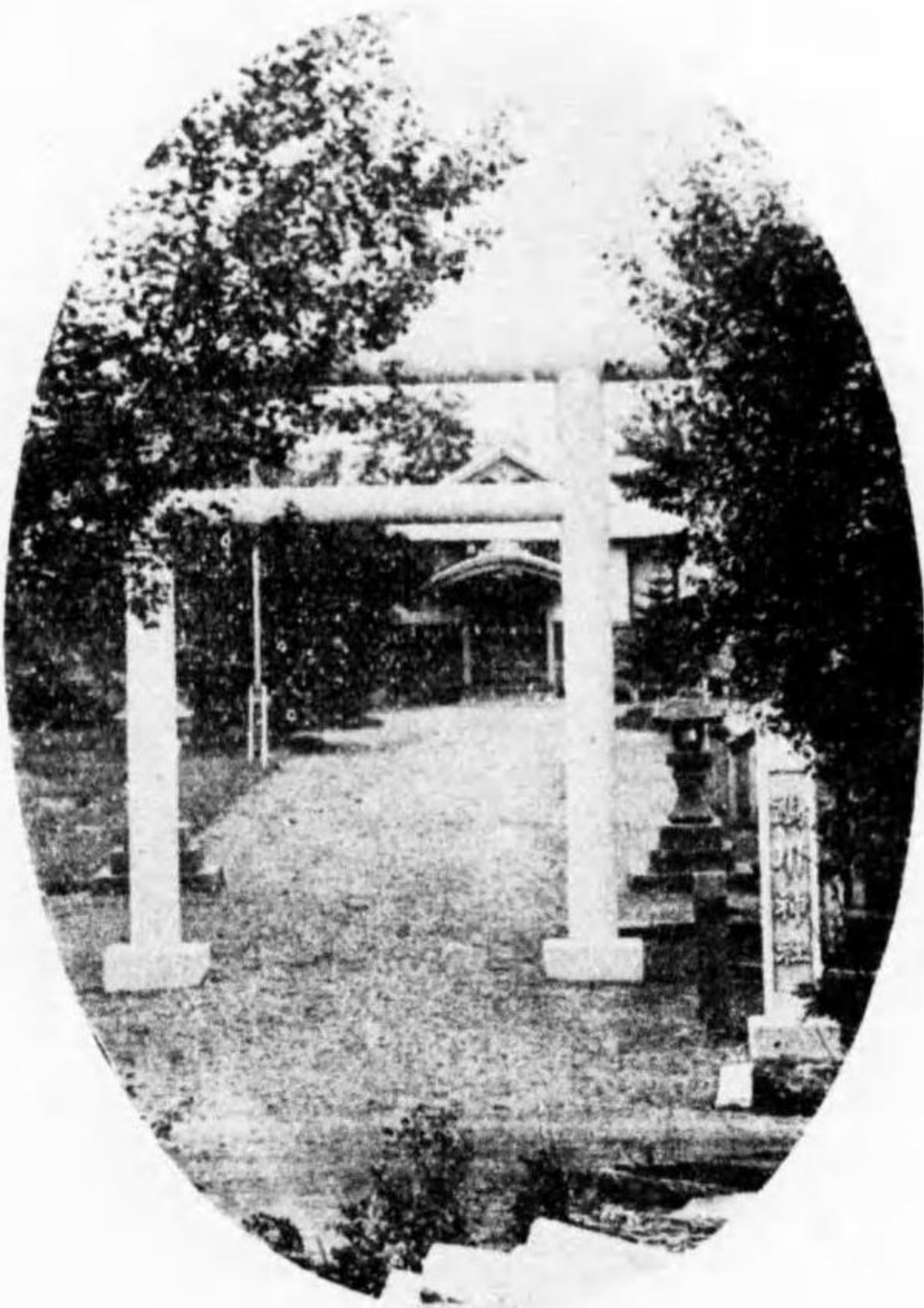
一、氏子總代 太田律三郎、滿岡伸一、山手猪三郎、相吉松吉、三好竹勇、以上五名熱誠克く神威の高揚に盡しつゝあり。











膽振國勇拂郡鷓川村字ムカワ四十一番地ノ  
四鎮座

村社 鷓川神社

- 一、祭 神 天照皇大神 大己貴大神 少彦名大神
- 一、由 緒 大正六年十二月十三日創立出願、大正七年二月二十日許可と同時に村社に列し、同年三月一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。
- 一、例 祭 九月十日
- 一、社 殿 本殿、拜殿
- 一、境 内 一千九十二坪
- 一、氏 子 八百五十戸
- 一、神 職 社掌 小林良一

本殿



社掌 高橋 誠

膽振國勇拂郡安平村大字早來三五二番地鎮座

村社 早來神社

- 一、祭 神 大國魂神 大名貴神 少彦名神
- 一、由 緒 明治二十年本村開拓當初に於て高橋久松、加藤覺右工門を尊信し奉齋し來りたるが、爾來本村拓殖の發展異數にして深く神恩を報ゆると共に尙本村の産土神として仰がむ爲め、土地四町五反十一歩を神社敷地として明治四十三年三月十八日早來神社創立出願、同年十二月二十九日創立許可せらる。翌年三月三十日社殿改築落成す。大正十三年二月六日早來部落共有地を神社の基本財産として無償寄附。昭和八年九月六日村社に昇格。翌九年一月十二日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。同十年一月十三日社務所新築落成す。
- 一、社 殿 例祭九月八日 祈年祭四月三日 月次祭一日 神明造(トタン葺) 本殿一坪五合五勺 幣殿二坪五合 拜殿十二坪二合 神幣所一坪 其他手洗舎 社務所二十七坪
- 一、境 内 一万六百四十七坪(三町五反四畝二十七步) 社境は早來市街地の中央高台丘陵地にありて、全市街を瞰下に展望し常盤樹、落葉松の密林にして小丘起伏溪谷連り幽邃閑雅、自らなる神域を形成せり。
- 一、社 有 地 (基本財産) 宅地七反八畝二十七步 早來部落の寄附
- 一、氏 子 九百余戸
- 一、氏 子 總代 職 社掌 高橋 誠 昭和七年九月七日補命 志賀智、河野高慧、永田寅藏、加藤國五郎、鈴木哲治 福田庄三郎、藤田虎次等にして何れも敬神の念厚く神威の高揚に盡瘁しその功少からず。
- 一、寄 進 物 一、石燈籠一對及狗犬一對 早來消防組奉納 一、大鳥居(花崗石)壹基 小林昌司奉納 一、石燈籠一對 藤川豊三郎奉納



### 室蘭市本輪西町三百番地鎮座

## (本輪西) 八幡神社

#### 一、祭 神 譽田別命

合祀 天照皇大神 倉稻魂命 大山咋命 水速女命

金刀比羅神 天滿天神

#### 一、由

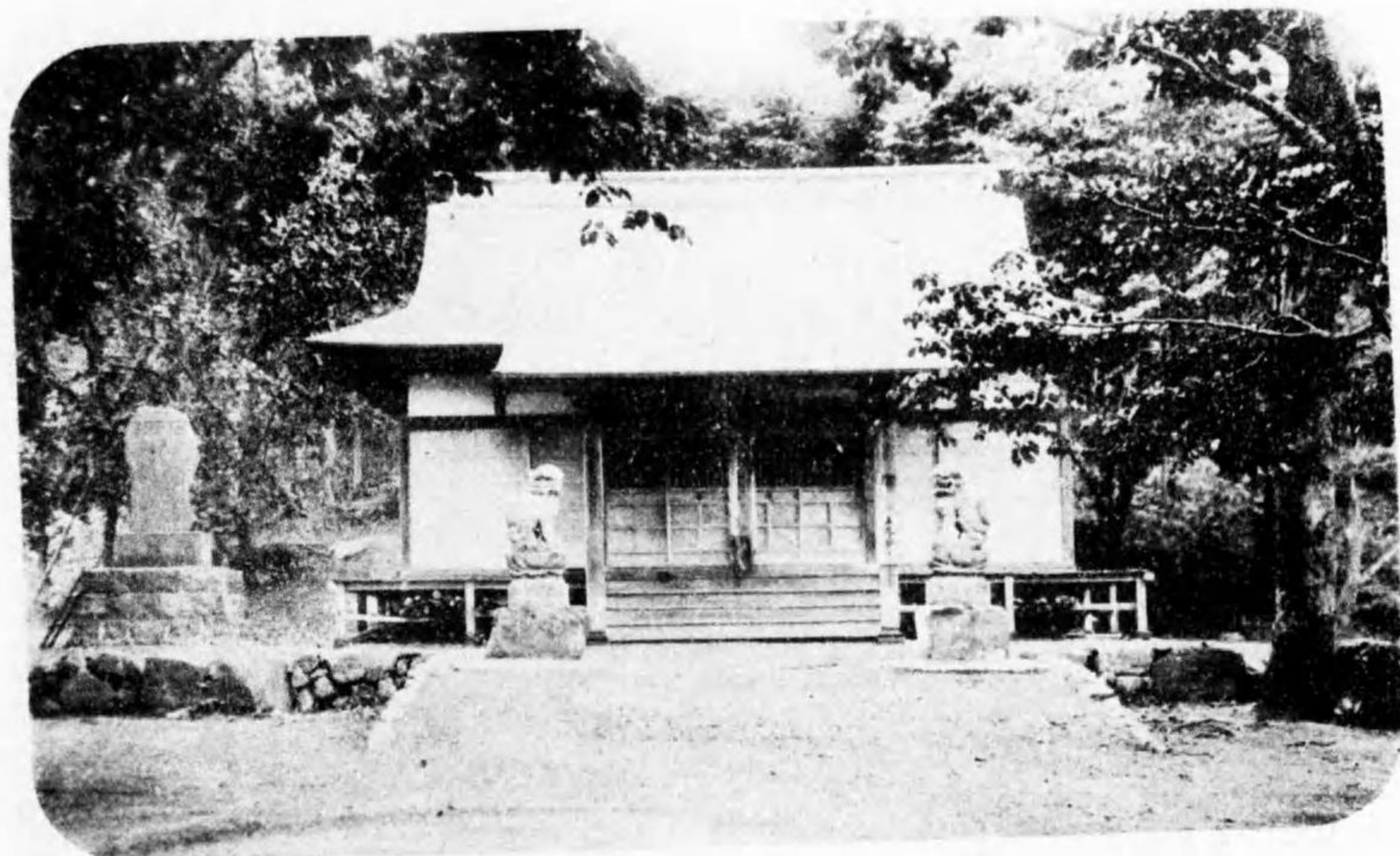
緒 康平六年(今を去る八百七十二年前)石川安藝守有光公、前九年の役の功に依り朝廷より奥州仙道七郡(今の福島縣石川郡、白河郡の中心地)を賜はるや、巖に頼義將軍の京都石清水八幡宮より勸請の八幡大神を石川町の居館に勸請し國土の守護神として祀る。即ち治暦年間にして今より八百六十八年前なり。後ち慶長三年十月、廿五代石川大和守昭光公之れを宮城縣伊具郡角田町居館の西、沼小屋の地に遷座し爾祭祀を欠かずとなく尊崇し來りたり。明治二年九月石川氏朝廷より室蘭支配を命ぜられ、翌三年四月石川氏の君臣當市に渡道開拓に従事すや、同七年十一月八日添田龍吉前記角田町より當地八幡山に勸請鎮座すに、創即ち現存の社地なり。其の後町勢の發展に伴ひ數度の改増築を行ひ、創立願中のところ、大正二年四月許可せられたり。町勢の發展日と共に、確立を醒しきものあり、社有地の寄附あり、境内地の擴張其他維持方法の確立を見るに至り、村社昇格出願の準備中なり。

#### 一、例 祭 四月十九日 九月十九日

#### 一、社 殿 本殿、拜殿、幣殿

一、境 内 千五百二十四坪 附屬山林地一町一反九畝

十八歩 社境は市街を僅に距る東北八幡山の半腹にありて高さ百尺の階段賽路には第一(コンクリート造)、第



## 勇拂郡厚真村字振内鎮座 村社 厚真神社

#### 一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 明治三十二年九月十六日當村開拓の有志者に依りて奉祀したるに始まり大正十一年村社に列す。

#### 一、祭 典 例 祭 九月十六日 祈年祭 四月十六日

一、社 殿 神明造 總建坪 二十坪

一、境 内 約五反歩

一、社有財産 畑地五町九反歩(時價七千圓)

一、氏子數 一千戸

#### 一、神 職 社掌 吉度勇厚

一、氏子總代 北村富士太郎、筒井善七、

木村清太郎、萩澤彦三郎、

水野金次郎、宮腰喜太郎 以上

二、第三の鳥居あり、背面は落葉松の密林を繞らし、境内には懈の老木(天然樹々齡三百年位)數本を初め松杉の中に櫻樹(五十年生位)數百本を栽植せり。前方室蘭港の全景を一眸に收め遙に駒ヶ嶽の噴煙を望む風光絶雅、又春の花期に、秋の紅葉に遊覽の客雜沓し其の數、數萬を超ゆ。

#### 一、社有地 畑及山林 拾町八反二畝二十歩

内二町一畝十五歩 添田龍吉寄附。畑一反四畝一歩 添田欽允寄附。畑一町二反四畝十二歩 淺野惣治外六名寄附。畑五畝五歩 淺野惣治寄附。七町一反一畝二十三歩 輪西外二ヶ村農會寄附に據る。

一、氏 子 六百六十余戸 逐年増加を見つゝあり。

#### 一、神 職 社掌 宮崎官次郎 (兼務)

一、功勞者 故添田龍吉、同添田欽允、同淺野惣治、

萩原伊平、淺野清、前田貞藏

右は何れも夙に敬神の念厚く多年に亘りて當神社の爲めに盡瘁し或は多額の社有財産を寄附し神威の高揚に努め其の功顯著なるものあり。

#### 一、氏子總代 萩原伊平、淺野清、添田龍男(現在)

#### 一、寄進物 一、第一鳥居(コンクリート造)壹基 淺野清

一、石燈籠一對 中村祐九郎 一、狗犬一對 淺野清外五名  
一、社殿屋根三十坪トタン葺替 栗林尚會 一、開村記念碑 添田欽允  
外數名 一、日露戦利品圓銃及砲彈四個 陸軍省



### 膽振國勇拂郡安平村字追分鎮座

## 追分八幡神社

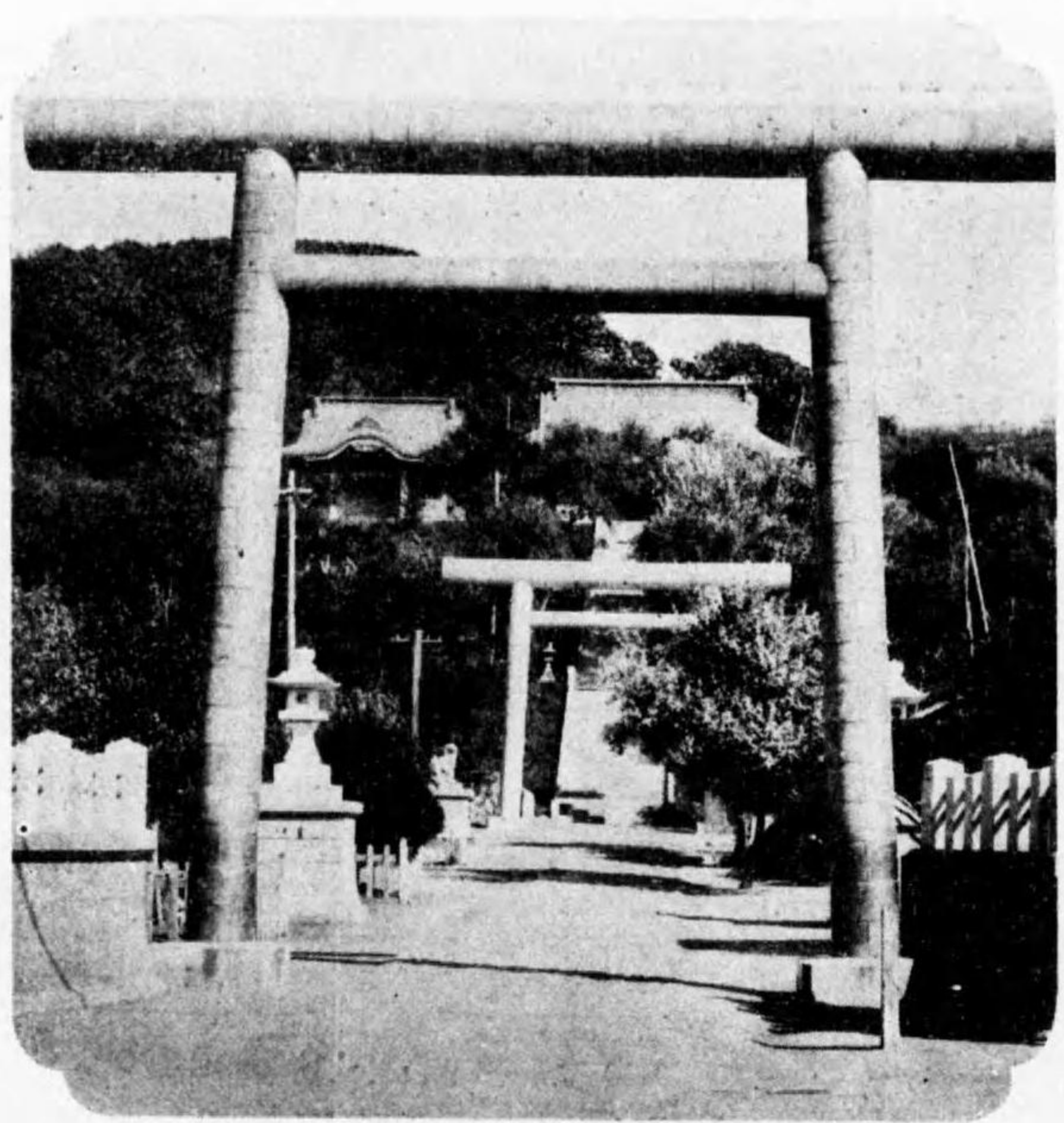
- 一、祭 神 譽田別命 息長足比賣命
- 一、由 緒 明治三十二年十一月相模國官幣大社鎌倉八幡宮より二柱の御分靈を奉遷して奉齋し本村の鎮護の神としたり。昭和七年七月八日創立許可せらる。本村は夕張線の分岐点にして鐵道機關庫ありて多くの鐵道職員居住し一般市街と鐵道側と協力一致神威の高揚に盡くし、村民の尊崇熾なり。
- 一、例祭日 九月二日
- 一、社 殿 本殿、拜殿、其他神輿庫、手洗舎、社務所、物置等
- 一、境 内 三反歩  
境内にあり昭和四年八月在郷軍人追分分會員の建設に係る。
- 一、社 有 地 畑五町二反三畝十九歩
- 一、氏子 區域 字追分、本安平、中安平、支安平、明春邊、安平
- 一、神 職 社掌 田中瑞穂
- 一、氏子 總代 市街側、水谷喜三、堀野勝作、表和作、星泰二郎
- 一、寄 進 物 鐵道側、尾張久信、伊藤忠一、井深喜一郎
- 一、寄 進 物 一、石造手洗鉢 大正十一年八月 鈴木徳太郎奉納 大鳥居 一、石造狛犬及石燈籠各一對 昭和二年五月 故表和平奉納 一、大鳥居(コンクリート造)壹基 昭和九年九月 追分機關庫青年分團奉納(コンクリートに改築前の木造大鳥居も同團大正十三年の奉納なり)
- 一、社號標(石造)井森仙之助、表和作奉納



### 日高國浦河郡浦河町大字浦河村二十一番地 鎮座

## 郷社 浦河神社

- 一、祭 神 保食神 嚴島姫神 大物主神
- 一、由 緒 享和元年辛酉年 渡島國松前郡福山横町佐野嘉右工門創立天保十三年再築、明治八乙亥年郷社と公稱す。當時本殿、拜殿共に一棟の小祠なりしが明治四十三年改築す。昭和六年五月十二日社號稻荷神社を浦河神社と改稱許可せらる。
- 一、社 例 祭 九月十五日 神輿渡御祭あり。
- 一、社 殿 本殿(神明造、一棟)六坪 拜殿(権現造)二十八坪
- 一、氏子 區域 外に向拜、幣殿 總坪數四十三坪余
- 一、氏子 職 社司 中島左内(現任)
- 一、氏子 總代 村岸徳次郎(勤續十六年) 奥田惣兵衛(三代に亘りて代々引續き勤續) 高津彌三吉(勤續三十年) 池添政四郎(勤續十六年) 喜多貞吉、田口忠之助。 何れも敬神の念に厚く熱誠よく當神社の爲めに盡力しつゝあり。
- 一、寄 進 物 一、大鳥居(鐵筋コンクリート銅卷造)一基及鐵筋コンクリート玉垣 石燈籠一對其他(此價格六千圓)浦河町 谷万吉奉納 一、大鳥居(鐵筋コンクリート、御影石造)一基及石狛犬一對(此價格四千圓)高津彌三吉奉納 一、石造稻荷眷族像一對(此價格一千圓)浦河町 高木徳治奉納
- 一、境内 神社 西神社 祭神 西忠義命 御祭神は元日高支廳長にして當地開拓の恩人なり地方民其の高徳を敬慕し當神社境内に昭和七年九月日高町村長會並に日高實業協會の手によりて工費四千圓を以て社殿を造營し祀る。社殿坪數二十坪。例祭六月二十一日。





### 日高國靜内郡靜内町字神森鎮座

## 郷社 靜内神社

一、祭神 神武天皇 事代主命

一、由緒 明治四年徳島藩老稻田邦植、日高國靜内郡開拓の命を奉じ其の家臣百三十余名を此地に移住せしめたるに、未だ神社なきにより

御祭神に神武天皇を移民の氏神として勧請現今の地に安置し神武天皇社と稱し、配下人民をして皇朝の連綿、皇祖の鴻恩に對し奉り禮拜敬せしめたるを以て創始とし、尋て明治八年郷社と公稱す。大正九年四月三日字下々方鎮座の蛭子神社を合祀す。昭和五年十二月二十六日舊稱神武天皇社を靜内神社と改稱の件許可せらる。昭和六年五月十二日例祭日の四月三日を六月五日變更の件許可せらる。

一、祭典 例祭 六月五日 祈年祭 四月三日 頓宮祭 九月五日

一、社殿 本殿一坪 幣殿一坪 拜殿十坪(流造)

一、境内地 一千四百五坪

一、社有地 二町七反歩

一、氏子數 二千戸

一、神職 (現任) 社掌 加藤 茂

一、氏子總代 (現任) 伊藤繁太郎、金子忠明、谷岡嘉市、住友唯吉

岡田芳郎、山口三平、此の他神社委員三十名

一、頓宮 明治四十三年建設せらる。

大正天皇行在所 二十五坪 頓宮事務所 十二坪

### 日高國靜内郡靜内町字東靜内鎮座

## 村社 金刀比羅神社

一、祭神 大物主神 崇神天皇

一、由緒 創立年月日不詳なるも、天保年中大阪の

商船渡來し海上安全祈請の爲め、讃岐國金刀比羅宮より御神体を奉請し現今の地に鎮祭すと云ひ傳ふ。爾來々船毎に工作物及奉領し、明治元年渡島國龜田郡函館區の商人佐野專左工門本神社の擴張を計り、明治四年四月徳島藩老稻田邦植開拓の命を奉じ其の家臣を率ひ跋渉村落の區域を定めしより明治八年村社と公稱す。

一、祭典 例祭 九月十日 祈年祭 四月十日

一、社殿 本殿一坪 幣殿三坪 拜殿十二坪

(流造) 社務所二十二坪

一、境内 内 三百坪

一、社有地 原野 壹百參町歩

一、氏子數 四百戸

一、神職 (現任)社掌 加藤 茂

一、氏子總代及功勞者 田中與三郎、大島居寄附

現任總代 藤澤利右工門、三島力藏、齋藤東太郎

### 日高國新冠郡新冠村字高江村鎮座

## 郷社 氷川神社

一、祭神 素盞鳴尊

一、由緒 萬延元年二月徳川幕府松前藩領ニイカツ御用所本城又右衛門、濱田屋佐治兵衛、武藏國一の宮氷川神社の御分

靈を勧請の上、今上皇御寶祚萬々歳、征夷大將軍武運長久、天下泰平國土豊饒、場所の漁業安全本部地方の鎮守として奉齋の儀幕府の允許を乞ひ、文久元年九月十六日御神像を鎮祭したるを以て創始とし、明治十五年現在地に移轉再建す。明治八年郷社と公稱す。

一、祭典 例祭 八月一日

一、境内地 五百坪 及川甚兵衛の寄附に係る

一、社有地 畑二十五町歩

一、氏子數 七百戸

一、神職 社司 加藤 茂

一、氏子總代及功勞者 岩手縣和賀郡岩崎村 及川甚兵衛

同人は敬神の念篤く當神社の爲めに、畑二十五町歩、花崗石大鳥居壹基、社號標其他多數の物件約金壹萬圓余を寄附す

新冠郡高江村 山藤永八

同人は敬神の念篤く常に氏子を克く導き、私財を獻じて植樹に努め其他諸種の物件を奉納す。

山藤倉松、中村與惣吉 兩名

氏子總代として久しく奉仕し、兩家共代々神社の爲めに盡瘁せる功績尠からず。

現任氏子總代 山藤倉松、中村與惣吉、堤英一、山口多吉、山岡松三郎

一、附近の史蹟名勝 御野立所 本村大字大狩部村海濱高臺にあり。明治四十四年九月 大正天皇東宮にて座ししとき、及大

判官館 新冠川口に聳立する海拔五百尺の一大巖壁にして往古源九郎義經が館の跡なりとの説あり。現に風致を目的とする保安林

に編入せられ考古の資料地たり。



日高國様似郡様似村大字様似村七十三番地  
鎮座

郷社 住吉神社

一、祭 神 底筒男命 中筒男命 表筒男命

相殿 天照皇大神  
合祀 保食神 事代主命

一、由

緒 明治四辛未年創立、神社々格改正未定に付明治八乙亥年  
郷社と公稱す。明治二十八年境内狹隘の爲め現在地へ移轉出願許可(明  
治三十六年十月三日出願、十月二十八日許可。明治三十七年一月二十六  
日落成。屆濟遷宮。大正九年九月十九日同村無格社稻荷神社を本社へ合祀  
届出許可。昭和八年九月十日神樂舞、俗人を奉納に付新設す。

一、社例 祭 九月十六日  
一、境 殿 本殿、拜殿、向拜、外椽  
一、社有地 内 九百一坪 社境は市街の高臺にあり背面樹林の山を  
頁の前面太平洋の波濤に接す、港灣景勝に富み眺望絶佳なり。

一、社有地 五十坪

一、社有地 二千余圓

一、社有地 一千四十二戸

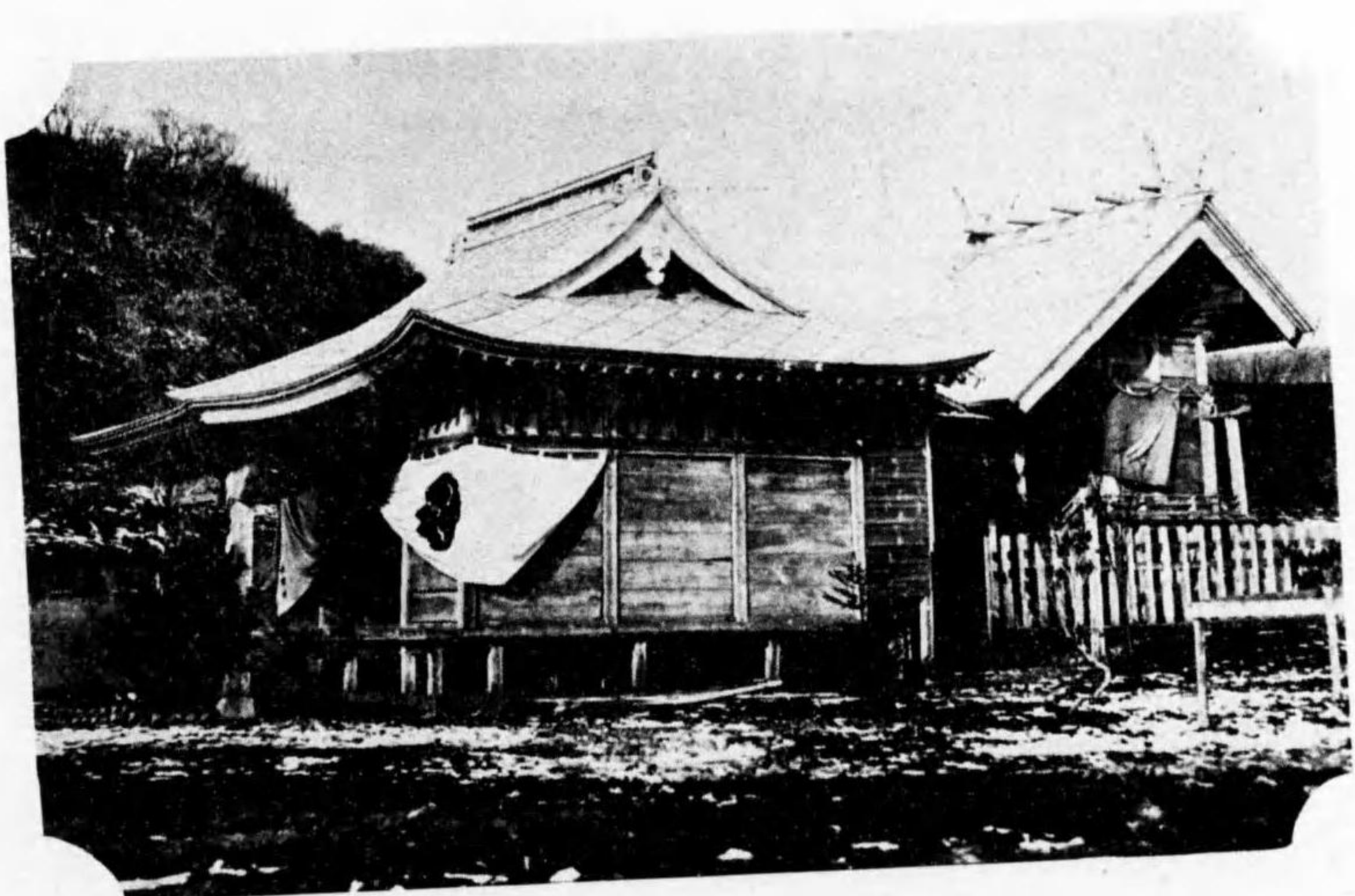
一、社有地 職 子 上椋子之四郎

一、社有地 氏 竹内慶吉、南鍊造、大西豊太郎、三上重九郎

一、社有地 氏 藤原宗茂作 刀一振(一尺八寸)

一、社有地 實 無名作 刀一振(一尺二寸)

一、附近の名勝史蹟 近藤重藏の展望山、エンルム岬、親子岩、ソビラ  
岩及三十三観音安置の觀音山並に圓館の瀧等名勝多く、アホイ山は天然  
紀念植物數百種を蔵し著名なり。近づくに史蹟として北海道三名刹の一と云はれる等瀧院あり、同寺には西  
郷従道、井上馨等參詣したる事蹟あり。



三石郡三石村大字三石村字越樋壹番地鎮座  
郷社 三石神社

一、祭 神 保食神 相殿 嚴島姬命

一、由 緒 文化三年正月の創立にかゝる。爾來村民の守護神として奉齋し來りたるが、社格未定に付更に明治八年乙亥郷社  
に列せらる。

一、祭 典 例祭 九月九日、十日 祈年祭 三月十七日

一、社 殿 流造(厚根葺) 本殿拜殿十二坪 幣殿一坪 向拜出六尺五寸、巾一丈一尺

一、境 内 一反八畝二十四歩

一、氏子數 六百三十戸

一、神 職 社司 牧野昌吉 大正三年九月一日就任現  
在に及べり。

一、氏子總代及功勞者 故澤谷吉松、故高田寅藏の兩名は明治  
三十二年より大正六年迄勤續し神社の移轉改築工事其他凡てに  
盡瘁し功勞顯著なるものあり。

一、寄進物 一、御影石鳥居一基 慶應四年戊辰正月吉日神  
通丸善三郎奉納(手船鳥居に刻印) 一、銅板張鳥居一基 昭和  
八年八月十五日 三石村 西嶋ユキ 西嶋莞奉納 一、御影石  
手洗鉢 文久二年壬戌三月 重次郎、幸次郎奉納(手洗鉢に彫  
刻) 一、秋田産寒風石製狛犬一對 昭和二年九月十日三石村字  
荷ノ越 磯貝嘉市奉納  
其他安政二年及慶應元年等奉納の額六面あり。





日高國幌泉郡幌泉村鎮座  
郷社 住吉神社

一、祭 神 底筒男命 中筒男命 表筒男命  
緒 文化十一甲戌年龜田郡箱館の住人島屋佐兵衛の創立にかゝり、明治八乙亥年郷社と公  
稱す。爾來村中にて祭祀し來る。昭和五年三月二十七日移轉出願、昭和十年一月十五日許  
可。昭和九年九月三十日社務所移轉改築願出、同十年二月二日認可移轉落成す。昭和九年

十二月二十五日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

一、例 祭 九月十五日

一、社 殿 本殿、二間一尺九寸 拜殿四間一三間 社務所

一、境 内 百十七坪八合一勺

一、氏 子 二百十三戸

一、神 職 社司 堀澤久太郎



沙流郡佐瑠太村鎮座

村社 大神宮社

一、祭 神 天照皇大神

合祀 八幡大神 (品陀別命)

鹽竈大神 (鹽土老翁大神)

武甕槌大神 (經津主大神)

一、由 緒

文政二年四月仙臺藩士族協議の上、陸前國宮城郡鹽竈  
神社に勧請し膽振國白老に奉祀し、明治八年五月沙流郡佐瑠太村  
に奉遷す。明治八年六月十五日創立。明治九年村社に列格す。

一、祭 典

例祭 六月十五日 神輿渡御祭あり。  
月次祭 毎月一日、十五日

一、社 殿

本殿 一坪 明治三十五年六月の改築。拜殿 十二坪  
幣殿 六坪 向拜 三坪 大正十年一月二十一日改築竣工。

一、境 内

三反一畝二十六歩  
三町五反二畝十歩(畑)

一、社 子

數 六百戸  
社掌 小野寺貞雄

一、氏 子

總代 笹岡音彌、白瀬音藏 (兩名大正十四年五月より奉仕)  
島田庄作 (大正十五年七月より) 宮内彌五郎 (昭和二年九月より)

切石清太郎 (昭和四年七月より) 内田吉太郎 (昭和七年三月より)

磯浪新造 (昭和九年七月就任) 何れも熱誠を以て奉仕しつゝあり

一、寄 進 物

一、神輿 奉納者 守屋熊治

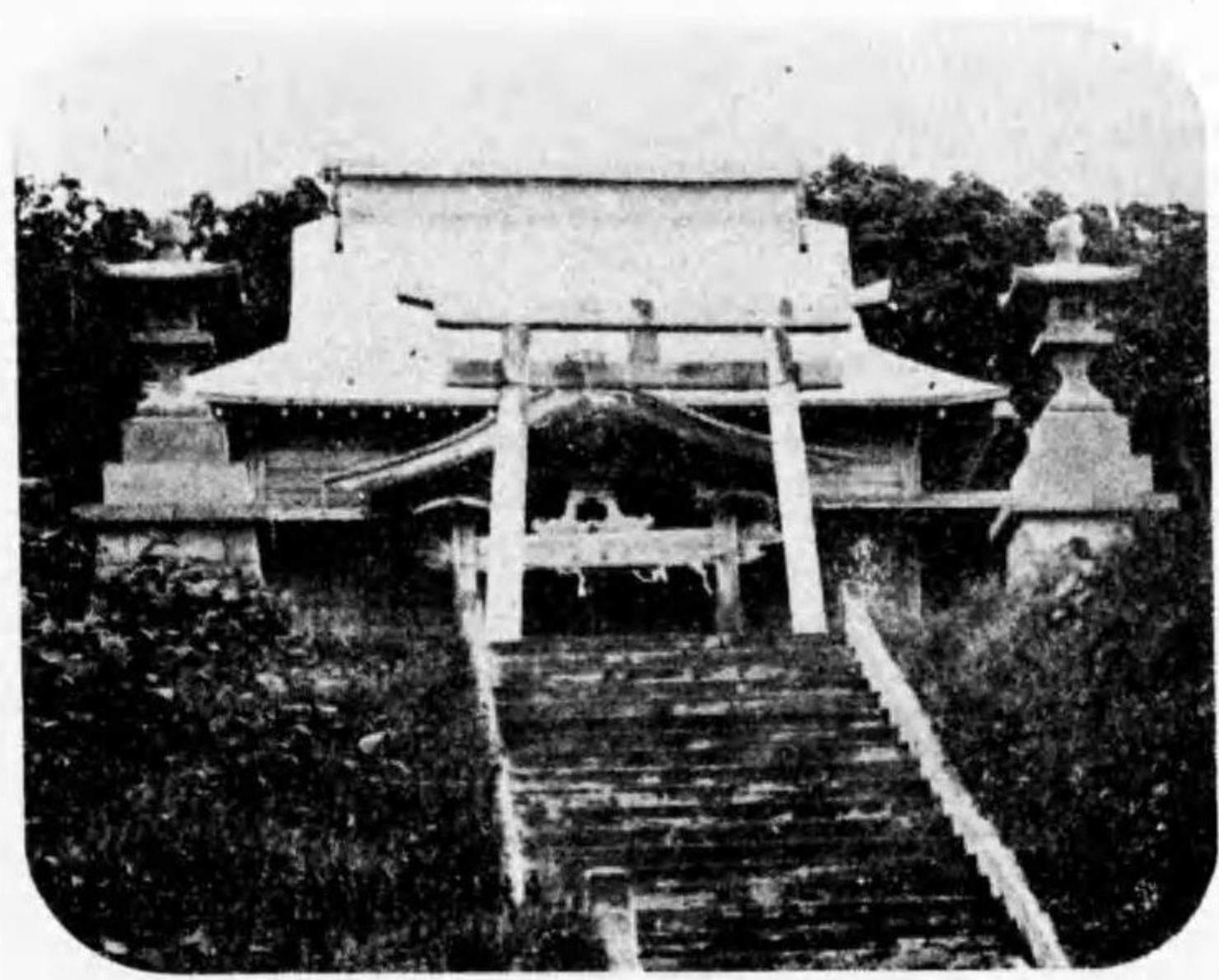


日高國沙流郡門別村大字門別村鎮座  
村社 稻荷神社

三〇六

一、祭 神 豊受姫命

緒 創立年紀不詳なるも當地在住古老の口碑に傳ふる所に依れば、當地方開發の先驅者山田文右衛門なる人嘉永年間、天恵の海産寶庫門別海岸をして一日も早く發展文化に浴せざるべからずと舊土人を使役し大いに努むるところあり、當時部落民を教化せむには信仰心を培養するに然かずと同人の篤志に寄り堂宇を創建し航海安全の神と稱せらるゝ辨財天を祀りたるに始まる、時に嘉永六年なり。現存する宮太鼓に「嘉永六年四月山田文右衛門」とあるを見ても證するに足るべし。されど當時よりの祭神は明治維新に至り神佛混淆の祭祀を禁ぜらるゝと共に當時廢し其後山城國稻荷神社の御分靈を勸請奉齋す。明治九年五月村社に列せられ稻荷神社と稱し現在に至れり。



一、祭 典 例祭 六月八日、九日 月次祭 毎月九日

一、社 殿 本殿 一坪 幣殿拜殿共 二十一坪八合 其他手洗舎 護衛所

一、境 内地 千〇六坪

一、氏 子 六百五十余戸

一、神 職 社掌 小野寺貞雄

一、功 勞 者 飯田信三 夙に敬神の念厚く多年に亘りて神威の高揚に盡瘁しその功績顯著なるものあり。

一、社 實 及 寄 進 物 一、矢の根二本 享和三年八月十七日原新介平胤奉納 一、宮太鼓一臺 嘉永六年四月山田文右衛門奉納 一、額二面(義經安宅の關及五條橋 吉本善京の筆) 慶應元年七月山田文右衛門奉納 一、鳥居(花崗石)壹基 慶應四年一月大關吉兵衛奉納 一、石段 前川外吉 一、石燈籠一對 富本朝二 一、制札 菊地貞奇進等なり。

日高國沙流郡平取村大字平取村鎮座

村社 義經社

一、祭 神 源九郎判官義經

一、由 緒 創建の年紀詳ならず、寛政十年此地に社祠建立されたり、明治九年二月村社に列す。明治十七年八月小松宮彰仁親王殿下御台臨御參拜の上祭祀料金一封下賜せらる。明治三十四年水害の爲め「ほんすまうんな」に社殿を遷營遷座す

明治三十九年十一月十三日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。明治四十四年九月十一日 大正天皇皇太子に座し、とき行啓に際し、侍從甘露寺受長を御使者として御代拜遊ばさる。大正八年造營會を起し現社殿を造營遷座す。大正十一年七月二十二日 攝政宮殿下行啓の際、侍從本多正復を御使として御代拜遊ばさる。

昭和三年九月二十五日明細帳訂正申請。昭和三年境内地を五反三畝二歩擴張許可せられ今日に至る。

一、例 祭 八月十五日

一、社 殿 本殿 拜殿 向拜 幣殿 神饌所 神輿庫 社務所

一、境 内 二千五百八十二坪

社境は高燥の丘陵地に位し蒼蒼たる自然樹林に蔽はれ森嚴の氣満つ、眺望亦絶佳、櫻、つじの名所として知らる。

一、氏 子 一千二百戸

一、神 職 社掌 北島兼太郎



膽振地方

祭神

保食神、事代主神

大國主命

大山祇命

事代主神

大國主命、保食神、事代主命

六孫王經基公、源有光公、源昭光公

明治皇大神

應神天皇

品陀別命、水分神、大物主命

浦河地方

保食神

保食神

保食神

鎮座地

虻田郡虻田村

同 郡豊浦村

有珠郡有珠村

勇拂郡勇拂村

室蘭市繪鞆町

同 市石川町

有珠郡壯警村

同 郡洞爺村

幌別郡登別村

三石郡梟舞村

幌泉郡近呼村

同 郡笛舞村

社格

郷社

稻荷神社

村社

辨邊神社

同

大白山神社

同

蛭子神社

無格社

繪鞆神社

同

幡守神社

同

壯警神社

同

洞爺八幡神社

同

登別神社

村社

稻荷神社

同

稻荷神社

同

稻荷神社

保食神

保食神

保食神

保食神

保食神

保食神

保食神

天照皇大神、保食神、譽田別命

八幡大神

保食神、事代主命

保食神、事代主命

同 郡歌露村

同 郡油駒村

同 郡小越村

同 郡庶野村

同 郡猿留村

同 郡歌別村

浦河郡浦河町後鞆

同 郡同 町杵白

沙流郡門別村厚別

類似郡類似村冬島

同 郡同 村鶴苦

同

同

同

同

同

同

無格社

同

同

同

同

稻荷神社

稻荷神社

稻荷神社

稻荷神社

稻荷神社

稻荷神社

稻荷神社

杵白神社

八幡神社

稻荷神社

稻荷神社



ヲガムといふ語はナロガムの略で折れ屈むといふ語である。我國民が神を祭るには坐つて禮拜したのである。祝詞の文の結構は恰もその儀容を見る様に、語を重複し、對句を重複し、莊重森嚴に出來て居る。文に省略が無い。冗長である。同じ事の繰返してある。お祭と全く同じ性質である。かやうに神を祭る儀式祖先を祭る儀禮を貴んだ國民であるから、之が即ち坐作進退にまで及んだのである。かやうにカミに對する心得が日常の生活にまで及んだのである。

孔子の教を待つて始めて禮を知つたのでは無い。宣命の形式も祝詞と全く其趣を同じくしてゐる。神主が唯と稱へる代りに皇子が先づ應と唱へ。それから群臣一同應と唱へたのであつた。

カミを祭りカミに對する敬虔の念が充滿ちて、この時は最も心の正しい時である。禮の古語はキヤである。キヤキヤシク（恭しく）神を祭る時の態度がキヤである。即ちその態度を以て身を修める様にせねばならぬ。それに則つて平生の坐作進退をなすのは、最も立派な行跡といふべきものである。一室に獨坐する時でもその心掛、その態度で居らねばならぬ即ちその獨を慎むのである。この念慮が國民の禮儀を發達させた重大な原因であるのである。儒教はこの點に於てもよく我國民性に合したものである。勢望ある人の權威命令はたゞこの風習を利用して一層その段階を作つたのに過ぎぬのである。

………芳賀矢一著國民性十論………

## 釧路、根室地方





殿社の在現

北海道釧路市鎮座

縣社 嚴島神社

一、祭 神 市杵島姫命

合殿 阿寒大神 金刀比羅大神 秋葉大神 左六座  
稻荷大神 猿田彦大神 海津見大神 右六座

二、由

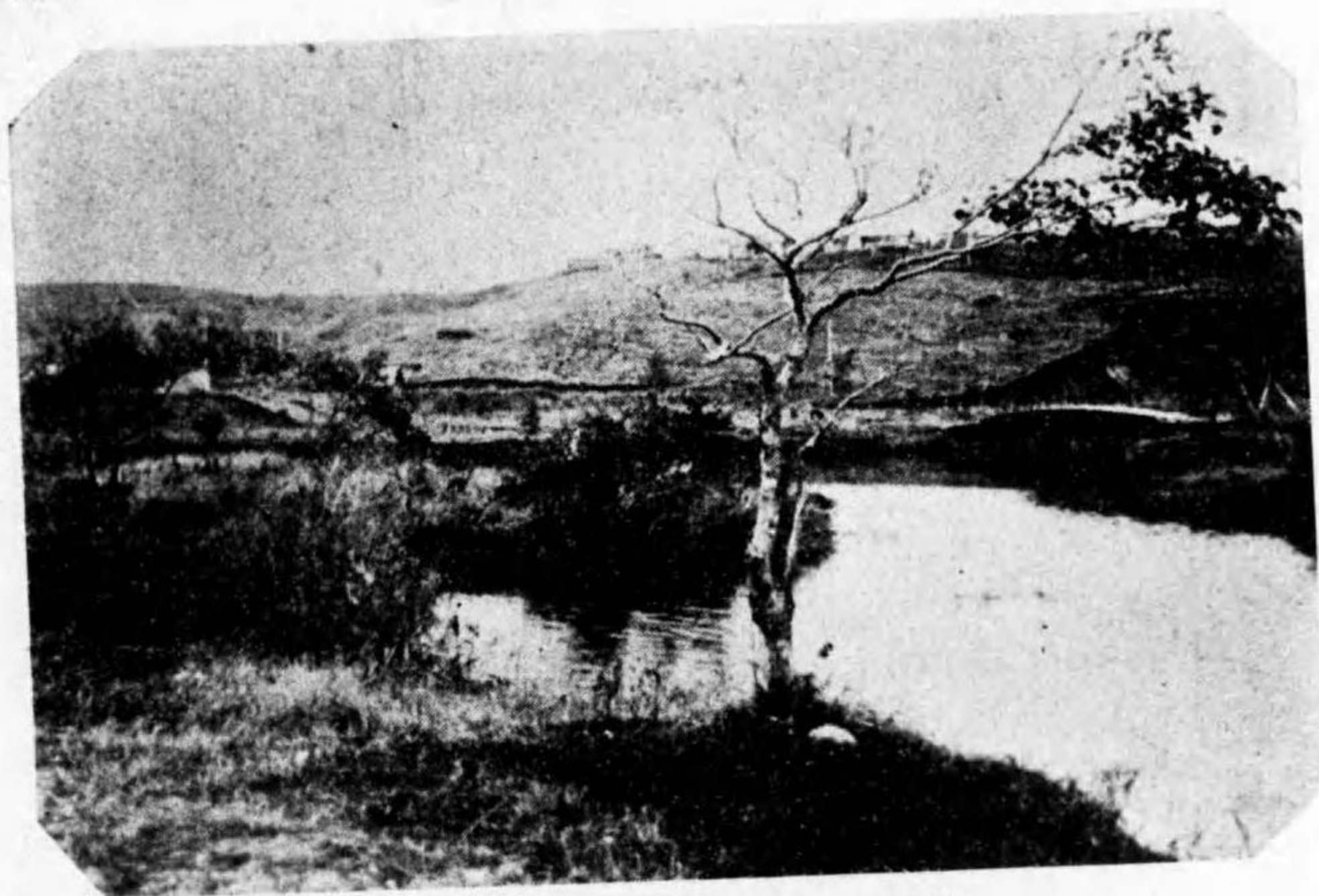
緒

本神社は釧路が未開草叢の際、魚場請負人佐野孫右衛門なるもの漁場の安全を奉祈せんが爲、藝洲嚴島神社の神靈を勧請奉祀したるを紀元とする由傳へらる。  
爾後當地が幕府の直轄に移り或は松前藩の所領に復する等屢々制度の變遷あり其都度漁場請負人の改更を見たるも依然地方住民の崇敬は年と共に篤きを加ふに至れり。

文化二年佐野孫右衛門再び擧げられて漁場請負を命ぜらるゝや感奮して舊眞砂町高臺即ち土人「カムキシヌマ」(神岩の意)と唱へ木幣を建て、祀れる地四百坪を相し神殿を造營して尊崇措かず爾來累年豊漁あり居住者亦年々増加し遂に神社を四周して一部落を形成するに至れり、之れを以て住民自ら産土神として崇仰すること深く神徳噴々として遠近に傳りしなり、是實に安政四年春函館奉行の命により全道を踏破したる松浦武四郎の「久摺日誌」にも明記する處なり。

かくて明治の聖代となり皇德滋雨の如く臻り拓地殖民の實着々として其緒に就くや釧路は東部北海道運輸交通の中樞たる地の利に由り來住者益々多きを加へ一大市街となるに及び本神社境内自然狹隘を感じ明治二十四年二月十日現在地に本殿拜殿を造營して御遷座し奉り同年五月十八日郷社に列せらる同三十年十月二十七日當時國幣中社嚴島神社の御分靈を拜受鎮齋せり。  
同三十九年四月神饌幣帛料供進指定せられ越て大正九年一月一日神八三郎より昇格基本金として金壹万圓寄附、同十二年五月十七日縣社に加列せられたり。





地敷定豫營造御社神島嚴路釧

一、祭

昭和七年八月二十一日澄宮崇仁親王殿下御成の御特に御幣饌料を奉り親しく御参拜あらせられ又同八年七月十日李王殿下御成に際しては親しく御玉串を奉り御参拜遊ばされたり。尙越て翌九年七月二十七日梨本宮守正王殿下同じく御玉串を奉り親しく御参拜あらせられたり。  
合殿に座す六柱の神々は文化年中請負人佐野孫右衛門が本神社に漁業安全の爲安置し奉る、勸請の月日不詳。  
阿寒大神は往古より土人「アカンカモキ」と申し奉りて祭祀しありしと傳ふ。

典

例祭 七月十五日(十六、十七日は神幸式あり)  
月次祭 毎月一日 十五日 廿八日  
春秋祭 春季祭 五月十七日 秋季祭 十月十七日  
春季祭には阿寒大神、稻荷大神、海津見大神、秋季祭には金刀比羅大神、猿田彦大神、秋葉大神の合殿の神々を祀り海陸の豊漁豊穰を祈願報賽す。此祭典は抑々明治三十四年に豊漁を祈願せしを創始とし是が累年行はるゝに至り現在本神社の由緒ある祭典とせられたるものなり。

一、境

内地 千六百八十八坪七合五勺

境内地は故事傳説に富む知人岬の高臺に位し西南は太平洋の蒼海を眺め北方は雌雄阿寒の靈峰に對し遠く釧路原野を一望に藏め港灣市街を瞰下する勝地なり(境内地に御野立所建設せられ在りて年々各宮殿下御成の御親しく御展望遊ばさる)

二、氏

釧路市及釧路村一圓

一、神

社司 菊地安三 (第三代目の社司なり)  
出仕 西村喜代美、菊地英三、  
黒澤喜代吉、村井渡

北海道厚岸郡厚岸町鎮座

郷社 厚岸神社

一、祭

天照皇大神 豊受姫命 市杵島姫命

一、由

合祀 寛政三年幕府巡視最上常矩之れを創建し神明社と稱す同十年幕吏近藤守重、稻荷、辨天の二神を合祀し社殿を改築す。慶應三年松前藩物産請負人山田文右工門修復し、明治八年中より厚岸神社と稱す。大正三年九月現在の所に移轉改築し、昭和八年九月六日無格社より一躍郷社に昇格す。同年十一月十日神饌幣料供進神社に指定せられたり。

二、社

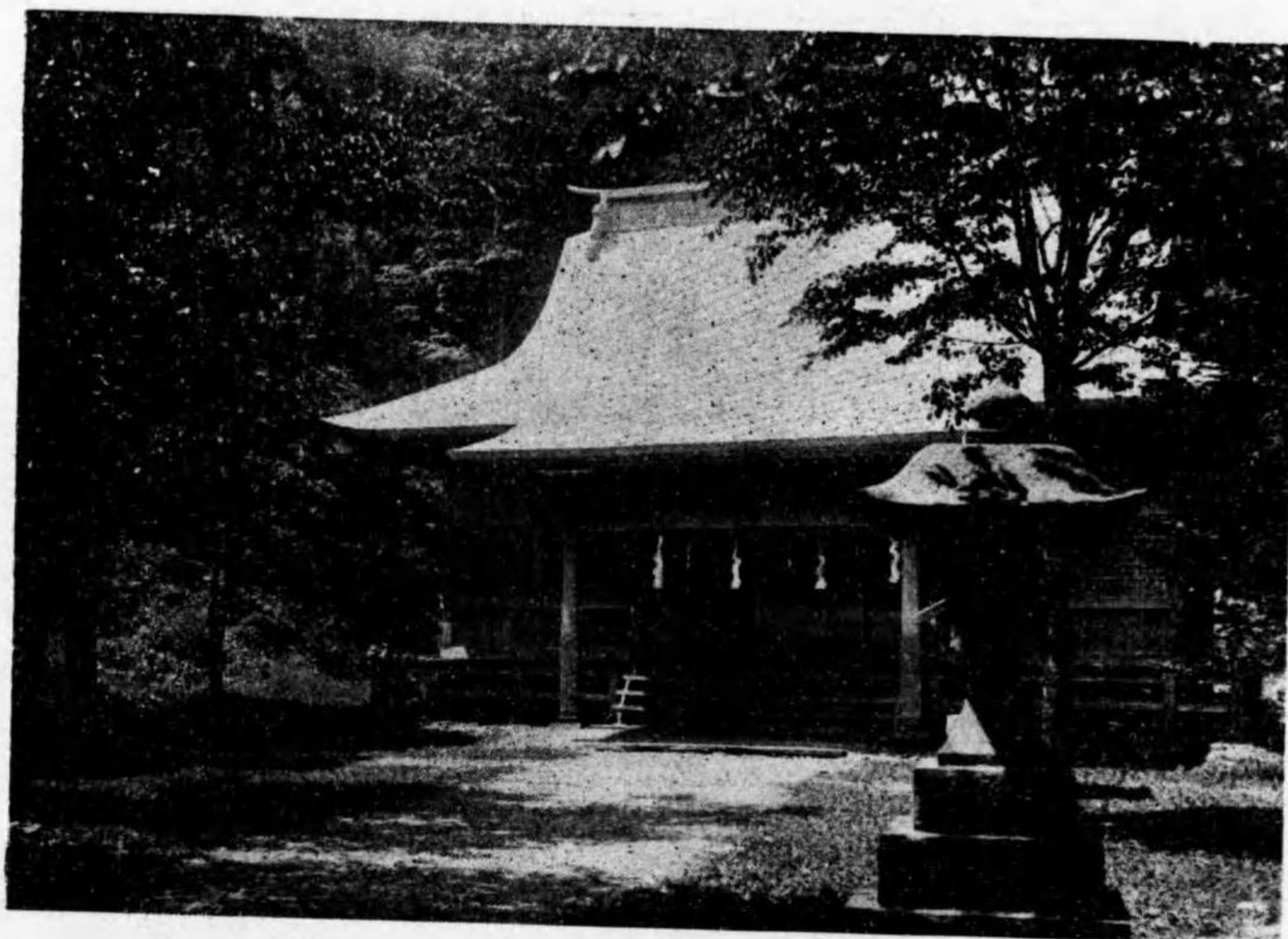
例祭 九月十五日 櫻花祭 五月二十五日  
本殿 二坪二合五勺 拜殿 三十五坪 向拜 二坪  
神饌の間 三坪 神饌所 三坪 社務所 二十八坪

三、功

有地 宅地 二千二百九十一坪 畑 二町二反一畝十五歩  
原野 六畝一歩

四、社

子 千八百四十八戸 厚岸町一圓  
郷社初代社司 須見勝太郎



勞者 故阿部庄太郎、故中野末藏大に神社の爲に盡瘁ありたるが現在に於ては金子定吉氏に敬神の念厚く陰に陽に當神社の爲めに盡力しつゝありて其の功績故人兩者と共に賞するに余りあり

境 厚岸灣を形造る東方の岬バラ山の中腹に位し道内の古刹として知られたる國泰寺に隣りて高台に在り。背後に屹立する巖山、密林の中には自然生の櫻多く境内の櫻に既に大樹となり株數亦多ければ花の名所として有名なるのみならず山海の眺望に富み風光絶佳の靈場たり。水産試験場及天然物指定なる牡蠣島も附近にあり。

寛政十年十月十日江戸輪軒使近藤重藏守重本社に詣し偶々天惠の港灣自然の風光に接し詩情あり思ひを海防に致せる(是は後世東邊第一之要樞泊津也)と喟破したる詩碑を獻じたるが、其の文獻と詩文は存在するも碑石は失してなし。



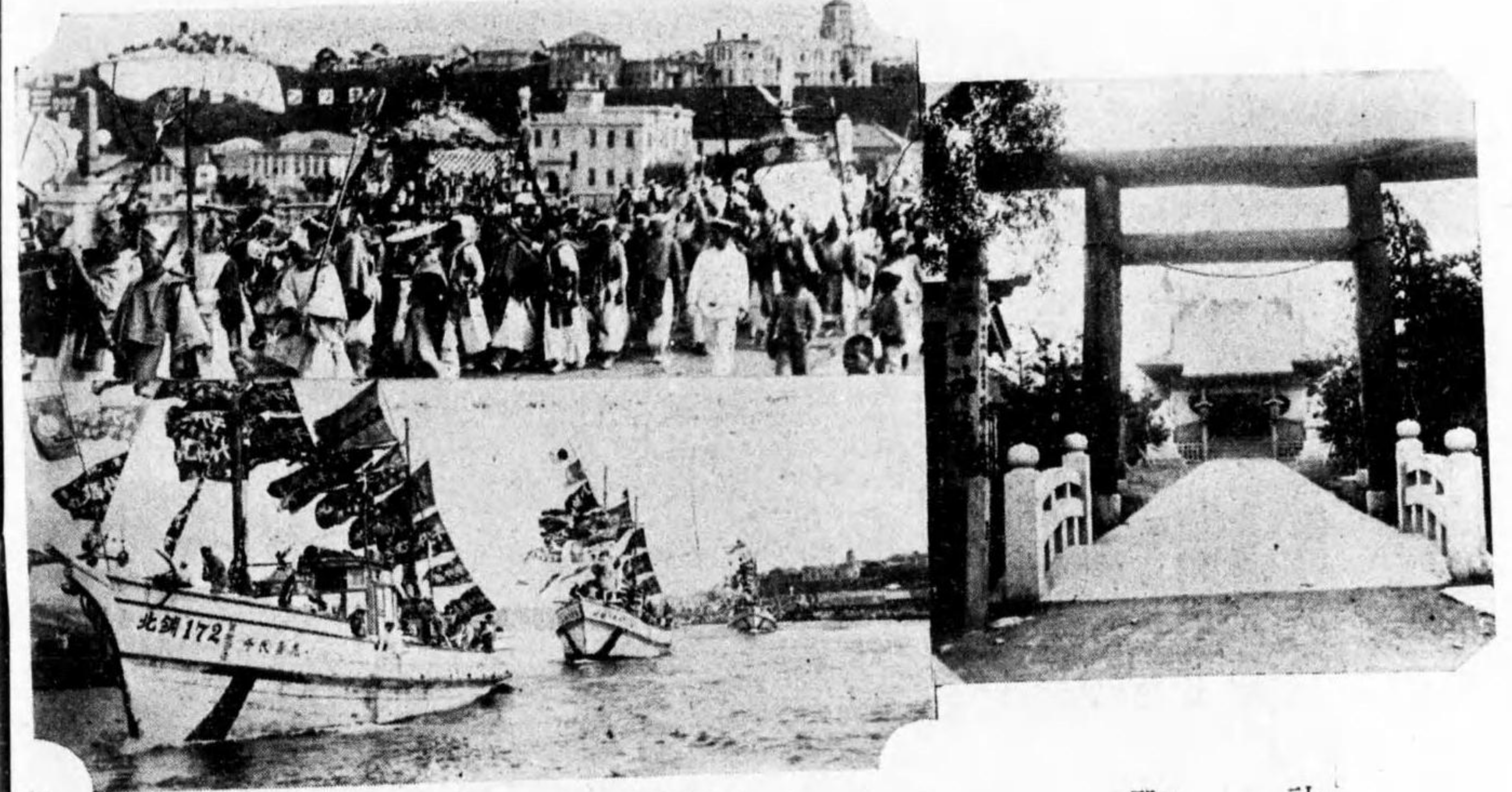
### 鉦路市浦見町鎮座 村社 三吉神社

一、祭神 大己貴命 少彥名命 稻荷大神  
 船魂大神 三吉大神  
 創始 年代不詳なるも凡五十年前也  
 公認 昭和三年二月念三日創立  
 列格 昭和三年七月九日村社  
 指定 昭和三年八月念四日供進指定

二、神例 職祭  
 前代青海川宇太郎(元郷社嚴島神社社主)  
 初代社掌荒井重矩 二代社掌荒井重玄  
 辯護士佐藤忠輝 畑江郁太郎 外三人  
 全市を八祭典區に分ち正副長並に委員二百余人あり。

三、氏子總代 神事  
 八月十七日例祭當日「アキマツリ」神事あり供奉の全員は白扇に赤色の神紋を刷込たるを翳す風習也。由來記に曰く「アキマツリ」とは扇まつり(形而下)の意と仰まつり(形而上)の意とを兼たる義にして御神紋は吉字を三字配し一丸となし三而一なるは神意なり。即ち當社の御紋章は三位一体の哲理を表顯致して居る。三位とは神君民の三者の「ミ」を一とし發達せる團體の眞諦を意味する。之れが國体の精華なのである。亦我が建國精神の本質なのである。かるが故に「マツリ」を單なる祭儀に終らず神賑に於て神君民三位一体の至徳を仰奉る意義に於て當社の神與渡御祭を「アキマツリ」と命名致し市の年中行事であると同時に精神作興の善化運動と致した次第である。當日參道入口たる支廳坂下は右趣意を大書せる三角大行燈を裝置し廣く宣言致し神事は官祭に引續き午前九時發與橋南(午前中)正午より海上(二時間)午後橋北(午後二時より)に渡り終日陸上に執行され、後祭の諸船神與渡御は大型發動機船十隻滿船飾を施し前驅、後驅の諸船軸轡を整へ河口より洋上への出船還御の入船は誠に壯觀なり遙に阿寒嶽の仙景を仰き乍ら御召船には舞姫の舞樂等あり股賑を極む

(社掌 東洋大學 荒井重玄誌)



御渡(下)上海並(上)上陸祭例

社 殿

### 鉦路郡鳥取村四十三番地鎮座 村社 鳥取神社

一、祭神 大國主大神  
 鳥取村は往時茫漠たる原野なりしを、明治十七、八の兩年に鳥取縣より移民團體百五戸來住し開村す。明治二十四年に至り村民の崇敬すべき社宇の設けなきを遺憾とし、協議の上有志の寄附金を以て一祠を建立し、故國の祭日に當りて遙拜式を執行し來りしが、其後出雲大社の御分靈を拜受し神賑を新建して鎮座奉齋す。爾來春秋五月九月の十三、四日を以て産土神祭日と定め祭祀を營み崇敬し來れり。明治三十年七月神社創立の由願し、同三十一年一月八日創立許可せらる。同時に舊位置鳥取村三十四番地より同百四十四番地に移し、更に大正七年其筋の許可を得て同九年十月九日現位置に奉遷したり。昭和四年二月十二日村社に列せられ、同年七月二十六日神賑幣帛料供進神社に指定せらる。

二、神例 祭 九月十四日  
 本殿 七合五勺 拜殿 七坪五合 神饌所 五坪 參籠所 十二坪 社務所 七坪一坪

三、基本財産 不動産 畑地(二筆) 十三町八反余畝歩、山林百五十町三反余畝歩。現金六千四百七圓餘(昭和九年十二月)

四、氏子總代 職 社掌 鈴木豐次郎(現在)  
 氏子 鳥取村一圓 千六百余戸  
 氏子總代 (現在) 高橋萬吉 小畑龍吉 柴山金 原三郎 多田直清 林清助 原次郎 以上

備考 昭和十年度には社殿造營實施の計畫あり。



社 殿



參 道





**白糠郡音別村鎮座 村社音別神社**

**祭由** 天照皇大神 豊受大神 天之御中主大神 緒神 明治三十九年四月十五日、大和田清治、菅野雄五郎等に奉斎す。大正九年六月二十日右三柱の御祭神を以て社殿を建立し、同年社殿改築す。力同十三年十二月十四日創立許可せらる。同年社殿改築す。次で同年七月神饌幣帛料供進の神社に指定せらる。例祭七月十二日 祈年祭四月十七日 月次祭十二日 本殿 四尺四方 幣殿 三坪 拜殿 十二坪 社務所 二十五坪

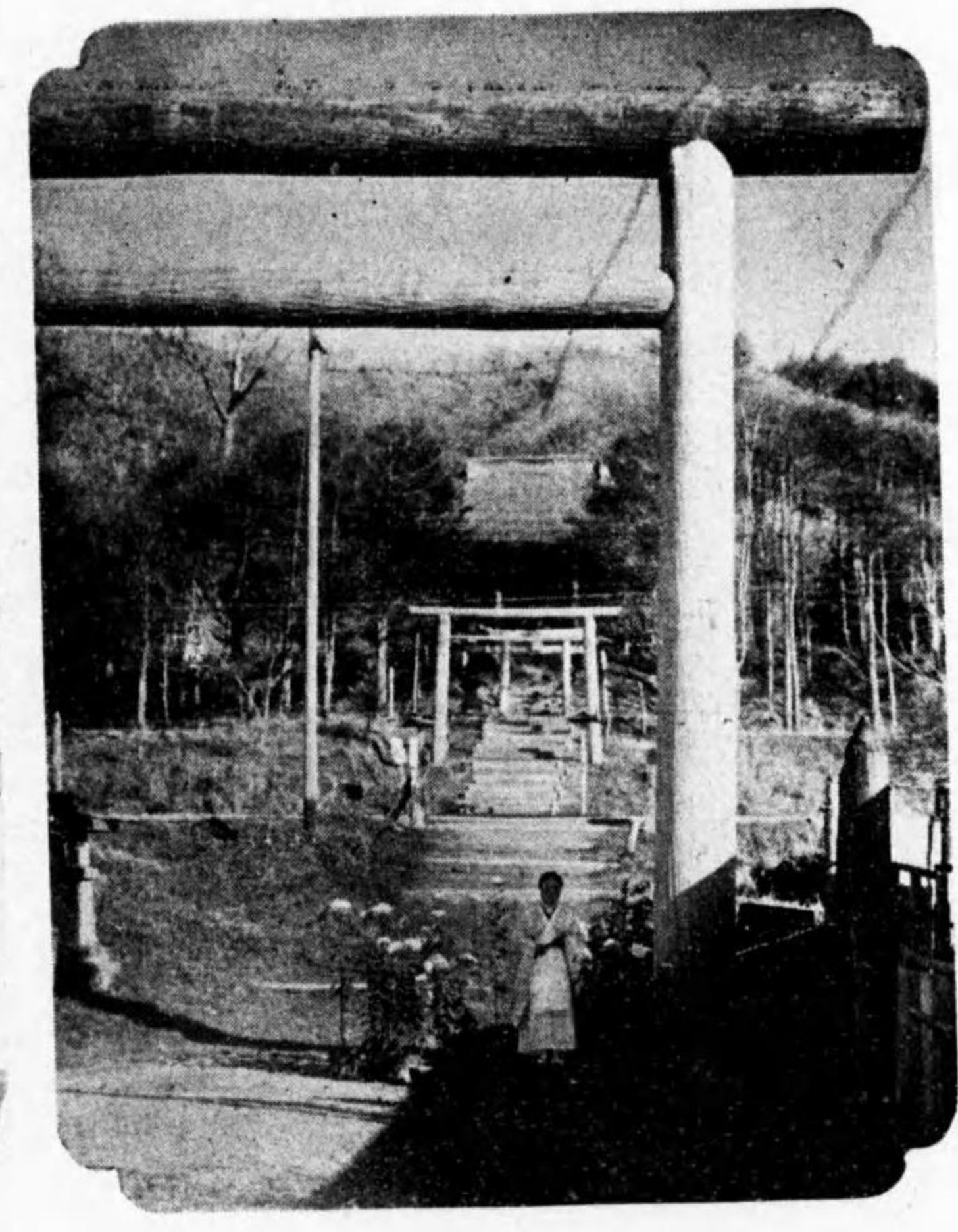
**境内社** 右の内七百坪は大正九年二月十日佐藤石太郎の寄附。内千二百坪は昭和十年一月佐藤石太郎嗣子佐藤榮志雄の寄附に據る。有地 四町八反二畝六步 (畑及原野)

**社基** 社境は西方市街の外縁を流る、音別川の清流に沿ひ小高き丘陵の中腹にあり。音別川に架する壹町余の長橋は恰も正面参道に當り神橋を成す。境内高燥廣潤、左に市街を瞰下し右手は直に渺々太平洋の波濤際なく、四方一眸にし眺望絶佳。當境内には櫻樹、落葉松を多く栽植せり。

**氏子** 本 金壹千圓 (昭和九年未調) 音別村一圓 壹千九戸

**職** 總代及功勞者 (現在) 社掌 池津 榮 田、菅野兩名の外田部幸次郎、加藤新治あり、大正九年境内地を寄附せる佐藤石太郎亦同九年より總代たり。何れも多年に亘りて神社の爲めに盡瘁し。今野末松は創立出願及昇格に盡力し。伊具文善は神輿調製に就き特に盡力す。又高橋子之吉は境内に櫻樹を献植したるに依り敬神家として支應長より表彰せらる。

**現在の總代** 佐瀬富治、城近市三郎、佐藤辰五郎、宮崎武美、青田清、小野田信藏。



寶物 神鏡

金燈籠

鈐口

**白糠郡白糠村鎮座 村社嚴島神社**

**祭由** 緒 市杵島姬命 創立年月日不詳なるも、明和年間には松前シラメカ觀音堂と稱し、文化年間には沿岸鎮撫の武家の信仰厚く、且つ請負人佐野孫右工門當地漁場擁護の爲め祠宇を建立安置し、其後松前國領下クスリ番屋係佐野勝三郎當時の漁業擁護の爲め嘉永二年九月九日字泊地に一社宇を建立す。當時の社地は現社地より約五十間東方にあり、其頃は舊土人部落なりしも、明治八年より漸次内地各國より移住民増加し漁業も繁盛し敬神の念も日々進みて明治三十一年十月十五日現社地を願出、同三十六年一月九日許可を得て現在地に移遷。同年一月十七日創立出願、同年十一月十五日創立許可せらる。同四十年八月十七日新築出願、許可を得て同四十二年落成奉遷す。大正十五年十一月十三日村社に列せらる。

**祭典** 例祭 七月二十五日(二十五、六兩日神輿渡御) 月次祭 毎月一日、十五日

**境内地** 三百二十七坪五合五勺

**外子** 四町七反三畝步 白糠村一圓

**寶物** 鈐口 一個 明和四年五月奉納 御鏡 一面 文化五年六月、日渡與市爲久、武運長久の爲奉納 金燈籠 二個 嘉永三年、佐野勝三郎、大漁満足の爲め奉納

**職** 一代菊地惠一郎、二代西村勘太郎、三代西村喜代美 四代現社掌愛川多圓奉仕す。

**氏子總代** (現在) 結城堅二、綿貫信太郎、片山太郎吉、松野梅次郎、對木龜次郎 以上



### 釧路國川上郡弟子屈村大字弟子屈村 字鑑別百二十三番地ノ二鎮座

## 村社弟子屈神社

### 一、由祭

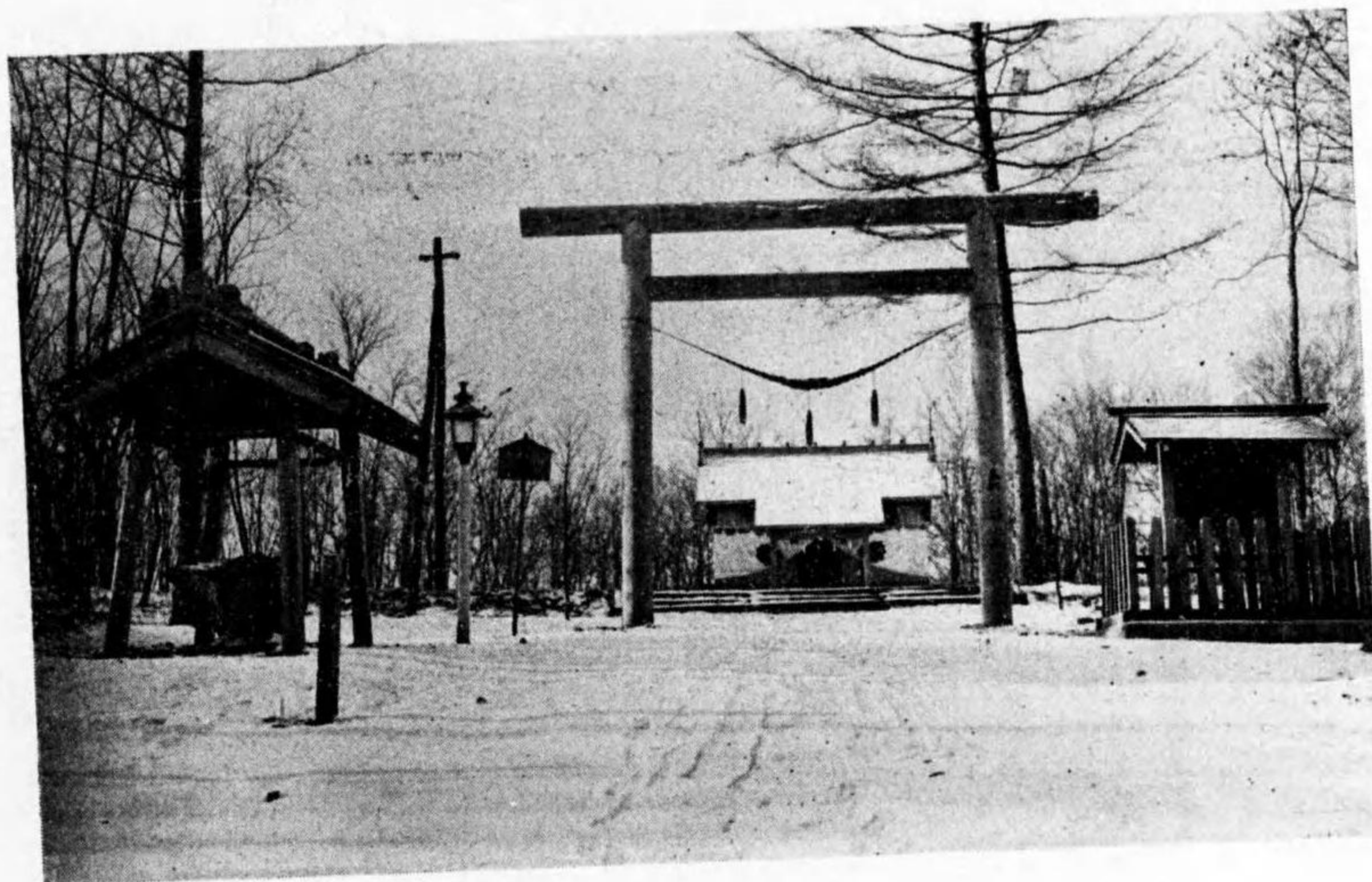
#### 緒神 天照皇大神 豊受大神

本村に於ける和人の構居は明治十八年にして爾來温泉を目的とする者及木材業硫黄業等を營む爲め入住する者年々増加し越へて同三十一年に至り本村の大部分は帝室の御財産に編入せられ御料局弟子屈出張所を設けられたるや農民の來住する者亦増加するに至れり。即ち是等住民の傳統的敬神崇祖の觀念に基き小祠を建てて以て皇祖天照皇大神の御神徳を崇め奉り。又食物の神神豊受大神の御神徳を崇敬し民心自ら國徳を崇め奉り。又食物の開拓に努めたる結果村勢の發展著しく殊に本村の大部分は阿寒國立公園の地帯に屬し又釧網線鐵道の開通に伴ひ戸口の増加著しく以て今日の盛況を見るに至れり。

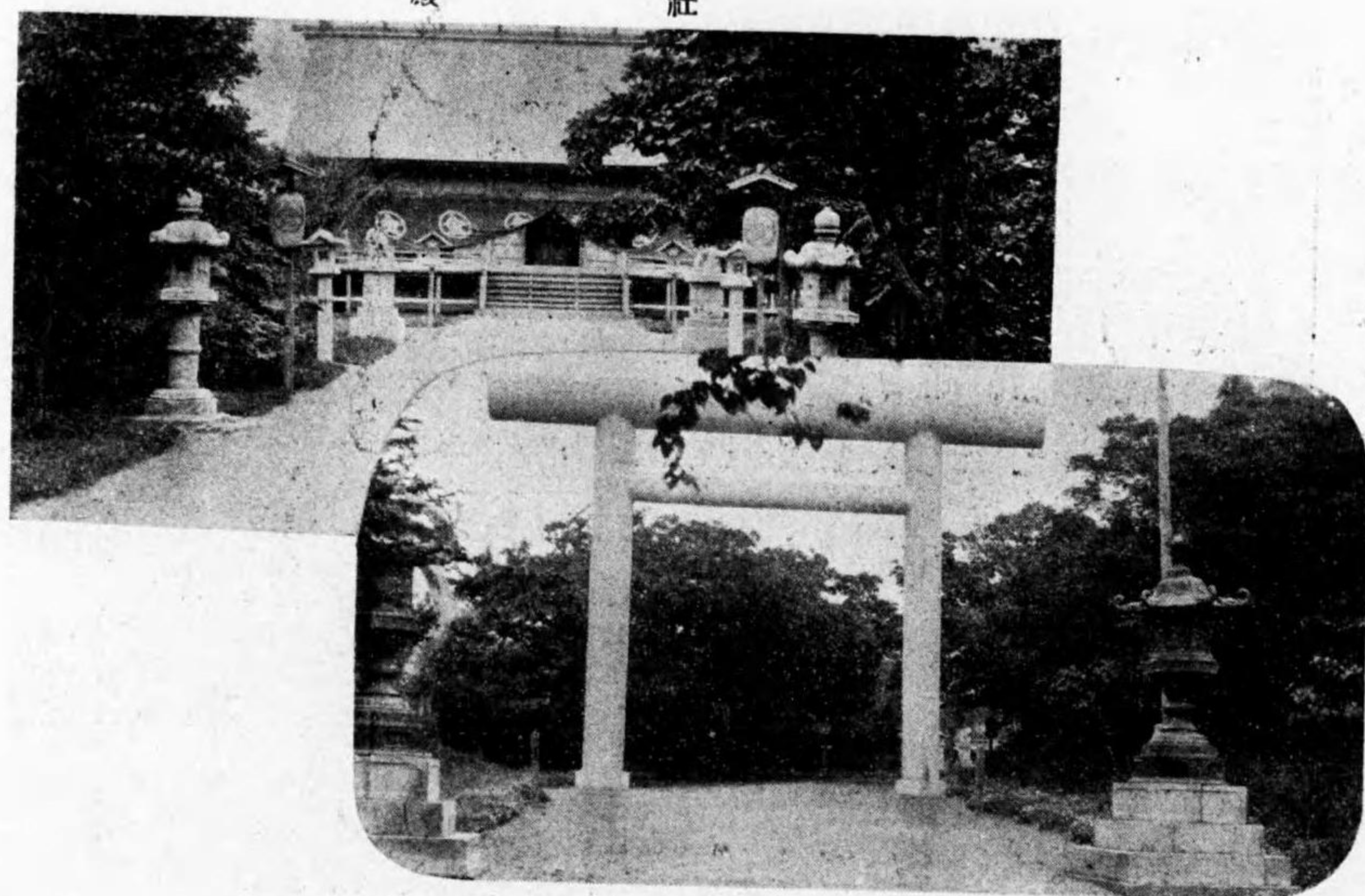
昭和六年十二月一日青木貞行外二百七十六名を以て創立出願、同八年七月二十七日創立許可せらる。昭和九年十月九日宅地合計三百五反五分九厘を弟子屈村より買得し、同年十一月十二日七百坪を分割し境内地を設定し、同年十月九日弟子屈村農會より本財産として山林十町歩無償寄附を受納し、氏子有志の融金に因り御造營に係る社殿二十坪より無償寄附を受け、昭和九年六月十六日原野合計十町九反一畝十六歩を北海道未開地處分法に依り釧路國支廳長より賣拂許可を受け同年八月十四日右賣拂代金を完納して所有權を取得し何れも不動産登記を了し日つ夫々手續を了したり。昭和十年三月十四日村社に列せられ、同年四月二十八日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

本殿 三坪 幣殿 三坪 拜殿 十二坪 向拜 二坪  
 有地 宅地三町三反二畝九步 山林十町歩 原野十町九反三畝十步六分  
 子代 初代社掌 關根源三郎  
 氏職 土沼助吉、今泉福太郎、本山龜松、小野幹、宮越喜市  
 氏總代 小林六郎、池田藤次郎 以上

### 社境社 氏神氏



### 社 殿



## 根室國根室町根室別琴平丘鎮座 縣社金刀比羅神社

### 一、由祭

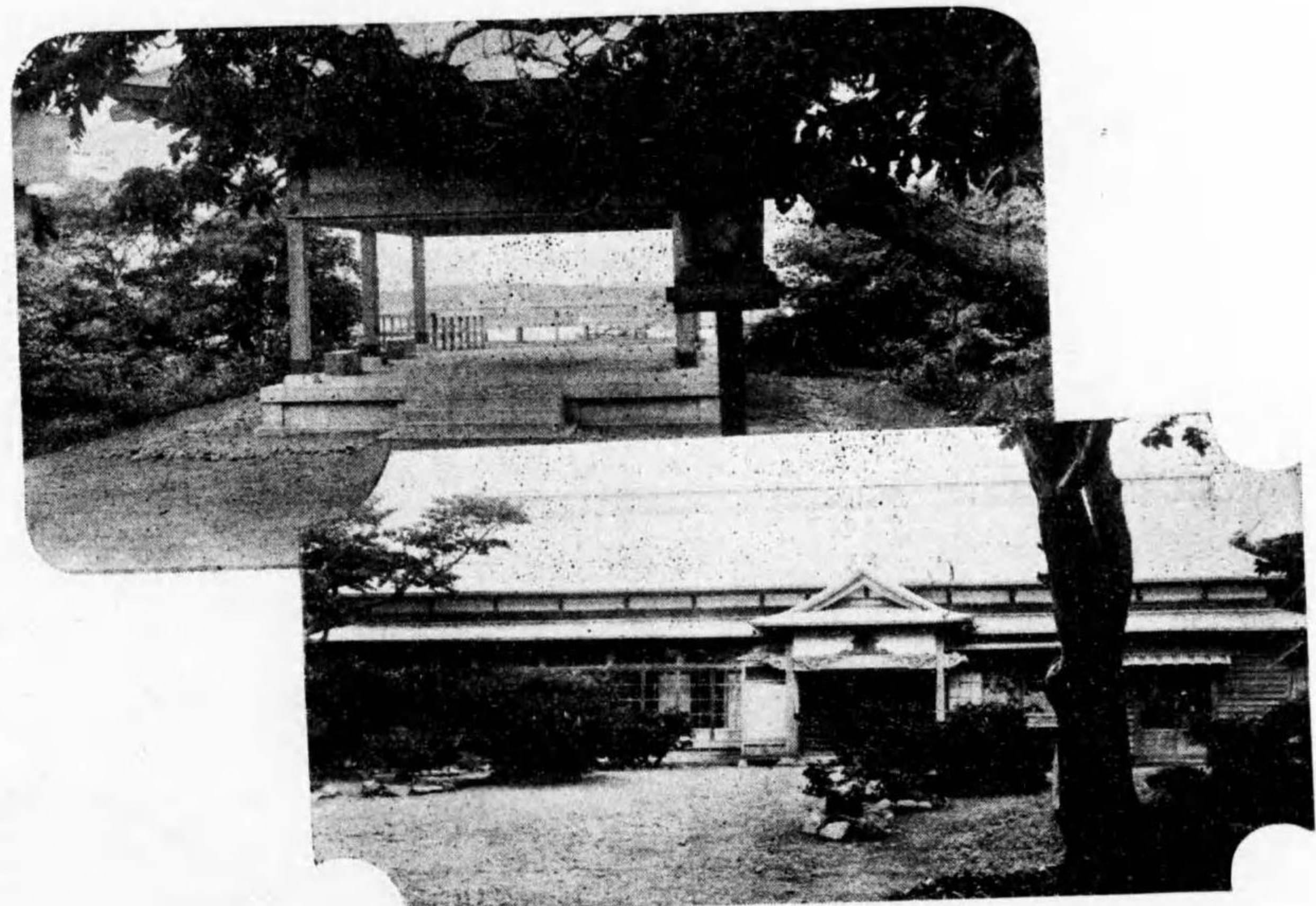
#### 緒神 大物主大神 事代主大神 倉稻魂大神

高田屋嘉兵衛なるもの漁場請負中、祠宇を今の松ヶ枝町一丁目の邊に建て、大物主神を祭り、之に配する事代主大神、倉稻魂大神の二柱を以てし大いに崇敬の道を勉む是れ實に文化年間の事なり。天保三年三月藤野喜兵衛、高田屋嘉兵衛と交代し、爾來七年間滋々神社の擴張を計る。天保十年三月、山田文衛門來りて藤野喜兵衛と代り、亞て弘化元年三月、濱田屋兵四郎白鳥宇右工門の二人山田文右工門と交代漁場に在り、引續き本神社を祭る。

後明治元年、藤野漁場支配人及同店員野澤治郎等力を盡し、資を融り、讚岐國那珂郡琴平山鎮座金刀比羅宮より御神體を奉請し本殿に祭る。

爾來海産年を逐ふて擧り、移民類に加はり船舶の來往頻々たるが故に、船員競ふて本神を信仰し、住民の崇敬また厚く本神の靈驗嘖々として遠近に傳はり、供饗賽物社頭山を作すに至る、當時、根室の地他に神社のあるなく、本神は未開の前より御鎮座あらせられたるを以て住民は深く尊敬し自然神社を此地鎮守の氏神として奉齋し、例期の大祭を執行し毎年盛大を極む。明治五年開拓使廳の要求に依り、社地を上地し更に本町三丁目を卜し神社を奉遷す、明治十年六月根室住民一同熱心なる希望を以て藤野喜兵衛と協議し、該神社は公然根室一同の氏神として奉祀し神社に要する費金は氏子一同に於いて負擔せん事を決議し、爾來一層崇敬の篤きを見る。明治十四年五月三十一日郷社に列せらる。同年六月市街道路改正に當り、社地を根室別に撰み公許を得て全地に奉遷す。明治十九年本殿拜殿を増築し、明治三十九年に至りまた社殿の改築を行ふ、現今の社殿之なり。全年十一月神饌幣帛料供進を得べき神社として指定せられる、大正七年八月三十日縣社に昇格せらる。





社務所

額殿

一、祭

典 例祭 八月十日（九日宵宮祭、十日、十一日神輿渡御祭）氏子區域を五祭典區に分ち各祭典區より善美を凝らしたる山車を出し全町を巡行す。  
月次祭 毎月一日、十日 當日の参拜者には必ず神酒を分の恒例なり。

一、社

殿 本殿 三坪六合 幣殿 八坪八合 拜殿 三十二坪六合 神饌所 七坪四合 外に額殿 水舎 社務所等

内 一萬二千三百八十三坪  
社境は市街の東北端紅煙岬の丘上にあリ、櫛、檜の大樹繁茂す、近くに根室港を瞰下し遠くは目梨阿寒國後等の諸山を一望の裡に收め風光頗る佳なり。展望臺並に額殿あり。額殿には數多奉納の額を納む、中にも明治初年の奉納にかゝる西別漁舎の圖署名なり又其の合天井には参拜名士の揮毫あり。佐上北海道廳長官、安達謙藏、三土忠造、南次郎大將、鹽澤中將、佐藤第七師團長、藤光雲等多々あり。境内に名種千鳥櫻（一名國後櫻）を栽植したり。

一、基本財産 宅地百九十三坪七合 現金二萬四千三百二十三圓二十錢（昭和九年十二月現在）

一、氏子總代 職 社司 前田修 社掌 山口政一

一、寄進物 一、額殿 寺村太吉 一、狗犬（御影石）一對 寺村太吉 一、石燈籠二對 寺村太吉 一、大鳥居（コンクリート造）壹基 碓水勝三郎 一、青銅手水鉢及手水舎 山縣勇三郎 一、青銅燈籠（台御影石）壹對 藤野支配下船頭一同 一、御影石狛犬一對 田中直吉 一、參道敷石 田中直吉

根室町辨天島鎮座

村社 市杵島神社

一、祭 神 市杵島姫命

一、由 緒 勸請紀元不詳、松前藩支配中高田屋嘉兵衛漁場支配中漁業満足の爲め創營されたる由云傳ふ。天保三年三月より藤野喜兵衛、天保十年三月より山田文右工門、弘化甲辰の歲三月より濱田屋兵四郎、白鳥右工門兩名、嘉永二年三月より藤野喜兵衛漁場引渡となり、元治二年三月藤野喜兵衛私費を以て社殿を再建す。明治十年六月迄常に漁場引受人に於て祭祀並社殿の修復等營み來りたるが、同年より藤野喜兵衛と一同協議の上村民一般にて維持することとなりたり。天保十四年正月二十六日失火にて焼失す（書類等も焼失）。其後再建明治十四年村社に列格す。

一、社 殿 本殿 拜殿 外建造物 鳥居（御影石造）天保六年三月奉納

一、境 内 二百四十坪  
一、例 祭 五月十五日

根室町定基町四丁目鎮座

根室出雲神社

一、祭 神 大國主大神

一、由 緒 明治二十六年辻澤靜安御分靈を勸請社殿を創建奉祀す。同二十九年創立申請し同三十年五月十日創立認可せらる。明治三十五年八月北海道長官園田男爵の参拜あり、大正十年七月第七師團長内野中將の参拜等知名の士の参拜を始め軍艦入航の都度將兵の参拜あり又一般崇敬者の参拜敬崇日に加ふるに至る。

一、祭 典 六月十五日 月次祭 一日、十五日

一、社 殿 出雲造 本殿（一坪五合）幣殿（三坪七合五勺）拜殿（十二坪）手洗舎（一坪）社務所（十九坪五合）

一、境内地 一反三畝二歩

一、氏子數 七百戸

一、寄進物 大鳥居（コンクリート造）壹基 昭和六年、鈴木由藏外六十三名奉納。

一、氏子職代及功勞者 現在總代鈴木由藏、桑原周次郎、旭喜四治、岡伊助、大武幾太郎、淨土與助（定員七名なるも一名欠員）。功勞者 旭倉治、山川八十吉、桑原周次郎等當神社の爲めに盡力し其の功績甚大なり。



釧路地方

祭神

大綿津見神、大物主神、嚴島神  
天照皇大神、豐受姫大神

豐受大神、大國主神、事代主神  
大國魂神、大名貴神、少彥名神  
大物主神、外二神  
豐受姫神  
天照皇大神、大日貴命、外二神

鎮座地

厚岸郡濱中村  
阿寒郡舌辛村  
足寄郡湊別村  
釧路郡昆布森村  
川上郡標茶村  
厚岸郡濱中村  
同 郡太田村  
中川郡西足寄村

社格

村社  
同  
同  
無格社  
同  
同  
同

社號

霧多布神社  
阿寒神社  
湊別神社  
昆布森神社  
川上神社  
金刀比羅神社  
豐受神社  
西足寄神社

根室地方

天照皇大神、豐受大神、八幡大神  
大名持大神、少彥名大神、三吉大神  
市杵島姫命、外二神  
天照皇大神、外四神  
天照皇大神

根室郡和田村

根室町彌生町  
根室郡幌茂尻村  
標津郡標津村  
花咲郡齒舞村  
野付郡別海村

村社

無格社  
同  
同  
同  
同

和田神社

三吉神社  
嚴島神社  
標津神社  
齒舞神社  
西別神社

招魂社、崇敬社



### 官祭 函館招魂社

函館市汐見町二十八番地鎮座

明治元年戊辰十月二十三日脱兵函館を襲ふてより同二年五月十七日平定迄官軍に従ひたる戦歿者百六十五名の靈を慰めん爲め舊兵部省に於て招魂社を創立、同九年祭式を行ひ同年開拓使へ引繼ぎ爾來毎年五月十一日を以て祭日と定む。同九年六月、明治天皇函館へ御臨幸の砌、金幣を賜ふ。同十年更に六月二十日を以て祭日と改む。同十四年九月 明治天皇御巡幸の節再び金幣を賜ふ。同三十八年四月二十五日北海道廳長官の許可を得例祭日を五月六日と改む。同四十四年八月 東宮殿下(明宮嘉仁親王)北海道行啓あらせられ、同月二十一日東宮侍從正五位勳三等田内三吉を御差遣幣帛料神饌料御下賜あり。大正二年七月九日北海道廳長官の許可を得て例祭日を明治二年の戦勝記念日たる五月十一日と改む。尙同年三月二十八日北海道長官の許可を得て明治二十七八年及三十七八年戦役に於ける函館區在住にして戦病死者百〇二名を私祭合祀をなし更に昭和十年四月九日管内出身の靖國神社に合祀されたる英靈にして未だ當招魂社へ合祀されざる三百二十五柱の合祀祭をなしたり。大正十一年七月九日 東宮殿下(今上天皇陛下)北海道行啓に際し東宮武官伯爵壬生基義を差遣奉幣せしめ給ふ。

函館招魂社



昭和十年四月二十三日津輕要塞司令部檢閲済

### 官祭 福山招魂社

松前郡福山町鎮座

明治維新の役に幕府の脱走軍と激戦忠死したる英靈數拾名を祭祀す中に川内美岐子なる一婦人も合祀せられたるあり。



# 官祭 江差招魂社

檜山郡江差町相撲山鎮座

一、祭 神 一、官祭神 九十二柱

内譯 明治維新役官軍戦死者  
松前藩士二十六名、福山藩士九名、長州藩十八名、徳山藩十一名、岡山藩十六名、津輕藩三名、水戸藩六名、久留米、大野藩各一名、函館付在住隊一名

二、私祭神 十柱

日清、日露兩役江差出身戦死者

一、由

緒 明治元年十一月より同二年五月十七日平定に至る迄の官軍戦死将卒の遺骸を埋葬鎮祭し明治二年松前藩に於て招魂場として創立したるものなり。同九年四月十七日開拓使に於て招魂社と墳墓地と區域を定む同三十四年四月十二日訓第二六號を以て社殿、墳墓改修費として金三千三百八十七圓六錢内務省より下附金あり、地方有志斯の舉を賛し金五百圓寄附し、同年七月十六日改修の工を起し同三十五年六月十八日竣工を見たり現在の社殿及墳墓は當時改修に係るものなり。

明治九年九月 明治天皇皇御巡幸函館へ御臨幸の際、金幣を賜はるゝに依り臨時祭執行。同十四年九月 明治天皇北海道御巡幸の際、金幣を賜はるゝに依り臨時祭執行す。

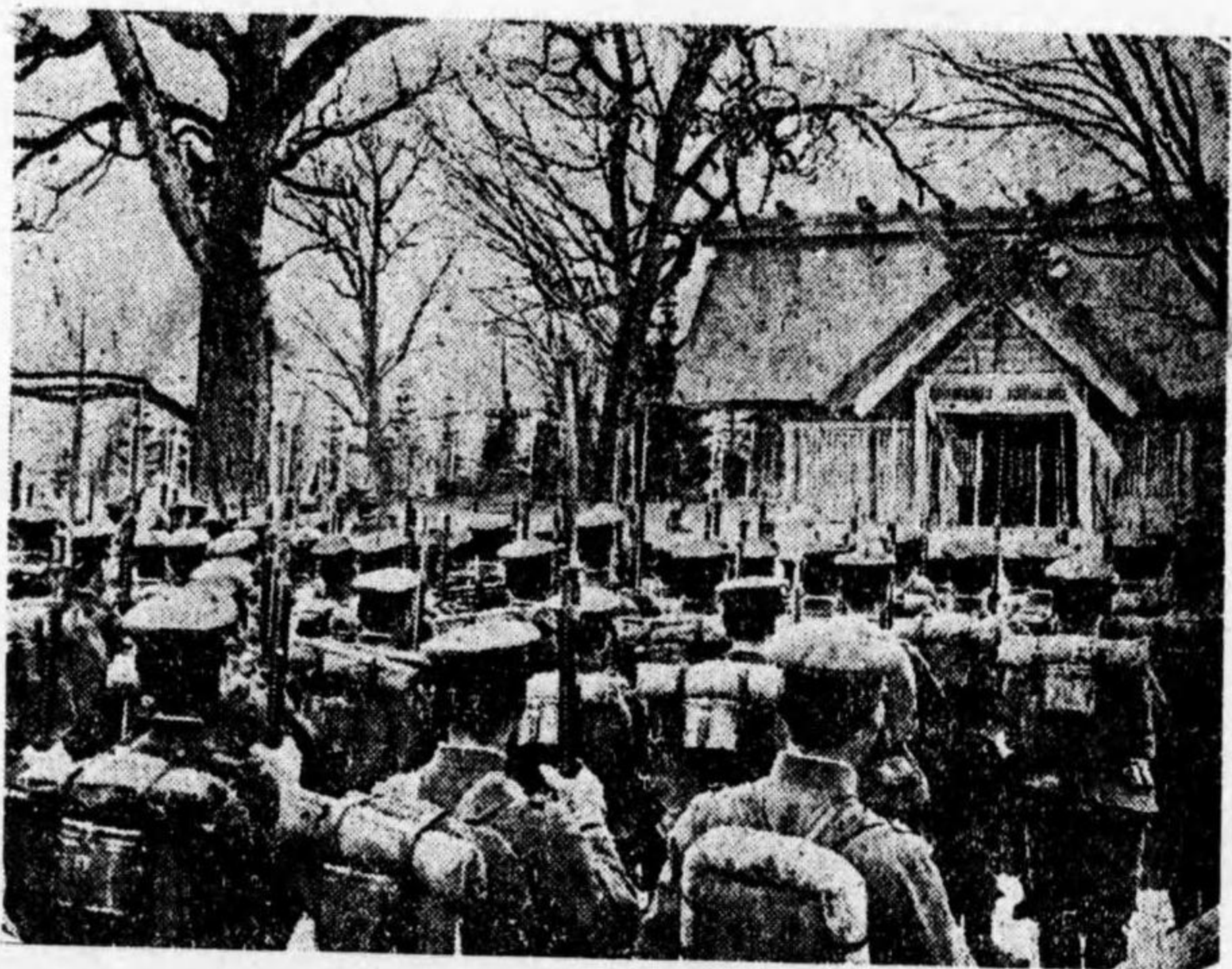
日 五月十七日 (維新平定日)

二、境祭

内 七百八十九坪 江差の勝地松ノ岱の丘上にあり。境内には幕府軍艦開陽丸の遺物大錨、大砲二門、外東郷元帥揮毫に係る王政維新五十年記念碑あり、右軍艦は幕府に於ける第一の精銳にして噸數二千八百三十噸、蒸氣力四百馬力、大砲二十門を有し、榎本武揚乘坐したるものなりが明治元年江差港に沈没す。東郷元帥は當時官軍春日丸の一員にして開陽丸と四國鳴門沖にて兵火を交へたるが實に元帥の初陣なりしと。



江差招魂社と艦墓の遺物及紀念碑



# 私祭 北海道招魂社 旭川市鎮座

明治三十五年五月五日大迫第七師團長發起となり練兵場に招魂祭典を舉行したるを以て創めとし、爾來、明治十年西南の役以來本道出身將士の英靈を祀り北海道招魂社と稱し、明治四十年以降六月五日を祭典日と定め第七師團管下の英靈を奉祀せり踰へて明治四十三年上原師團長は河島北海道廳長官と、工費並に維持費約五萬圓を豫算して全道民より客附を募り、同年九月五日起工して翌四十四年九月十日功を竣へ、昭和八年九月第七師團長杉原美代太郎、北海道廳長官佐上信一發起となり、金五萬圓を募り社殿を改築し、尙諸整備の工事進捗し、私祭北海道招魂社として創立申請中のところ、昭和十年四月二十六日内務大臣より許可せらる。五月二十二日靖國神社に於て本招魂社祭神の御靈代に對し祈念祭事を行ひ靖國神社加茂宮司作製したる祭神四千餘柱名簿(御神體)を柴田受持神官捧持し供奉護衛の下に二十三日出發五月二十四日旭川に到着遷座し、同六月四日竣工式に次て嚴なる鎮座祭を執行す。創始以來上川神社神職齋主と爲り、師團長道廳長官隔年交互に祭主として祭事を奉仕し來る。大正十一年七月十五日 今上陛下皇太子に坐しまして本市に行啓あらせ給ひし時御使を御差遣御代拜を行はせ給へり。

一、例 祭 六月五日

一、受持神官 柴田直胤 (縣社川上神社々司兼務)



# 私祭 札幌招魂社 札幌市中島公園鎮座

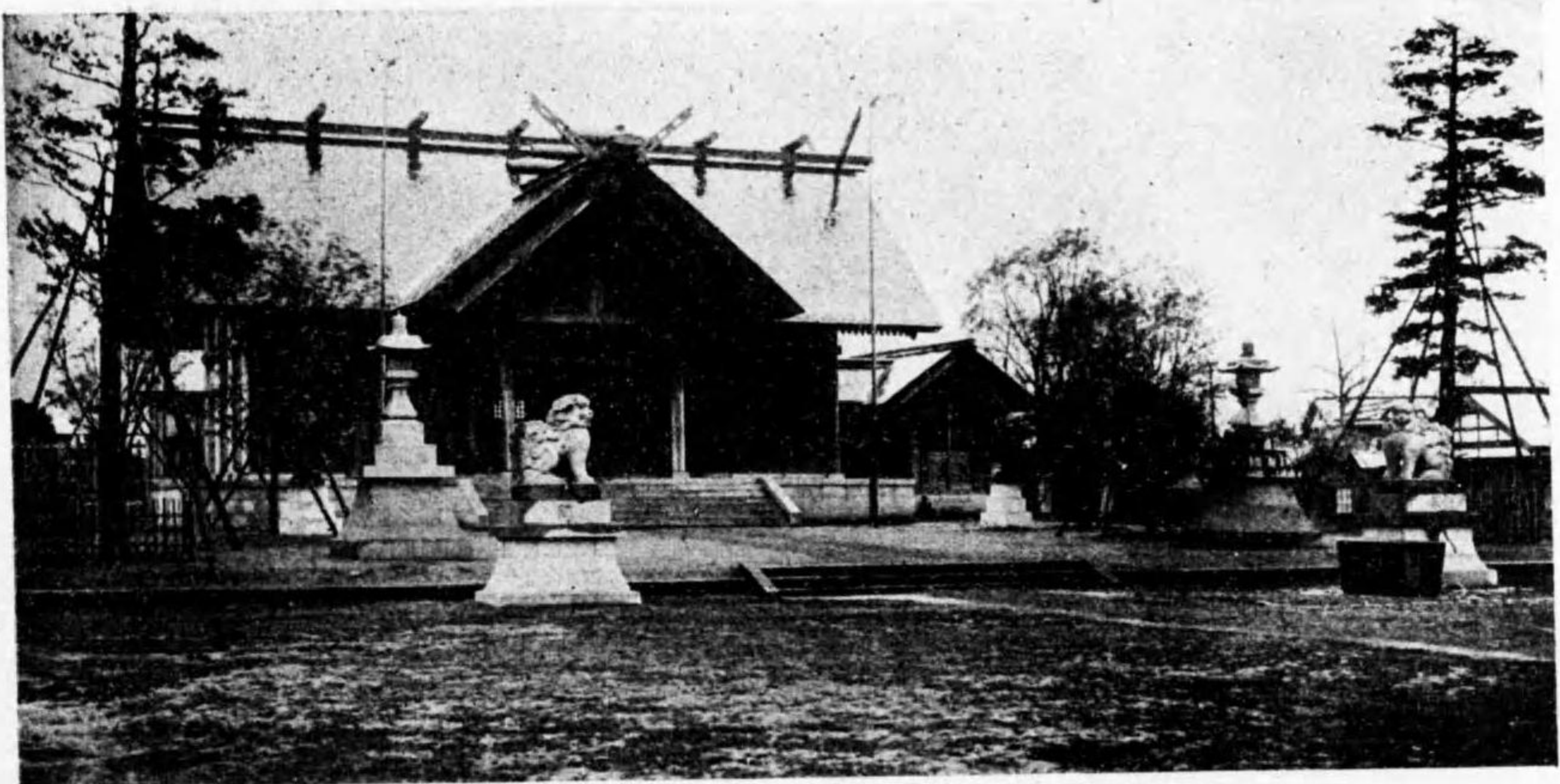
## 一、祭神

明治十年西南の役屯田兵戦死者 八十二柱  
 全 二十七八年戦役戦死病死者 百十二柱  
 全 三十七八年戦役戦死病死者 六十四柱  
 大正九年鐵嶺及西伯利亞出動尼港事件死亡者 六十三柱  
 昭和七年日支事變戦死者  
 全 八年日支事變戦死者

## 一、由緒

明治十一年七月六日北海道屯田兵員の志望を容れ開拓使に於て主務者へ上申し全年七月二十一日太政大臣の許可を得て札幌區北六條西七丁目の官有地に忠魂碑を創建し、爾來屯田兵司令部に於て祭典を執行し來たりしが、明治二十九年七月屯田兵司令官より札幌區有志に引繼を受けたり、依て同三十三年五月二十二日札幌招魂碑保存會を設立して社団法人の認可を得祭事を執行し來りたり明治四十年二月中島遊園地へ移轉し札幌忠魂碑と改稱。大正十一年七月一日付内務大臣より札幌招魂社創立を許可せらる。當時拜殿のみ造營し本殿なき爲め御神靈は一時札幌神社に奉齋し、例祭毎に招魂社拜殿に奉遷し以て祭典を執行せり。  
 畏くも大正十一年七月 今上陛下攝政宮にて座しし時現在の境内を招魂社豫定地として親しく御展望あらせられ給ふ。  
 昭和八年四月札幌招魂社奉養會理事並一般崇敬者發企となり、資を募りて、中島遊園地の隣地南十四條十五條西五丁目に社殿を新築起工、全年十一月十五日社殿竣工し、神殿新になり清楚閑雅眞に忠魂義膽を慰むるに足れり。昭和八年十一月十七日御神靈、札幌神社より新宮に鎮り座す爲め御遷座祭執行、全十八日臨時祭執行、全九年七月五日合祀祭執行。

## 一、殊縁崇敬區域 札幌聯隊區管内一圓



## 一、例祭 毎年七月六日

## 一、月次祭 毎月十日

## 一、建物工作物

- 一、本殿 (附向拜五坪) 七坪五合
- 一、幣殿 (附屬家一坪六合六六) 二十一坪五合
- 一、拜殿 (附向拜四坪一合四勺)
- 一、渡廊下 三十七坪三合五勺
- 一、神饌所 二坪八合五勺
- 一、神池 四坪五合
- 合計 八十六坪〇六勺六

外に

- 一、屯田兵招魂碑 (文字 有栖川宮殿下) 一基
- 一、忠魂碑 (文字 乃木將軍) 一基
- 一、右兩碑石疊周圍鐵柵 一圍
- 一、石燈籠 一對
- 一、金燈籠 一對
- 一、獅子狛犬 一對
- 一、手水石 一基
- 一、鳥居 明キ一丈七尺
- 一、制札 一字
- 一、社號標 一基
- 一、社務所 一棟
- 一、神池 一

一、神官 受持神官高松四郎 (官幣大社札幌神社宮司) 専務 (札幌神社主典) 反橋隆信



札幌市南五條西八丁目一、二番地鎮座

### 札幌祖靈社

一、祭 神 皇祖皇宗八百萬神 各氏の祖神  
緒 明治五年北海道開拓使時代に復式者の假齋場に端を發し、爾來札幌市在住者を初め全道各地に渉る國式遵奉者の祖靈を鎮祭し氏子相互の共同の祖先として奉祀し來れる本道唯一の祖靈殿なり。

一、祭 典 毎年春秋皇靈祭の日を大祭とし、元始祭、紀元節、明治節祭、及八月十三日より十六日に至る奥都城祭を中祭とし、毎月三日、二十一日を小祭とす。

一、社 殿 本殿六十六坪七合五勺 正殿三坪五合

社務所三十坪五合

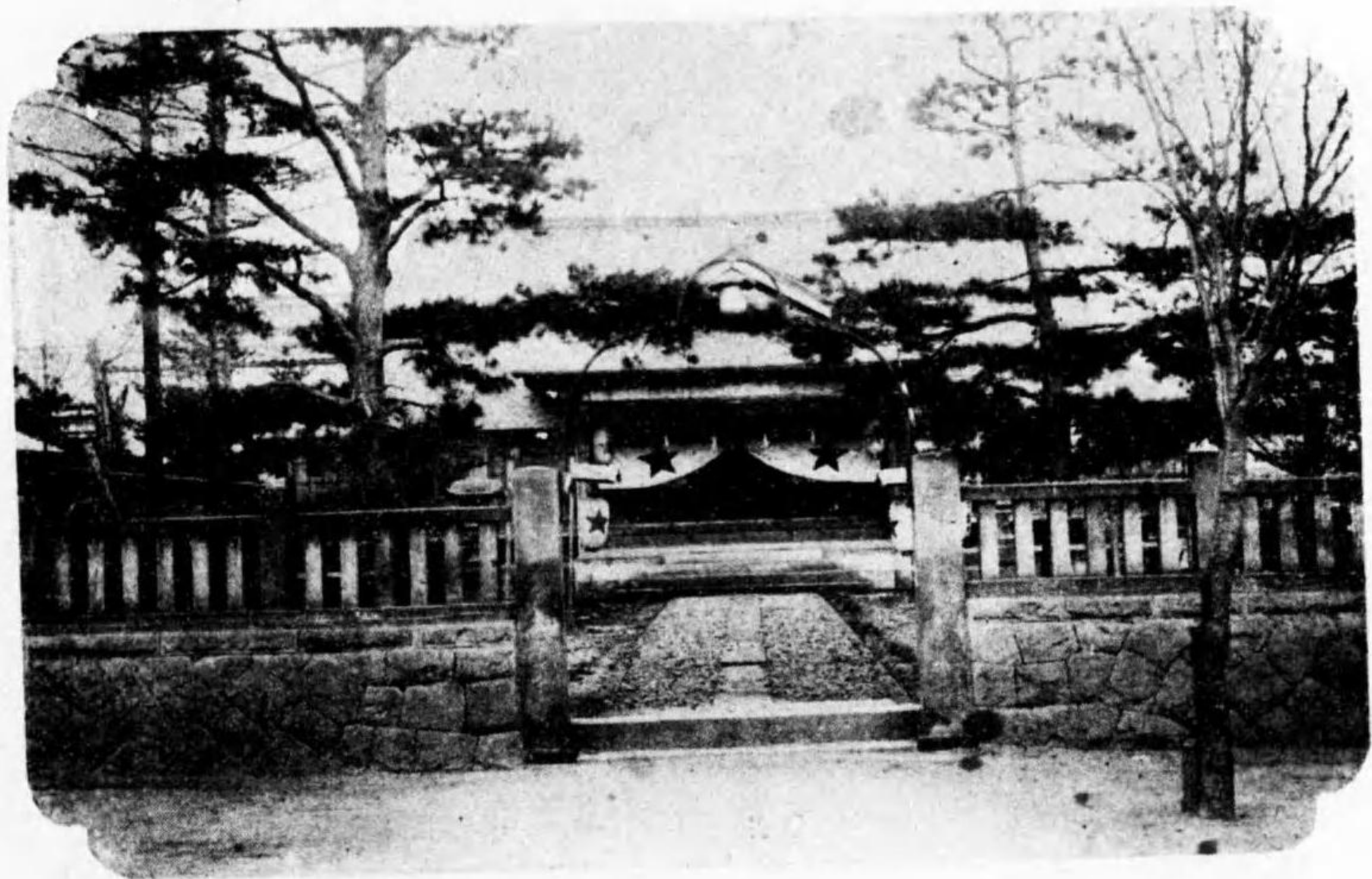
一、境 内 二百四十坪

一、氏子 數 約千五百人

一、附屬團體 婦人會 會員百四十名、毎月會報「道の光」を發行す

一、常時奉仕者 神主 金子逸一 副神主 小野 亨

一、總 代 十三名 外に顧問三名



檜山郡江差町笹山鎮座

### 笹山稻荷神社

一、祭 神 倉稻魂命

一、由 緒

創立年紀不詳なれとも約三百年前の創草と推定せらる。當社は古來松前藩主の崇敬社にして十代矩廣の如きは天和元年九月登山參拜して神威に恐怖したる記録あり。造營並に鳥居等の藩主の寄進したるもの多く、六月一日の例祭には檜山奉行藩主の代拜に登山し、明治四年迄は幣饌料を奉らる。

當社は江差町を距る東二里笹山の嶺上にあり、參道には老樹蔽ひ繁り、山頂に到れば四五寸の小笹のみ頂上の各所に洞窟ありて、神使の老狐は神變計なき靈威を示さるゝに依り春秋の間參拜者の絶ゆることなく、參籠所に籠るもの亦尠ならず、大正八年三月道南五靈場の一となる、世にも奇しき靈場なり。

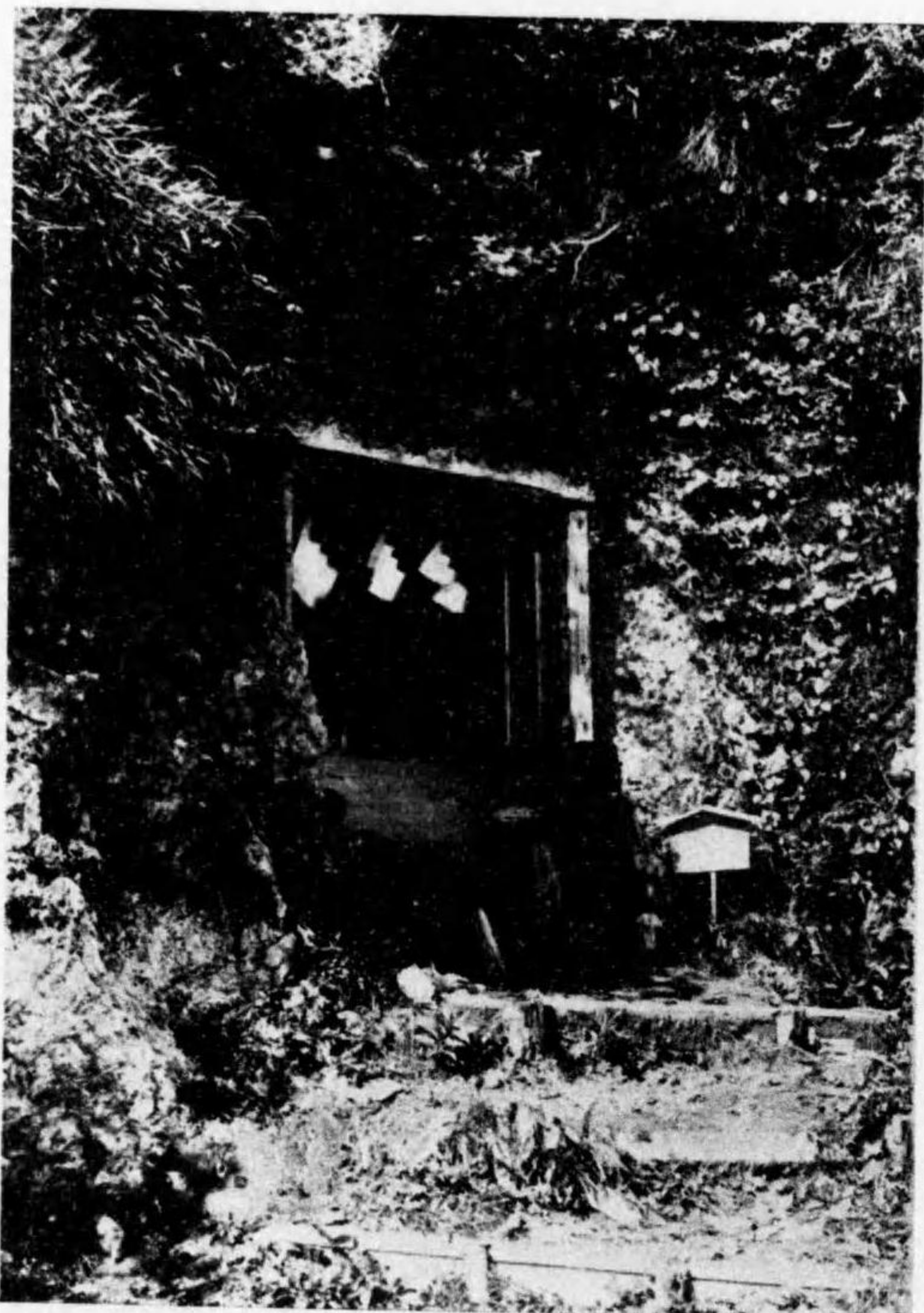
弘化四年勤王志士頼三樹三郎江差に來り江差八勝の詩題を選し左の詩あり

篠山帶雪立洋空 掩映曉波藍碧中

江刺港頭幾千古 無窓不納白玲瓏

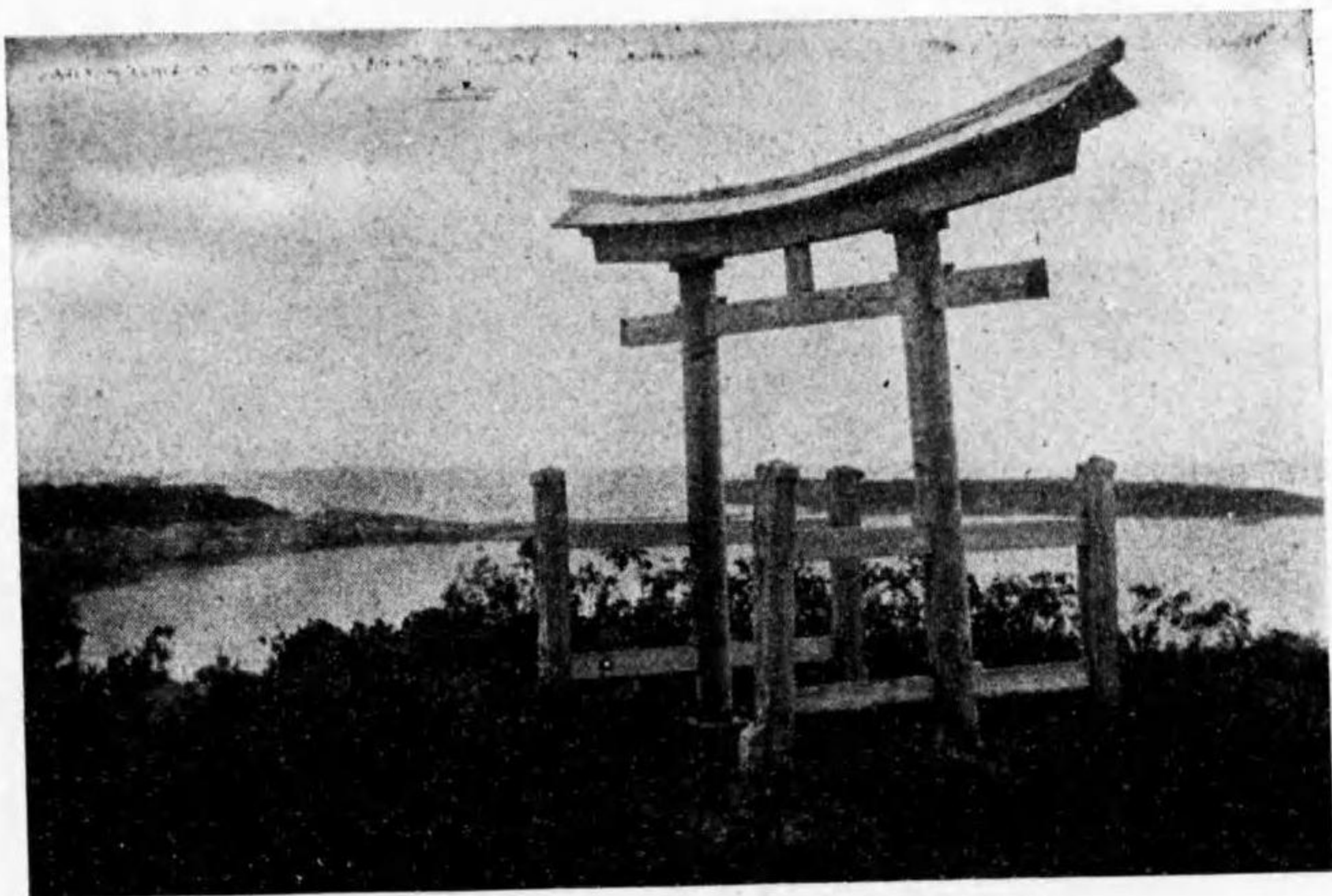
江刺港頭幾千古 無窓不納白玲瓏

三二九



洞窟内の神殿





愛宕神社内境より江差市街及島を望む

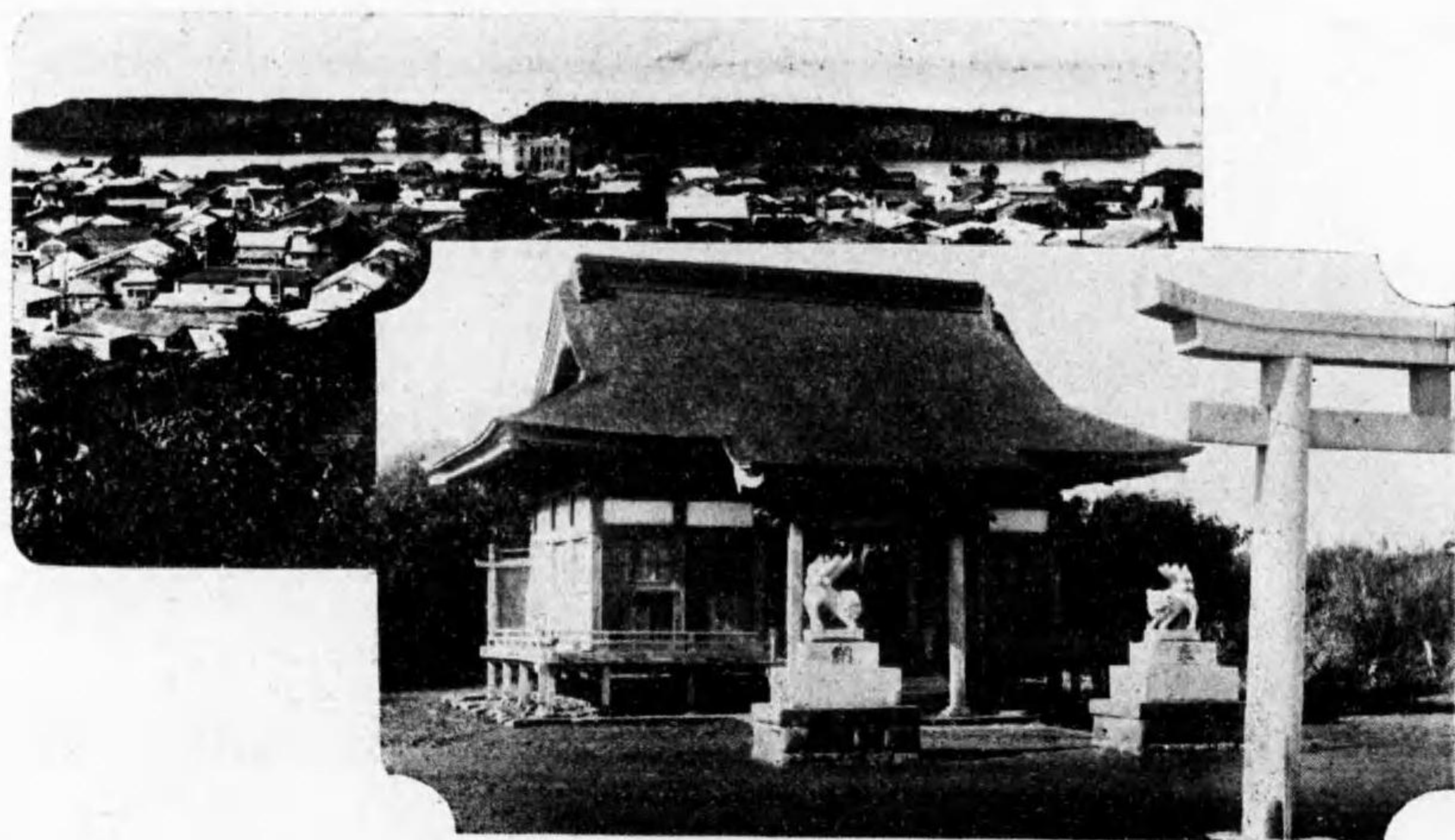
檜山郡江差町字愛宕町鎮座

愛宕神社

一、祭 神 火産靈神

一、由 緒 當社は愛宕山頂にあり、寶曆二年の創立にかゝる。蜿蜒たる參道を登ること三町にして社殿に達す、江差市街を一眸に収め遠く奥尻島、大島等は雲烟模糊の間にあり、附近に幕末戰跡たる砲台跡あり、眺望絶佳、人をして自ら杖を停めしむ。勤王の志士頼三樹三郎登山し江差八勝詩題に入らしむ次の詩あり

愛宕觀瀾 風捲洋心波忿然  
朗吟盡涉宕山顛 狂瀾奔躍蹴青天  
一望使吾心懨落



檜山郡江差町鷗島鎮座

嚴島神社

一、祭 神 市杵島姬命 多岐都姬命 田心姫命

一、由 緒 社は江差港を掩ふ鷗島にあり、創草は不詳なれども江差港開港初期のものなるべく享保年間再建せらる。古より辨天社と稱したるを明治元年改稱す。舊松前藩主の信仰厚く數々の寄進物あり。鷗島の古名をカムイシイと稱す、之れ蛭神大神宮社傳に老神この島に出現したりとするより斯く名附けたるなるべし。鷗島の周圍二十四町あり、江差港は之れに寄りて灣形せらる。その昔江差の五月は江戸にもなすと云ひし時代は、大小の繫船四五百艘に及び船橋林立、歎の絶ゆることなく當社の社頭亦股賑を極むと云ふ。島と陸とは防波堤に寄りて徒涉に便せり。風光明媚なるは相州江の島に斐靡たり。北海の古都江差を訪ふもの必ず當社に詣て一日を全島に清遊するを常とす。  
頼三樹三郎江差八勝詩に謂ふ

鷗島煙橋 多少舟船繫夕陽  
鷗洲波靜似瀟湘 淡涸薄霧罩連橋  
日暮水天秋一色



檜山郡江差町大字新地町鎮座  
賢光稻荷神社

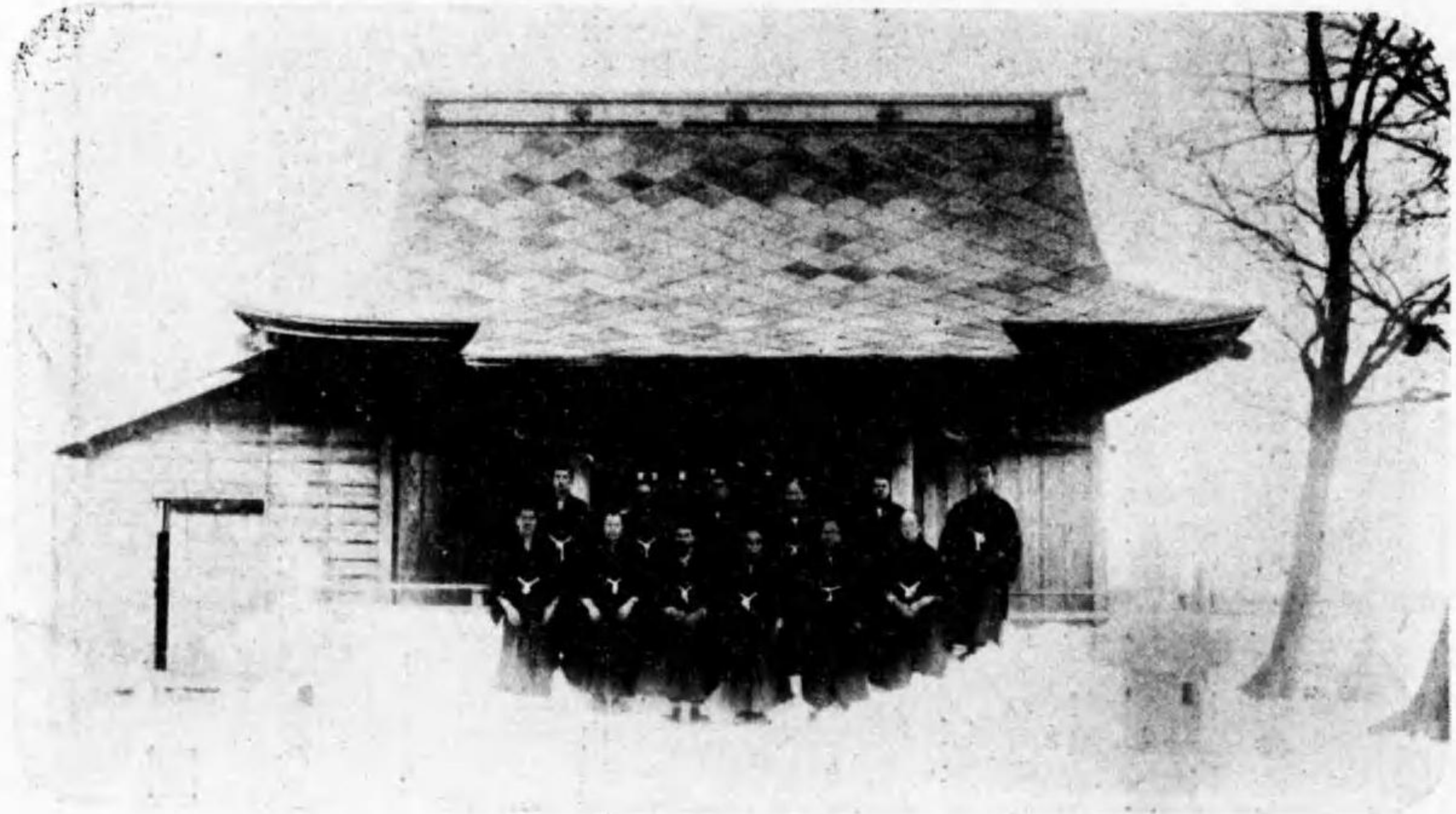


- 一、祭 神 倉稻魂命
- 一、由 緒 當社は寶曆十二年の創立にかゝり新地町北手山上に鎮座の處明治元年冬戊辰の役の際賊襲入して兵火に罹り、明治三年五月現在の地に再建遷座したるものなり。舊松前藩主も尊崇せられ藩主より幕燈籠等寄進ありたり現在に於ては新地町一帯の崇敬維持に係り崇敬厚きものあり、境内地六百坪を有す。

渡島國檜山郡厚澤部村大字土橋村  
鎮座

神明神社

- 一、祭 神 天照皇大神
- 一、由 緒 本社は大字土橋村の氏神にして寶曆九年の創立にかゝる。昭和四年十月社殿を改築奉遷し奉る。
- 一、社 殿 入母屋造
- 一、境 内 二百七坪
- 一、功 勞 者 杉野石藏、社殿改築に際し多額の寄附を爲し其の功少からず、又前總代前田五郎一、澤野吉三郎、杉野金五郎等神社の爲めに盡せる功亦甚大なり。
- 一、現在總代 倉内甚作、佐藤三次郎の兩名専ら維持經營に盡力しつゝあり。





別格官幣社 靖國神社 東京市麴町區富士見町鎮座

祭神並に由緒

明治二年、維新の際鳥羽伏見の役より函館の役に至る戦死者三千五百八十八柱を鎮祭せられたのが起原で、幕末の際、戊午の大獄に、蛤門の戦に、或は寺田屋の血劇に、新撰組の襲撃に、出師未だ捷たずして身先づ死し王事に斃れたる志士達（既に京都靈山招魂社に祀れてあつた）も合祀せられ、其の後佐賀の亂、台湾事變、西南の役、日清の役、北清事變、日露の役（三十八年五月二日には實に三萬八百十三柱を合祀す）日獨の役より最近に至つては滿洲及上海事變の戦死者に至る、凡そ國家有事の大事變に殉ぜし英靈を祀る。近くは本年四月二十六日我が北鎮の勇士を含む滿洲事變戦死者の英靈八百四十四柱（内維新の志士一柱あり）の合祀せられたるを合すると合祀四十數度祭神の數實に十二萬數千柱に及んでゐる。

社は明治天皇の深き大御心によつて建立せられ、初めは招魂社と稱したが明治十二年六月四日別格官幣社に列せられ靖國神社の稱號を賜つた。その御祭文に「汝命等の赤き直き眞心を以て家を忘れ身を擲て各もく身死にし其の大き高き勳功に依りて大皇國をば安國と知食すことぞ」と宣らせ給ふたのである。この神社は實に我が皇室御仁徳の余澤と、國民盡忠との結晶ともいふべきものである。

社境

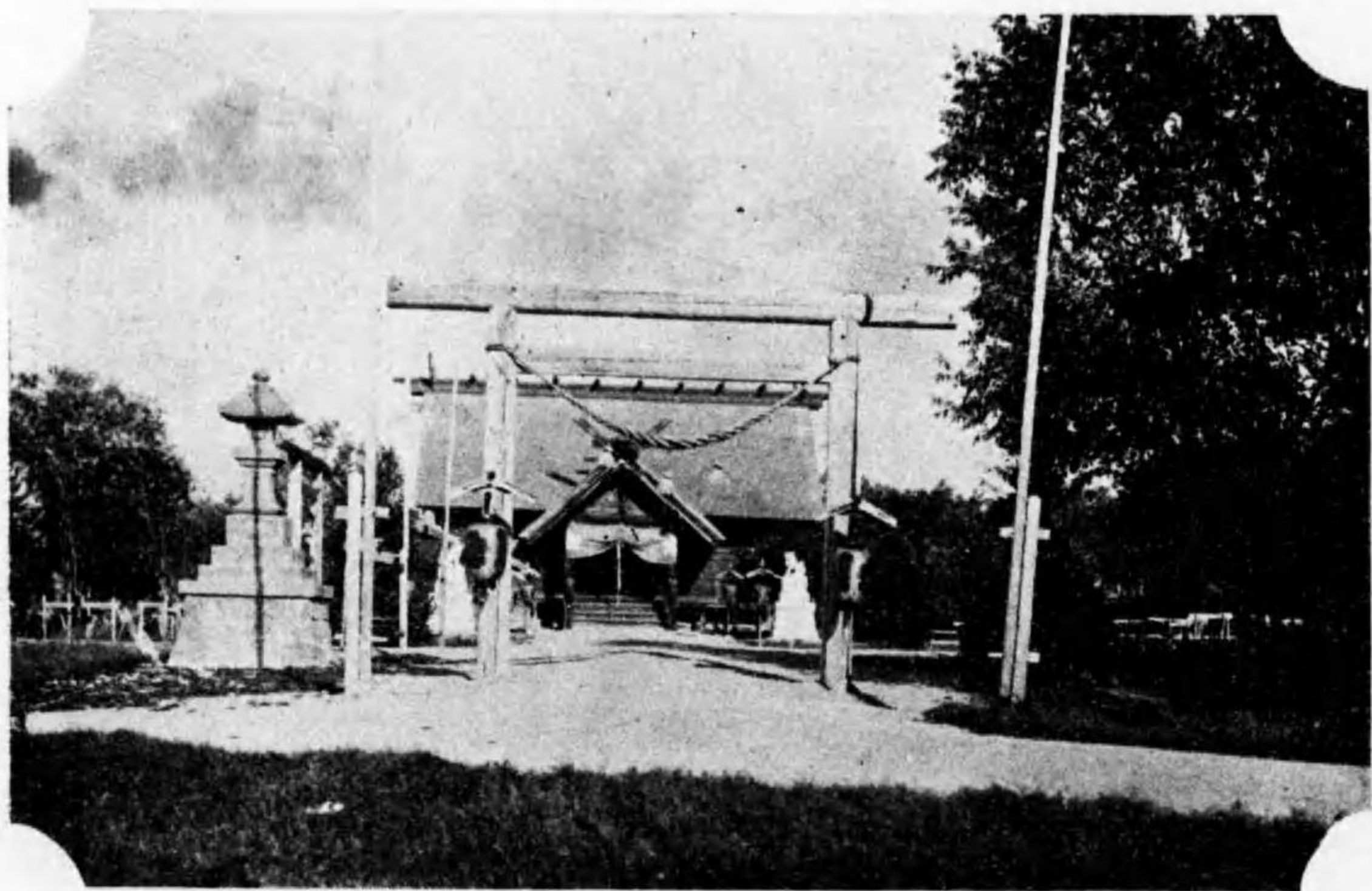
宮城の西北九段坂上、境内二萬九千坪附屬地六千五百坪にして、社頭高く第一の大鳥居が聳え、賽路の中央に大村益次郎（本社創建に功勞のあつた）の銅像が立つてゐる。從來の數多獻納物の外最近の奉獻に成る大神燈等建造中にある。境内櫻樹多く梅林もあり後庭には泉池もある。有名なる遊就館には明治天皇御奉納の大和錦、御宸筆額、太刀、御祭文を始め古今の武器及戦利品を陳列して一般の觀覽に供してゐる。

例祭 春秋二期に行ひ、春祭四月三十日、秋祭十月二十三日、勅使の參向あり、時に至尊の行幸を仰ぎしこと一再に止らない。大祭には陸海軍參拜を始め一般參拜者雜踏し數々の餘興に露店見世物相連り前後數日境内外立錐の余地なき有様である。

樺 太



榊 太



榊太豊原町大字豊原字北二線東四番地ノ乙鎮座

縣社 豊原神社

- 一、祭 神 天照皇大神 豊受大神 明治天皇 昭憲皇太后
- 一、創 立 明治四十一年七月十一日創建 明治四十三年八月三十一日創立許可
- 一、由 緒 明治四十年七月初めて黒住教榊太派出布教師伴雄三郎「ウラジミ

ロフカ」に移住、天照皇大神の大道を宣教の結果、豊原町西一條南三丁目  
 に於て土地の貸付を受け、翌四十一年七月川西幸八外七十六名の賛助を得  
 て齋殿、拜殿、社務所、鳥居等の建設を竣へ、天照皇大神を奉齋して神宮  
 遙拜所と稱し祭典儀式を執行せしに起源す。同四十二年豊原地方の氏神と  
 して神社に引直し方出願、同四十三年八月三十一日創立許可せられ豊原神  
 社と改稱す、是榊太に於ける神社の嚆矢なり。同年十月十七日創立記念大祭  
 を執行し榊太廳長官平岡定太郎、豊原支廳長神代澤身等幣帛料及神饌料の  
 奉獻あり。大正四年十月二日豊原町民會は御大典記念事業として神社の移  
 遷造營方出願の許可を受け、同七年十二月竣工し同月二十三日豊原支廳長  
 乗富慶之前行所役奉仕、屬長谷川楨之介外一名隨從遷座祭を執行す。同九  
 年五月祭神増加の許可を受け同月十日豊原支廳長丹芳治郎前行所役奉仕、





屬高橋三之助、水上養太郎の二名隨從增加祭神の鎮座式を執行す。  
 大正十一年四月一日樺太町村制施行の結果、豊原町より毎年祈年祭  
 新嘗祭、例祭の節神饗幣帛料を供進せられ、昭和三年十一月五日縣  
 社に列格。同月十四日樺太廳長官代理警察部長小山知一幣帛供進使  
 として參向、屬關壽、坂根輝夫の二名隨從大嘗祭を執行す。蓋し是  
 樺太の縣社以下神社に於ける幣帛供進使參向の嚆矢なり。御神威彌  
 々顯著にして氏子崇敬者の尊崇益々加はり御神德は島内隈なく光被  
 するに至れり。

一、例 祭 六月十六日

一、社 殿 神明造(柿茸)

本殿五坪四合余 拜殿三十七坪九合四勺余 祝詞舎十三坪一合六勺余 社務所(平家亞鉛板葺)五十九坪二合五勺 倉庫(同)十三坪五合

一、境 内 五千百十八坪

一、神 職 社司 伴雄三郎

一、境内神社 樺太招魂社

祭 神

陸軍歩兵少佐正六位勳四等功四級西久保豊一郎命以下  
 明治三十七八年戰役樺太軍配屬戰傷死、病歿軍人軍屬  
 七十五柱の英靈並に今次滿洲事變に際し樺太關係出身  
 戰傷死、病歿軍人陸軍二等計羽下三治命以下十一柱  
 の英靈

由 緒

明治四十一年七月十二日始めて豊原神社境内に齋場を  
 設け招魂祭を執行せしに起源す。大正四年豊原町民會及在郷軍人  
 會豊原分會と共同御大禮紀念事業として創建、同年十月二十四日  
 西久保豊一郎命以下七十五柱の神靈を奉祀す。同十一年四月樺太  
 町村制施行の結果毎年豊原町より特に神饗幣帛料を供進せらる。  
 同十四年六月九日樺太廳長官の副申に依り別格官幣社靖國神社に  
 於て特に御鎮靈の神靈の下附を受け、同七月十一日御鎮座祭執行  
 毎年七月十二日例大祭を、又靖國祭當日を以て春秋二期の中祭を  
 執行す。昭和九年四月七日附を以て今次滿洲事變に際し戰傷死、  
 病歿軍人にして畏くも靖國神社へ合祀仰出されたる十一柱の神靈  
 を御祭神として増祀出願、同年五月九日樺太廳長官の許可を受け  
 且つ同年六月三十日樺太廳長官の副申に依り特に靖國神社に於て  
 管理者縣社々司伴雄三郎參列御鎮靈祭執行の上御神靈の下附を受  
 け同年七月十日夜豊原支廳長千藏保臣前行所役奉仕、屬梅林嘉吉  
 外一名隨從御鎮靈祭を執行す。



社魂招太樺社神内境



# 樺太大泊鎮座 縣社 亞庭神社

一、祭 神 大國主命 事代主命 市杵島姬命

御食津神 譽田別尊

一、由

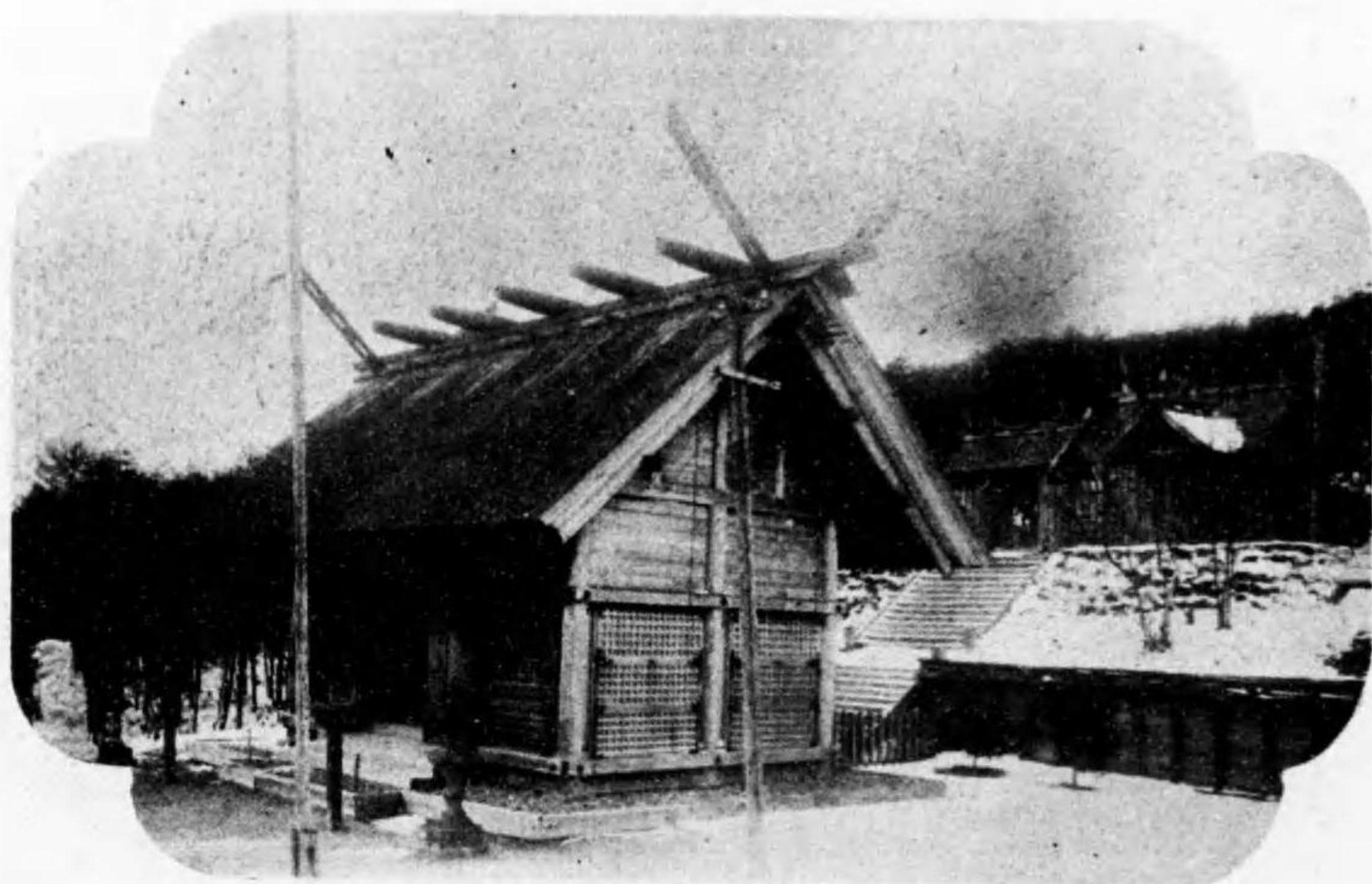
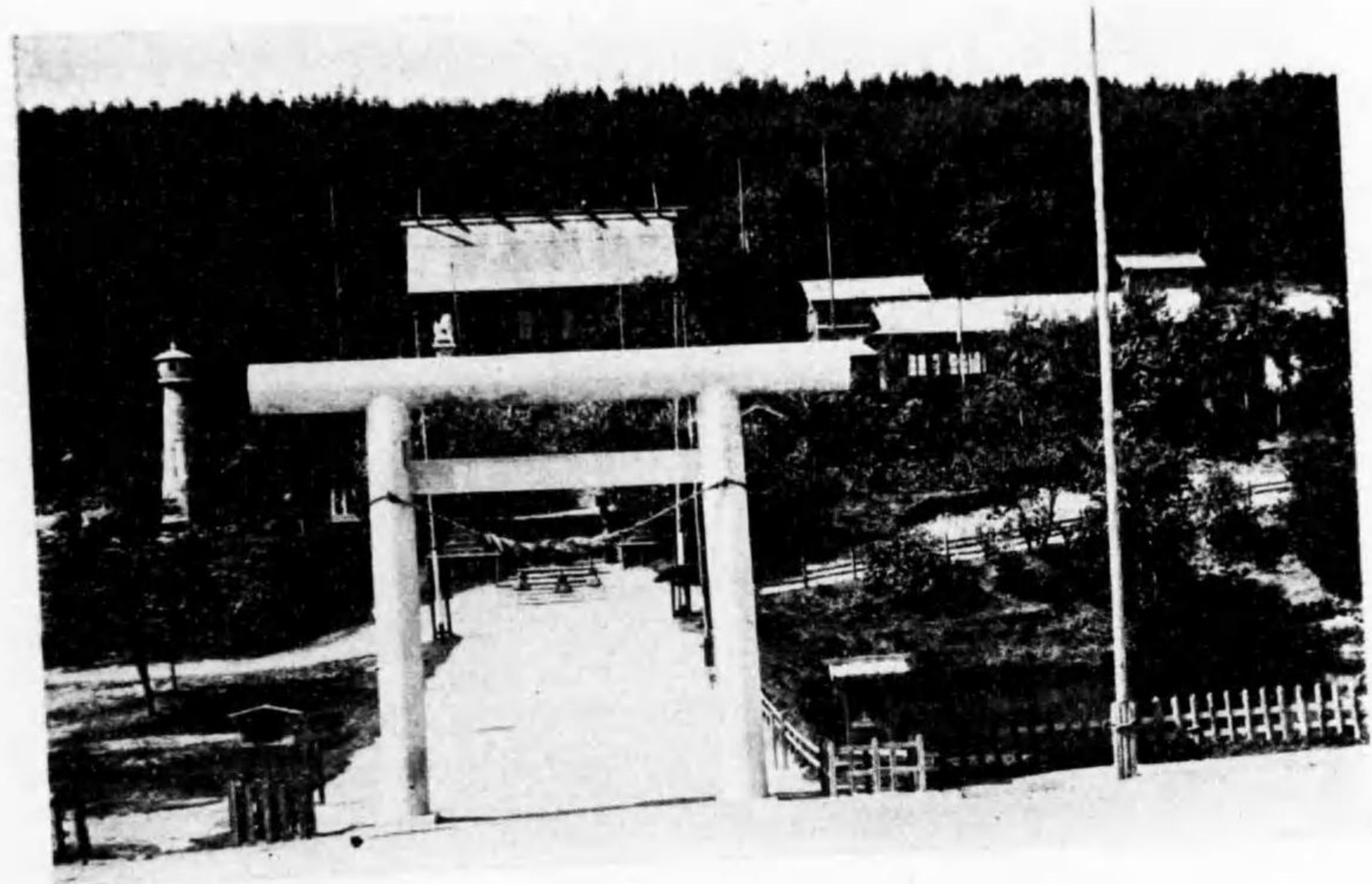
緒

日露の戦雲收まり本島の我が有に歸するや移民を接して渡來し人烟漸く稠密を加ふるに至り、茲に神社を創建し住民をして敬神崇祖の念を涵養し忠君愛國の至誠を深からしめ以て民心の歸趨を圖らんと、時の大泊支廳長池上安政管内有志と相議りて創立を決し、大正二年十一月樺太廳長官以下各部長官各部代表者其他有志參列し地鎮祭を執行、大正三年八月社殿の建設を了し、同月十四日樺太廳より神社創立の認可を得、大泊支廳管内大泊、留多加、長濱、富内四郡の總鎮守として五柱の神々を奉齋す。昭和五年七月五日縣社に列格せられ、爾來三大祭に樺太廳より幣帛供進使參向せらる。

一、祭 典 例祭 八月十日 神幸式あり

祈年祭 四月二十日 新嘗祭 十一月二十五日

例祭(八月十日)神幸式には山下町榮町間は海上を渡船にて渡御せらるゝの恒例にして、その夜間渡御は供奉御船曳船等十數艘各々電氣又は提灯にて裝飾し、供奉者數千人提灯を持つて乗船し、海陸より花火を打上げ、沿岸には篝火を焚き、又電飾等を施し、船中よりの



亞庭神社 殿

一、社 殿 神明造柿板葺

本殿四坪五合 拜殿十五坪 中門一坪 水舎二坪五合

其他神輿庫一棟、寶物庫一棟、社務所一棟、倉庫三棟

一、寶 物 昭和六年七月二十日神宮司廳より式年遷宮撤下御神寶

の中、金銅造御太刀燈柄、梓御弓壹張、蒲御鞆壹腰、御楯壹枚、御鏡壹面、以上五点を寄進せらる。

一、境 内地 三千坪

一、氏 子 大泊、留多加、長濱、富内の四郡

一、奉 納 物

- 狛犬 一對 花崗石製 大野順末
- 鳥居 一基 人造石 森田昌司
- 社號標 一基 花崗石製 佐々木勝造
- 青銅造燈籠 一對 高橋久松
- 石燈籠 一對 岡野啓朔
- 同 同 黒川太三郎
- 同 同 第一回參宮會
- 同 同 第三回參宮會
- 同 同 第二回參宮會
- 手水鉢 花崗石製 本郷伊吉郎
- 木製銅板張燈籠 一對

一、神 職 社司 山田信義 社掌 工藤徳一



樺太眞岡郡眞岡町大字眞岡字山手町  
四丁目區劃外鎮座

縣社 眞岡神社

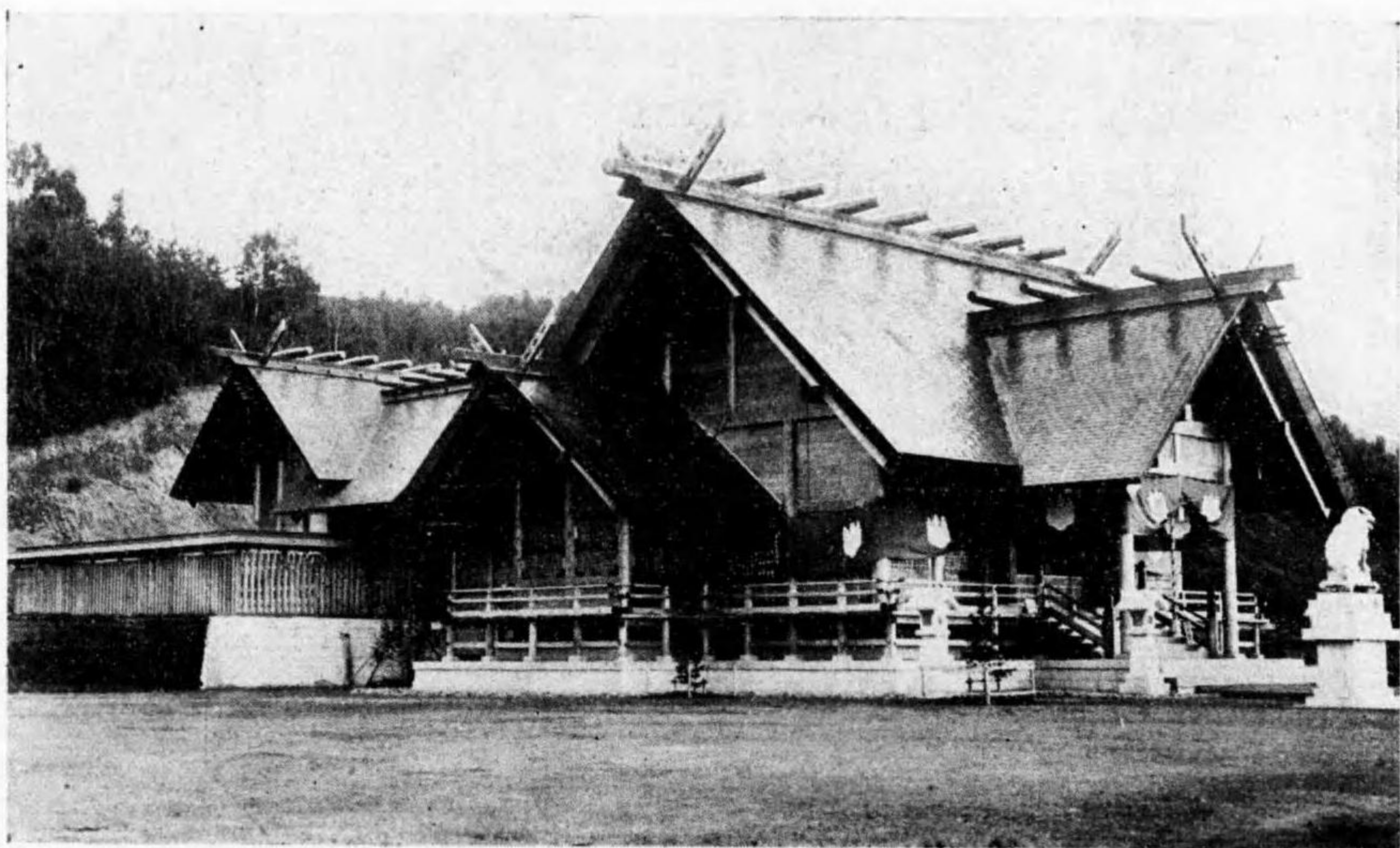
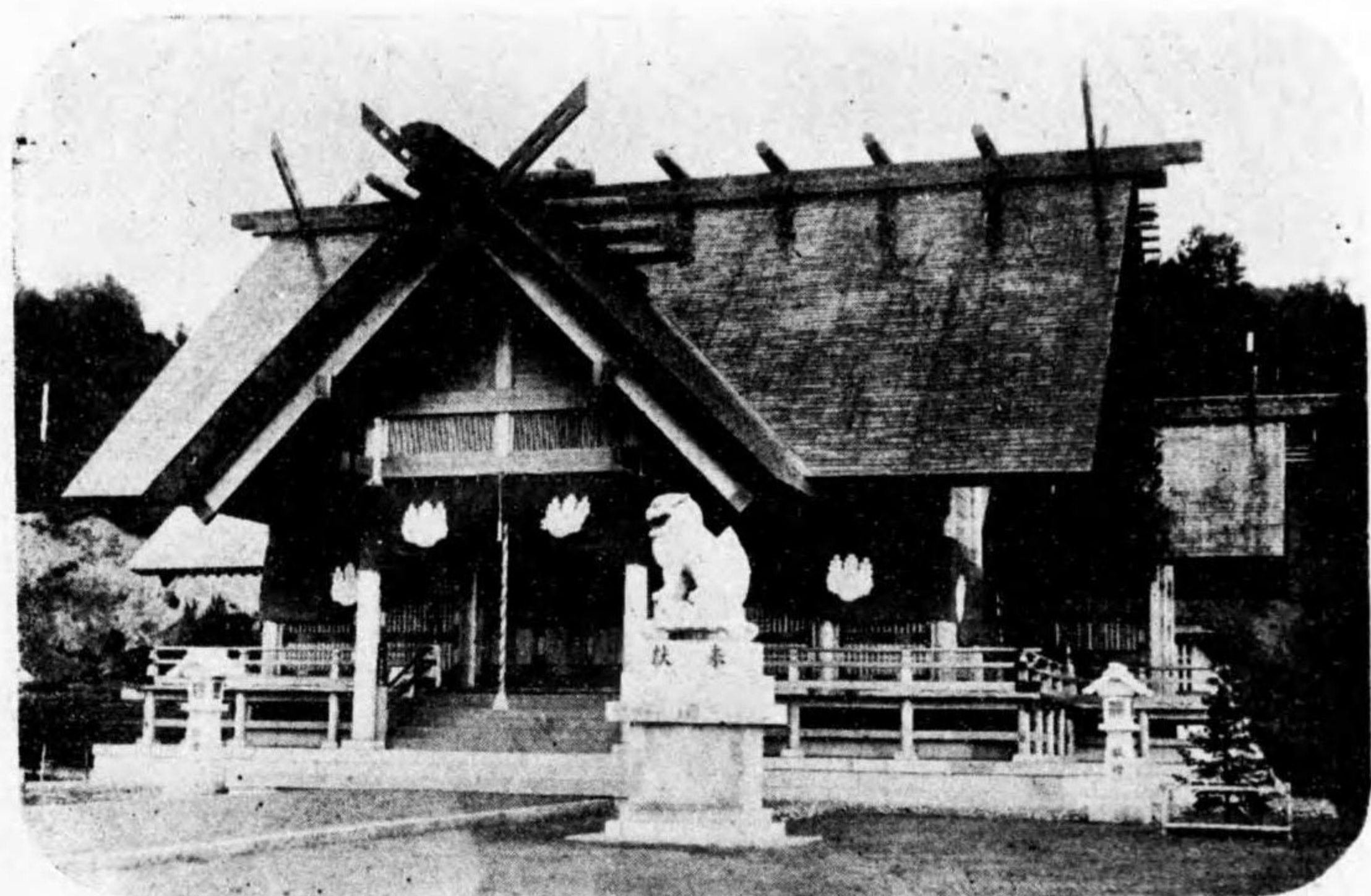
一、祭 神 天照皇大御神 豐受姬大神

二、例 格 昭和九年五月十日縣社に列す。

三、例 祭 日 七月十日

四、由 緒

眞岡神社は樺太に於ける神社中最も古き歴史を有し其の濫觴は遠く明治維新前にして、文獻に徴すべきものなしと雖も當時の遺物たる花崗石製鳥居、燈籠、手洗鉢等により神社の存立は歴然たり。日露戦役の結果、樺太南半の我領土となるや此の富源の殖民地を開拓すべく渡島するもの逐年多きを加へ各地に点々として邑里を形成するに至る、我眞岡町は樺太西海岸中樞の良港なるが故に渡島者集中し二三年足らずして千餘戸を有する町となれり。凡日本民族の集團的生活地には必ず神社を奉齋し一切が神社を中心として施設經營せらるべき事は傳統的國民性の發露にして、明治四十二年に至り、人心の安定と共に神社創立の議起り、渡邊藤作外四名發起人となり同年七月創建せられ、翌四十三年八月三十一日付樺太廳長官の認可を得公認神社となれり。爾來幾星霜、町の發展に伴なひ氏子崇敬者増加するに及び舊來の神社にては尊嚴を維持し難く、大正十二年來改築御造營を企圖し、大正十四年境内の擴張を計り敷地を舊社地隣接地南方に選定し地均工事を行ふ、昭和七年六月地鎮祭、



同八年三月木造始祭執行、工費六萬餘圓を以て同九年六月竣功、七月七日樺太廳長官先行にて遷座祭を執行す。同年五月十日付縣社に列格せり。

一、境内坪數 二千五百五十九坪

二、氏子崇敬者 八千八百八十五戸

三、社 殿 神明造銅板葺 本殿二十三坪七合五勺

渡殿二十一坪 拜殿六十六坪三合四勺

其他附屬建物 神輿庫六坪 祭器庫七坪五合

社務所(平家亞鉛板葺)二十二坪一合

一、工作物 花崗石鳥居二基、花崗石燈籠三對、金燈籠一對、

花崗石狛犬一對、社標一基、手水舎一ヶ所

一、歴史的記念物

花崗石鳥居 嘉永元年越後國宮樫善太郎、富樫平左衛門獻納

御手洗鉢 文政二年阿部喜左衛門、山岡喜八献納

花崗石燈籠 慶應元年建設

皇國鎮牌 明治三十七年二月十一日建設表面天照大神を始め

天地の神五柱の神名及神武天皇以來孝明天皇迄の御名を刻し

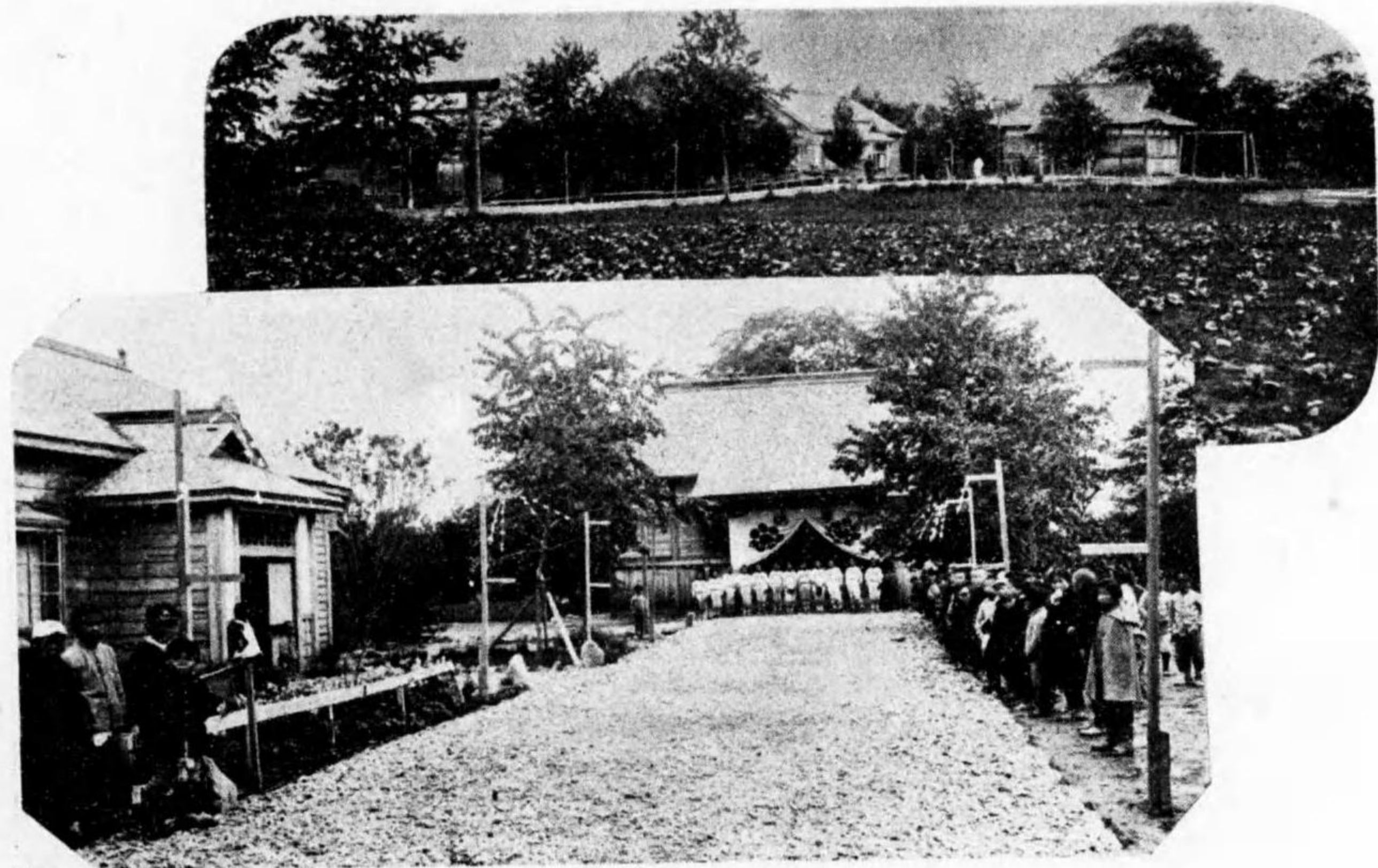
裏面に「手弱女のあかき心のひとすぢに國の鎮とたてし碑」と

の和歌を刻し荒井夏子の建設したるものなり。

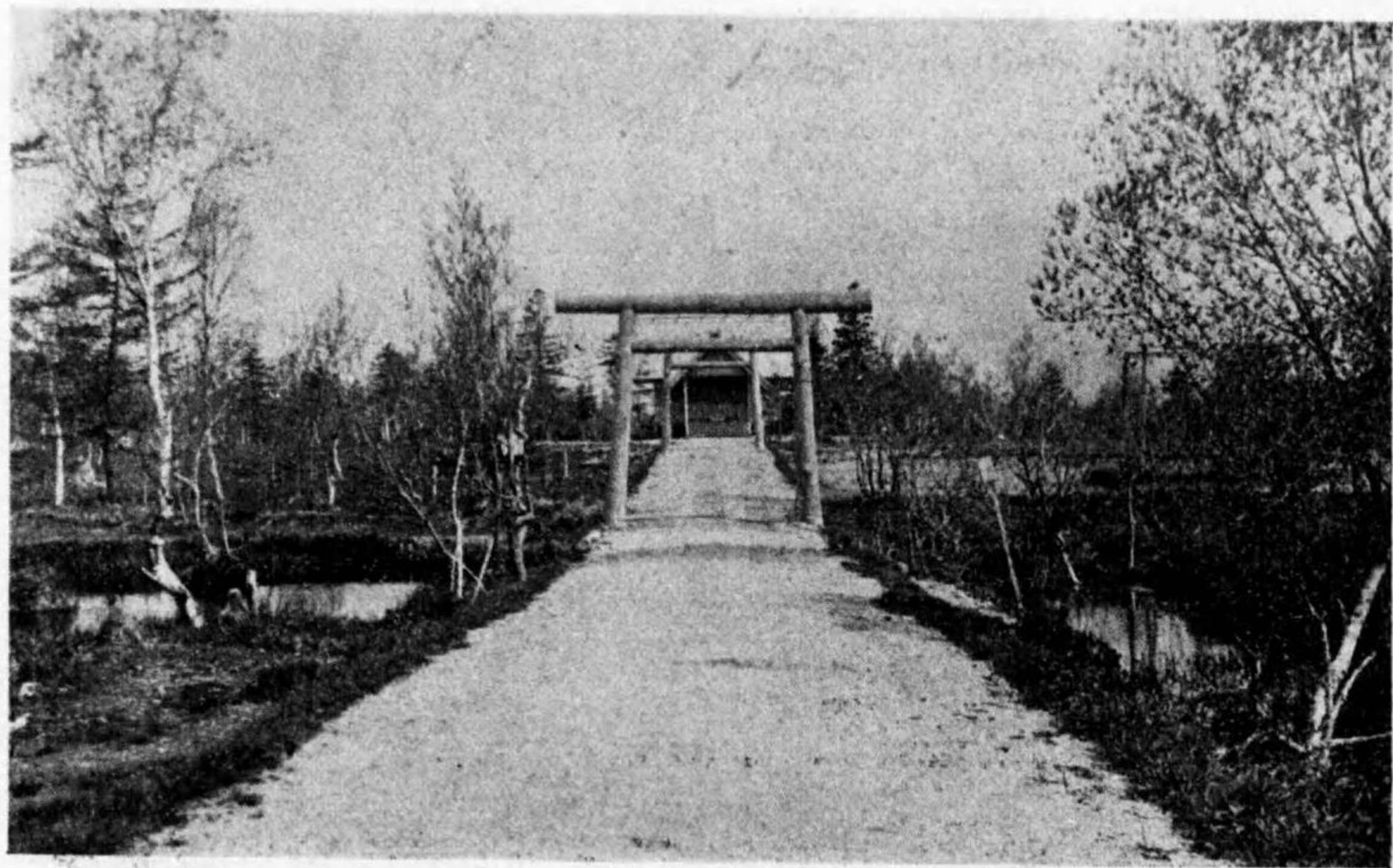
一、神 職 社司 湖山 寛



# 樺太豊原町大字北豊原字北二線西一番地鎮座 北辰神社



- 一、祭 神 天之御中主大神  
御祭神は所謂天地開闢の大神宇宿萬有の元靈として御神徳は天地に  
遍く渴仰し奉るところなり。
- 一、由 創 立 大正十二年二月二日  
緒 福島縣盤城國相馬郡小高古城趾に鎮座の相馬妙見本宮  
(縣社小高神社)より御分靈を勸請奉齋す。
- 一、社 例 祭 六月二十五日  
本殿一坪五合 幣殿四坪 拜殿二十四坪  
向拜二坪 手水舎一坪 雜品庫七坪五合  
社務所三十坪五合
- 一、工 作 境 内 大鳥居二基、參道に架橋(巾二間長十間)、玉垣等  
一千二百二十六坪  
社境は豊原町の西北鈴谷川に沿ひ東方遙に鈴谷嶽、旭ヶ丘の靈峰雄  
姿を望み、廣潤にして四面池沼に圍まれ夏季は端艇を浮べ、清遊に  
適し自然の風致に富む。參拜遊覽者多し。
- 一、崇 敬 者 全島各地に散在せり
- 一、神 職 社掌 後藤官藏(創立當時より奉仕)  
同 後藤三郎
- 一、岸 敬者總代 創立當時の總代 吉田彦吉、長瀬仁右衛門、四日榮造、藤永興  
作、菅内助在門、小柳秀二、村木與八。  
現在總代 吉田彦吉、長瀬仁右衛門、四日營造、菅内助在門、小柳  
秀二、氏家政治、錦山朝槌、吉田正木、村木植雄、  
以上



# 豊原郡豊北村大字小沼字北二十線東二號鎮座 小沼神社

- 一、祭 神 天照皇大神
- 一、創 建 大正三年六月十五日
- 一、由 緒 大正三年五月十日初めて豊北村大字小沼字北十八線東  
十番地に社地を相し同年六月十日日本殿一坪五合、拜殿十二坪の社殿  
を建設し、天照皇大神を奉齋、同六月十五日鎮座祭を執行す。大正  
十年十一月八日神社創立許可せらる。昭和七年六月三十日現在地に  
奉遷し、大場節太郎當村長を初め崇敬者總代其の他有志の協力に依  
り昭和八年八月九日現在社殿造營竣成し、翌十日御遷座祭を執行し  
たり。
- 一、例 祭 七月一日
- 一、社 殿 本殿八合 幣殿三坪 拜殿十二坪 向拜三坪  
外に手洗所、鳥居二基等
- 一、境 内 二千坪
- 一、神 職 社掌 後藤官藏(兼務)
- 一、崇敬者總代 金高孫太郎、家崎文之助、木村英雄。



豊原郡川上村大字三井字川上炭山鎮座

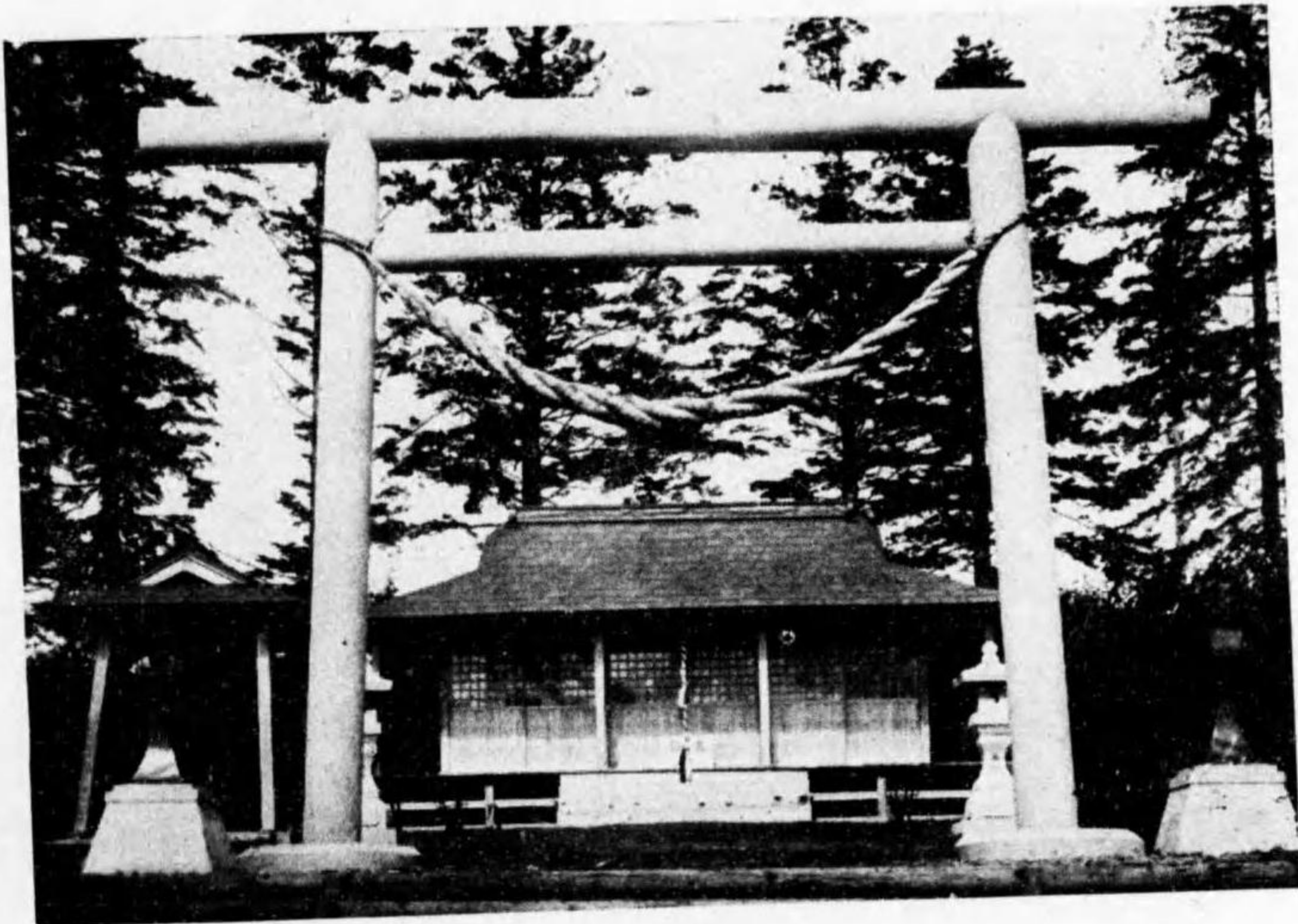
# 大山祇神社

## 一、祭 緒 大山祇命

- イ、當社は川上炭山所屬員並に附近居住者に敬神觀念を顯彰せしめん爲め、大正三年十月十七日前鎮主櫻井貞次郎、現探鑛所附近に創設せり。
- ロ、三井鑛山株式會社に於て川上炭鑛の營務を引繼ぐに及び、大正七年五月十二日一般崇敬者の便を計り、川上尋常高等小學校裏山に移轉せり。
- ハ、大正十年五月十日三井鑛山株式會社川上鑛業所外三十名の連署を以て大山祇神社創立の件出願、同年五月十七日樺太廳長官水井金次郎より許可を受く。
- ニ、大正十一年四月二十六日神社移轉の件出願、同年六月五日樺太廳長官より許可を受く。
- ホ、大正十二年二月二十四日例祭日變更の件出願、同年三月十三日樺太廳長官より許可を受く。
- ヘ、昭和七年六月三十日拜殿新築の件出願、同年十二月六日樺太廳長官今村武志より許可を受け、同八年三月八日竣工届出。
- ト、昭和九年四月十三日國幣大神社大山祇神社へ御靈代拜受方出願、同年五月三日社掌伴雄三郎同社へ出頭、御靈代執行の上特別神靈の授與を受け歸社同年六月二十一日新殿へ鎮座式執行す。
- チ、昭和九年五月二十六日日本殿新築の件出願、同年六月十八日豊原支廳長千藏保臣より許可を受く。

## 二、社例

- 一、祭 緒 每年六月二十二日
- 二、本殿 神明造 亞鉛板葺 壹棟 參坪五勺強
- 三、拜殿 入母屋造 亞鉛板葺 壹棟 貳拾坪
- 四、境内地 九百八十坪 (三井川上鑛業所用地内)
- 五、崇敬者 六百戸
- 六、神職 伴雄三郎(縣社豊原神社々司兼務)



## 樺太落合町鎮座

# 落合神社

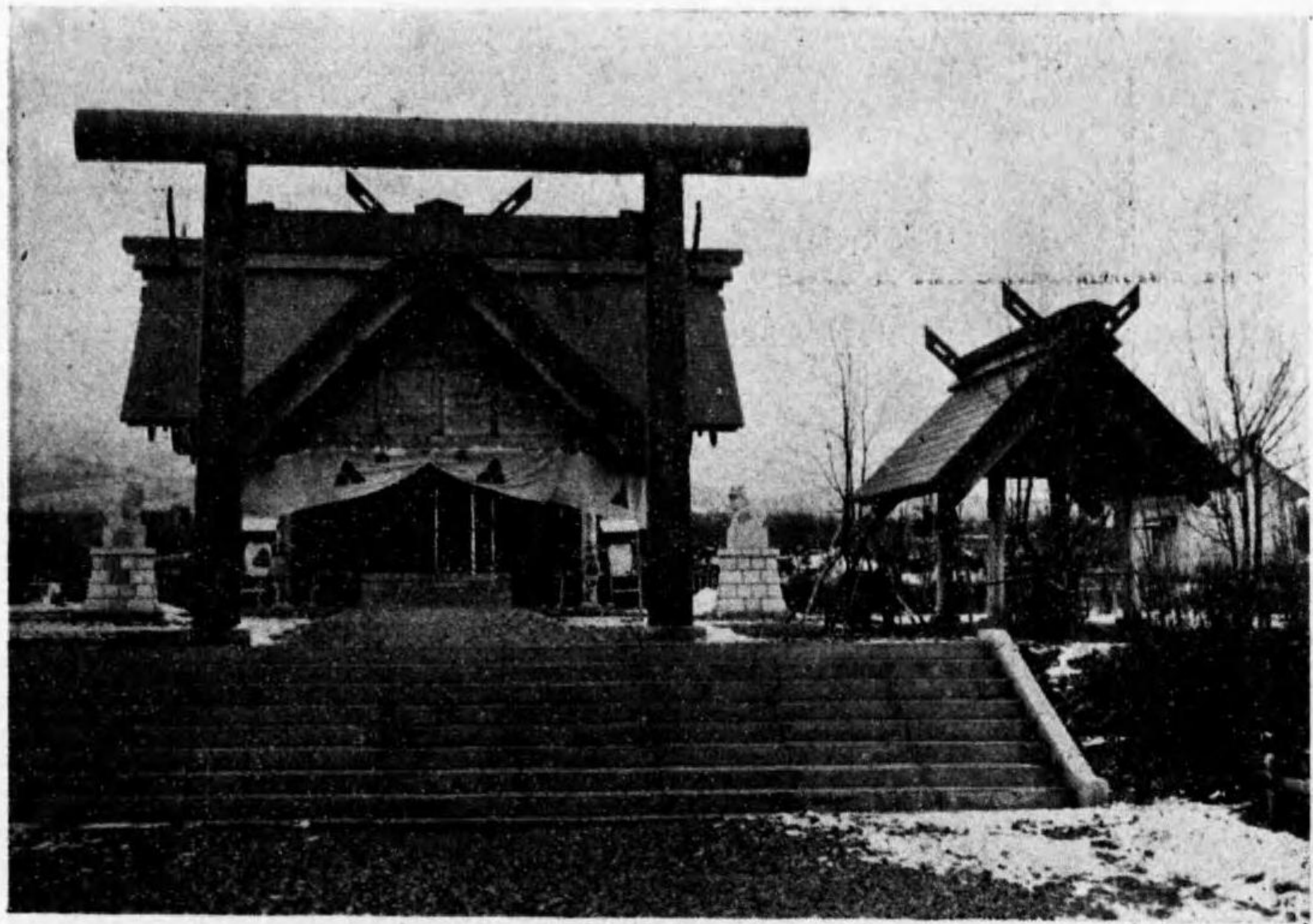
## 一、祭 緒

大國魂命 大己貴命 少彥名命

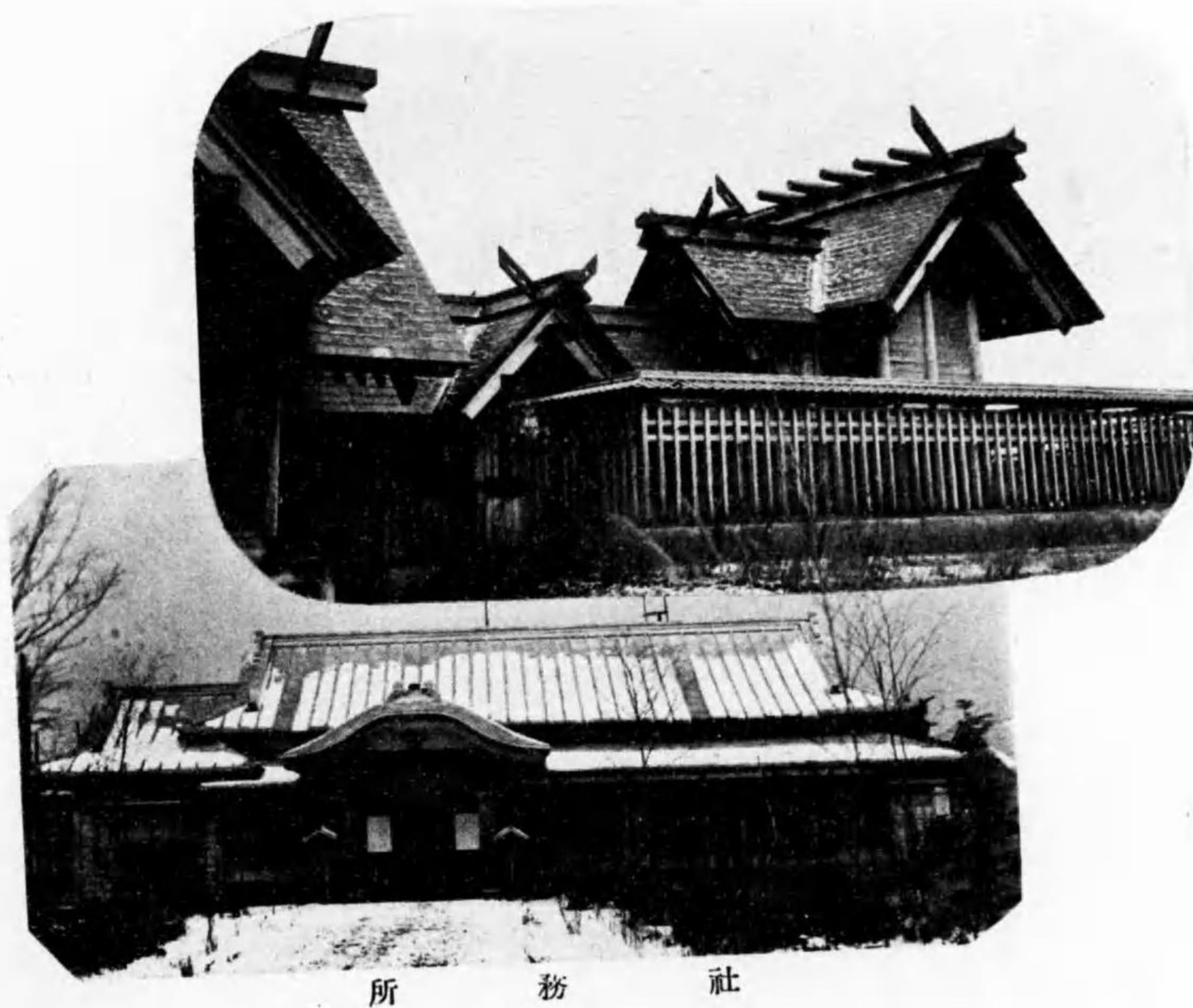
緒 大正四年日本化學紙料株式會社工場の設立せらるゝや部落將來の發展に鑑み地元守護神とし部落民に敬神の念を喚起せしむる爲め、同年九月二十四日神社を創立し、祭神は官幣大神樺太神社より勸請するところにして、大正十年神社規則發布とともに五月七日創立を許可せらる。爾來年々盛大なる祭事を執行し來り、殊に小野社掌大正十五年五月初代社掌に補命せらるゝや、町勢の發展日に月に目醒しきものあるに拘らず、神社々殿其他粗末に失し一般町勢に相副はざるの憾あるを憂ひ、茲に祭祀を重し、神徳廣大を顯し、國家社會の宗たる神明の本義を徴し、尊皇愛國の精神を鼓舞作興に努むべく、崇敬者總代並に町有志諸子に相談り昭和三年十一月移轉改築の計畫成り、同四年十月起工、同六年十一月竣功し遷座し奉りたり。茲に於て舊觀全く一變し神威彌々高く町民の尊崇益々厚きを致すに至れり。

## 二、社例

- 一、祭 緒 七月二十四日 祭事は全島稀に見る盛儀なり。
- 二、本殿 神明造 本殿(向拜附) 四坪五合 拜殿
- 三、中門 一坪五合 廊下 五坪
- 四、其他建造物 水舎 一坪五合 社務所(御殿造) 五十五坪六合
- 五、玉垣 二十五間三尺 鳥居 二基 倉庫物置







本殿

社務所

六坪十七坪五合  
 内 六千六百六十坪  
 社境は市街東方の高燥の地にあり、境内廣潤、社宇壯麗、落合市街を一眸に收め眺望亦佳なり。

一、境  
 一、氏  
 子 二千三百戸  
 職 社掌 小野文八

君は青森縣弘前市の出身、第八師團に入營伍長に昇進、明治三十七八年戦役に出征、功に依り勳七等に叙し更に曹長に昇進、爾來弘前聯隊區に勤務退役後大正六年中津輕郡役所社寺係奉職、辭して國幣小社岩木神社に於て祭式祝詞の講習を受け更に國學院の河野教授、植木直一郎氏等に就き國民道德、國史教育講習を修了し大正十五年落合有志の懇請に依り就任し今日に及べり。

一、崇敬者總代功勞者 勳八等功七級 石井幸太郎  
 資性温厚にして、昭和三年、氏子の信望を荷ひ總代に當選以來神社の施設經營に關し克く氏子に其の理由を説示し、常に神職を補し、神社境内整理等に就ては自ら人馬並に私財を提供し風致の尊嚴に努め、殊に昭和四年移轉改築に當り造營委員に選ばれ、率先金參百圓を寄附し又物質的には幾多の犠牲を以てせり。氏子一同も其の篤行に刺戟され以て一致協力圓滑なる進捗を見るに至れり之れ自ら君が敬神家にして常に敬神思想を鼓吹徹底せしめたる結果にして其の功績や甚大なり。氏子の信望厚く各種の名譽職に推さるる亦決して偶然ならざるなり。

榮濱郡榮濱村大字榮濱字柏濱南七四一八六番地鎮座

榮濱神社

一、祭 神 天照皇大神 大綿津見神 倉稻魂命 猿田彦命 大宮女命

一、由 緒 明治四十二年七月十五日の創建にかゝり、大正七年社殿を新築落成し、同年七月二十五日創立認可せらる。昭和二年八月八日境内擴張出願、同年九月二十三日無償貸付の許可を受く。昭和二年十月三十一日社殿の改築出願、同三年三月九日許可、同六年十二月二十六日完成す。昭和九年五月九日附樺太國有未開地特別處分令に依り土地の無償讓與を受けたり。

一、祭 典 例 祭 七月十五日 祈年祭 三月十七日 月次祭 一日、十五日

一、社 殿 本殿 (神明造) 五坪 幣殿 三坪 拜殿 (堂社造) 十八坪一合 手洗舎 一坪五合

社務所 二十七坪七合五勺 倉庫 十五坪

一、境 内 千八百九十坪

一、氏 子 千三百五十戸 本村三四五戸、部落約千戸

一、神 職 社掌 田村健男

一、寄進物 烏居(木造)一基 昭和六年吉川仁三郎奉納。唐獅子一對 昭和九年七月 大鋸友吉奉納。



榮濱郡白縫村大字白浦字白浦  
區劃外鎮座

東白浦神社

一、祭 神 大國魂命 大己貴命 少彥名命  
一、由 緒 大正三年四月神社創立の議起り、東白浦中央丘陵「オコック」海に面したる地を相し（現在地）小祠（方六尺）を建立、同年七月七日官幣大社榊太神社の御分靈を仰ぎ奉り、時の總代松本與三松捧持し同月十一日歸浦安置奉齋したり。大正十四年五月本殿拜殿の改築に着手し、同年十一月二十五日工費四千七百圓を以て竣工遷座し奉る。大正十四年十一月十三日創立許可せらる。

一、例 祭 七月十二日 祈年祭 二月十五日  
一、社 殿 本殿 四合三勺余 拜殿 十二坪  
一、境 内 一千坪  
一、氏 子 三百五十戸  
一、神 職 社掌 坂上龍八  
一、氏子總代 柳屋武雄、三好政雄、土肥彦十郎、葛野專太郎、鈴木順四郎、大西儀兵衛、田中晋五郎。

榮濱郡白縫村大字眞縫濱  
三十六番地鎮座

眞縫神社

一、祭 神 大國魂命 大己貴命 少彥名命  
一、由 緒 大正二年三月神社創立の議起り眞縫部落東方高地に地を相し小祠（方六尺）建立、大正三年九月東白浦神社の御分靈を仰ぎ奉り安置奉齋す。昭和七年三月本殿拜殿等々を改築起工、同年十一月三十日工費一千三百圓を以て竣工遷座し奉る。昭和七年十一月十一日創立許可せらる。

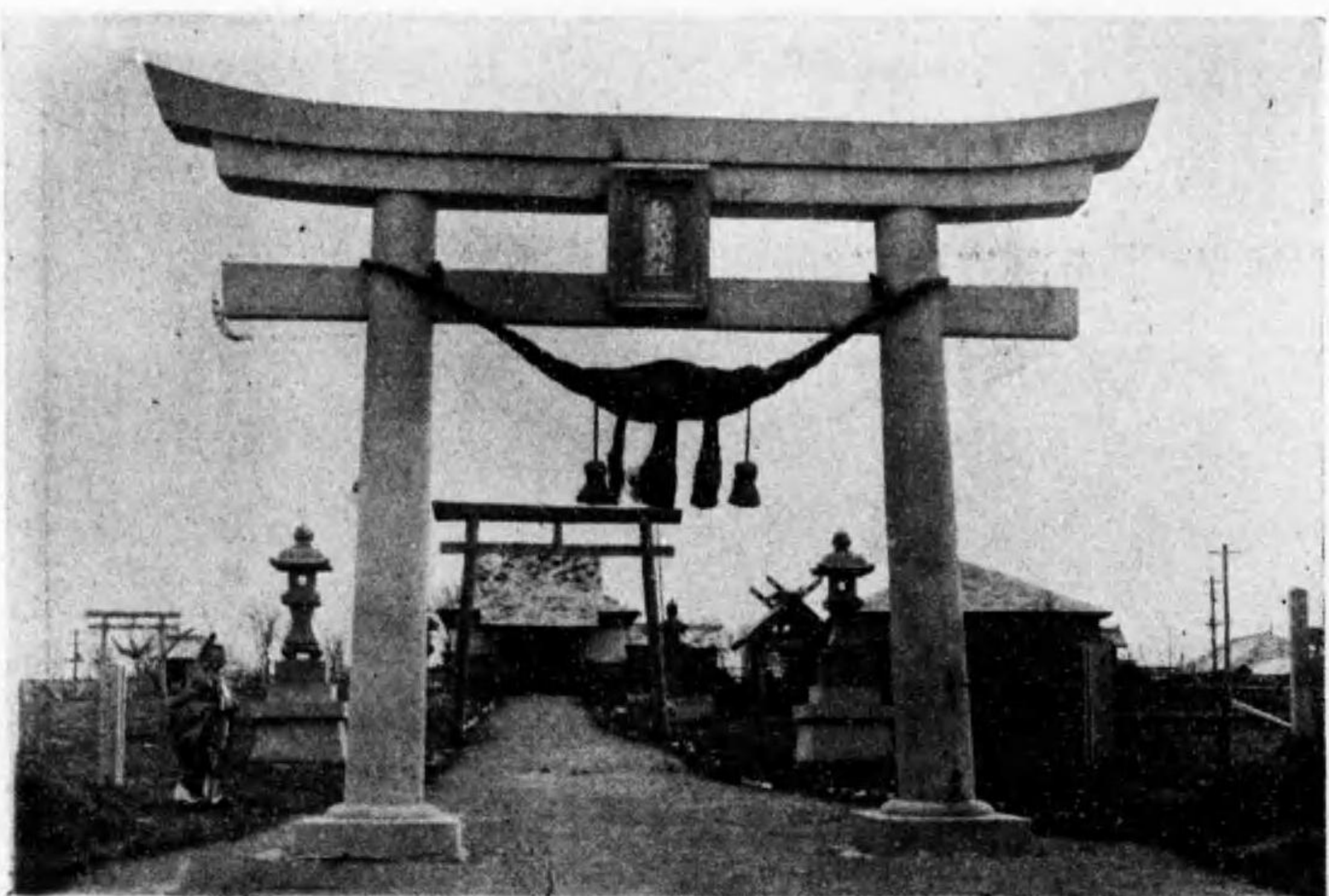
一、例 祭 七月三十日 祈年祭 二月十六日  
一、社 殿 本殿 二合五勺 拜殿 七坪五合 渡廊下 一坪五合  
一、境 内 九百坪  
一、氏 子 百二十戸  
一、神 職 社掌 坂上龍八  
一、氏子總代 木俣惣七、渡會寅之助、伊原市藏、菅原謙左工門、深堀道治

樺太大泊町字船見町鎮座

船見神社

一、祭 神 倉稻魂命 大海津見神 大物主神  
一、由 緒 明治四十年八月伊藤由藏、山口文吉外十數名に依り創立、明治四十四年九月大泊川以南の地を以て氏子區域と定め現在の地に奉遷す。大正九年三月三日樺太廳より神社創立を許可せらる。

一、祭 典 例祭 九月十日 祈年祭 四月十日  
一、社 新嘗祭 十一月二十三日 月次祭 毎月十日  
一、境 内 地 千六百二十坪  
一、氏 子 一千五百戸  
一、奉 獻 物 鳥 居 一基 濱岡甚一  
同 犬 一對 山口文吉  
同 石燈籠 一對 米倉友治  
同 同 同 西谷海運株式會社  
同 同 同 本郷伊吉郎  
同 同 同 樺太運輸株式會社  
同 同 同 松本馬藏  
同 同 同 竹内倉助



一、神 職 社掌 藤岡彌太良  
一、崇敬者總代 鞍元武平、中釜宗次郎、佐藤豊太郎、津田長作、神代岩之助、森下九兵、宮崎貞藏、高柴彌吉、安藤幸一





樺太大泊郡千歲村大字貝塚  
字南貝塚鎮座

## 貝塚神社

一、祭 神 大國主命 事代主命 市杵島姬命

御食津神 譽田別尊

一、由 緒 大正四年六月卯落有志長谷山竹藏、渡邊祐作、佐藤金三郎、工藤晴次郎、小里谷勘之助、師田吉太郎等相計り社殿建設に着手同年八月竣成、大正十年九月三十日樺太廳より神社創立を許可せらる。

一、例 祭 六月十日

一、社 殿 本殿一坪 拜殿十一坪

一、境 内 一千坪

一、敬敬者總代 佐藤金三郎、保古重信、小里谷幸太郎



樺太大泊郡千歲村字一ノ澤鎮座

## 一ノ澤神社

一、祭 神 天照皇大神

一、由 緒 明治四十四年奉祀し大正二年四月十六日創立許可せらる。

一、例 祭 六月十五日

一、社 殿 本殿一坪五合 拜殿七坪五合

一、境 内地 六百坪

一、神 職 山田信義

一、崇敬者總代 馬淵吉五郎、松平十太郎、納谷鶴松



樺太大泊郡千歳村字二ノ澤  
鎮座

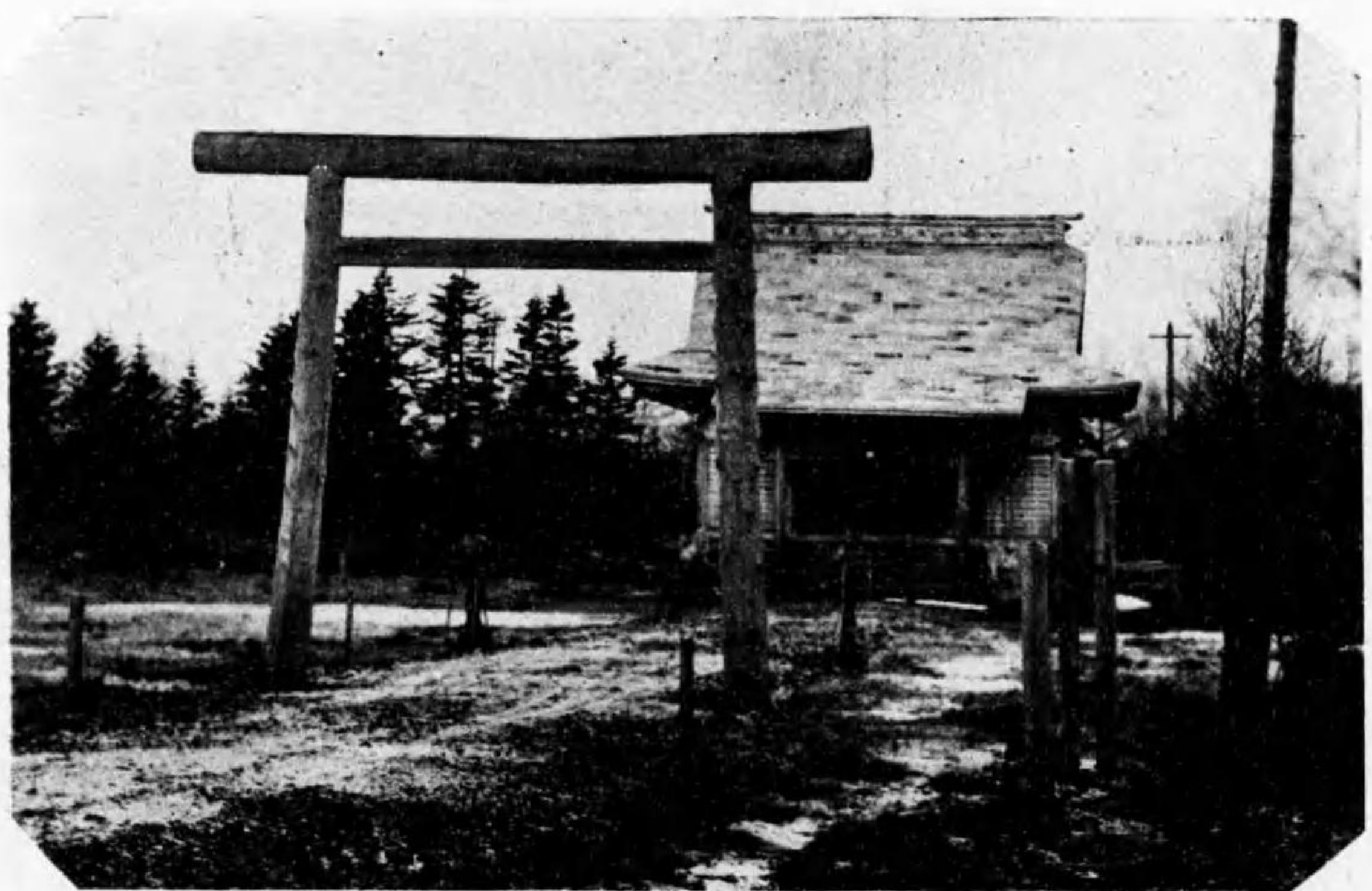
二ノ澤神社

- 一、祭 神 天照皇大神 宇迦之御魂神
- 一、由 緒 明治四十年十數戸の住民に依り奉祀せられ昭和二年十二月十四日創立認可せらる。
- 一、例 祭 六月二十八日
- 一、社 殿 本殿三坪 幣殿一坪 拜殿九坪
- 一、境内地 七百二十坪
- 一、神 職 社掌 工藤徳一
- 一、崇敬者總代 小森文太郎、越田亀五郎、遠田吉五郎、平野美代吉

樺太大泊郡千歳村字三ノ澤  
鎮座

三ノ澤神社

- 一、祭 神 倉稻魂命 佐田彦命 大宮能賣命
- 一、由 緒 明治四十四年十月社殿を建設し大正十二年四月十六日創立許可せらる。
- 一、例 祭 六月二日
- 一、社 殿 本殿一坪 拜殿八坪
- 一、境内 九百九十坪
- 一、崇敬者總代 安齋豊治、山下福次郎、田代善作

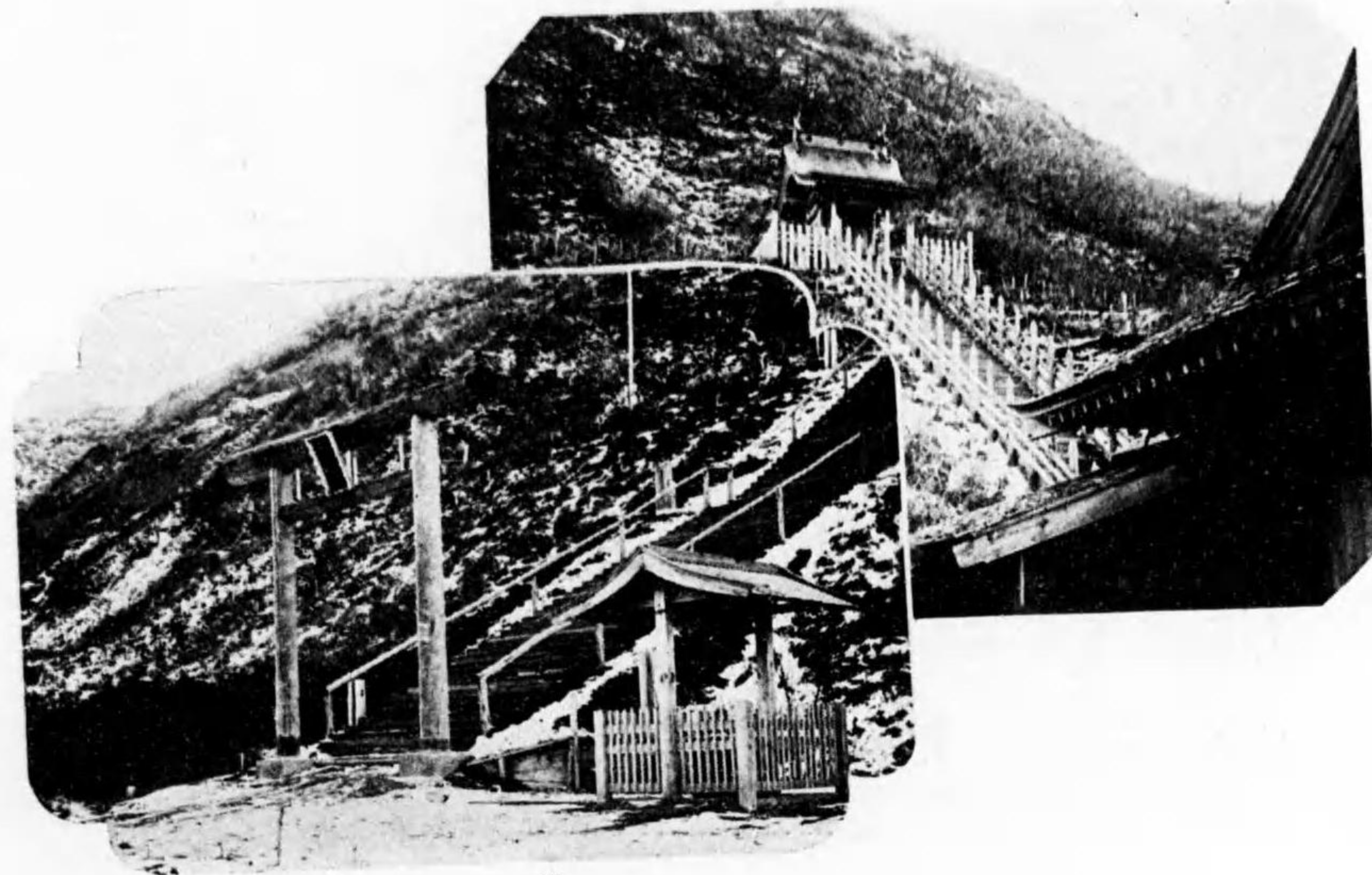


樺太留多加郡留多加町大字西留多加  
八幡町鎮座

留多加八幡神社

- 一、祭 神 八幡大神
- 一、由 緒 明治四十一年より留多加本町通り區劃外地に小祠を建て祭典を執行したるが始めにして、大正二年此の地に十二坪の社殿を建設し祭祀を行ひ來たりしが、大正十五年時の大泊支廳留多加出張所長鋤柄伴治及び町民一同並びに現在の社掌等協議の上清浄なる地を下し移轉建築落成し、公認出願、大正十五年八月十三日創立許可せらる。尙郷社昇格の準備中に屬す。
- 一、例 祭 七月十五日
- 一、社 殿 本殿 拜殿 (總建坪 十八坪)
- 一、境内地 九百坪
- 一、氏子數 八百五十戸
- 一、神 職 社掌 廣富藤藏
- 一、財産(豫定) 昭和三年八月二十九日附補命 市街宅地八百三十坪





参道

樺太真岡郡蘭泊村大字蘭泊村字蘭泊  
一五九ノ一鎮座

# 蘭泊神社

## 一、祭神

大物主乃大神

明治四十年六月十五日御靈代奉遷につき北海道函館市元町船魂神社々々掌渡邊房松参向嚴肅に鎮座祭を執行す。

金刀比羅大神

大正十年九月十日御靈代奉遷につき社掌高木榮次郎鎮座祭を執行す。

伏見正一位稻荷大神

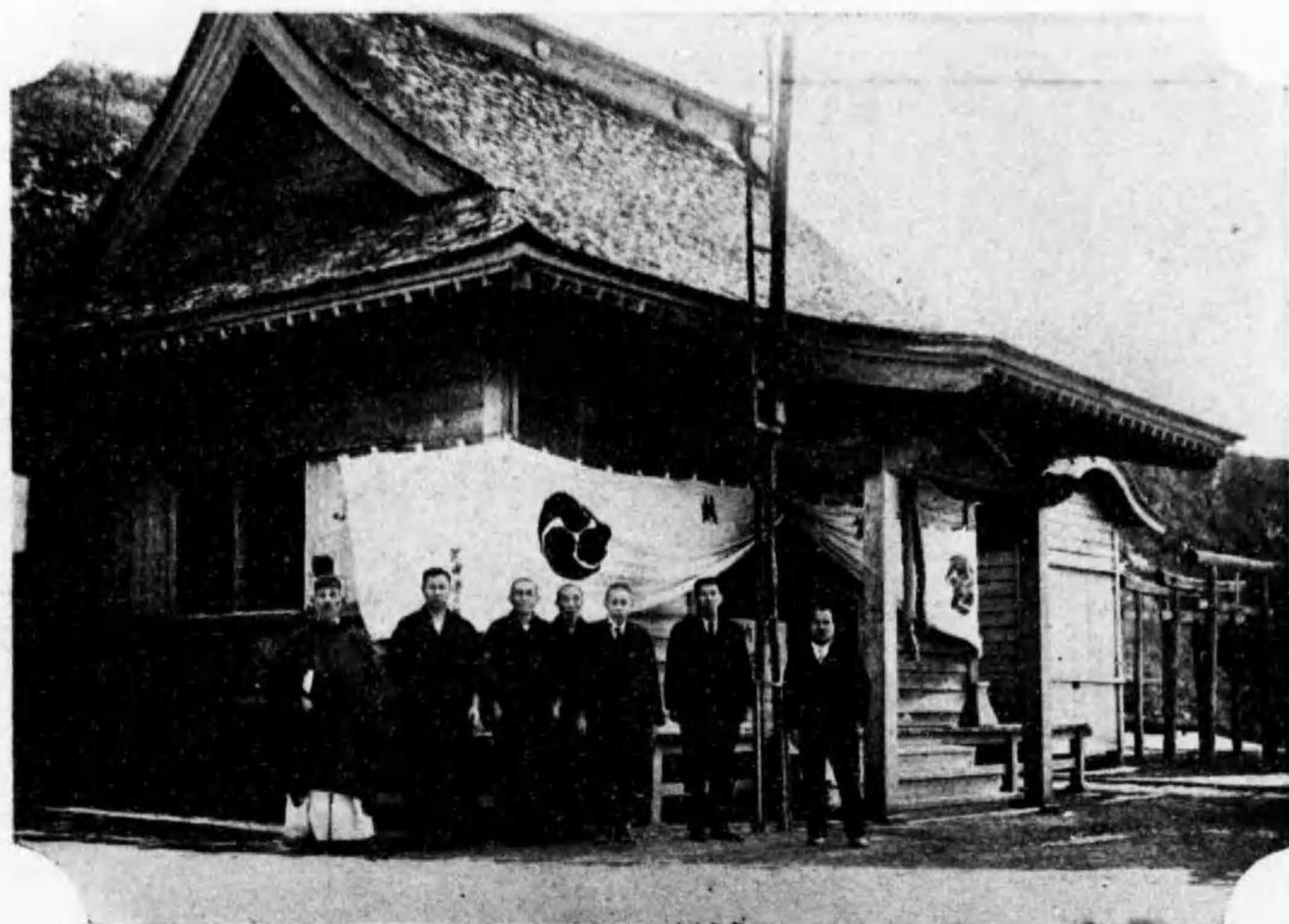
昭和四年二月二日御靈代奉遷につき社掌高木榮次郎鎮座祭を執行す。

## 一、由緒

本社社祭祀の初めは文献の徴すべきもなく明かならずと雖も、遠く露領時代の出漁者にして現在蘭泊漁場の經營者たる山田竹次郎が其漁場内に大物主乃大神を奉祀せるを村民崇敬の念を禁じ難く、明治四十年六月十六日奉祀者より譲り受け、神殿を現在の位置に新らしく造營して其誠を捧げたるに始まる。大正十年九月金刀比羅大神の御靈代を奉祀し、昭和四年二月伏見稻荷大神を鎮座す。大正十年四月創立を願し大正十一年十二月二十五日樺太廳長官より認可せらる。

## 一、例祭

六月十五日 祭  
本殿 二坪 拜殿 二十坪 神饌所 三坪



蘭泊神社拜殿並職神宗敬總代

渡殿 四坪 神輿庫 三坪

一、社地 一千坪

一、境外地 八十坪

一、崇敬者 四百五十戸

一、神職 社掌 高木榮次郎 大正九年九月二十八日より

社掌として奉仕以て今日に至る。

一、崇敬者總代 河中慶次郎、半澤藤吉、中村初太郎

中島才太郎

崇敬者總代略歴

河中慶次郎 大正十年四月より總代として今日に至る、常に

神社維持のために多大の努力し、釣燈籠幕其他を献納あり。

半澤藤吉 大正十二年四月より總代として神社維持に盡瘁

し今日に至る、手水舎其他を寄贈あり。

中村初太郎 大正十四年四月より總代として今日に至り、備

品其他を寄贈し、神社の維持に盡力す。

中島才太郎 大正十五年四月より總代として今日に至り、神

社の維持に盡力しつゝあり。







### 鵜城郡鵜城村市街東方高地鎮座

## 鵜城神社

一、祭 神 大國魂命 大日貴命 少彥名命

一、由 應神天皇

緒 本村は明治三十七八年の日露戦役終息直後我が大和民族の移住者逐年増加し茲に於て民族の特有性なる村の中心たる神社設立の要望頻りにして、大正四年三月移民大會を開き其の決議に依り愈々工を起し同年七月市内平地東方に拜殿神庫兼用四坪の小宇を建築し落成と共に樺太官幣大社より御神體を請ひ受け同年七月十五日始めて例祭を執行し、其後歳と共に移民戸數日増に増加し市街區劃の支障も生じ且つ村社としては狹隘を感じ官廳に請ひて無償木拂下を得て、昭和五年五月現在の新本殿に遷座す。

一、例祭 七月十五日 森林に接し、史跡鵜城の右に接す。

一、境内坪數 二千二百坪

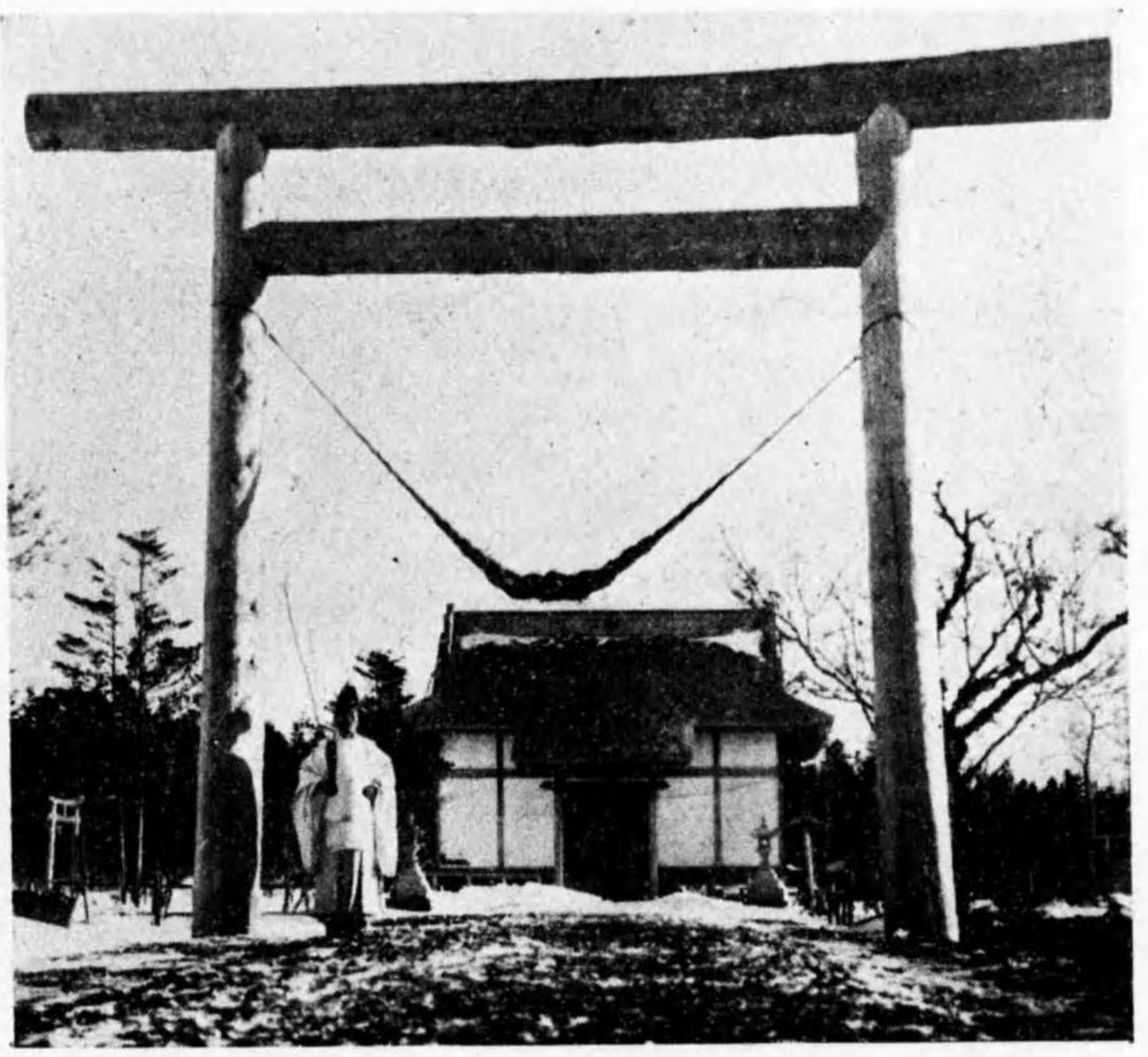
一、氏子 七百五十戸

一、職 社掌 八方真道

一、氏子總代 松島壯治郎 山上榮治郎 高橋熊治

一、附近の史跡及名勝

鵜城史跡 當史跡は村の南方小高い台地即ち當神社の右方にあつて、市街を一望の中に收め鵜城灣を泉水とながめ、限りなき海原を辿りて沿海洲を見るかと思はれる眺望絶佳の地である。此處ぞ往時、國威發揚と國權維持の爲に勇猛比類なき偉人にして而かも世に詳知せられず所謂埋れたる豪邁の士、樺太の先驅者大野藩士早川彌五左衛門及び明治初年當地の漁場監督史錫島藩士原元貞等の邸跡であつて、周圍には原氏當時の挿木だといはれる柳の古木が並立ちて鬱蒼としてをり、邸の南方に接する所には瓢箪池や縲旋狀の小徑ある高さ五尺程の築山などがあり邸前には庭樹と想はれる數種の樹木が趣味的に配置せられ大和民族特有の雅趣を呈露たらしめ昔ながらの名残を止めてゐる。其他附近には、穴居跡來知志、知志仁温泉、荷負温泉、立岩、義經岩、ホーロ岬、魔の穴鍛冶屋洞窟、ライオン岩等幾多の名勝がある。



### 樺太名好郡名好村大字名好字名好鎮座

## 名好神社

一、祭 神 譽田別命

一、由 緒

日露戦勝の結果南樺太が邦領に歸するや、明治三十九年早くも邦人五六戸の來住するあり明治四十三年戸數二十を算するに至り、「神宮遙拜所」の標木を建て、六月十五日を祭日と定め毎年祭典を執行する事とせり。越えて大正二年七月四坪五合の社殿を造營し八幡大神を奉齋し祭日を七月十五日に改め名好神社と命名大正十年十月二十五日樺太廳の認可を受く。昭和九年三月始めて専務社掌を置く。同年七月社殿改築工事落成八月三日遷座祭を執行。全村八百戸の鎮守として神威彌々揚る。

一、祭 典 祈年祭 四月十日 例祭 七月十五日

二月立春には鎮火祭執行 月次祭 毎月五日

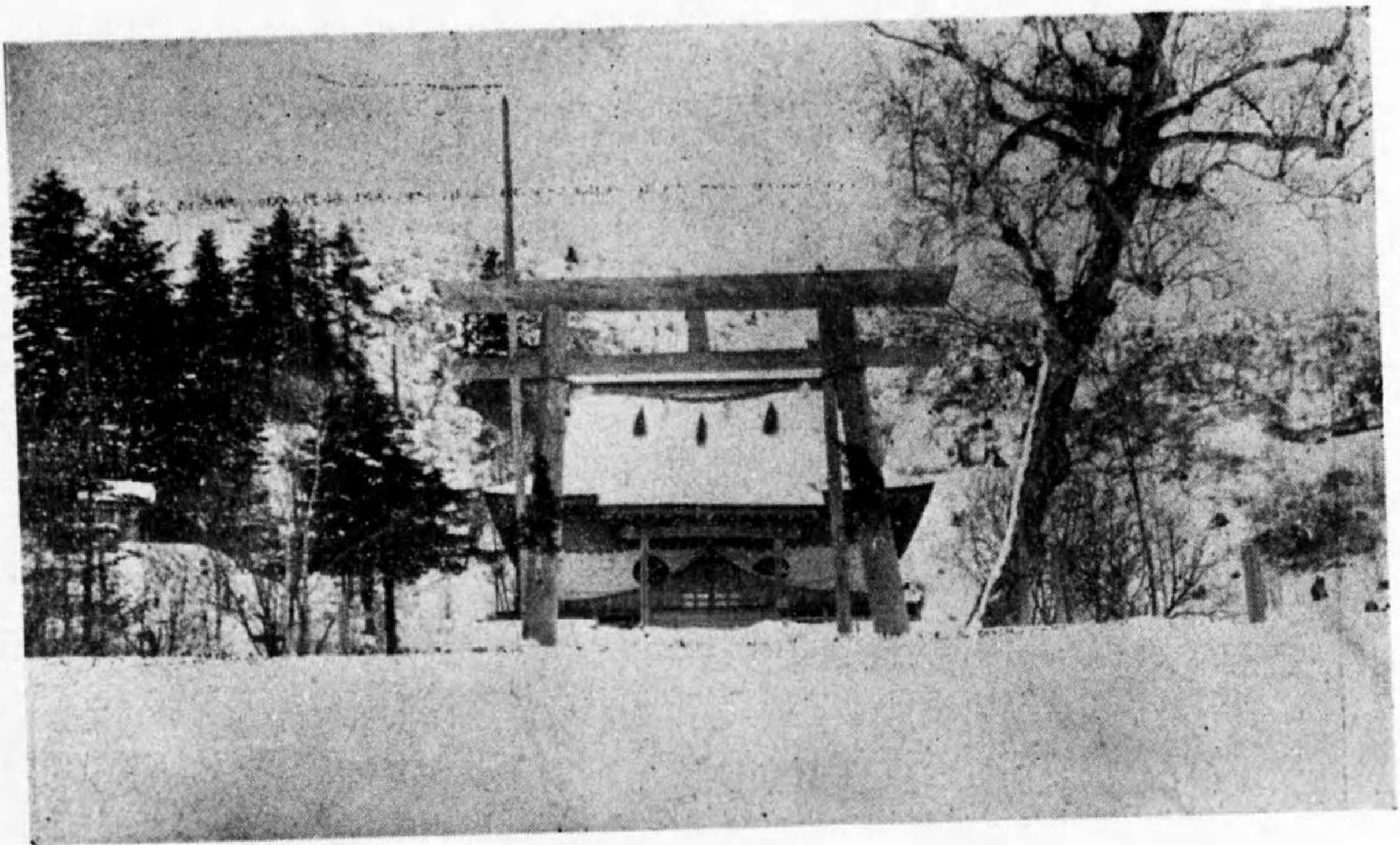
一、社 殿 三十一坪五合 (入母屋造り)

一、神 職 社掌 來島冬藏

一、崇敬者總代 秦學助、堀口芳松、岡村清治、鶴見才三郎、鈴木義平、以上五名







樺太元泊郡元泊村大字元泊字元泊濱  
八十三番地ノ一鎮座

## 八幡神社

一、祭 神 譽田別尊 足仲彦尊 氣長足姫命

二、由 緒 元泊(アイヌ語にてモットマリの稱あり)は明治四十二年五月頃より開村し漸次人口の増加するに至り就中函館地方よりの漁業者の移住多く當時戸數三十余戸にして、敬神の念厚く、同四十三年八月十五日現在のヶ所に八幡大神を奉齋したるが創始にして、爾來各方面の移住者日と共に増加し一大村落を形成するに及び大正七年神殿、拜殿及境内稻荷社等の建築に着手竣工を告げ、同八年八月十五日遷座祭を執行せり。創立出願中の所大正十年七月六日許可せらる。爾來村勢の發展と共に村民の尊崇彌々厚きを加ふるに至れり。

一、例 祭 七月十五日

二、社 本殿 拜殿 社務所

三、境 内 九百〇一坪

四、氏 子 八百五十戸

五、神 職 社掌 北垣顯二

六、崇敬者總代 澁田昌太郎 野畑庄吉 八木與作

菊地惣七 齋藤一男 松本安之助



社掌瀧下久治

樺太元泊郡知取町大字知取字末廣町  
區劃地鎮座

## 知取神社

一、祭 神 天照皇大神

二、由 緒 大正十四年八月東知取全村の鎮守として奉齋東知取神社として創立許可せらる。昭和三年十一月御大典を迎ふるに際し創立造營の議を定め、昭和四年四月十四日知取神社と改稱し、同五年七月三十日工事落成したり。

一、例 祭 七月十七日

二、社 本殿 拜殿 五十七坪六合 神樂殿 二十五坪五勺

社務所 四十二坪五合

三、境 内 二千三百五十坪 外四百六十八坪

四、境内神社 稻荷神社 忠魂碑

五、氏 子 知取町一圓

六、町ヨリノ神饌料 年額 六十五圓(昭和十年度)

七、供進金並補助金 年額 二千百九十圓(昭和十年度)

八、神 職 社掌 勳七等 瀧下久治





# 内路神社

一、鎮座地 樺太敷香郡内路村末廣町六七丁目の北方高臺地に在り  
内路市街及沖合海上眼下に之を望み眺望絶佳の地なり。

一、祭神 天照皇大神

一、由緒 大正四年の創立にして、當時全部落住民三十三名の協力に依りて本殿一字を建立し、八月十五日を以て神社規則公布せられ大正十年五月七日を以て同規則に依り創立許可せられ、茲に始めて公認神社となれり。同十三年には拜殿を建築し、漸次諸調度を整へ、昭和七年八月始めて社掌の任命あり。昭和九年十月拜殿を改築し、祭器庫を設く。

一、祭典 例祭 八月二日 其の他大中小祭は曆表に依る

一、社殿 神明造 本殿 渡殿 拜殿

一、境内 内 千五坪(社有地)

一、崇敬者 五百戸

一、神職 社掌 元山多一

一、崇敬者總代 西山一郎、中野兼隆、福住政義、永井虎次郎



# 樺太敷香郡敷香町宮通鎮座 敷香神社

一、祭神 天照皇大神

一、由緒 明治四十三年八月二十三日皇國の公民として殊に敷香草分の部落民敬神觀念の崇高彌増し協議の結果北鎮の神社を創立することとなり、先づ本殿一字鳥居一基を建設し翌四十四年七月二十九日竣工祭を執行し、御靈代は初代敷香支廳長成富淺一(道正)の名義で神宮へ請願の處、神宮御内規に依り敷香神社へ永久に奉齋すべき特別祈願を籠められて御下付あり、翌三十日夜樺太廳よりは長官代理第一部長竹内友治郎並支廳町役場等官公吏部落民供奉のもとに嚴肅に御鎮座祭を齋行せり。爾來卅年八月十日を期し例祭日と定め大正十年六月二十四日神社創立の儀を正式頒出に依り同年八月一日附地第一四六七號を以て許可せられ公認神社となり、次いで諸建物も整備し今日の莊觀を見るに至れり。

一、祭典並特殊神事 諸名士の參拜 歴代の長官、各部長敷香支廳長、子爵花房太郎、衆議院議員鶴澤宇八、第七師團長佐藤子之助、拓務省參與官木村小左衛門、伯爵二荒芳徳等の諸名士其他多くを數ふ。

一、祭典並特殊神事 祈年祭 二月十七日 例祭 八月十日(九日宵宮祭) 神幸式あり 新嘗祭 十一月二十三日 節分祭 二月節分 更衣祭 四月一日、十月一日